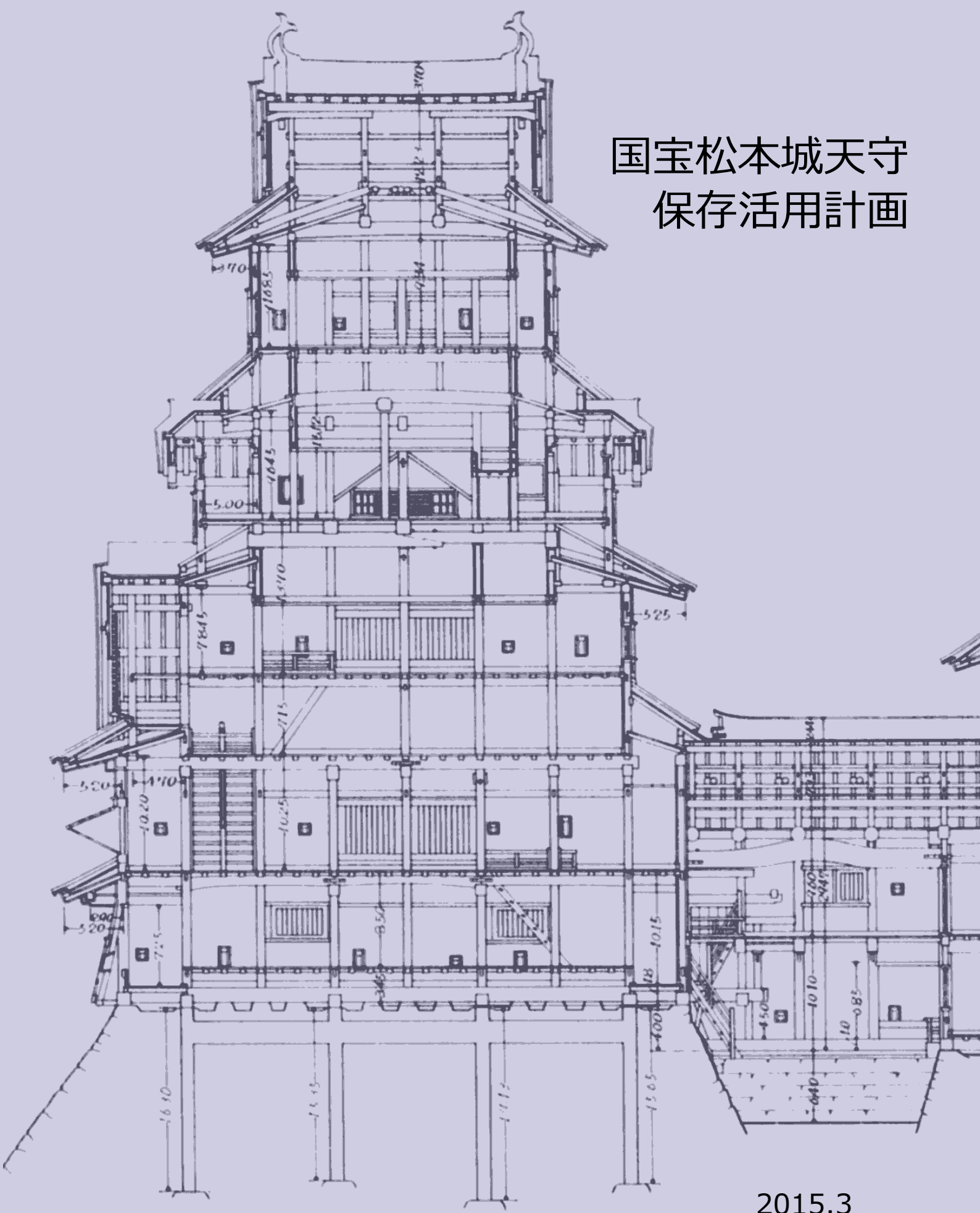
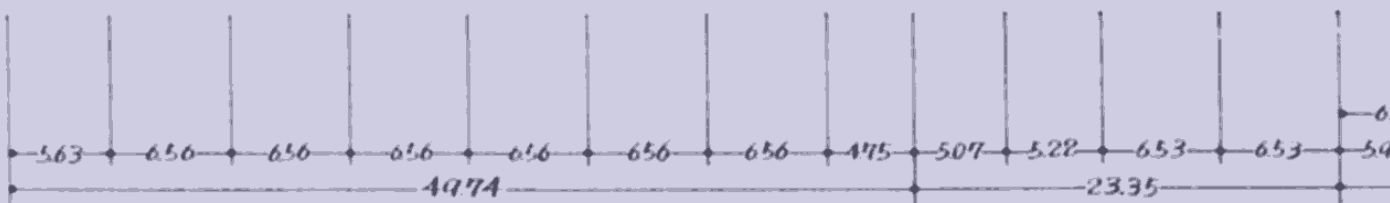


国宝松本城天守 保存活用計画

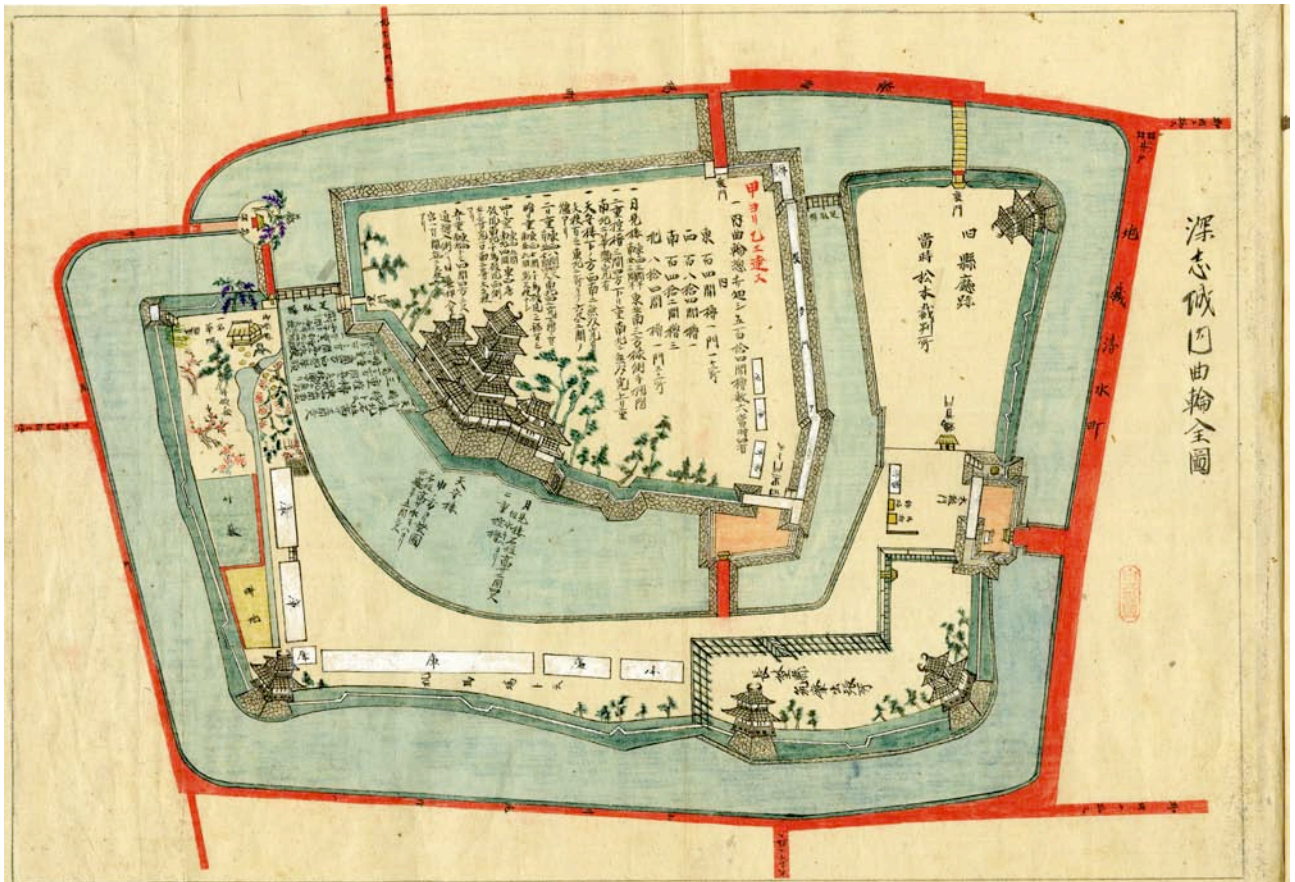


2015.3
松本市

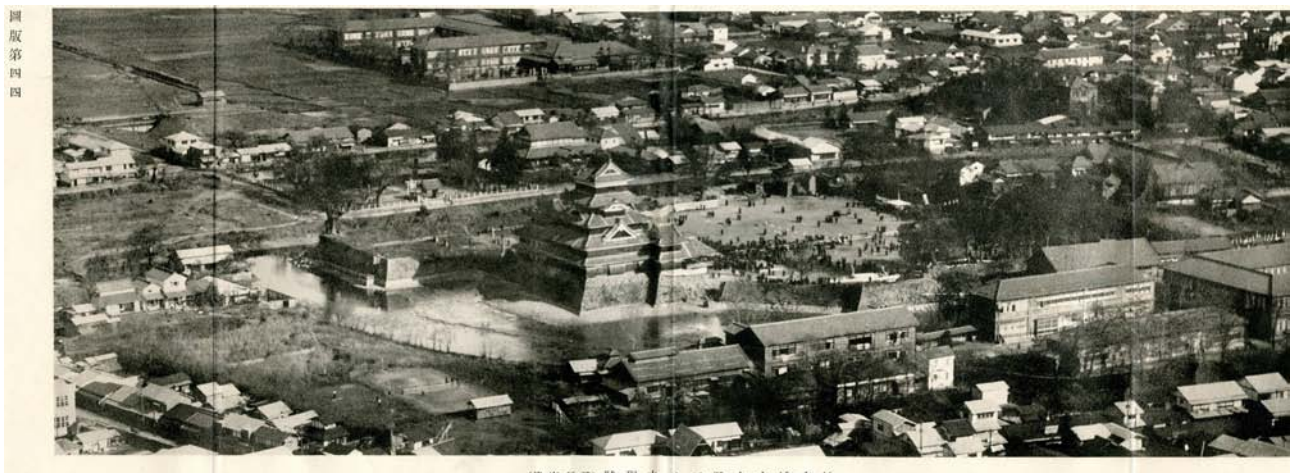




(南西より天守を望む)



『深志城内曲輪全圖』松本市中央図書館所蔵



（興宮行殿）狀現丸ノ二及丸本城本松
 出典：「松本城 本丸及二ノ丸現狀（飛行写真）」『史蹟調査報告書 第六輯』文部省発行（昭和7年2月15日発行）

はじめに

松本城天守は、日本で唯一現存する平城五重六階の城郭建築です。旧国宝保存法により昭和11年4月に国宝に指定され、戦後、昭和25年からは、5カ年の歳月をかけて、文部省直営による解体修理工事（昭和の大修理）が実施されました。その間、昭和27年3月には、文化財保護法により国宝に指定されました。

現在、松本城周辺一帯は国指定の史跡として、また都市公園として人々の憩いの場となっています。北アルプスを借景し、松本城天守を中心に水堀を廻らした素晴らしい景観を求め、数多くの市民や国内外の観光客が訪れています。まさに、国宝松本城天守は松本市のシンボルであり、日本のみならず世界に誇る貴重な文化遺産です。

本市では、この貴重な文化財を後世に伝えるため、昭和48年に、東京大学大谷幸夫教授に依頼して、天守に係る眺望や周辺整備へのご提言をいただき『松本城周辺整備調査報告書』を作成しておりますが、その後、平成11年には、史跡松本城の保存・活用の今日的課題を見据え、『松本城およびその周辺整備計画』を策定しました。現在は「松本城を中心としたまちづくり」を本市の重要課題のひとつとして位置付け、松本城南・西外堀復元事業をはじめとする城下町の再生事業に取り組んでおります。この事業を進めるに当たっては先人の尽力により守られてきた松本城の保存管理を万全なものとすると同時に、文化財の保存と活用の円滑な調整を図ることも重要と考えております。

今回策定した『国宝松本城天守保存活用計画』は、平成11年に文化庁から示された指針をもとに、国宝松本城天守の保存と活用の両立を図るためにまとめたものです。今後は、本計画に基づいて松本市民の心のよりどころでもある松本城を大切に守りながら、私たち市民の使命として次世代に引き継いでいきたいと考えております。

結びに、この計画を策定するに当たりご指導・ご助言をいただきました国宝松本城天守保存活用計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、文化庁、長野県教育委員会、他関係の方々から心から感謝を申し上げます。

平成27年3月
松本市長 菅谷 昭

凡例

- 1 本計画は、平成11年文化庁指針「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき、長野県松本市に所在する国宝松本城天守の保存と活用に係る保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画、保護に係る諸手続について策定したものである。
- 2 国宝松本城天守保存活用計画策定事業は、平成24年度から平成26年度国庫補助事業の採択を受け、松本市教育委員会松本城管理事務所が実施し、修理履歴調査、各所部材の調査、保存状況の調査、そのほか活用に係る関係事項等の調査を基に実施した。
- 3 本計画の作成は、文化庁、長野県教育委員会及び国宝松本城天守保存活用計画策定委員会の委員等の指導を得て行った。また、第4章防災計画における防火管理区域については、所轄消防機関（松本広域消防局丸の内消防署）の指導を得た。
- 4 平成24年度は、公益財団法人文化財建造物保存技術協会に第1章及び第2章に必要な調査業務（現状調査及び修理計画案作成）について委託した。
- 5 平成25年度及び平成26年度は、株式会社文化財保存計画協会に委員会運営及び資料作成支援業務について委託した。
- 6 策定にあたり、資料調査等に関しては、碓屋公章氏、長野県松本深志高等学校、同校応援団、深志同窓会、松本市立博物館、重要文化財旧開智学校管理事務所、窪田空穂記念館及び松本市中央図書館の協力を得た。
- 7 写真及び図版等について特に記載がない場合は、「松本城管理事務所」が所蔵している。

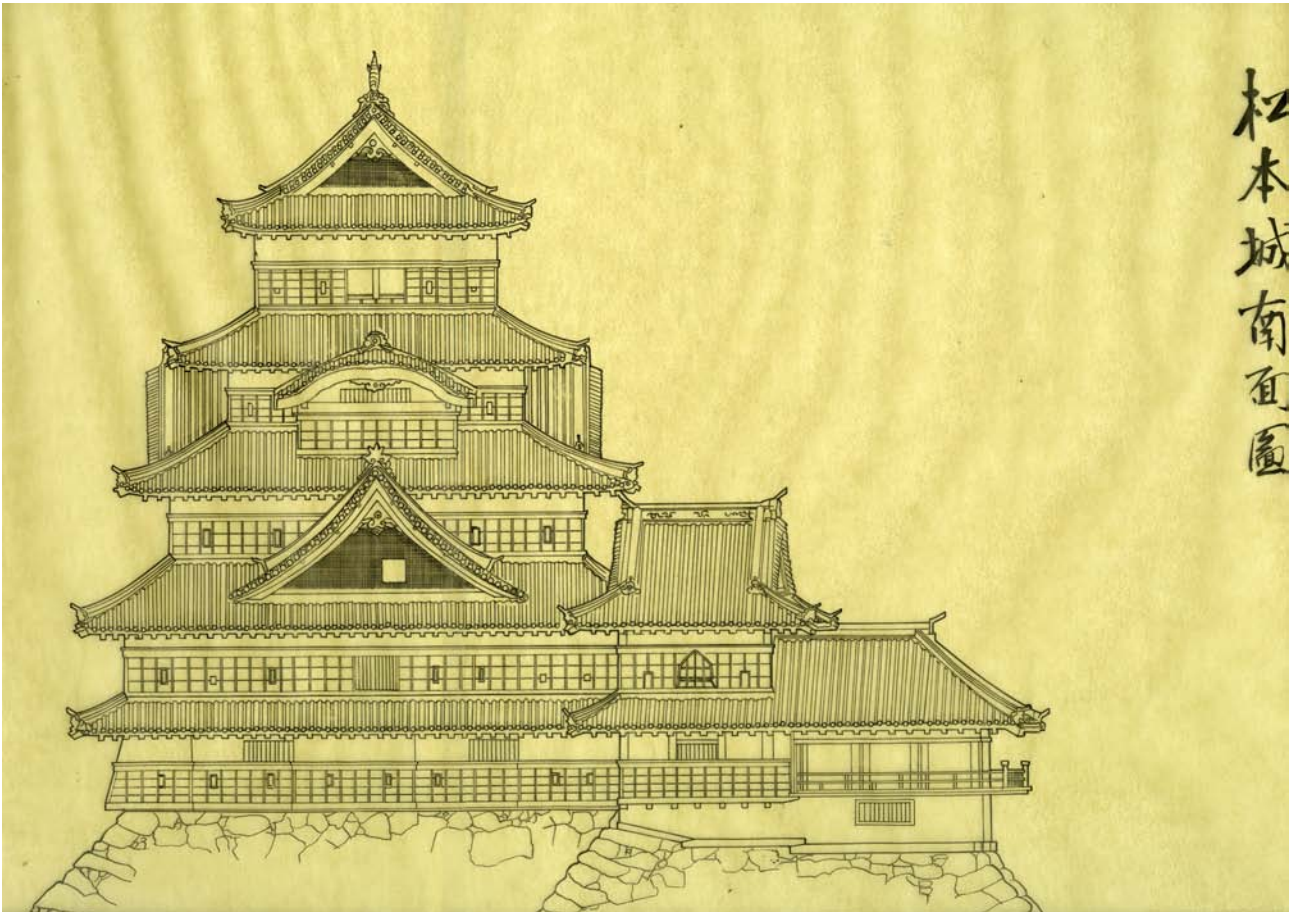
目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画の作成	3
2	文化財の名称等	5
3	文化財の概要	5
4	文化財保護の経緯	21
5	保護の現状と課題	24
6	計画の概要	25
第2章	保存管理計画	27
1	保存管理の現状	29
2	保護の方針	33
3	管理計画	64
4	修理計画	67
第3章	環境保全計画	69
1	環境保全の現状と課題	71
2	環境保全の基本方針	82
3	区域の区分と保全方針	82
4	建造物の区分と保護の方針	83
5	防災上の課題と対策	85
第4章	防災計画	89
1	防火・防犯対策	91
2	耐震対策	103
3	耐風対策	104
4	その他の災害対策	105
第5章	活用計画	107
1	公開その他の活用の基本方針	109
2	公開計画	112
3	活用基本計画	112
4	実施に向けての課題	127
第6章	保護に係る諸手続	129
1	保護に係る諸手続	131
2	現状を変更しようとする場合の手続	131
3	保存に影響を及ぼす行為に係る手続	133
4	その他の手続	133
	参考法令等資料	135

1	文化財保護法（抜粋）	137
2	文化財保護法施行令（抜粋）	140
3	国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（抜粋）	142
4	国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（抜粋）	143
5	国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）	145
6	建築基準法（抜粋）	145
7	国有財産法（抜粋）	146
8	文化庁所属の文化財である国有財産の事務処理基準	147
9	都市公園法（抜粋）	148
10	松本市都市公園条例（抜粋）	149
11	松本市都市公園条例施行規則（抜粋）	150
12	松本市教育委員会組織規則（抜粋）	151
13	松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則（抜粋）	152
14	松本城管理条例（抜粋）	152
15	消防法（抜粋）	153
16	松本広域連合火災予防条例（抜粋）	154
17	松本城防火管理規則（抜粋）	155
18	松本城消防計画（抜粋）	156
19	国宝松本城天守保存活用計画策定委員会設置要綱	163

第7章	添付資料	165
1	松本城歴史年表	167
2	松本城（国宝・史跡）に関する主要な文献	172
3	松本城のデータ	176
4	松本城管理事務所（特別会計「松本城費」）決算状況	178
5	その他	179
ア	松本城に係る実測図面	179
イ	松本城に関する絵画	186
ウ	松本城及び松本藩に関する絵図・錦絵等	188
エ	松本城に関する歌	192
オ	松本城天守を使ったデザイン（シンボルマーク・ロゴマーク）	194
カ	松本城天守に係る古写真	195

第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

1 計画の作成

(1) 計画策定年月日

平成27年 3月25日

(2) 計画作成者

長野県松本市(松本市教育委員会 松本城管理事務所) 長野県松本市丸の内3番7号

(3) 計画期間

本計画は、計画策定から10年間を目途として更新する。ただし、耐震診断結果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

(4) 策定経緯

ア 策定体制

国宝松本城天守保存活用計画策定委員会(事務局:松本市教育委員会 松本城管理事務所)

イ 会議等の開催状況

年 月 日	審議内容
平成25年(2013) 9月3日	第1回国宝松本城天守保存活用計画策定委員会 ・委員長、委員長代理選出 (委員長:渡邊定夫、委員長代理:宮本長二郎) ・計画策定、今後の日程、第1章から第2章の検討
平成26年(2014) 2月6日	第2回国宝松本城天守保存活用計画策定委員会 ・活用の基本方針について ・第3章から第6章の検討
平成26年(2014) 9月19日	第3回国宝松本城天守保存活用計画策定委員会 ・第3章から第6章の再検討 ・添付資料について
平成27年(2015) 1月9日 ~2月9日	パブリックコメント実施
平成27年(2015) 2月26日	第4回国宝松本城天守保存活用計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果 ・計画(案)について

ウ 委員

役職	氏名	役職
委員長	渡邊 定夫	東京大学名誉教授
委員長代理	宮本 長二郎	独立行政法人 文化財研究所名誉研究員
委員	五味 盛重	元(財)文化財建造物保存技術協会参与
委員	青木 教司	市民(地元地方史家)

エ 指導助言者(オブザーバー)

役職	氏名	役職
文化庁	豊城 浩行	文化庁文化財部参事官(建造物担当)付 主任文化財調査官(併)文化財管理指導官
長野県	阿部 精一 (H24)	長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課長
	小野 光尚 (H25～)	
関係機関	高木 裕雄樹 (～H25.9)	公益財団法人 文化財建造物保存技術協会 公益財団法人 文化財建造物保存技術協会 参事
	木村 和夫 (H25.10～)	

オ 事務局

氏名	役職
吉江 厚	松本市教育長
川上 一憲	松本市教育部長 (H24・25)
宮川 雅行	松本市教育部長 (H26)
土屋 彰司	松本城管理事務所 所長
塩野崎 隆夫	松本城管理事務所 城郭整備担当 係長 (H24) 課長補佐 (H25)
田多井 用章	松本城管理事務所 城郭整備担当 主査 (H24・25) 係長 (H26)
澤柳 秀利	松本城管理事務所 城郭整備担当 主査 (H26)
桑島 直昭	松本城管理事務所 城郭整備担当 主査
上原 慎一郎	松本城管理事務所 城郭整備担当 主任
堀井 亮彦	松本城管理事務所 城郭整備担当 主事 (H24)
後藤 芳孝	松本城管理事務所 研究専門員
南山 孝	松本城管理事務所 研究専門員

(5) パブリックコメントの実施結果

次の項目へのご意見をいただき、国宝松本城天守保存活用計画策定委員会で計画への反映について検討した。

ア 意見等の区分

第1章に関する意見	0 件
第2章に関する意見	0 件
第3章に関する意見	0 件
第4章に関する意見	0 件
第5章に関する意見	1 件
その他に関する意見	2 件
合計	3 件

イ 意見等に対する考え方

計画に反映したもの	1 件
既に記述されているもの	0 件
策定後の対応であるもの	0 件
その他	2 件
合計	3 件

2 文化財の名称等

(1) 重要文化財（建造物）の名称

ア 名称及び員数

松本城天守 五棟（天守、乾小天守、渡櫓、辰巳附櫓、月見櫓）

イ 指定年月日

昭和27年3月29日 文化財保護委員会告示第21号

[*旧国宝保存法による国宝指定 昭和11年4月20日 文部省告示第203号]

ウ 所在地

長野県松本市丸の内4番1号（旧松本市大字北深志二ノ丸）

(2) 建造物の構造及び形式

天 守：五重六階、本瓦葺
 乾小天守：三重四階、本瓦葺
 渡 櫓：二重二階、本瓦葺
 辰巳附櫓：二重二階、本瓦葺
 月 見 櫓：一重、地下一階附、本瓦葺

(3) 所有者等の氏名及び住所

ア 所有者

国（文部科学省所管）

イ 管理団体

(ア) 名称

長野県松本市

(イ) 住所

長野県松本市丸の内3番7号

(ウ) 管理団体指定年月日

昭和33年10月22日

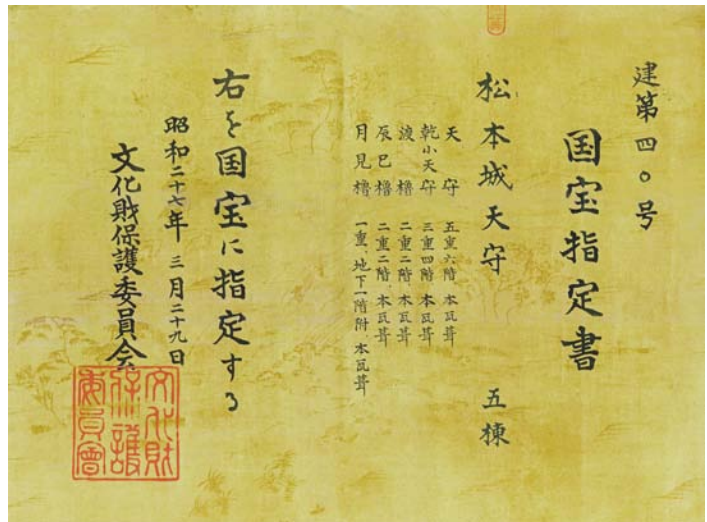


図 1-1 国宝指定書（表面）

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

ア 文化財を構成する物件

国宝松本城天守 5棟

（天守、乾小天守、渡櫓、辰巳附櫓、月見櫓）

イ 一体となって価値を形成するもの

史跡松本城

面積 92,707.88㎡（平成27年3月10日現在）

1 旧国宝保存法に係る国宝は旧字を使用

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

松本城は長野県の中央部に位置する松本市街地の北西寄りにあり、周囲に女鳥羽川・田川・奈良井川・薄川などの河川が回る低湿地帯に造られた平城である。

イ 創立沿革

松本城は小笠原氏時代の深志城を武田氏が修築拡張し、石川数正が規模を改めて築城の計画を進め、その子康長の代になり竣工したものである。石川氏時代の造営は天守と乾小天守及び渡櫓の三棟のみであった。辰巳附櫓と月見櫓は寛永年間に松平氏時代の増設と伝えられている。

ウ 施設の性格

松本城本丸の平面形は東西にやや長い矩形を西南隅で切った五辺形に近い形をしており、周囲に内堀が回っている。その外周東、南、西の三方をコの字に二の丸が囲み、さらに外堀は二の丸を回る。本丸、二の丸の周囲を三の丸が囲み、その外側に総堀が回っている。

本丸の南西に位置する天守は本丸に現存する唯一の建築遺構である。天守を中心に北に乾小天守を配し、その間を渡櫓が繋いでいる。東南には月見櫓があり、その間を辰巳附櫓で繋いでいる。天守は五重六階、乾小天守は三重四階、渡櫓・辰巳附櫓は二重二階、月見櫓は一重一階地下一階附である。城域が低湿地帯であることから、石垣内部には16本の土台支持柱が入れられ、建物の荷重が石垣を介さず丸太組みから直接地盤に伝わるよう工夫されている。石垣の平面形は複雑に湾曲し、その上に建つ建物の平面は各階とも微妙に不整形である。天守は渡櫓と月見櫓の地階に出入口を持つ。天守一階の北は渡櫓・乾小天守の二階に、南東は辰巳附櫓・月見櫓の一階に接続している。天守二階の南東は辰巳附櫓の二階と接続している。架構方法は、各二階を一架構単位として通し柱とし積上げられ、天守・乾小天守の三階、天守の五階で平面が縮小されている。天守と渡櫓・乾小天守の分厚い壁には数多くの矢狭間と鉄砲狭間が配される一方で、月見櫓は三方を舞良戸とし朱漆の縁が張出した開放的な櫓である。

天守は雁行形に配された建物群が連結することで複合的な性格を持ち、変化に富んだ内部空間となっている。また、外壁の黒漆塗の下見板張りと白漆喰壁の対比、優美で開放的な月見櫓と朱漆の縁、石垣と本瓦葺の安定感と律動的に配されている破風群により趣のある建造物と言える。²

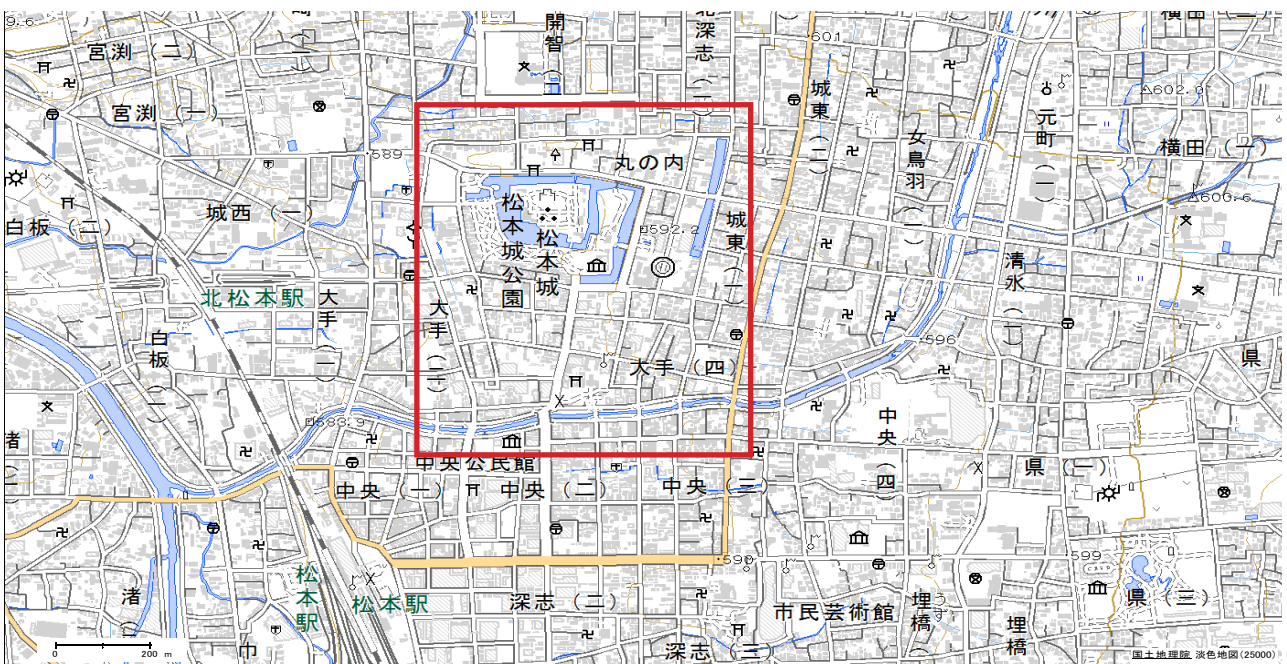


図 1-2 松本城位置図 (国土地理院)

² 参考『松本城』(昭和31年)長野県教育委員会発行、別冊歴史読本7『国宝・重要文化財 日本の城』新人物往来社(平成7年発行)



写真 1-1 松本城位置図（航空写真）

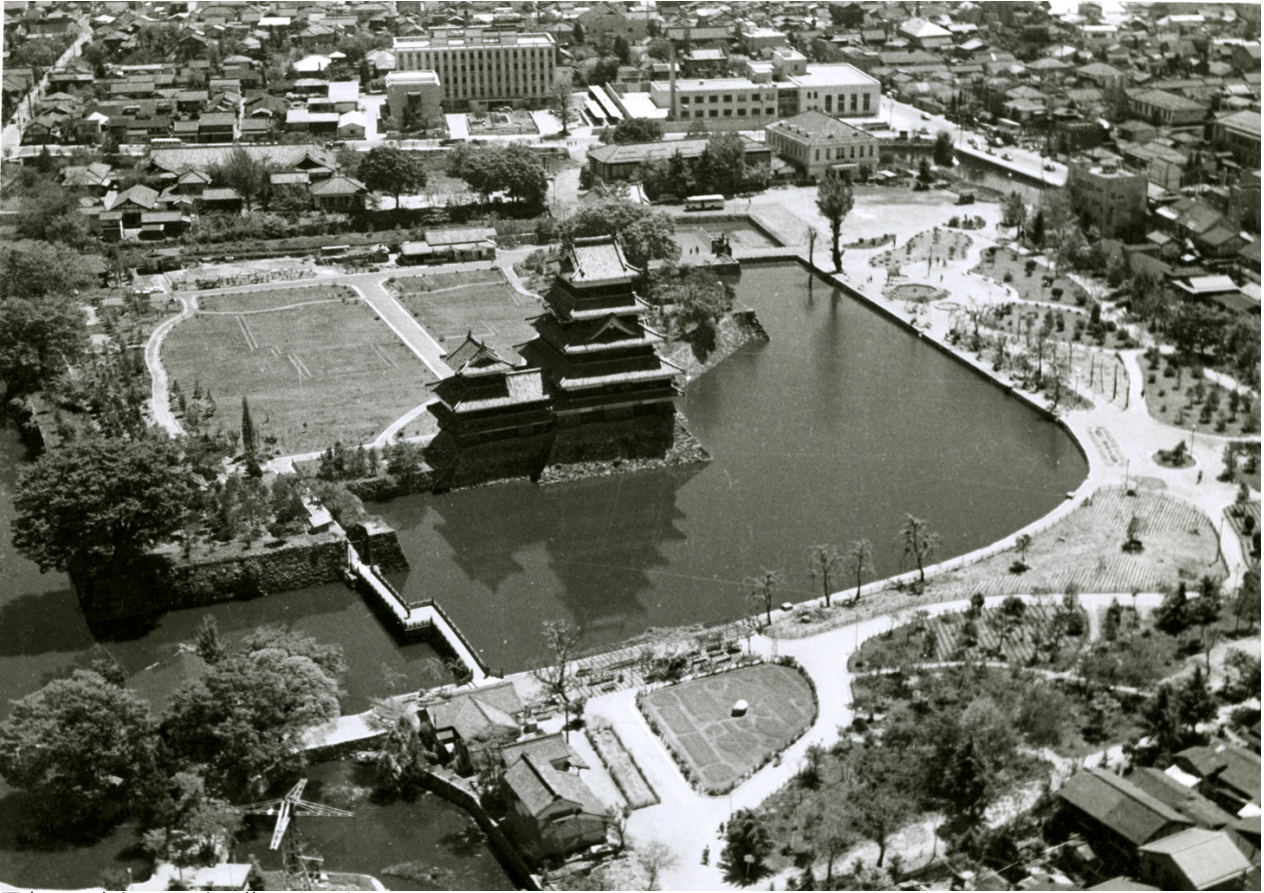


写真 1-2 本丸・二の丸の状況 (S 30)



写真 1-3 本丸・二の丸の状況 (H 4)

エ 主な修理時期とその内容

天守築造後、主な改造が行われたことを記録する資料は確認されていない。修理については、文献記録等から判明しているものを、表1-1に示す。これらのうち、天保13年（1842）については部分的に記録があり、昭和25年（1950）の修理については報告書が出されている。それ以外の詳細は判明していない。

表 1-1 主な修理時期とその内容

時代	時期区分	昭和修理発見の墨書・ヘラ書等（※1）				出身記（※2）				周期 （※1）	
		和暦	西暦	周期	内容	和暦	西暦	差	内容		
藩政時代	I期	前半	文禄2	1593		創建（※3）					70
							文禄3	1594		創建（※3）	
			(寛永元)	1623	30						
						寛永11	1634		月見櫓増設		
		寛文3	1663	40	鯨真木	寛文3	1663	29	(鯨取替)		
						(寛文年間)			伝(天守修理・松植樹)		
	後半	享保17	1732	69	柱	享保17	1732		天守破損	70	
		享保18	1733	(1)		享保18	1733	70	天守普請		
	II期	前半	延享元	1744	12	瓦					68
			宝暦8	1758	14	瓦・柱	宝暦8	1758	25	天守普請	
							安永8	1779	21	天守普請	
							天明元	1781	2	天守普請	
							天明2	1782	1	天守普請	
			寛政8	1796	38	瓦・柱					
		寛政12	1800	4	瓦		1800				
		後半					享和2	1802	2	天守普請	
			文化9	1812	12	瓦					
						文化14	1817	15	天守修復		
						文政9	1826	9	天守廓普請		
天保12			1841		瓦						
天保13	1842			瓦	天保13	1832	6	天守普請			
天保14	1843	31	瓦・鯨真木	天保14	1843	11	天守普請	43			
近世以降	III期	前半	明治元	1868						60 (10)	
			明治36	1903	60		明治36	1903	60		明治解体修理着工
			大正2	1913	10		大正2	1913	10		明治解体修理竣工
	後半					昭和12			天守屋根修理	37 (5)	
		昭和25	1950			昭和25	1950		昭和解体修理着工		
		昭和30	1955	42		昭和30	1955	42	昭和解体修理竣工		
IV期	前半				昭和41	1966	11	小修理			

※1 出典：『城郭 別冊 松本城』（昭和35年）日本城郭協会発行に加筆（昭和41年以降）

※2 昭和の修理時発見されたヘラ書き等に『諸士出身記並びに出身記・出身書等』（松本城管理事務所蔵）を調査結果を記載

※3 国宝松本城築造年代懇談会による天守築造年代の検討結果による



写真 1-4 天守東面（昭和の大修理前）



写真 1-5 天守北面（昭和の大修理前）



写真 1-6 天守北西面（昭和の大修理前）



写真 1-7 昭和の大修理時の様子

建物名及び平面図①

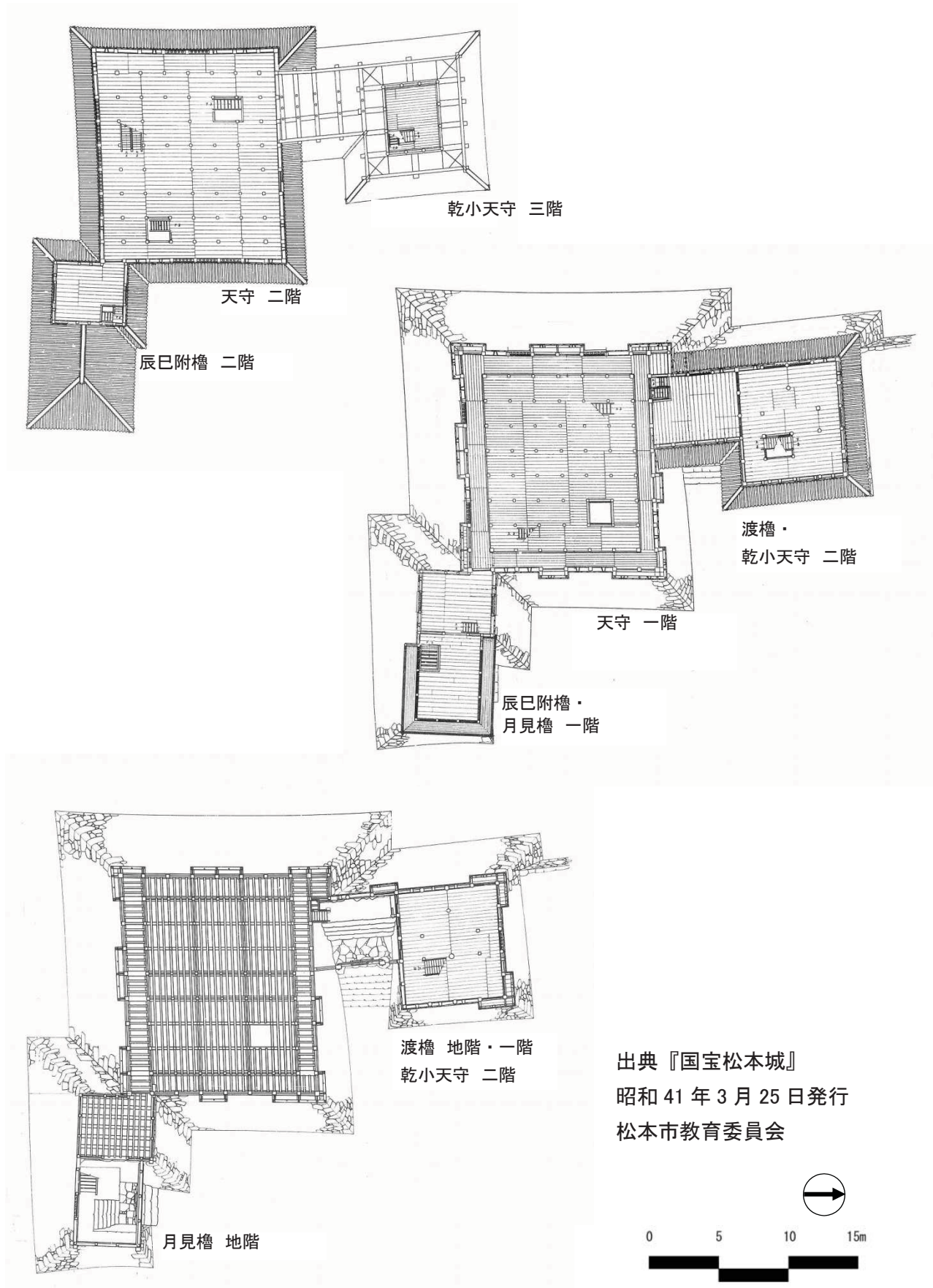


図1-3 建物名及び平面図 地階～3階

建物名及び平面図②

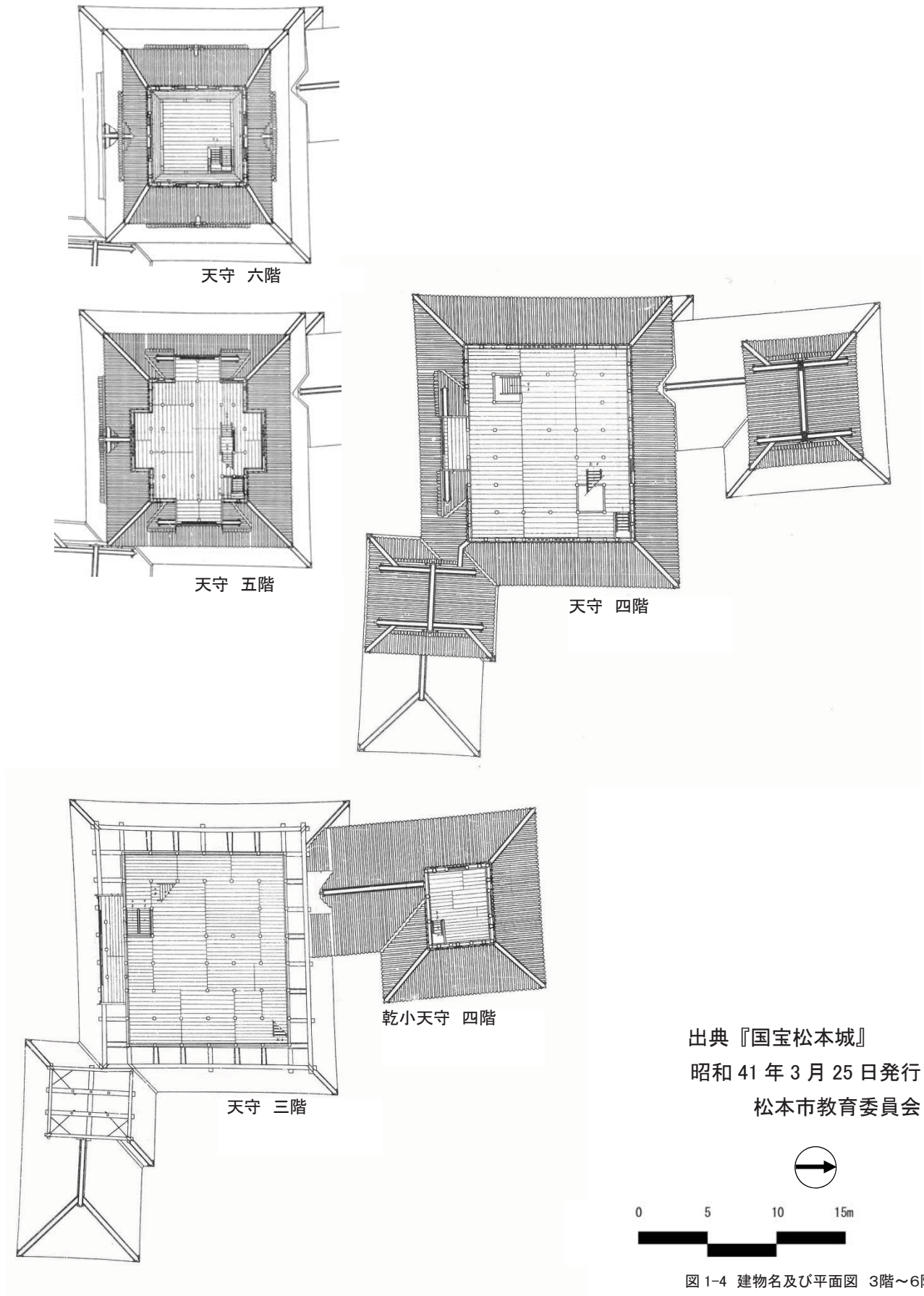
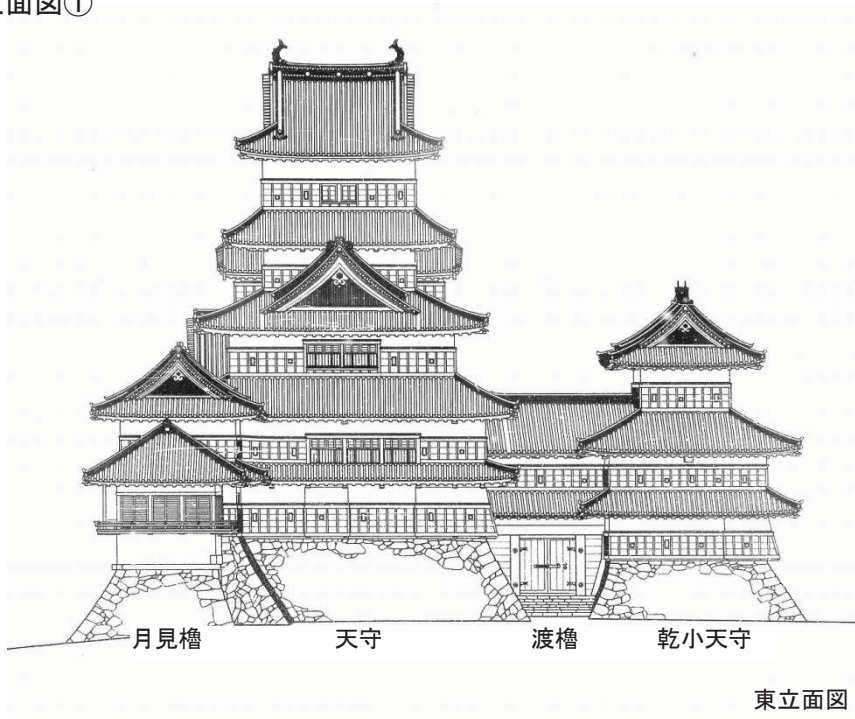


図1-4 建物名及び平面図 3階～6階

竣工天守立面図①



出典『国宝松本城』

昭和41年3月25日発行

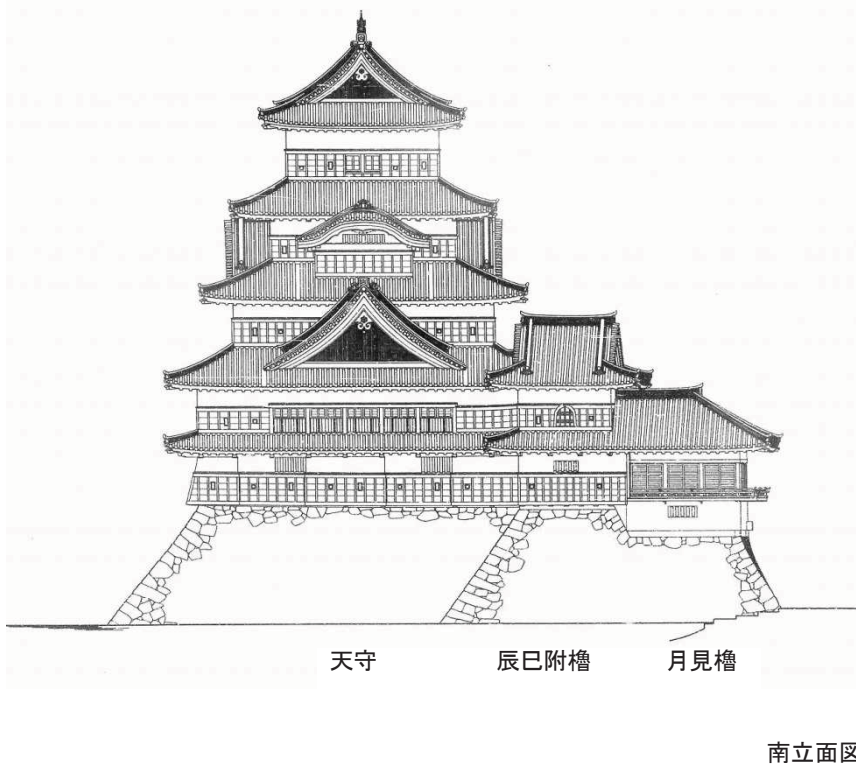
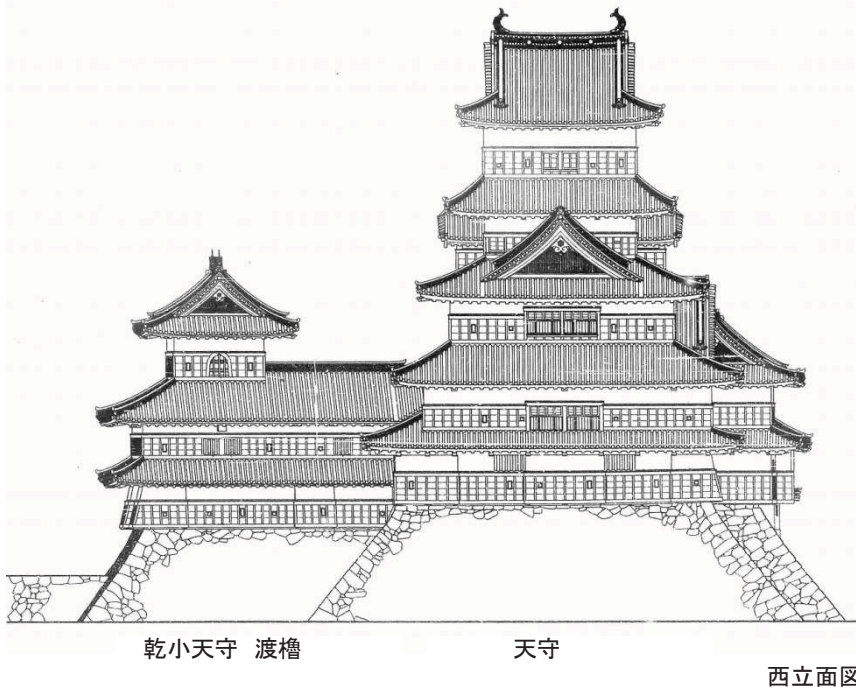
松本市教育委員会

図1-5 立面図 東面、北面

0 5 10 15m



竣工天守立面図②



出典『国宝松本城』
昭和41年3月25日発行
松本市教育委員会



図1-6 立面図 西面、南面



写真 1-8 松本城天守（東より撮影）



写真 1-9 松本城天守（北より撮影）



写真 1-10 松本城天守（西より撮影）



写真 1-11 松本城天守（南より撮影）



写真 1-12 松本城下町模型（『松本城の歴史』（平成17年）松本市立博物館発行）

当時の松本尋常高等小学校の教師が、旧松本藩の古老に聞き取り調査をして製作したもの。幕末期の本丸・二の丸・三の丸と周辺の侍屋敷などを明治44年に復元している。



昭和の修理時に、文化財保護委員会からの意向で、現状変更を取り入れた図面に基づき作成された模型。（大きさは約1/30、使用材は桧材）

写真 1-13 「松本城天守の木造模型」（『松本城の歴史』（平成17年）松本市立博物館発行）

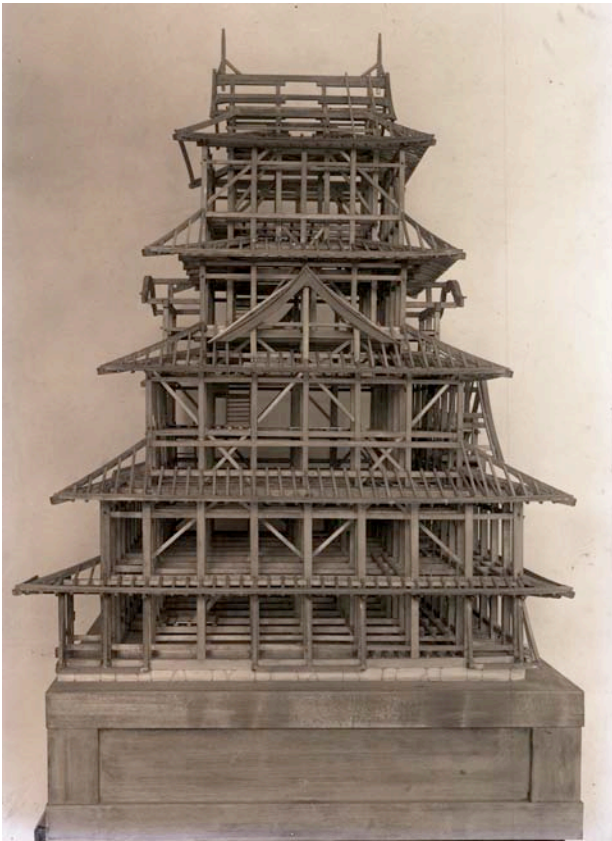


写真 1-14 松本城天守木組模型（東西面）



写真 1-15 松本城天守木組模型（南北面）

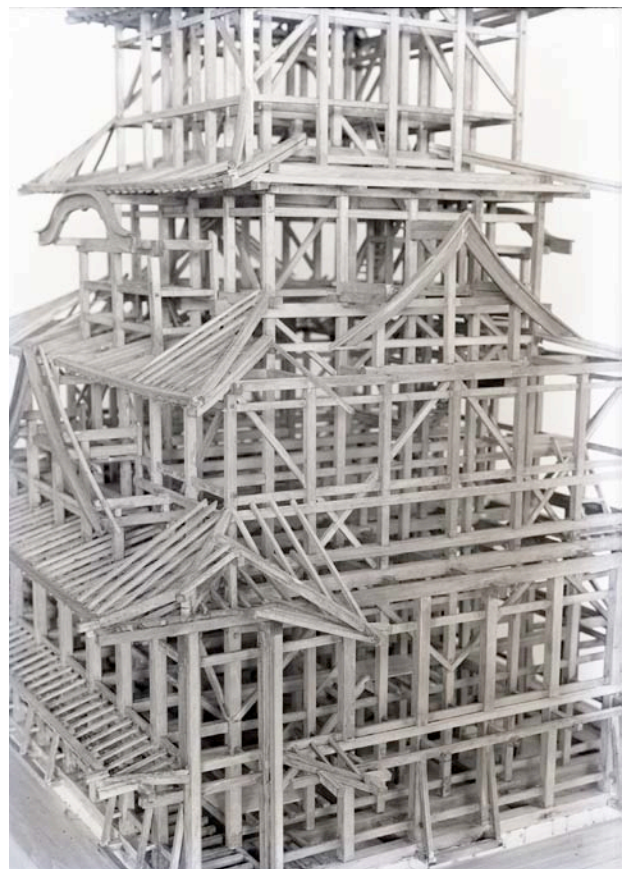


写真 1-16 松本城天守木組模型（隅部）

(3) 文化財の価値

ア 旧国宝保存法による国宝指定時（昭和11年）の指定説明からみる松本城の価値は以下のとおり。

松本城

長野縣松本市大字北深志字二ノ丸
國（文部省所管）

天 守	五層天守、内部六階、屋根本瓦葺
乾小天守	三層櫓、内部四階、屋根本瓦葺
渡り櫓	二層渡櫓、屋根本瓦葺
辰巳附櫓	二層櫓、屋根本瓦葺
月見櫓	單層、屋根四注造、本瓦葺

松本城ハ、永正元年小笠原氏ノ支族島立右近貞永ノ創始トイフ、後武田氏ノ繩張、小笠原貞慶ノ擴張等ヲ經テ、文祿三年石川玄蕃光長大ニ土木ノエヲ起シ、門、櫓ヲ作り、濠、石垣ヲ築キ、殿舎ヲ經營シ、天守閣ヲ造立シテ、近國ニ並ビナキ名城ト言ハルルニ至ツタ、寛永年間、松平出羽守直政更ニ之ヲ増營シ、辰巳附櫓、月見櫓等ハ此ノ時ニ成ルトイフ、享保十二年本丸御殿焼失、天保十三年天守閣修理、其他數次ノ補修アリ、明治維新ニ城ハ廢サレ、明治四年兵部省ノ有ニ歸シ、五年、櫓、門、塀等ヲ公賣ニ附シテ夫々取毀チ、僅カニ天守ノ一郭ノミ保存サレテ今日ニ及ブ、明治四十年一たび地方有志ノ保存修理ヲ受ケタ、當天守ハ、大小天守ヲ渡櫓ヲ以テ繼グモノデ、所謂聯立式天守ノ稀有ナル例デアリ、名古屋城天守ノ先驅ヲナスモノデアル、加之更ニ辰巳附櫓、月見櫓ヲ加ヘ、ソノ構成ヲ複雑化シ、殊ニ月見櫓ヲ殿舎風造リトセルハ、姫路城西ノ丸ノ化粧櫓ト共ニ、城郭建築中ノ異彩ト見ラル

<参考> 天守各棟の建築年代又は時代についての記載は以下のとおり。

- 『指定文化財総合目録 建造物篇』（昭和33年10月）文化財保護委員会著作者
天守・乾小天守・渡櫓 桃 文祿三ー慶長初年
辰巳附櫓・月見櫓 江 寛永
- 『国宝・重要文化財建造物目録』（平成24年3月）文化庁文化財部参事官（建造物担当）編集・発行
天守・渡櫓 元和初年頃
乾小天守 文祿元（信府統記他）
辰巳附櫓・月見櫓 寛永（信府統記）

イ 国宝松本城築造年代懇談会による天守築造年代の検討

松本市教育委員会では、松本城天守の築造年代を推定することを目的に、金井圓元東京大学史料編纂所教授を世話人とし、有識者を委員とした「国宝松本城築造年代懇談会」を平成元年に設置し検討を行っている。

懇談会では、従来松本城の築造年代として推定されてきた天正18年（1590）の石川数正の松本入封から慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いまでの間について、関係文献資料の収集、天守を中心とした建造物・遺構に関する従来の所見の整理、同時代の他地域の天守築造の史実との比較を行い、天守築造年代の検討を行った。

懇談会での主な検討事項は以下のとおりである。

- 石川数正は、天正18年（1590）に松本に入封し、文祿元年（1592）に死去している。数正の治世には、天守が築造されたことを明確に示す文献史料がない一方、数正書状、塩尻上條氏旧記、『信府統記』から箇所寺御殿が建造された可能性が高い。
- 石川康長の治世に築城関係の伝承が集中し（上條氏旧記・河辺氏故実伝連記・『信府統記』・中川

1 出典『資料旧国宝建造物指定説明』（昭和57年12月）財団法人 文化財建造物保存技術協会編集発行

書留等)、文禄3年(1594)の源智井戸制札(河辺文書)に築城に関わる多くの職人等が住んでいたことがうかがえることから、天守築造のピークを文禄3年と推定できる可能性はかなり高い。また、文禄2年(1593)に石川康長について天守を建造、縄張りの手柄を褒められた、との正保元年永井信尚家系覚控の記述から、縄張り等天守築造に関する工事が文禄2年もしくはそれ以前に開始されていたと考えられる。

- (3) 小倉城、慶長時伏見城、駿府城、姫路城等、1~2年で天守が築造された例があることから、松本城が短期間で築造されたとしても不自然ではない。
- (4) 天守と乾小天守の柱間と用材に相違(天守は京間・角柱、乾小天守は江戸間・丸柱)があることから、数正の代に乾小天守が、康長の代に天守が築造されたとする見解がある。これについては、信濃の場合、江戸間が古い可能性が高いが、史料が少なく一概には決めがたいこと、両天守の石垣が一体のものであること等から、そのようには考えられない。
- (5) 乾小天守に多く用いられている転用材については、武田氏時代の深志城普請の記録を踏まえ、旧深志城あるいは数正が築造した櫓等からのものである可能性が高い。

懇談会での検討は答申としてまとめられ、松本城天守築造年代を確定するだけの根拠を見出すことができなかったものの、天守築造は「文禄2年に着工された可能性が高く、文禄3年には作事中であったと考えられ、文禄4年(1595)には竣工していた可能性があり、続いて城下町の経営に力がむけられたと考えられる」とし、以下を「かなりの可能性を持つ推定事項」としている。

天正18年(1590) 築城計画者石川数正松本入城

天正19年(1591) 二の丸箇山寺御殿建造か

文禄元年(1592) 天守築造者石川三長(康長)襲封

文禄2年(1593) 石川三長入国。春より天守用木調達か。永井工匠天守縄張りに着手か

文禄3年(1594) 三長天守竣工か。源智井戸制札立つ。

文禄4年(1595) 2月宮村町武家屋敷、3月東町町人屋敷家作

松本城天守のうち、天守、乾小天守、渡櫓の築造年代については、現在も諸説あるところであるが、松本市としては、上記懇談会での検討結果を踏まえ、文禄2~3年(1593~1594)と推定している。

4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

表 1-2 保存事業履歴一覧(戦後以降)

事業年度		工事名
1	昭和 25	松本城解体修理工事① 〈国庫補助事業〉
2	昭和 26	松本城解体修理工事② 〈国庫補助事業〉
3	昭和 27	松本城解体修理工事③ 〈国庫補助事業〉
4	昭和 28	松本城解体修理工事④ 〈国庫補助事業〉
5	昭和 29	松本城解体修理工事⑤ 〈国庫補助事業〉
6	昭和 30	松本城解体修理工事⑥ 〈国庫補助事業〉
7	昭和 36	松本城鯨滅失届・復旧
8	昭和 38	御行幸啓に伴う整備工事
9	昭和 41	松本城天守外4棟保存修理工事(*1) 〈国庫補助事業〉
10	昭和 42	松本城天守外4棟漆塗替外壁等補強工事
11	昭和 42	松本城天守外4棟屋根補修工事
12	昭和 44	松本城天守避難用救助袋設置及び天守破損箇所補修工事
13	昭和 44	松本城天守避難用救助袋設置工事(追記)

事業年度			工事名
14	昭和	46	松本城天主（守）防災設備改修工事（国庫補助事業）
15	昭和	47	松本城石垣合羽補修工事
16	昭和	48	松本城避雷針改修工事
17	昭和	49	松本城天守懸魚補修工事
18	昭和	54	天守懸魚漆喰補修工事
19	昭和	59	松本城城内放送設備改修工事
20	昭和	59	松本城天守床面補修工事及び階段滑止補修工事
21	昭和	59	松本城ボルト楔締め工事
22	昭和	60	松本城天守3階南西側屋根銅板補修工事
23	昭和	60	松本城天守床面及び階段補修工事
24	昭和	61	松本城ボルト楔締め工事
25	昭和	61	松本城天守外床節穴補修及び渡櫓天守間階段補修工事
26	昭和	61	松本城建具外面漆喰補修工事
27	昭和	61	松本城内框防護板張工事
28	昭和	61	松本城天守照明改修工事
29	昭和	61	松本城月見櫓ぬれ縁腐食調査修理工事
30	昭和	62	松本城内階段手摺取付工事
31	昭和	62	松本城天守突上戸金具取付工事
32	昭和	62	松本城天守電気幹線管取替工事
33	昭和	63	松本城展示用銃架台ウヅメ木加工工事
34	昭和	63	松本城内天守展示ケース設置工事
35	昭和	63	松本城照明器具設置工事
36	昭和	63	松本城天守構造耐力調査業務委託
37	昭和	63	松本城天守5重南面妻破風懸魚漆喰補修工事
38	昭和	63	松本城天守入線その他工事
39	昭和	63	松本城警報設備工事
40	昭和	63	松本城御座所御簾取付工事
41	平成	元	松本城天守5重北面妻破風懸魚漆喰補修工事
42	平成	元	松本城天守内照明増設工事
43	平成	2	松本城火災受信機取替工事
44	平成	2	松本城天守詰所設置工事
45	平成	3	松本城天守詰所移動電気設備工事
46	平成	4	松本城天守内投光器増設工事
47	平成	4	松本城天守出入口床及び階段改修工事
48	平成	5	松本城天守階段補修工事
49	平成	5	松本城屋根排水改修他補修工事
50	平成	6	松本城月見櫓屋根捨瓦補修工事
51	平成	6	松本城柵取替工事
52	平成	8	松本城自動火災報知設備修理
53	平成	8	松本城非常用発電機修理
54	平成	8	松本城非常用放送設備修理
55	平成	8	松本城電話設備修理
56	平成	8	松本城防災装置修理
57	平成	12	松本城天守内説明板（日本語及び英文）の寄付受け入れ
58	平成	13	松本城非常用放送設備改修工事
59	平成	14	松本城天守・乾小天守侵入センサー取替工事
60	平成	14	松本城天守屋根瓦補修工事
61	平成	15	松本城消火栓弁漏水に伴うバルブ取替工事
62	平成	15	松本城天守入口敷石工事
63	平成	15	松本城天守非常脱出装置補強工事
64	平成	15	松本城消火栓塗装工事
65	平成	16	松本城天守内展示ケース照明不点灯修理ほか工事
66	平成	18	松本城天守避雷針接地改修工事
67	平成	18	松本城天守電灯コンセント改修工事
68	平成	18	松本城天守案内サイン看板設置工事
69	平成	18	松本城天守電灯幹線改修工事
70	平成	19	松本城内壁漆喰補修工事
71	平成	19	松本城天守滑り止めカーペット張替工事
72	平成	20	松本城月見櫓地階出入口扉の八双金具修理
73	平成	20	松本城天守防犯センサー取替工事
74	平成	20	松本城巡回プラグ修繕工事
75	平成	20	松本城月見櫓出口畳替工事
76	平成	20	松本城城内機械室鉄扉修繕工事
77	平成	21	松本城総合防災ネットワーク設備整備工事（国庫補助事業）
78	平成	23	松本城天守漆喰壁補修工事

*1 昭和41年以降毎年下見板の清掃及び漆塗を実施している。

*2 国庫補助事業以外はすべて市単独事業

(2) 活用履歴

廃藩置県となって、松本でも明治4年（1871）末ころから門や櫓などが壊され始めた。明治5年（1872）には、松本城天守が競売に付され235両余りで落札された。北深志横田町の松本町横田の副戸長であった市川量造は、天守が壊されてしまうことを憂い、天守で博覧会を開催し、その観覧料を資金にあて買い戻しに成功した。この市川の努力により、天守は売却・破壊の危機を乗り切った。

明治18年（1885）長野県立松本中学校の校舎が二の丸に建てられた。初代校長として迎えられたのが小林有也である。天守のいたみがあったことにふれ小林は天守閣保存運動に乗り出し、明治34年「松本天守閣保存会」を発足させ人々の賛同と寄付を得ながら、明治36年から天守の修理工事（明治の大修理）を始め大正2年に完了させた。

松本城は、昭和5年11月19日「史蹟名勝天然紀念物保存法」により史蹟指定され、松本城天守5棟は、その構成資産とされた。翌昭和6年1月28日に同法第5条第1項の規定に基づき、史蹟松本城の管理団体に松本市が指定され、同年4月、「松本城天守閣観覧規定」を制定し、観覧料を徴収し保存と活用を図ってきた。

その後、昭和11年4月20日天守5棟は「国宝保存法」により国宝に指定され、それに伴い松本市土木課に専任職員を置き、天守の管理にあたった。昭和13年に二の丸地籍に松本記念館が移転し、その年から、松本記念館と松本城天守の共通観覧券を発行した（天守10銭、共通券15銭）。昭和23年4月23日「松本市立博物館条例」制定に伴い、松本記念館が松本市立博物館になってからは、松本城の管理を松本市立博物館が行った。

戦後、昭和21年秋頃、日本駐留連合軍司令部民間情報局美術顧問チャールス・エフ・ギャラガーの視察による勧告により、昭和24年11月23日に文部省が松本城の修理を実施することを決定し、昭和25年6月8日の起工式から昭和30年10月1日の工事竣工式の間、松本城保存工事事務局が管理を担当した。また、工事期間中の、昭和25年5月30日に文化財保護法が公布され、同年8月29日付け施行に伴い、「国宝保存法」による松本城天守（5棟）の国宝指定は文化財保護法による重要文化財の指定とみなされ、さらに昭和27年3月29日付けで国宝指定を受けた。

昭和の大修理後、昭和30年10月15日に松本市立博物館に城郭係を設置し、「松本城資料展覧会」をはじめ、様々な展覧会等を実施した。昭和33年10月22日に文化財保護法第95条第1項の規定に基づき松本市が国宝松本城天守の管理団体の指定を受けた。これに伴い昭和33年12月24日に「松本城管理事務所設置条例」を制定し、天守の管理の所管は松本市立博物館から松本城管理事務所へ移った。その後昭和40年3月12日に「松本城管理事務所設置条例」を「松本城管理条例」に改定し、現在に至っている。

昭和の大修理後の翌年から毎年11月3日に「まつもと市民祭」を開催し、現在まで58回を数える。その他、昭和63年天守2階に「松本城鉄砲蔵」を開設して赤羽コレクションの鉄砲を展示し、平成5年には、天守築造400年を記念した「国宝松本城400年まつり」を開催して、その年の観覧者数が、120万人を超えた。平成17年には、市制施行100周年記念事業の「ウィーン展」を開催した。



写真 1-17 市川量造



写真 1-18 小林有也（深志同窓会所蔵）

1 国宝松本城天守2階「松本城鉄砲蔵」に展示されている銃砲や装備品は、文化庁の鉄砲刀剣審査委員、鉄砲史学会会員であり、ライフル射撃及び前装銃射撃連盟（火縄銃射撃）の射手でもあった故赤羽通重氏（松本市出身）が、故か代子夫人とともに30余年を費やして全国を渉猟して収集したコレクションである。

赤羽氏は、火縄銃などの火器を主力兵器とする攻防を想定して築いた松本城に、これらの銃器類が収蔵・展示されることに深い意義があると考え、平成3年4月と平成12年10月に貴重なコレクションを松本市に寄贈した。

コレクションの中心は、天文12年（1543）種子島に鉄砲が伝来してから江戸時代末期までに日本で製作された火縄銃である。歴史的文化的財としての価値の高い銃砲（141丁）や兵装品、古文書など230点余がある。

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

ア 保存管理

国宝松本城天守は、昭和30年10月に国直轄（文部省・文化財保護委員会）解体修理工事後も必要の都度維持修理を重ね、概ね健全な状態を維持しているが、現時点において、月見櫓高欄漆塗など、対策を必要とする箇所も認められる。

また、年間数十万人に及ぶ観覧者対策として、災害等の際の避難誘導方法の検討や、建造物の耐震対策等、現時点においては不備がある点も課題として挙げられる。

イ 環境保全

松本城本丸、二の丸及びその周辺は、都市公園法及び松本市都市公園条例により「松本城公園（以前は「松本城中央公園」）」と位置付けされている。松本城の整備は、昭和52年に16項目からなる「松本城中央公園整備計画」を基に進めてきたが、さらにその推進を図るため専門家による調査研究と指導・助言を仰ぎ、昭和61年「史跡松本城整備研究会」を設置した。復元整備の最終完成時期を幕末維新期の松本城の姿とし、その観点から18項目に厳選した「松本城およびその周辺整備計画」を平成11年9月に策定し、その計画に沿って整備を進めて現在に至っている。

また、平成20年4月に策定した「松本市景観計画」の歴史的景観区域となり、平成23年6月に国から認定を受けた「松本市歴史的風致維持向上計画」の重点区域にもなっている。現在松本市は、「松本城を中心としたまちづくり」を重要施策とし、南・西外堀復元及び内環状北線整備事業や二の丸地籍にある松本市立博物館の移転などに取組んでいる。今後、城郭内（特に三の丸）のあり方について、検討していく必要がある。

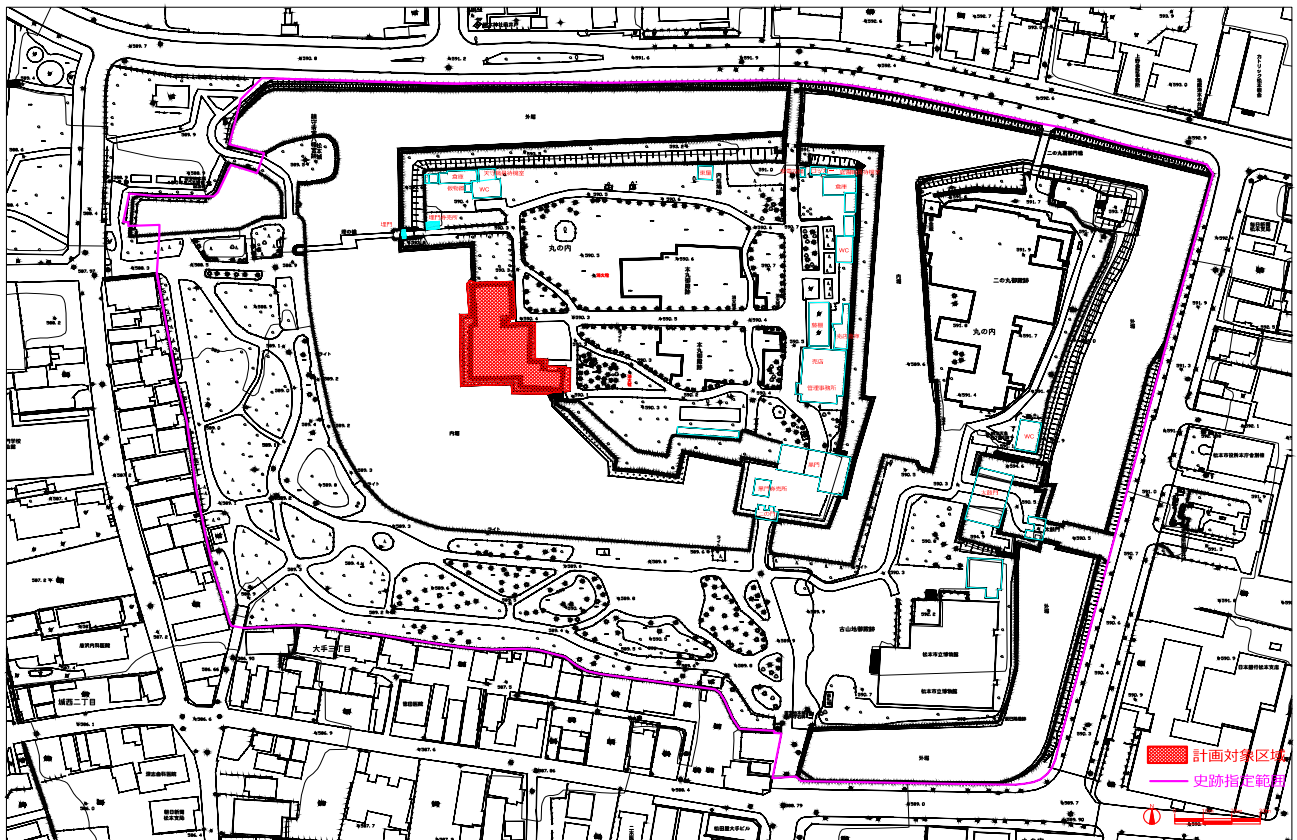


図 1-7 国宝松本城天守保存活用計画対象区域図

ウ 防災

天守内の消防設備は、昭和46年に設置をしてから約40年が経過しており、スプリンクラーなどの設備もないため、今後更新も含め検討していく必要がある。電気設備についても同様に更新を検討していく必要がある。

(2) 活用の現状と課題

ア 活用の現状

昭和30年10月の解体修理竣工後から、現在まで外部及び内部公開を行っている。松本城天守及び本丸庭園を有料区域として公開しており、年間約70万人（有料入場者数）の観覧者が訪れている。本丸庭園では、松本城天守の外観利用をした市主催行事を実施している。

天守内には、松本城の歴史や建造物・城郭としての特徴等についての説明パネルの設置や展示の他、火縄銃コレクションの展示を行っている。松本城の公開期間に合わせて、二の丸にある松本市立博物館では、松本城及び松本藩に関する展示等を実施している。

観覧者に対し、観覧券のほかに文化財の普及を目的とした無償パンフレットを製作し、配布している。

イ 活用の課題

松本城天守には、子供から高齢者まで幅広い年代の観覧者が訪れているが、観光シーズンには天守入場に際し待ち時間が発生する。また、天守内部の階段数は140段を超え、勾配も急であることから、階段昇降時の安全の確保や、高齢者等階段昇降が困難で、天守内を見学できない観覧者への配慮が必要である。このため安全かつ快適に天守を見学することが可能となる環境の提供が課題となっている。

松本城内の展示ケースや展示品及び解説板等については、設置から多くの時間が経過したもの、最新の研究成果などが反映されていないものもあり、観覧者に天守の文化財としての価値の理解を深めていただくには不十分である。今後、展示及び案内サインなどについて、総合的に検討する必要がある。

6 計画の概要

(1) 計画区域

本計画の計画区域は、**国宝松本城天守（天守台石垣を含む）**の範囲とする。ただし、環境保全計画、防災計画については、その範囲を別途定める。

(2) 計画の目的

本計画は国宝松本城（天守、乾小天守、渡櫓、辰巳附櫓、月見櫓）の5棟について文化庁の定める「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき、文化財建造物としての健全性の確保、適切な保存を行うため、必要な維持管理や修理に関する事項を定めることを目的とする。

(3) 基本方針

松本城は、国宝及び史跡に指定されていることから、松本城天守と史跡松本城の一体的な保存及び活用を図る必要がある。本計画は、松本城天守の保存及び活用に直接関わる事項を対象とし、その他の事項については、現在策定を進めている史跡保存管理計画により定める。

松本城天守の保存に関しては、日常の管理・点検を行い、常に現状の把握に努めるものとする。活用に際し

では、平成8年12月に文化庁から示された「重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）」に基づき、国宝としての文化財的な価値、文化財の保存継承の意義を広く発信し、安全かつ快適な見学環境の確保に努め、文化財としての公開整備の促進を図るものとする。

(4) 計画の概要

本計画の概要は以下のとおりである。

ア 計画の概要（第1章）

松本城天守の概要、保存・活用の経緯、計画の概要等について記載している。

イ 保存管理計画（第2章）

保存管理の現状を踏まえ、保護の方針、管理計画及び修理計画を定める。平成24年度に実施した現状調査結果を記載し、松本城天守の内部・外部は、文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される「保存部分」とし、建造物を構成する柱、壁等の部位について、保護の方針を定めている。また、当面必要となる維持修理について記載している。

ウ 環境保全計画（第3章）

松本城天守を良好な状態で維持するために必要となる周辺環境の保全を図るため、環境保全区域を設定し、区域の保全方針や、区域内の建造物の保護の方針について定めている。

エ 防災計画（第4章）

松本城天守、観覧者等を、火災や地震などの災害から守るため、防災上の課題を把握し、必要な対策を定めている。

オ 活用計画（第5章）

松本城天守の価値を損なうことなく、適切な公開及びその他の活用を進めるため、その基本方針と公開計画、活用基本計画を定め、実施に向けての課題を記載している。

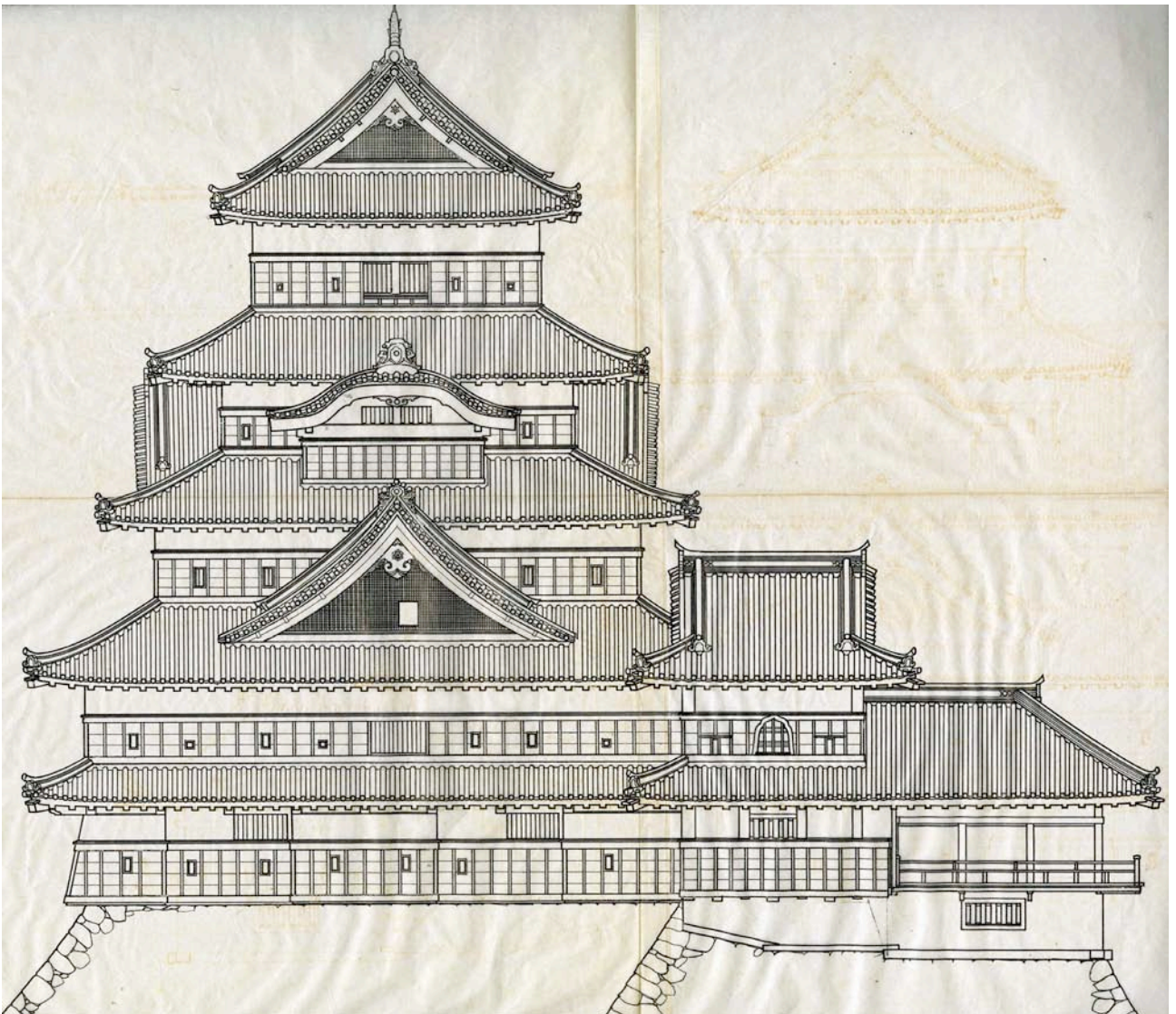
カ 保護に係る諸手続（第6章）

保存管理、環境保全、防災及び活用に係る計画に盛り込まれた具体的な行為について、文化財保護法及び関係法令に基づき必要な届出、許可等の手続を明確にしている。

キ 添付資料（第7章）

本計画を補足する各種資料、図版を掲載している。

第2章 保存管理計画



第2章 保存管理計画

1 保存管理の現状

(1) 保存状況

国宝松本城天守保存活用計画を策定するにあたり、天守5棟の保存状況を把握するため、平成24年度に目視等による現状調査を実施した。以下はこの現状調査結果によるものである。

ア 基礎（石垣）

天守を中心とする各櫓を支える石垣は文禄期に築かれたと想定され、野面石を用いた乱積みとなっている。月見櫓台及び辰巳附櫓台の石垣の一部は、昭和大修理の際に積み直しされているが、それ以外の箇所は、現在に至るまで改造や大きな破損は生じていないものと考えられる。平成14年度（史跡松本城石垣現状調査）及び平成22年度（石垣現況調査）に、各天守及び櫓の石垣についての調査を行っており、その結果、乾小天守台東面及び天守台北面・東面に石垣面の^{はら}孕み出しが確認されているほか、月見櫓台北面・東面は間詰石の抜け・緩みがみられる。これらの破損程度は、乾小天守台東面は「中期的な破損状況を観察しながら対応すべき箇所」、天守台北面・東面及び月見櫓台各北面・東面は「長期的な整備計画の中で考え、当面は他の破損箇所の修復を優先させることが可能な箇所」と報告されている。

いずれも早急な修復対応は必要としないが、後世的確な修復を実施するために現状測量による記録保存や、石垣の破損を進行させないよう間詰め石の補修を行うことが望ましい状況である。

イ 軸部の不同沈下

床高さを基準とした実測調査の結果、図 2-1 に示すとおり傾向が確認された。1階及び2階については全体的に緩やかな不陸傾向が確認されるものの、総じて問題のない範囲と考えられるが、月見櫓1階については北東隅にいくにつれて比較的大きく沈下する傾向がみられる（逆に南西隅が高いとも言える）。また辰巳附櫓南西隅柱位置も、他と比較してかなり低い数値が測定され、石垣の不同沈下が要因となっている可能性が考えられる。また、天守3階・4階においては中央部に比較して側廻りが低い傾向が顕著にみられる。今回の調査の範囲ではこれら要因を確認するには至らず、なお詳細な調査が必要である。

ウ 軸部の傾斜

軸部の不同沈下に起因するものか、月見櫓において柱の傾斜角1/60を超えるものが数か所確認される（最大のもので1/55程度）。ただしこれも局部的なもので、建物全体におよぶ傾向ではない。また、この他の天守・乾小天守・渡櫓・辰巳附櫓については、問題となるような計測結果は得られなかった。上述の月見櫓における軸部の不同沈下との因果関係、あるいはその他の因果関係について、さらなる調査・検討が求められる。（図 2-2 柱傾斜状況 参照）

エ 軒廻り

目視の範囲では、雨漏りなどによる軒揚塗の脱落などの破損は見られない。

オ 屋根

各層・各面いずれも、細部にわたる調査は行っていないが、瓦の微少な欠損がみられる程度で、瓦の葺土（砂

漆喰)等の下地も全般的に健全とみられる。場所によっては、軒天井廻りに雨^{あまじ}滲みが散見されるが、いずれも一時的なものか、あるいは従前の雨漏り跡と推測される。

カ 土 壁

内壁・外壁とも、チリ切れや小ヒビが散見されるが、直ちに対策が求められるような部位はない。ただし、平成23年に発生した長野県中部を震源とした地震の際、乾小天守最上階を中心として比較的大きな亀裂を生じ、亀裂補修を行っている。

キ 塗 装

各棟・各層とも、毎年の定期的な維持管理のため非常に健全な状態であるが、月見櫓外部高欄の赤漆塗は、紫外線の影響を強く受けて褪色や小ヒビが目立つ。併せて、縁板等に浸入する雨水により木地が蒸れ腐れしている箇所も随所にみられ、高欄を一旦解体して縁板を補修するなどの、やや大掛かりな修理が必要とされる。

ク 建 具

月見櫓舞良戸においては板材の割れ、框の破損など、辰巳附櫓天守境大戸等においては自重による建具の変形などの破損を生じている。その他の建具については微細な調整を要する程度の状況で、全般的に健全である。

乾小天守、渡櫓西面及び北面の武者窓の引戸上下がすり減り、開け閉めの支障がある。

ケ その他

天守北面石落し部の下見板土台が腐朽し空洞化しており、布張りして漆塗で固めて整形している状況で、修理を要する。

(2) 管理状況

昭和33年10月22日付けで国宝松本城の管理団体指定を受けた松本市が、日常管理・点検等を実施している。松本市教育委員会組織規則（昭和34年4月教育委員会規則第12号）第4条及び松本城管理条例（昭和40年3月条例第5号）に基づき国宝松本城天守の通常公開については、松本市教育委員会松本城管理事務所の所管事務となっている。

国宝松本城天守5棟の公開にあたっては、松本城管理事務所が民間業者に委託し、日常管理・点検及び観覧者への案内等を実施している。また、清掃等の日常の維持管理についても、同様に民間業者に委託している。

また、消防設備及び自動火災報知設備等の保守点検は、職員及び専門業者に委託し、実施している。

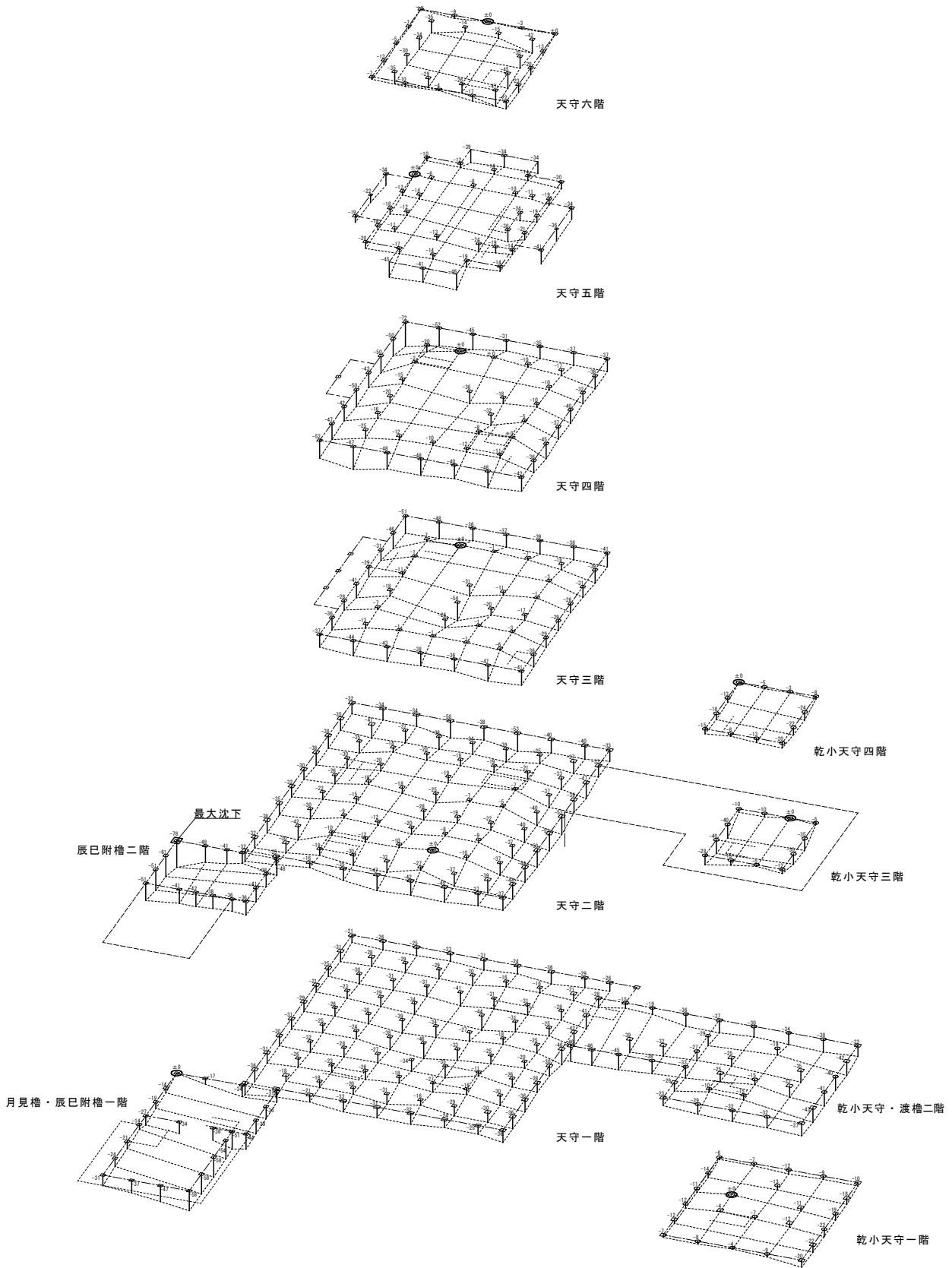
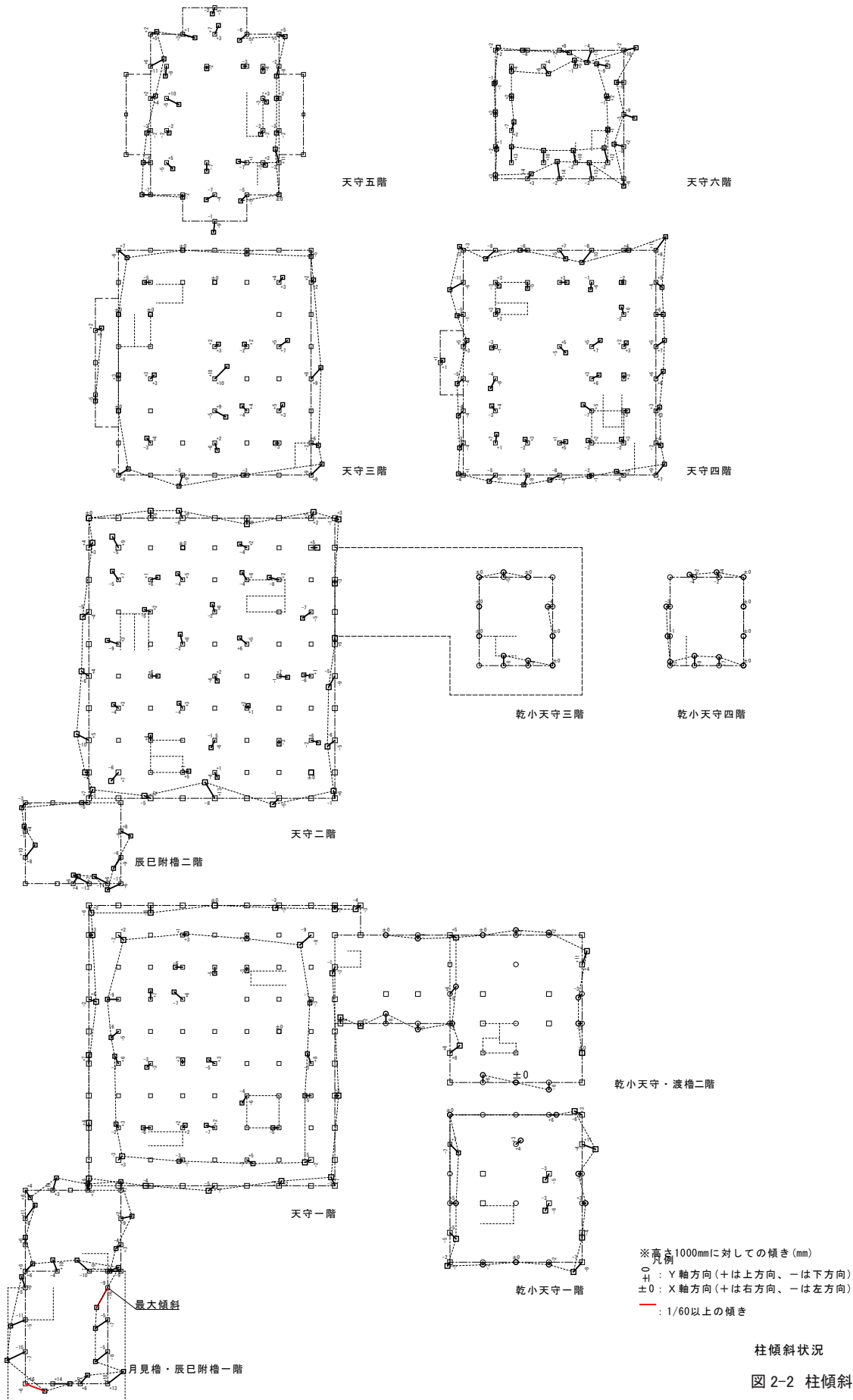


図 2-1 床不陸状況図



柱傾斜状況
図2-2 柱傾斜状況

2 保護の方針

松本城天守について部分及び部位を設定して保護の方針を定める。

(1) 部分の設定と保護の方針

〈部分〉とは、文化財（建造物）の屋根・外装（各面）・各部屋を単位とする区分を指す。〈部分〉の区分を「保存部分」・「保全部分」・「その他の部分」に設定し、個々についての保護の方針を定める。

ア 保存部分

文化財としての価値を特に有する〈部分〉で、厳密な保存が要求される部分。

イ 保全部分

建築体として維持及び保全することが必要とされる〈部分〉。改造により文化財としての現状が失われている〈部分〉・保存公開において現状に復する〈部分〉・公開及び補強などのため改造が不可欠となる〈部分〉を含む。

ウ その他の部分

公開または安全性の向上のため改修などを行う。

松本城天守の外部、内部に関しては、ともに「保存部分」とする。

(2) 部位の設定と保護の方針

〈部位〉とは、一連の部材等（室内の壁面・床面・天井面・窓及び窓枠等）を単位として設定される区分で、各部分は各部位により構成される。部位の区分を「基準1～5」に設定し、個々について保護の方針を定める。

ア 基準1

：材料自体の保存を行う部位。主要な構造に係る部材・当初の部材等。

→例) 柱、梁等の主要構造部、石垣、建具、狭間、床面、下見板等

イ 基準2

：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。又は定期的に材料の取替等を行う補修が必要な部位。

→例) 漆喰壁、瓦、階段、常設の階段手摺等

ウ 基準3

：主たる形状及び色彩を保存する部位。

→例) 雨落瓦、吊金具等

エ 基準4

：日常的に利用する設備、維持管理に必要となる設備。（所有者等の自由裁量にゆだねられるが意匠上の配慮も必要となる部位）

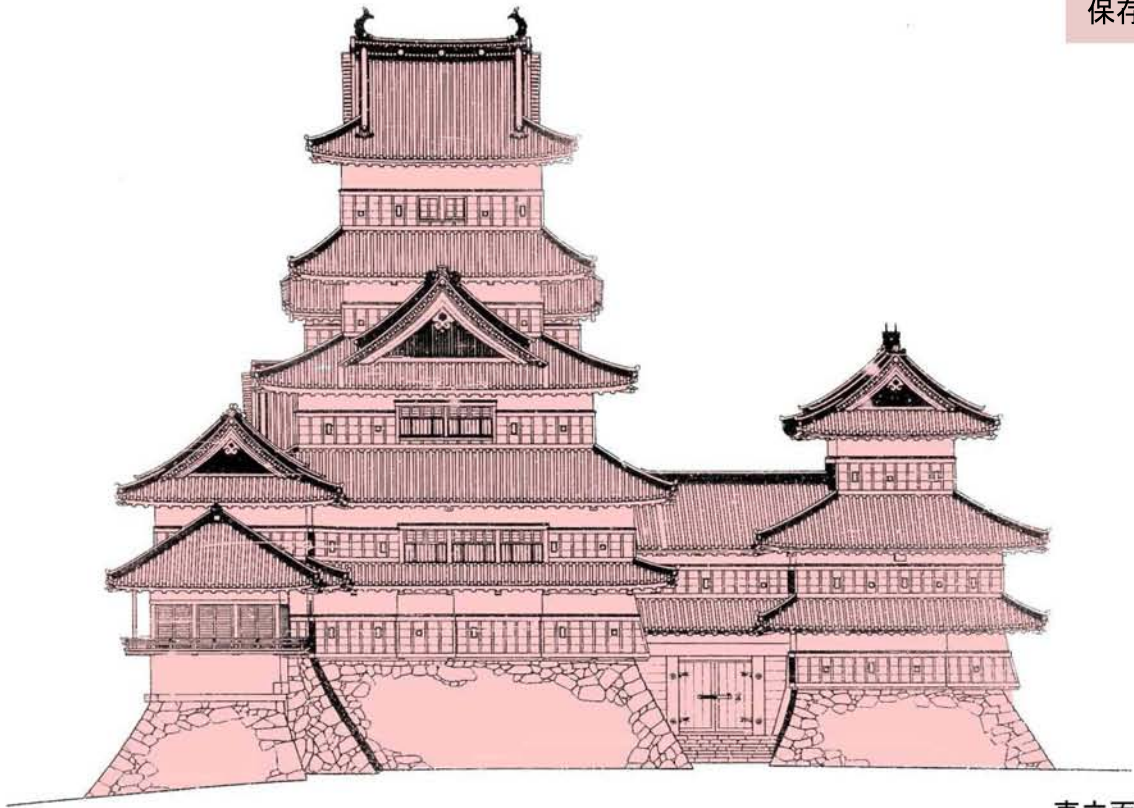
→例) 照明器具、消防設備、電気設備等、仮設（竹製）の階段手摺、柵等

オ 基準5

：建物の公開・展示に必要となる設置物。（所有者等の自由裁量にゆだねられるが意匠上の配慮も必要となる部位）

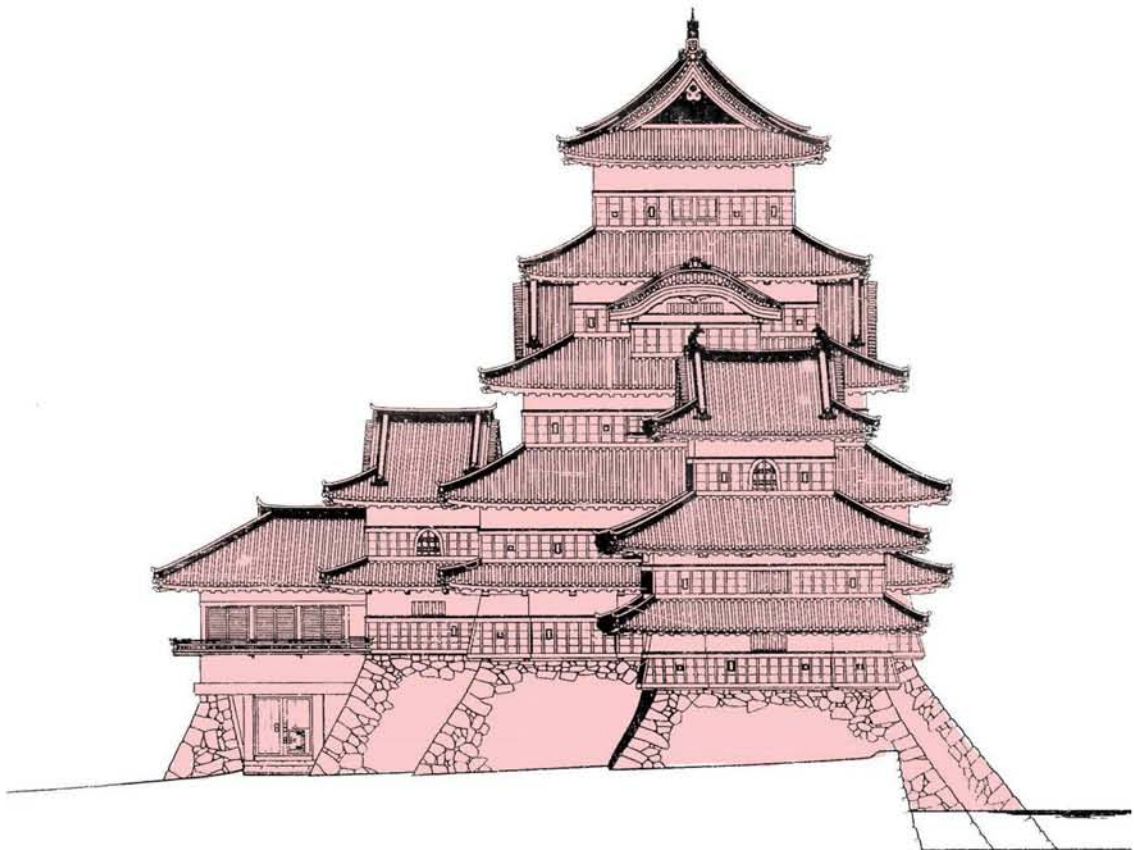
→例) 展示パネル、案内板、展示ケース等

保存



東立面図

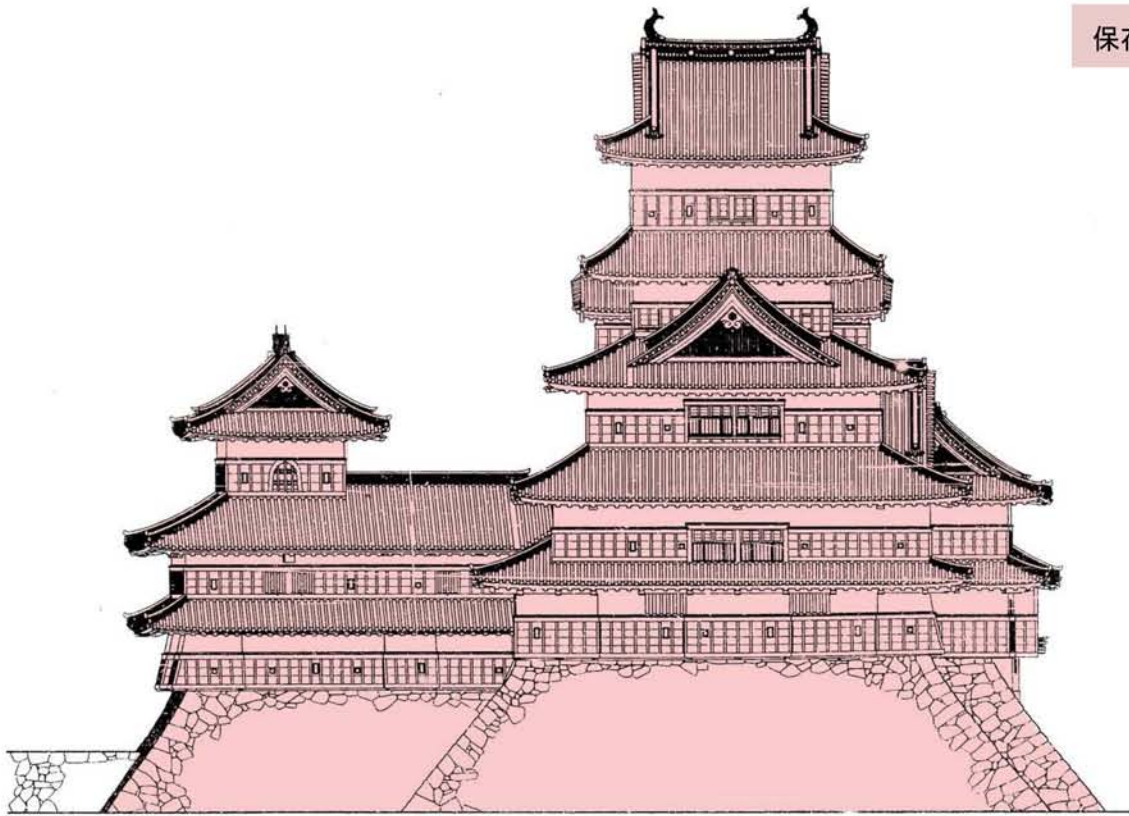
図 2-3 東面保存部分



北立面図

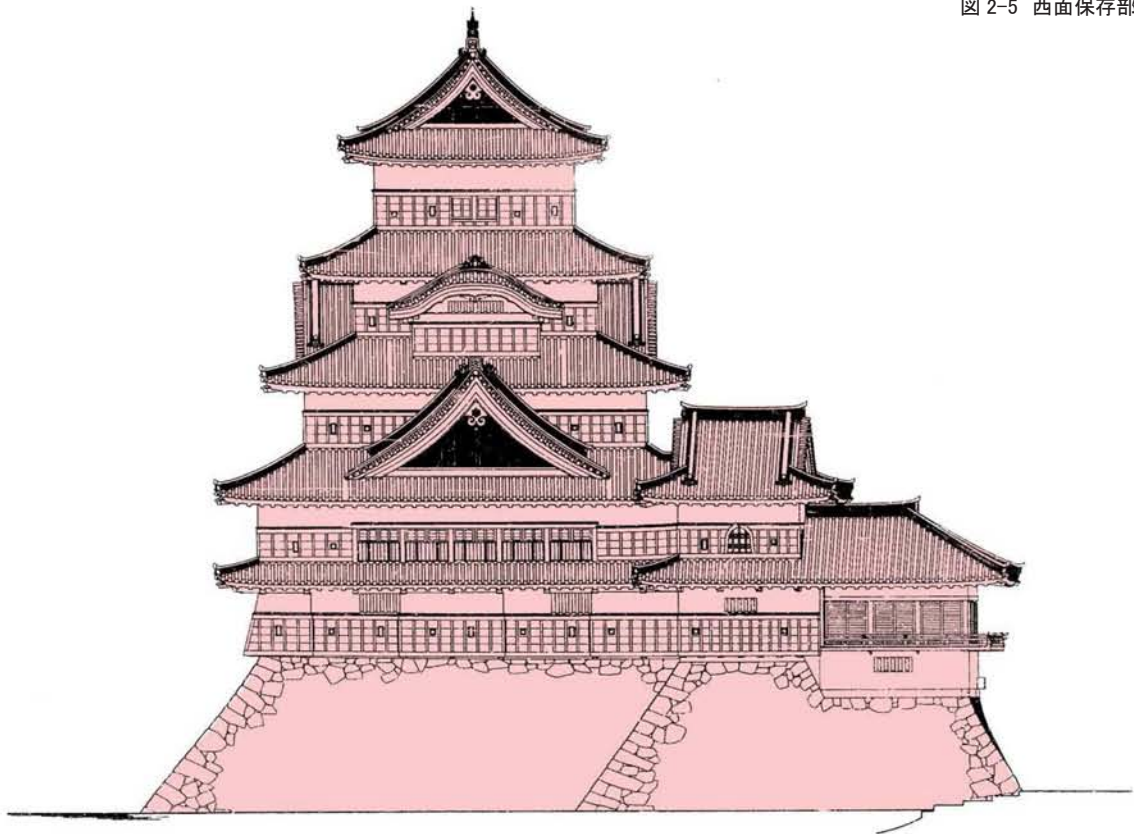
図 2-4 北面保存部分

保存



西立面图

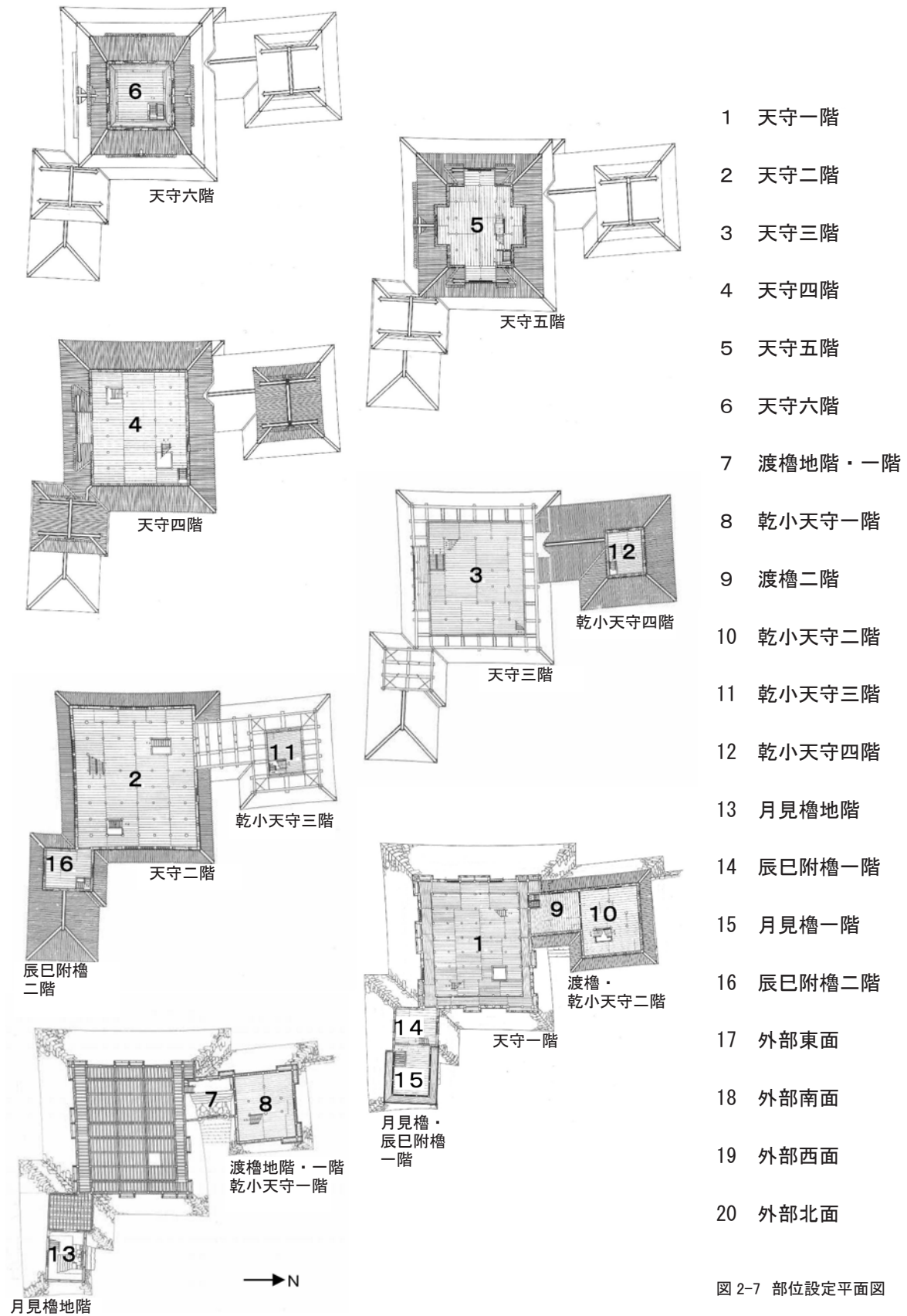
图 2-5 西面保存部分



南立面图

图 2-6 南面保存部分

保存に係る〈部位〉の設定



- 1 天守一階
- 2 天守二階
- 3 天守三階
- 4 天守四階
- 5 天守五階
- 6 天守六階
- 7 渡櫓地階・一階
- 8 乾小天守一階
- 9 渡櫓二階
- 10 乾小天守二階
- 11 乾小天守三階
- 12 乾小天守四階
- 13 月見櫓地階
- 14 辰巳附櫓一階
- 15 月見櫓一階
- 16 辰巳附櫓二階
- 17 外部東面
- 18 外部南面
- 19 外部西面
- 20 外部北面

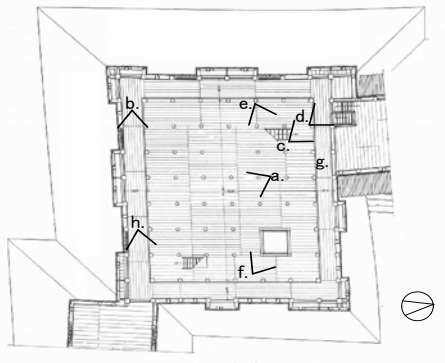
図 2-7 部位設定平面図

番号	部分	部位	基準	現状・摘要
1	天守一階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板
		開口部建具	1	連子窓:外側漆喰塗・鉄板敷・戸車付×4
		照明器具	4	照明a×8、照明b×4
		主要材	1	柱、梁、貫、土台、上階大引、敷鴨居、2本溝敷鴨居(建具なし×2)等
		その他	1・2	矢狭間×13、鉄砲狭間×10、石落し×15、切穴、石落し嵌板、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵、柵(竹製)
			4	防犯カメラ×2、消火栓×2、消火器×4、火災報知器×2、スピーカー×1、分電盤×1、鳥侵入防止具
			4・5	案内板、展示パネル、展示ケース、階段下板敷き4・5
2	天守二階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板、化粧裏根裏:垂木、化粧裏板
		開口部建具	1・4	堅格子5本・突上戸下見板風黒漆塗×10、半間片引戸下見板風黒漆塗×1・転落防止竹棧4
		照明器具	4	照明c×2
		主要材	1	柱、梁、貫、上階大引、敷鴨居、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×6、鉄砲狭間×7、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵
			4	防犯カメラ×2、消火栓×2、消火器×4、火災報知器×2、分電盤×1、鳥侵入防止具
			5	案内板、展示パネル、展示ケース、順路案内ロープ
3	天守三階	床面	1	板張り
		壁面	1・2	漆喰塗り2、破風部板張り1
		天井	1	根太天井:根太、破風部化粧裏根裏:垂木、化粧裏板
		開口部建具	1	木連格子黒漆塗、引分板戸・鉄板敷・戸車付・塗装なし×2
		照明器具	4	照明a×2、照明b×2、照明c×1、照明d×1
		主要材	1	柱、梁、上階大引、敷鴨居、地長押等
		その他	2	常設手摺、階段
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵
			4	防犯カメラ×1、消火栓×1、消火器×4、火災報知器×1、スピーカー×1
			5	案内板、展示パネル
4	天守四階	床面	1	板張り
		壁面	1・2	漆喰塗り2、破風部板張り1
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板、破風部化粧裏根裏:垂木、化粧裏板
		開口部建具	1・4	木連格子黒漆塗、引分板戸・鉄板敷・戸車付・塗装なし×2、半間片引戸下見板風黒漆塗×1、転落防止竹棧4
		照明器具	4	照明a×4、照明d×1
		主要材	1	柱、梁、上階大引、敷鴨居、無目鴨居、長押、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×9、鉄砲狭間×9、常設手摺2、階段2
			3	御簾
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵
			4	防犯カメラ×1、消火栓×1、消火器×6、火災報知器×2、スピーカー×1、救助袋×1、鳥侵入防止具
	5	案内板、展示パネル		
5	天守五階	床面	1	板張り
		壁面	1・2	漆喰塗り2、破風部板張り1
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板、破風部化粧裏根裏:垂木、化粧裏板
		開口部建具	1	連子窓:外側漆喰塗・鉄板敷・戸車付×4、木連格子黒漆塗、引分板戸・鉄板敷・戸車付・塗装なし×4
			1・4	半間片引戸下見板風黒漆塗×1、片開板戸黒漆塗×1、転落防止竹棧4
		照明器具	4	照明a×2、照明b×1
		主要材	1	柱、梁、貫、敷鴨居、無目鴨居、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×4、鉄砲狭間×2、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)
			4	防犯カメラ×1、消火栓×1、消火器×3、火災報知器×2、スピーカー×1、鳥侵入防止具
	5	案内板、展示パネル、順路案内ロープ		
6	天守六階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	化粧小屋裏:小屋組、化粧裏板
		開口部建具	1・4	亀甲網入り4・半間片引き戸下見板風黒漆塗×8・転落防止金属製棧4
		照明器具	4	照明a×1
		主要材	1	柱、梁、敷鴨居、無目敷鴨居、長押、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×4、鉄砲狭間×4、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)
			4	防犯カメラ×2、消火栓×1、消火器×3、火災報知器×1、スピーカー×1、鳥侵入防止具
			5	案内板、展示パネル
7	渡槽地階・一階	床面	2	石敷(当初叩き)
		壁面	1・2	石垣
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板
		開口部建具	1	大戸(金具、門など)×ぐり戸なし
		照明器具	4	蛍光灯×1
		主要材	1	土台、柱、梁、上階大引、門廻り:冠木、鏡柱、蹴放、戸当り等
		その他	1・2	矢狭間×1、鉄砲狭間×1、石落し×1、常設手摺2、階段2
			4・5	旧観覧券売場(撤去検討)、階段・手摺・板敷
			4	配管、旧観覧券売場内:電灯分電盤、火災表示器、蛍光灯
			5	スリッパ入箱、靴入れ箱、案内板
8	乾小天守一階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板
		開口部建具	1	腰高引違い板戸×4、連子窓:外側漆喰塗・鉄板敷・戸車付×1
		照明器具	4	照明b×2、照明c×2、照明c'×1
		主要材	1	柱、梁、貫、敷鴨居、無目鴨居、2本溝敷鴨居(建具なし)、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×3、鉄砲狭間×9、石落し×4、常設手摺2、階段2、手摺2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵
			4	防犯カメラ×1、消火栓×2、消火器×2、火災報知器×1スピーカー×1
			5	案内板、展示パネル

番号	部分	部位	基準	現状・摘要
9	渡槽二階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	化粧屋根裏・垂木、化粧裏板
		開口部建具	1	片引き格子戸黒漆塗×2
		照明器具	4	照明a×2、照明b×2
		主要材	1	柱、梁、敷鴨居、2本溝敷鴨居(建具なし×2間)、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×1、鉄砲狭間×2、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)
			4	消火器×2、消火栓×2
	5	案内板、展示パネル、展示ケース		
10	乾小天守二階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板、側廻り一間化粧屋根裏:垂木、化粧裏板
		開口部建具	1	連子窓:外側黒漆塗×1、片引格子戸黒漆塗×2、引違板戸×2(建具なし×4)
		照明器具	4	照明a×3、照明c×1
		主要材	1	柱、梁、上階大引、貫、敷鴨居、2本溝敷鴨居、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×7、鉄砲狭間×2、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵
			4	防犯カメラ×1、消火器×2、火災報知器×1スピーカー×1
	5	案内板、展示パネル		
11	乾小天守三階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り、東面階段横板張り
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板
		開口部建具		
		照明器具	4	照明a×1
		主要材	1	柱、梁、上階大引、地長押等
			2	常設手摺、階段、手摺
		その他	4	手摺(竹製)
			4	防犯カメラ×1、消火栓×1、消火器×1、火災報知器×1
	5	案内板		
12	乾小天守四階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	化粧小屋裏:小屋組、化粧裏板
		開口部建具	1	花頭窓・1本溝引き分け板戸黒漆塗×4
		照明器具	4	照明a×1
		主要材	1	柱、梁、敷鴨居、地長押等
		その他	1・2	矢狭間×6、鉄砲狭間×1、常設手摺2、階段2、手摺2
			4	防犯カメラ×1、消火器×2、消火栓×1
			5	案内板、展示パネル
13	月見櫓地階	床面	2	石敷(当初叩き)
		壁面	1・2	石垣
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板
		開口部建具	1	大戸(金具、門など)くぐり戸付、連子窓:外側漆喰塗・鉄板敷・戸車付×1
		照明器具	4	照明a×1
		主要材	1	土台、柱、梁、敷鴨居、上階大引、門廻り:冠木、鏡柱、蹴放、戸当り等
		その他	2	階段、手摺
			4・5	階段・手摺・板敷・畳
			4	消火器×1
	5	靴袋入箱、案内板		
14	辰巳附櫓一階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	根太天井:根太、化粧裏板
		開口部建具	1	連子窓:外側漆喰塗・鉄板敷・戸車付×2
			1	無目敷鴨居片開板戸×1
		照明器具	4	照明a×1
		主要材	1	柱、梁、敷梁、上階大引、敷鴨居、無目敷鴨居
		その他	1・2	矢狭間×1、鉄砲狭間×2、常設手摺2、階段2
			4	手摺(竹製、ゴムで緊結)、柵
	4	消火器×1、火災報知器×1、分電盤×1		
	5	案内板、展示パネル、ベンチ		
15	月見櫓一階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	化粧屋根裏:小屋組、化粧裏板
		開口部建具	1	舞良戸×18
		照明器具	4	照明a×1
		主要材	1	柱、梁、敷鴨居、無目敷居、長押、地長押等
		その他	1・2	縁廻り
			2	常設手摺、階段
			4	柵
	4	防犯カメラ×1、火災報知器×1		
	5	案内板、展示パネル		
16	辰巳附櫓二階	床面	1	板張り
		壁面	2	漆喰塗り
		天井	1	化粧屋根裏:小屋組、化粧裏板
		開口部建具	1	花頭窓:1本溝引き分け板戸黒漆塗×4
			1	無目敷鴨居片開板戸×1
		照明器具	4	照明a×2、照明c×1
		主要材	1	柱、梁、敷鴨居、地長押
		その他	1・2	矢狭間×1、鉄砲狭間×1、常設手摺2、階段2
			4	防犯カメラ×1、消火器×1、火災報知器×1
	5	案内板、展示パネル、展示ケース		

番号	部分	部位	基準	現状・摘要
17	天守 外部東面	基礎	1・2	石垣、礎石(以前修理した際の新しい石垣箇所所有)
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板)、漆喰塗2
		屋根	1・2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3、破風(懸魚、六葉、木連格子)1
		開口部建具	1・4	突上戸、木連格子、転落防止金属製棧4
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			3	軒樋、堅樋、アンコウ
			4	データ通信器具
			5	鳩よけ鉄線・箱
17	乾小天守・渡櫓 外部東面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板)、漆喰塗2
		屋根	1・2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3、破風(懸魚、六葉、木連格子)1
		開口部建具	1	大戸(金具、門など)くぐり戸なし、木連格子
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			3	軒樋、堅樋、アンコウ
			4	避雷針
			5	靴袋入箱、階段・手摺・テント、案内板、鳩よけ鉄線・箱
17	月見櫓・辰巳附櫓 外部東面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	1・2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3、破風(懸魚、六葉、木連格子)1
		開口部建具	1	舞良戸
		その他	1・2	縁廻り
18	天守 外部南面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	1・2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3、破風(懸魚、六葉、木連格子)1
		開口部建具	1	突上窓、連子窓、木連格子
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			5	鳩よけ鉄線・箱
18	月見櫓・辰巳附櫓 外部南面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3
		開口部建具	1	連子窓、花頭窓、舞良戸
		その他	1・2	縁廻り
			1	鉄砲狭間、矢狭間
			5	鳩よけ鉄線・箱
19	天守 外部西面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	1・2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3、破風(懸魚、六葉、木連格子)1
		開口部建具	1	突上窓、連子窓、木連格子
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			5	鳩よけ鉄線・箱
19	乾小天守・渡櫓 外部西面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3
		開口部建具	1	格子戸、花頭窓
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			4	配線管
20	天守 外部北面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	1・2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3、破風(懸魚、六葉、木連格子)1
		開口部建具	1	突上窓、連子窓、木連格子
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			5	鳩よけ鉄線・箱、案内板、テント
20	乾小天守・渡櫓 外部北面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3
		開口部建具	1	連子窓、花頭窓
		その他	1	鉄砲狭間、矢狭間、石落し
			4	配線管
20	月見櫓・辰巳附櫓 外部北面	基礎	1・2	石垣、礎石
		主要材	1	柱、土台、桁、軒(腕木、出桁、垂木)
		壁面	1・2	下見板張り(土台、ささら子、下見板、長押、水切り板など)、漆喰塗2
		屋根	2・3	瓦2、雨落瓦3、吊金具3
		開口部建具	1	大戸(金具、門など)くぐり戸あり
		その他	1	舞良戸、連子窓、花頭窓
			1・2	縁廻り
			5	案内板、鳩よけ鉄線・箱

1. 天守一階



その他: 鉄砲狭間
基準1



天井: 根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

その他: 鳥侵入防止具
基準4
※狭間に設置

照明器具: 照明b
基準4



その他: 展示ケース
基準5

a.天守一階 南面

照明器具: 照明a
基準4

床面: 板張り
基準1



主要材: 柱、貫、根太掛
敷鴨居等
基準1

開口部建具: 連子窓
基準1

壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 矢狭間
基準1

その他: 展示ケース
基準5

その他: 石落とし嵌板
基準1

その他: 石落とし
基準1

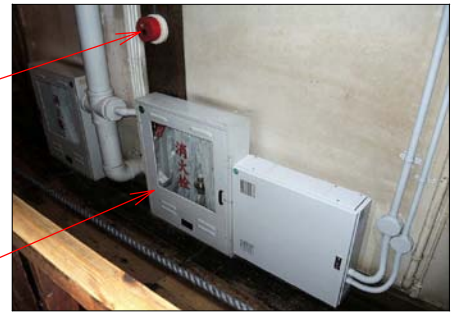
b.天守一階 南側武者走

1. 天守一階



照明器具: 照明a
基準4

その他: 火災報知器
基準4



その他: 消火栓
基準4

g. 設備

主要材: 柱、上階大引、敷鴨居、無目鴨居等
基準1

天井: 根太天井
基準1(根太)
(化粧裏板)



その他: 防犯カメラ
基準4

その他: スピーカー
基準4

その他: 柵
基準4

壁面: 漆喰塗り
基準2

e. 天守一階 北西側

その他: 手摺(竹製)
基準4



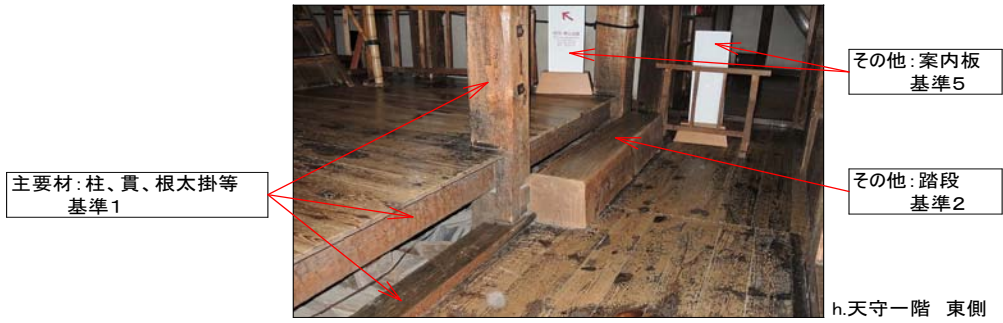
床面: 板張り
基準4・5

主要材: 敷鴨居
(建具なし)
基準1

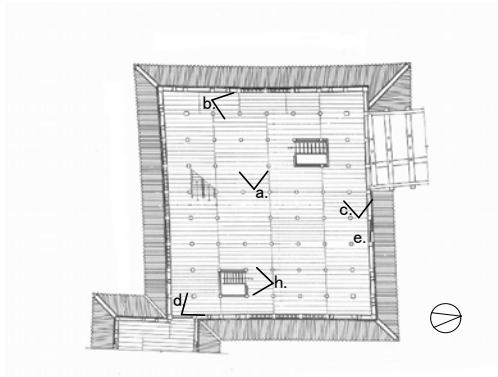
床面: 板張り
基準1

d. 天守一階 北西側階段

1. 天守一階



2. 天守二階



開口部建具: 豎格子5本
基準1



天井: 根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

開口部建具: 突上戸
基準1

その他: 鉄砲狭間
基準1

その他: 展示ケース
基準5



主要材: 柱、梁、貫、敷鴨居
上階大引、地長押等
基準1

開口部建具: 豎格子5本
突上戸
基準1

a. 天守二階 西面

その他: 防犯カメラ
基準4

床面: 板張り
基準1

天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)
(化粧裏板)

照明器具: 照明c
基準4

壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 鉄砲狭間
基準1



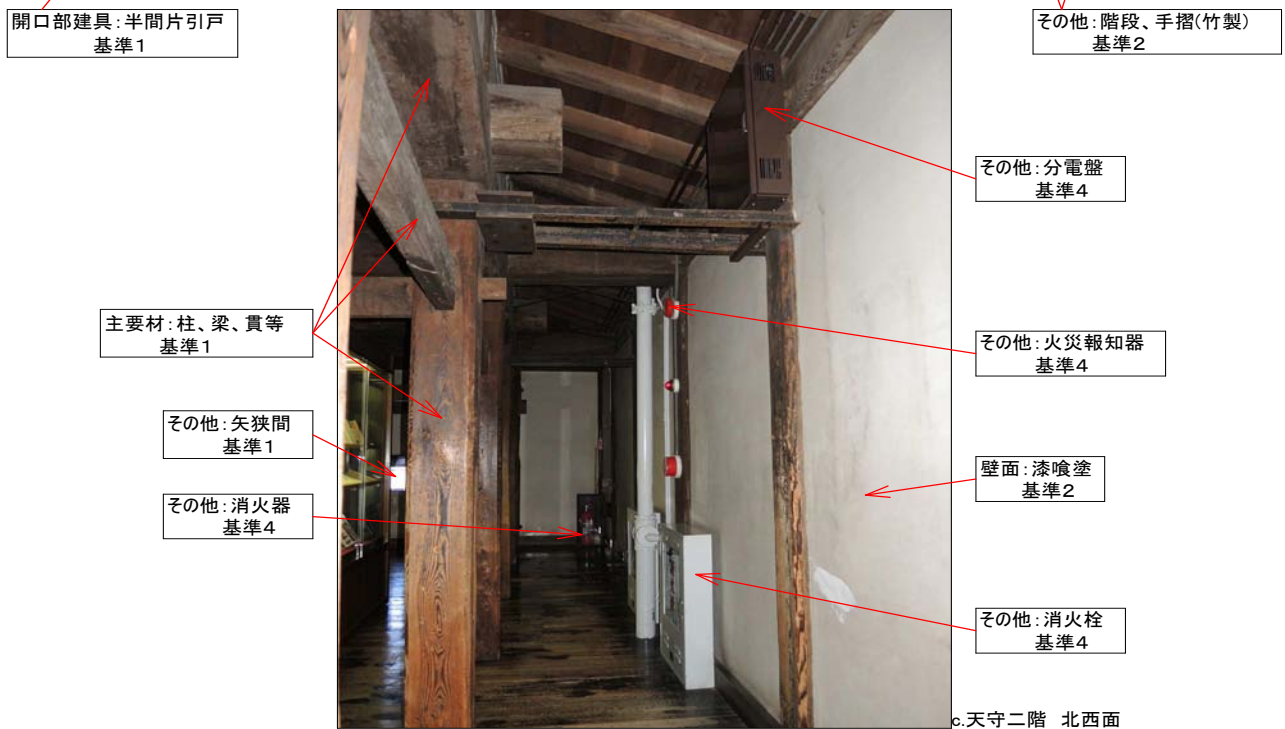
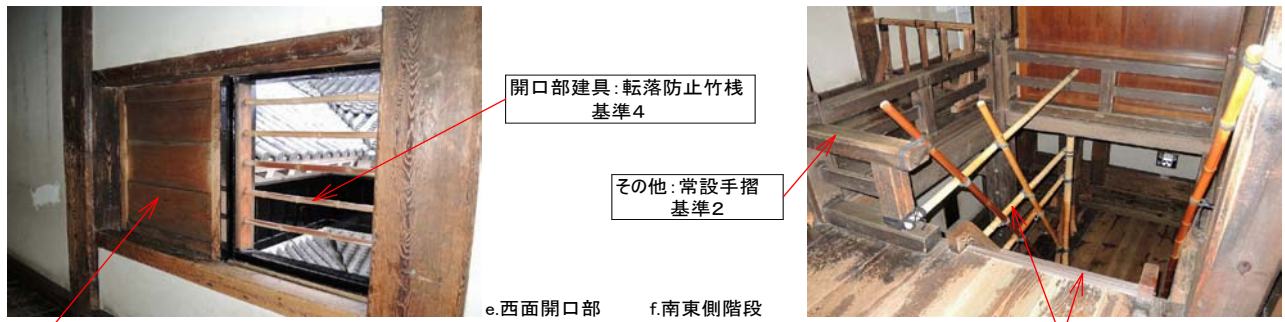
主要材: 柱、梁、貫等
基準1

その他: 順路案内ロープ
基準5

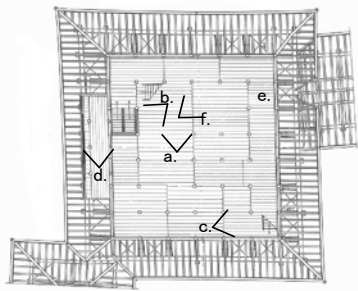
b. 天守二階 北面

その他: 柵
基準4

2. 天守二階



3. 天守三階



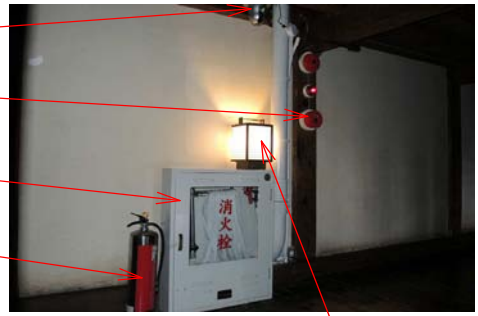
その他: 防犯カメラ
基準4

その他: 火災報知器
基準4

その他: 消火栓
基準4

その他: 消火器
基準4

e.西面 設備



照明器具: 照明b
基準4

天井: 根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

照明器具: 照明d
基準4

照明器具: 照明a
基準4



主要材: 柱、上階大引
地長押等
基準1

壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 消火器
基準4

その他: 柵
基準4

床面: 板張り
基準1

a.天守三階 西面

その他: 展示パネル
基準5



照明器具: 照明b
基準4

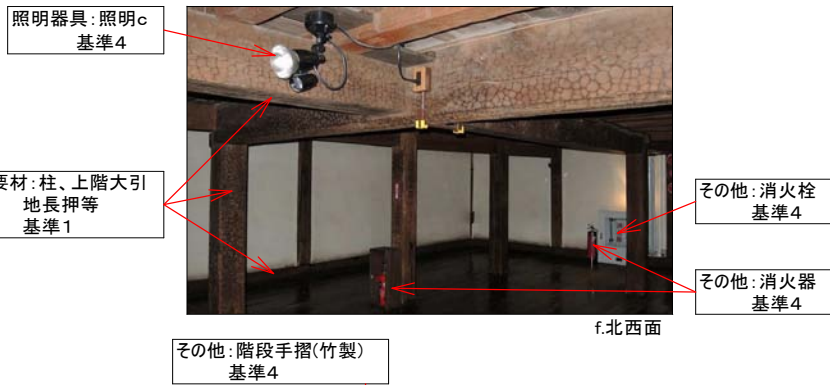
その他: 階段手摺(竹製)
基準4

その他: 階段
基準2

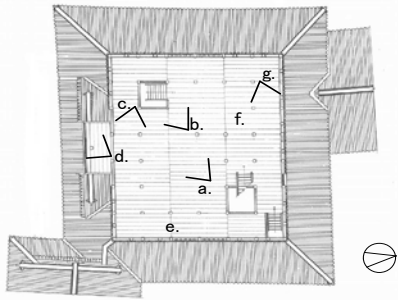
その他: 常設手摺
基準2

b.天守三階 南面

3. 天守三階



4. 天守四階



開口部建具: 突上戸
基準1

開口部建具: 縦格子5本
基準1

その他: スピーカー
基準4



その他: 救助袋
基準4

壁面: 漆喰塗
基準2

その他: 御簾
基準3

その他: 展示パネル
基準5



a. 天守四階 南西面

その他: 矢狭間
基準1

床面: 板張り
基準1

その他: 鉄砲狭間
基準1

その他: 案内板
基準5

主要材: 柱、長押
無目鴨居等
基準1

その他: 柵
基準4

その他: 手摺(竹製)
基準4



b. 天守四階 南西側階段

その他: 常設手摺
基準2

4. 天守四階



天井: 根太天井
基準1(根太)
(化粧裏板)

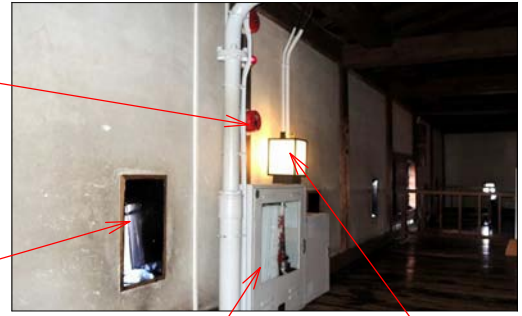
照明器具: 照明a
基準4

f.設備

その他: 火災報知器
基準4

その他: 防犯カメラ
基準4

その他: 矢狭間
基準1



その他: 消火栓
基準4

照明器具: 照明d
基準4

g.設備



その他: 消火器
基準4

壁面: 漆喰塗り
基準2

床面: 板張り
基準1

その他: 柵
基準4

c.天守四階 南面



壁面: 板張り
基準1

天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)
(化粧裏板)

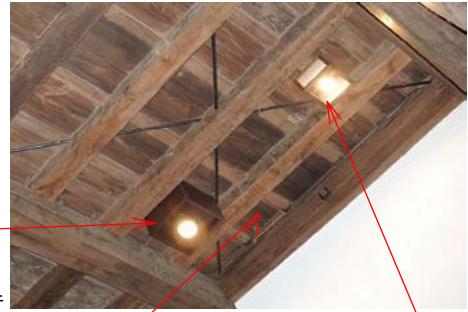
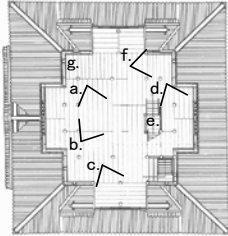
床面: 板張り
基準1

開口部建具: 木連格子
基準1

開口部建具: 引分板戸
基準1

d.天守四階 破風部

5. 天守五階



照明器具:照明b
基準4

e.階段上部天井

天井:根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

照明器具:照明a
基準4



その他:階段
基準2

その他:常設手摺
基準2

その他:案内板
基準5

その他:スピーカー
基準4

その他:順路案内ロープ
基準5

a.天守五階 東面

主要材:柱、桁、梁、貫、無目鴨居等
基準1



その他:防犯カメラ
基準4

その他:展示パネル
基準5

壁面:漆喰塗り
基準2

開口部建具:転落防止竹柵
基準4

開口部建具:半間片引戸
基準1

その他:柵(竹製)
基準4

床面:板張り
基準1

その他:柵
基準4

b.天守五階 西面

5. 天守五階



その他: 火災報知器
基準4

その他: 矢狭間
基準1

その他: 消火器
基準4

f. 設備

開口部建具: (半間片引戸)
基準1
(転落防止竹棧) 基準4

その他: 消火栓
基準4



g. 開口部

開口部建具: 片開板戸
基準1



壁面: 漆喰塗り
基準2

壁面: 板張り
基準1

開口部建具: 木連格子
基準1

開口部建具: 引分板戸
基準1

c. 天守五階 東側破風部

天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)
(化粧裏板)

床面: 板張り
基準1



天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)
(化粧裏板)

照明器具: 照明a
基準4

その他: 鉄砲狭間
基準1

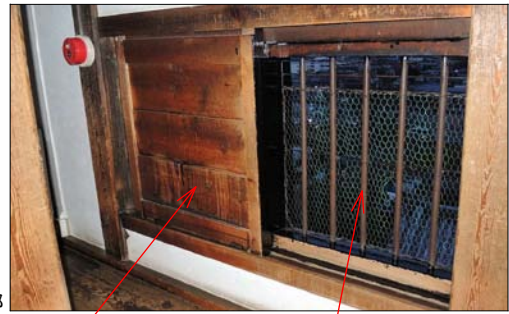
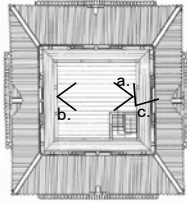
その他: 常設手摺
基準2

d. 天守五階 北側破風部

天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)
(化粧裏板)

開口部建具: 連子窓
基準1

6. 天守六階



c.開口部

開口部建具:半間片引板戸
基準1

開口部建具:
転落防止金属製棧
基準4

その他:防犯カメラ
基準4

壁面:漆喰塗り
基準2

その他:矢狭間
基準1

その他:鉄砲狭間
基準1



a.天守六階 南面

主要材:柱、梁、桁、長押
無目敷鴨居等
基準1

その他:消火器
基準4

床面:板張り
基準1

天井:化粧屋根裏
基準1(垂木、(化粧裏板)

その他:展示パネル
基準5

その他:火災報知器
基準4

その他:消火器
基準4

その他:消火栓
基準4



b.天守六階 北面

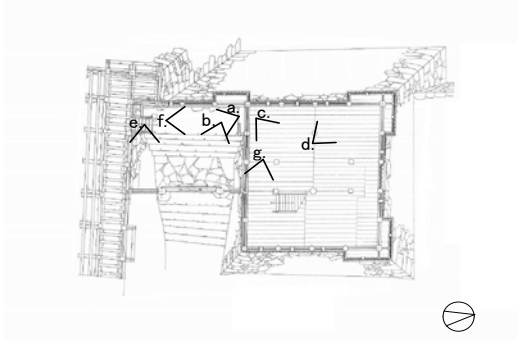
照明器具:照明a
基準4

その他:スピーカー
基準4

その他:階段手摺(竹製)
基準4

その他:常設手摺
基準2

7. 渡櫓地階・一階



天井：根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

その他：電灯分電盤
基準4

壁面：漆喰塗り
基準2

主要材：土台、柱、梁
上階大引等
基準1

その他：旧観覧受付所
基準5



その他：階段、手摺
基準2

壁面：石垣
基準1・2

その他：鉄砲狭間
基準1

その他：スリッパ箱
基準5

その他：案内板
基準5

その他：階段、手摺
基準4・5

照明器具：蛍光灯
基準4

床面：板張り
基準4・5

a.渡櫓 地階南面

主要材：冠木、鏡柱
蹴放、戸当り等
基準1

その他：靴入棚
基準5



開口部建具：大戸、門等
基準1

その他：案内板
基準5

その他：階段、手摺
基準4・5

床面：石敷
基準2

b.渡櫓 地階東面

8. 乾小天守一階



その他: 石落とし
基準1

その他: 踏段
基準2

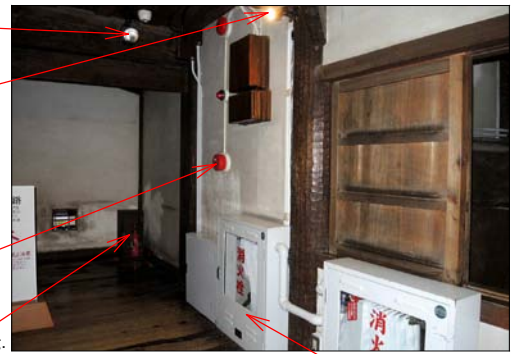
開口部建具: 腰高引違板戸
基準1

照明器具: 照明c
基準4

照明器具: 照明c'
基準4

その他: 火災報知器
基準4

その他: 消火器
基準4



その他: 消火栓
基準4



主要材: 柱、上階大引
地長押、敷鴨居等
基準1

開口部建具: 連子窓
基準1

その他: 矢狭間
基準1

天井: 根太天井
基準1(根太)
(化粧裏板)

その他: 階段、手摺
基準2

床面: 板張り
基準1

c. 乾小天守一階 北東面

照明器具: 照明b
基準4

その他: 展示パネル
基準5

壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 鉄砲狭間
基準1



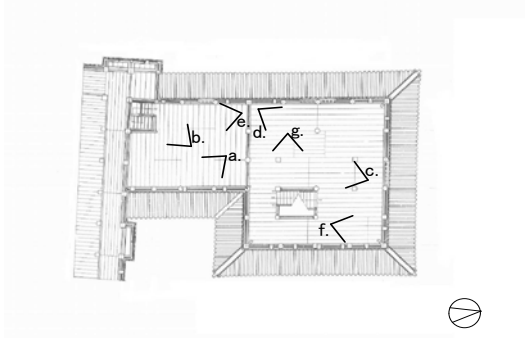
その他: 防犯カメラ
基準4

その他: 石落とし
基準1

その他: 案内板
基準5

d. 乾小天守一階 北西面

9. 渡櫓二階



照明器具: 照明a
基準4

e. 渡櫓二階 南面

天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)、(化粧裏板)

その他: 案内板
基準5

主要材: 柱、梁、桁等
基準1

その他: 鉄砲狭間
基準1

その他: 消火栓
基準4



a. 渡櫓二階 東面

その他: 展示パネル
基準5

その他: 展示ケース
基準5

その他: 消火器
基準4

照明器具: 照明b
基準4

壁面: 漆喰塗り
基準2

開口部建具: 片引格子戸
基準1



b. 渡櫓二階 南西側階段

その他: 常設手摺
基準2

その他: 階段
手摺(竹製) 基準4

床面: 板張り
基準1

10. 乾小天守二階



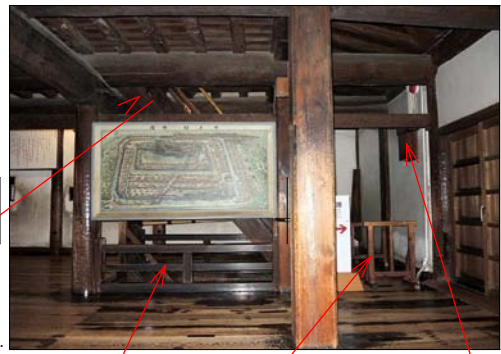
照明器具: 照明a
基準4

その他: 階段 基準2
手摺(竹製) 基準4

その他: 矢狭間
基準1

照明器具: 照明c
基準4

その他: 鉄砲狭間
基準1



その他: 常設手摺
基準2

その他: 柵
基準4

その他: 火災報知器
基準4



その他: スピーカー
基準4

主要材: 柱、梁、上階大引
敷鴨居、地長押等
基準1

開口部建具: 引違板戸
基準1

開口部建具: 片引格子戸
基準1

床面: 板張り
基準1

c. 乾小天守二階 南面



天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)
(化粧裏板)

天井: 根太天井
基準1(根太)
(化粧裏板)

その他: 防犯カメラ
基準4

その他: 展示パネル
基準5

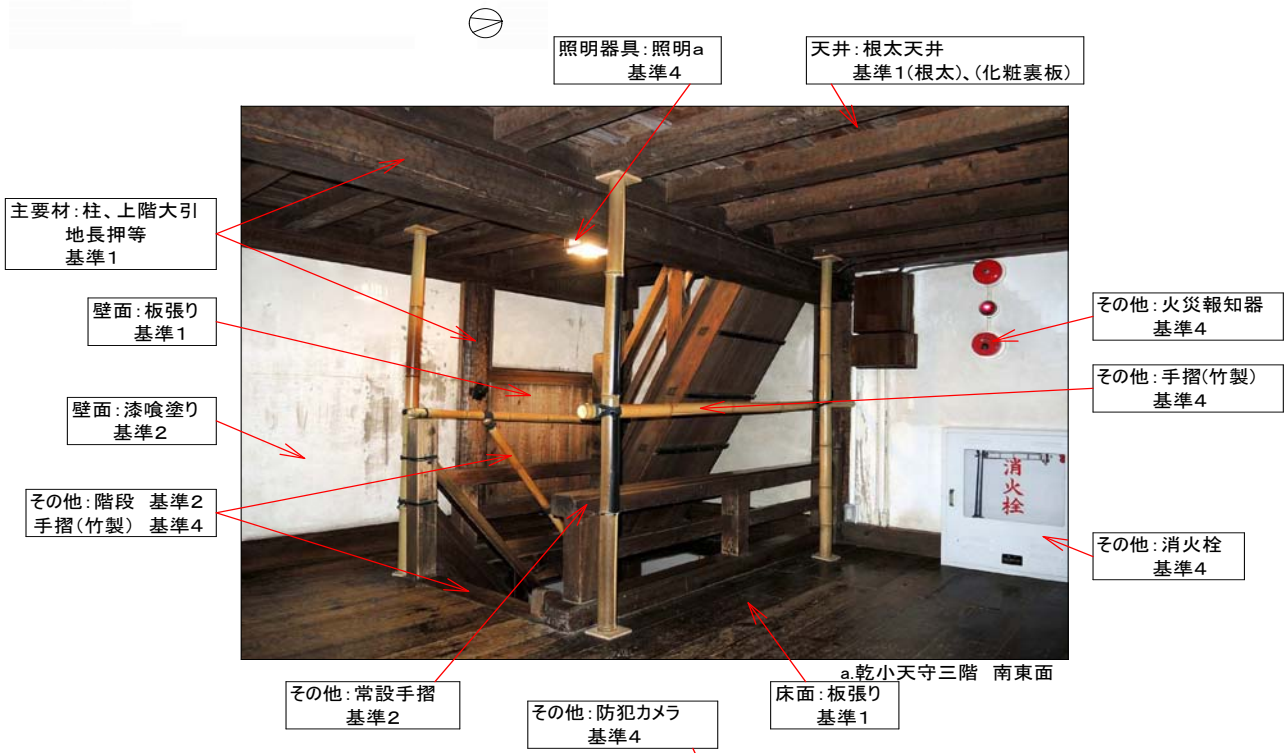
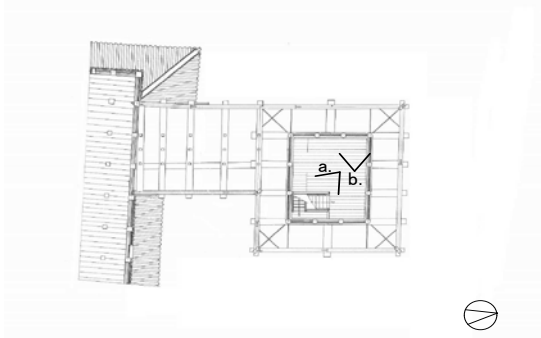
壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 案内板
基準5

その他: 消火器
基準4

d. 乾小天守二階 北面

11 乾小天守三階

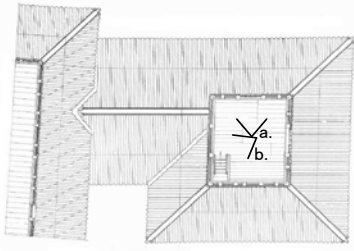


a.乾小天守三階 南東面



b.乾小天守三階 西面

12. 乾小天守四階



見上げ

天井:化粧小屋裏
基準1(小屋組)、(化粧裏板)



その他:展示パネル
基準5

その他:案内板
基準5

主要材:柱、梁、敷鴨居
地長押等
基準1

その他:矢狭間
基準1

開口部建具:引分板戸
基準1

開口部建具:花頭窓
基準1

a.乾小天守四階 西面

その他:防犯カメラ
基準4

照明器具:照明a
基準4

床面:板張り
基準1



壁面:漆喰塗り
基準2

その他:鉄砲狭間
基準1

その他:消火栓
基準4

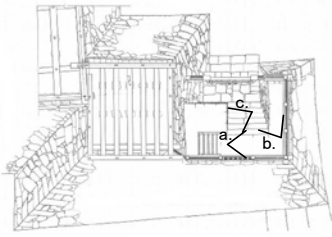
その他:消火器
基準4

その他:常設手摺
基準2

その他:階段、手摺
基準2

b.乾小天守四階 南東面

13. 月見櫓地階



開口部建具: 連子窓
基準1

その他: 手摺(竹製)
基準4



c. 階段

天井: 根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

その他: 階段、手摺
基準2

照明器具: 照明a
基準4

主要材: 柱、梁、土台等
基準1

壁面: 石垣
基準1



a. 月見櫓地階 東面

壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 消火器
基準4

開口部建具: 大戸、門等
基準1

床面: 板張り
基準4・5



b. 月見櫓地階 北面

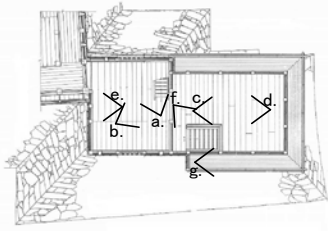
その他: 火災報知器
基準4

主要材: 冠木、鏡柱
蹴放、戸当り等
基準1

床面: 畳
基準5

その他: 階段、手摺
基準4・5

14. 辰巳附櫓一階



e.

天井: 根太天井
基準1(根太)、(化粧裏板)

その他: パンチ
基準5



その他: 火災報知器
基準4

開口部建具: 片開板戸
基準1

その他: 階段、手摺
基準2

その他: 手摺(竹製)
基準4

床面: 板張り
基準1

その他: 矢狭間
基準1

照明器具: 照明a
基準4

a. 辰巳櫓一階 北面



壁面: 漆喰塗り
基準2

開口部建具: 連子窓
基準1

その他: 分電盤
基準4

主要材: 柱、上階大引
敷鴨居、地長押等
基準1

その他: 案内板
基準5

b. 辰巳櫓一階 北東面

15. 月見櫓一階



その他:階段、手摺
基準2

その他:板
基準3



天井:舟底天井
基準1(垂木)、(化粧裏板)

その他:縁廻り
基準1・2

その他:柵
基準4

その他:常設手摺
基準2



その他:展示パネル
基準5

その他:スピーカー
基準4

開口部建具:舞良戸
基準1

その他:柵
基準4

c.月見櫓一階 東面

床面:板張り
基準1

その他:案内板
基準5



その他:防犯カメラ
基準4

照明器具:照明a
基準4



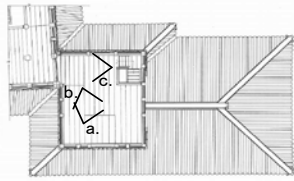
主要材:柱、梁、桁
長押、敷鴨居等
基準1

壁面:漆喰塗り
基準2

その他:消火器
基準4

d.月見櫓一階 西面

16. 辰巳附櫓二階



開口部建具: 片開板戸
基準1



c. 辰巳附櫓二階 西面板戸

照明器具: 照明a
基準4

その他: 展示パネル
基準4

天井: 化粧屋根裏
基準1(垂木)、(化粧裏板)

照明器具: 照明c
基準4

その他: 火災報知器
基準4



壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 階段
基準2

その他: 常設手摺
基準2

その他: 消火器
基準4

床面: 板張り
基準1

その他: 案内板
基準5

a. 辰巳附櫓二階 北面

主要材: 柱、梁
敷鴨居等
基準1

その他: 鉄砲狭間
基準1

その他: 展示ケース
基準5



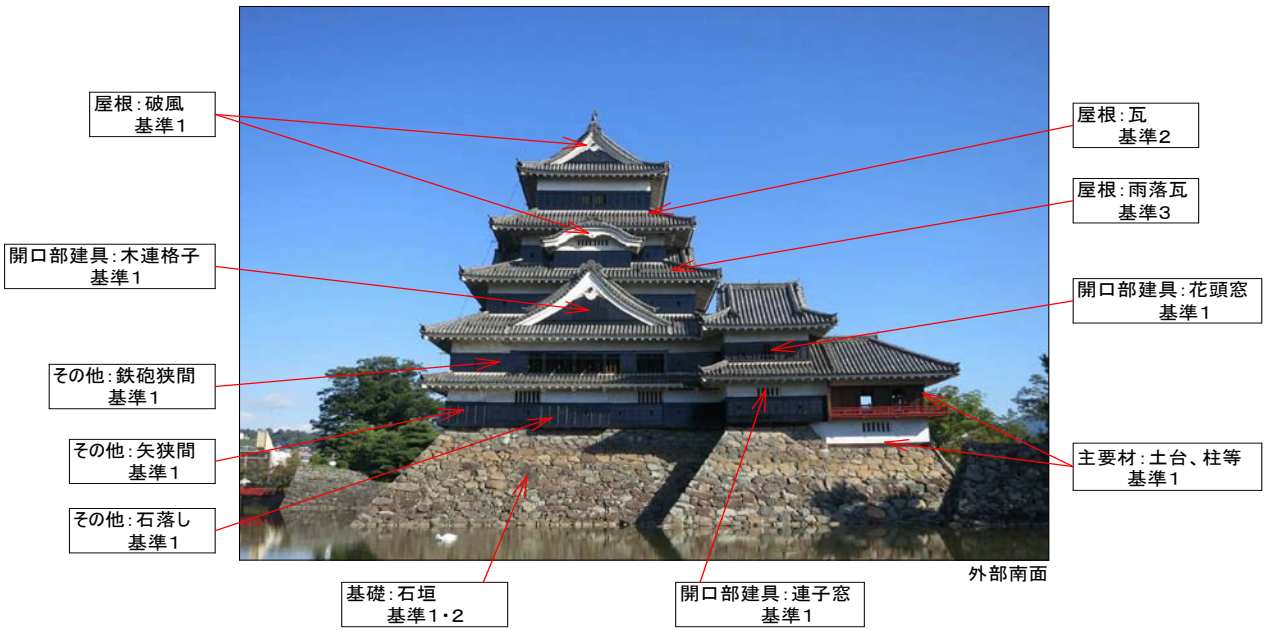
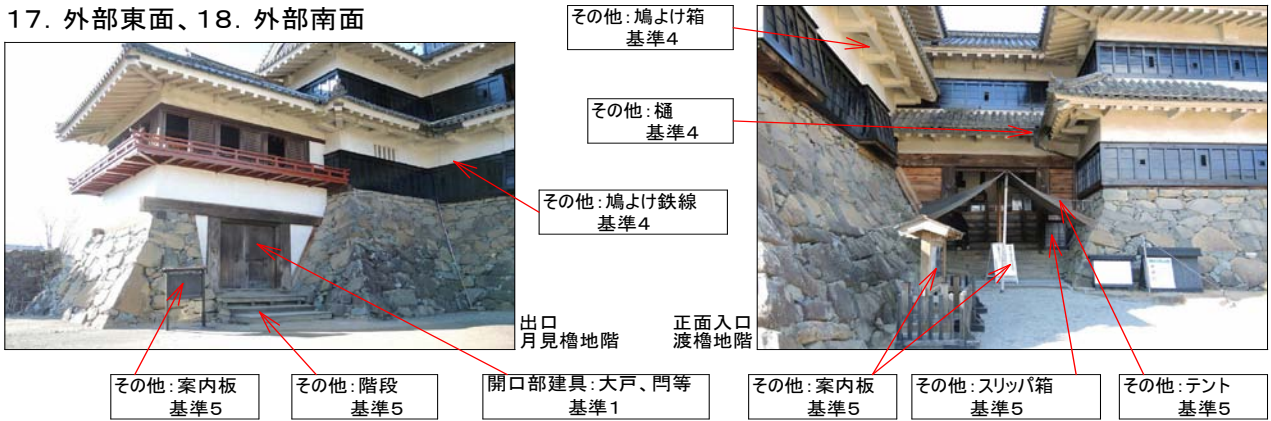
開口部建具: 引分板戸
基準1

開口部建具: 花頭窓
基準1

その他: 矢狭間
基準1

b. 辰巳附櫓二階 南面

17. 外部東面、18. 外部南面



19. 外部西面、20. 外部北面



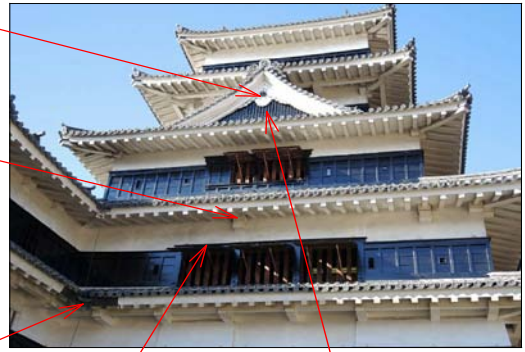
その他: 矢狭間
基準1

その他: 鉄砲狭間
基準1

屋根: 破風
基準1

その他: 鳩よけ柵
基準4

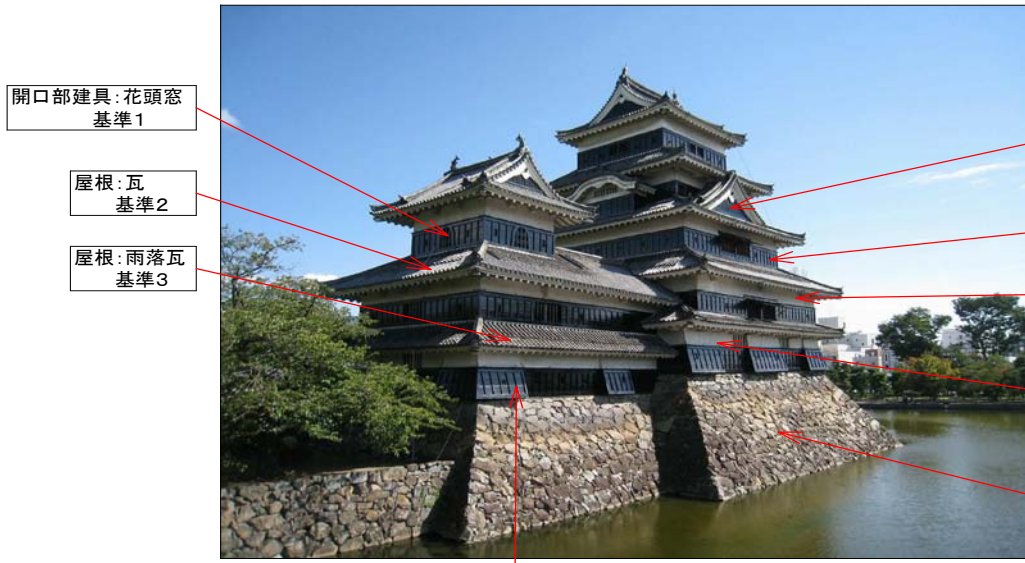
その他: 石落し
基準1



その他: 樋
基準4

開口部建具: 突上戸
基準1

開口部建具: 木連格子
基準1



開口部建具: 花頭窓
基準1

屋根: 瓦
基準2

屋根: 雨落瓦
基準3

開口部建具: 木連格子
基準1

壁面: 下見板張り
基準1

壁面: 漆喰塗り
基準2

その他: 鳩よけ鉄線
基準4

基礎: 石垣
基準1・2

その他: 石落し
基準1

外部北西面



開口部建具: 花頭窓
基準1

開口部建具: 舞良戸
基準1

その他: 縁廻り
基準1・2

開口部建具: 連子窓
基準1

その他: 鉄砲狭間
基準1

その他: 矢狭間
基準1

基礎: 石垣
基準1・2

主要材: 土台、柱等
基準1

その他: 案内板
基準5

外部北面

3 管理計画

(1) 管理体制

松本城天守は松本市が管理するが、日常管理・点検等は、市職員のほか業務の一部を委託されている民間業者が行う。委託業務内容は以下のとおり。

担当課 松本市教育委員会 松本城管理事務所
 電話番号 0263-32-2902
 管理者 松本城管理事務所長

<委託先1> (平成26年4月1日現在)

業務委託名 松本城天守案内等業務
 名称 公益社団法人 松本地域シルバー人材センター
 所在地 松本市宮渕本村1番10号
 代表者 理事長 大月利和

委託内容

- ア 天守他各所において観覧者の安全確保
- イ 各所の保全目的として異常の有無を確認する巡回、監視の実施
- ウ 天守入口において観覧者への靴入袋の配布及び回収
- エ 天守他各所の清掃業務、突上戸の開閉、降雪時の除雪業務
- オ 松本城主催の行事における運営補助

業務期間 4月1日から3月31日まで

※12月29日から1月3日までは、別途協議

就業時間 午前8時15分から午後5時15分まで(原則)

<委託先2> (平成26年4月1日現在)

業務委託名 松本城宿直警備業務委託
 委託先 有限会社 中部警備救助
 所在地 松本市大字新村 283 番地
 代表者 代表 古畑 忠俊

委託内容(仕様書からの抜粋)

ア 基本的業務

- (ア) 業務対象の火災、盗難、侵入及びその他の保守警備
- (イ) 事故及び災害発生時における関係先への通報、連絡等の事故対応
- (ウ) 年末年始(12月29日～1月3日)松本城白鳥のえさやり(1日1回)
- (エ) その他緊急時における対応

イ 常駐警備

- (ア) 通常公開日 午後5時15分から翌日午前8時30分まで
- (イ) 年末年始 午前8時30分から翌日午前8時30分まで
- (ウ) 巡回点検 各所において点検を行い、異常の有無について確認を行う。

ウ 巡回

巡回を4回行う。

なお、諸行事の開催等により変更が必要な場合は、担当課と協議の上決定するものとする。

エ 常駐警備及び巡回における点検箇所

(ア) 松本城天守（天守、乾小天守、渡櫓、辰巳附櫓、月見櫓）各所の点検

- a 施設内及び周辺の火気に関する点検
- b 施設内の不審者侵入等、異常に関する点検
- c 不審物件の放置等施設内の異常に関する点検
- d 側柱及び桔木構造等、施設の損傷及び機器の異常に関する点検
- e 松本城鉄砲蔵等展示物品に関する点検
- f 鉄砲狭間、矢狭間、突上戸等開口部の閉鎖確認
- g 防犯灯の点灯、不要灯の消灯確認
- h 石垣、外壁、屋根等施設の外観上に関する点検
- i 巡回用確認用プラグ（8カ所）の差し込み確認

(イ) 本丸庭園内（公衆便所、倉庫等を含む）の点検

- a 庭園及び施設周辺の火気、侵入等異常に関する点検、確認
- b 本丸周辺の土手、石垣に対する点検
- c 常備灯の点灯確認、不要灯の消灯確認

業務期間 4月1日から3月31日まで

業務時間 午後5時15分から翌日8時30分まで（原則）

配置人員 常駐2名体制とする

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

(ア) 清掃・整頓に関する事項

a 内部

民間業者（委託先）による毎日の清掃・整頓を実施し、公開期間以外（年末年始）には、委託業者による屋内清掃（特別清掃）を実施。

b 外部

屋根、壁及び石垣については、鳩糞除去を年4回、水洗いを年1回実施。

(イ) 日照・通風に関する事項

民間業者（委託先）による天守内の窓の開閉を毎日実施。また、建造物周辺の樹木等の定期的な剪定を実施。

(ウ) 虫害と腐朽の防止に関する事項

職員によって点検し、必要に応じて防霉・防虫処理を行う。

(エ) 風水雪害に関する事項

職員によって点検等を実施する。

(オ) その他

き損・盗難・放火等の事故防止のため、公開時間内は、職員又は民間業者（委託先）が、天守内の巡回を実施している。公開時間外は、警備会社が委託契約に基づき、警備を行っている。

また、公開時間及び公開時間外には、自動火災報知器、防犯設備等が正常に作動していることを確

認している。

防火防犯設備については、法令に基づき点検を実施しており、漏電による火災防止のため、天守内のコンセント、配線、ブレーカーなどの電気設備の点検を年1回実施している。

なお、毎年1月26日の「文化財防火デー」には、松本広域消防局と合同で避難訓練及び消火訓練を実施している。

イ 建造物の維持管理

修理届を要しない小規模な修繕など管理のための行為の内容について、以下の区分別に記す。補修を行う際は記録を取り、今後の保存修理の参考とする。

表 2-2 建造物の維持管理区分一覧

部分	留意事項	修理届を要しない行為
1) 外構 及び基礎	・石垣の孕み、石の割れ等の確認を行う。	・石垣の孕み、石の割れの箇所を確認し、破損が著しい場合は修理届を提出する。
2) 縁廻り 及び床下	・縁廻りや床下の点検を実施し、柱根や床組材の腐朽、虫害等の確認を行う。	・縁廻りが雨露にさらされた場合は水分除去を行う。 ・腐朽、虫害等が発見された場合は早急に部材補修、防虫処理を行う。ただし、修理が広範囲に及ぶ場合は修理届を提出する。
3) 外壁	・漆喰壁は亀裂・破損・剥離箇所がないか確認を行う。 ・下見板は木部の腐朽・塗装の剥落がないか確認を行う。	・確認された箇所は適宜修理を行う。破損が著しく広範囲に及ぶ場合は修理届を提出する。
4) 内壁	・漆喰壁は亀裂・破損・剥離箇所がないか確認を行う。	・状況により清掃を行う。 ・確認された箇所は適宜修理を行う。破損が著しく広範囲に及ぶ場合は修理届を提出する。
5) 天井	・雨漏りによる染み、汚れ等がないか確認を行う。	・雨漏りが発見された場合は、原因箇所を確かめ早急に対策を講ずる。その際、応急的に何らかのものを建物に取り付ける場合には修理届を提出する。
6) 床	・展示物等を移動する際には、引きずったり、衝撃を与えないよう注意を払う。 ・床板の浮き、割れ等が生じていないか確認を行う。	・見学者の通路確保や展示の設置等の際には、床に影響を及ぼさないよう注意を払う。 ・破損が確認された箇所は適宜修理を行う。破損が著しく広範囲に及ぶ場合は修理届を提出する。
7) 屋根 及び雨樋	・瓦の劣化・割れ・欠落がないか確認を行う。 ・雨樋を清掃し、破損・脱落等がないか確認を行う。	・破損が確認された箇所は適宜修理を行う。破損が著しく広範囲に及ぶ場合は修理届を提出する。
8) 建具	・敷居及び鴨居の掃除を行う。 ・開閉時は建具の取扱いに注意を払い、割れ・欠け等がないか確認を行う。	・破損が確認された箇所は適宜修理を行う。破損が著しく広範囲に及ぶ場合は修理届を提出する。

ウ 天守台石垣

天守台石垣は、天守を中心とする各櫓を支える基礎であることから、上記イの維持管理に加えて、孕み出しの見られる箇所の定点観測を行うとともに、間詰石の抜け落ち、緩みの状況について調査を行い、石垣の破損を進行させないよう間詰石の補修を行う必要がある。

エ その他の物件管理

今後の修理に伴って取り外された保存古材の保管方法などについての計画を定め、部材名称、員数、保管場所などを記した目録を備える。

オ 管理に関わる届出

(ア) き損届

建造物にき損が発見された場合は、その事実を知った日から10日以内にき損届を提出する（文化財保護法第33条）。

(イ) 修理届

修理を実施する場合は、修理に着手する30日前までに修理届を提出する。ただし、維持の措置又は非常災害のため応急措置を執る場合は、この限りではない（文化財保護法第43-2）。

4 修理計画

(1) 当面必要な維持修理の措置

ア 天守

- ・北面石落とし部下見板土台の補修

イ 乾小天守

- ・武者窓の補修

ウ 渡櫓

- ・武者窓の補修

エ 辰巳附櫓

- ・一階天守境大戸の修理及び調整

オ 月見櫓

- ・外部縁廻り木部材腐朽部の補修と、これに伴う漆塗の塗替
- ・外部舞良戸の修理及び調整（摩耗した敷居の補修とも）



写真 2-1 松本城天守外壁下見板漆塗り工事状況（9月～10月）全景



写真 2-2 松本城天守外壁下見板漆塗り工事状況詳細

(2) 今後の保存修理計画

現在のところ、当面は根本的な保存修理を行う必要性はないが、上記の維持修理のほか、小規模な修繕については実施する必要がある。ただし、平成28年度までに実施する耐震診断の結果により、必要な場合は耐震対策工事を実施する。

昭和修理時には「材料を変えない、工法を変えない、道具を変えない」といった指導の基、修理を行っている。この指導内容については今後も可能な限り継続し、保存修理による価値の維持を図る。

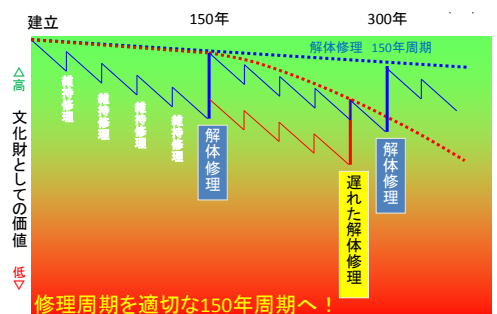
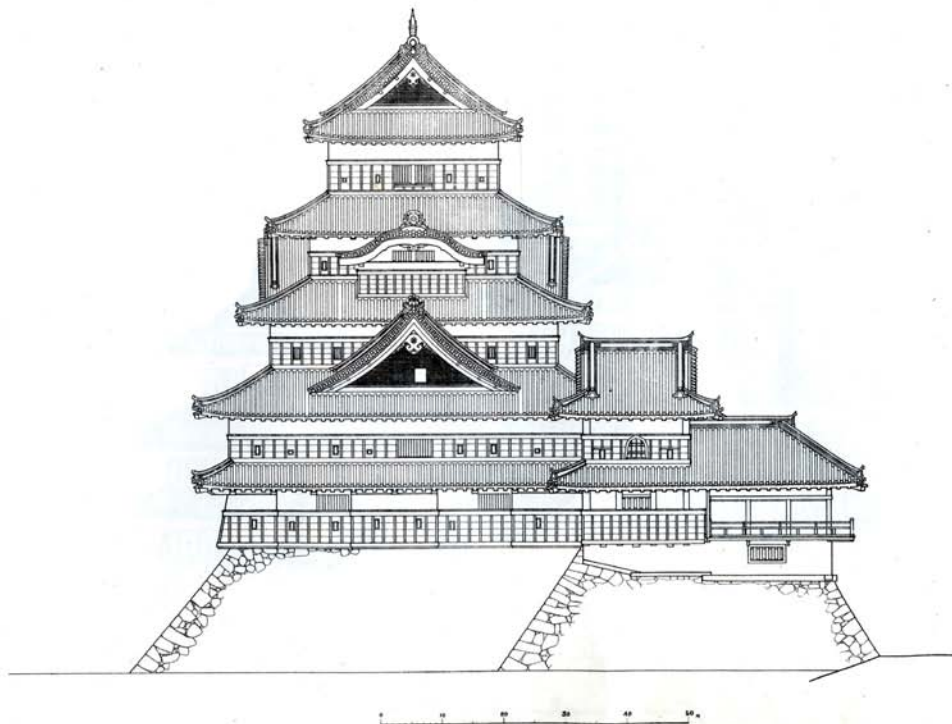


図 2-8 解体修理の周期差による文化財的価値の変化
出典（独）奈良文化財研究所主催
平成25年度「建造物保存活用基礎課程」研修資料

第3章 環境保全計画



四〇 松本城天守南立面圖

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題

(1) 現状

ア 自然環境等

松本城は構造盆地と考えられる松本平の東南部、すなわち南方木曾山地より流入する奈良井川に東方筑摩山地から流入する女鳥羽川、薄川が合流する扇状地の扇端に築造されたものである。また、松本城が位置する地形は、東北が高く西南が低いきわめて緩やかな勾配でほとんど平坦である。この付近の地質は礫層・砂層・粘土層等の互層より成り河川堆積層であることは明らかであり、砂礫はいわゆる内村層に属するものと考えられる。

本丸は、東西がやや長い長方形の西南隅を切ってきた五辺形を形作っていて、その周辺に水堀を廻らしている。この内堀の外には、東、南、西の三方を二の丸が囲んでいる。内堀の東北隅より東方に延びた堀は、この二の丸を囲んでいる。内堀を隔てて本丸及び二の丸の周囲には三の丸があり、三の丸の外周には、総堀を廻らしている。

国宝松本城天守は、本丸の西南に位置し、天守・乾小天守・渡櫓・辰巳附櫓・月見櫓とで構成されている。また、松本城天守は、石垣の上に建てられ南面・西面とは水堀に臨んでいる¹。

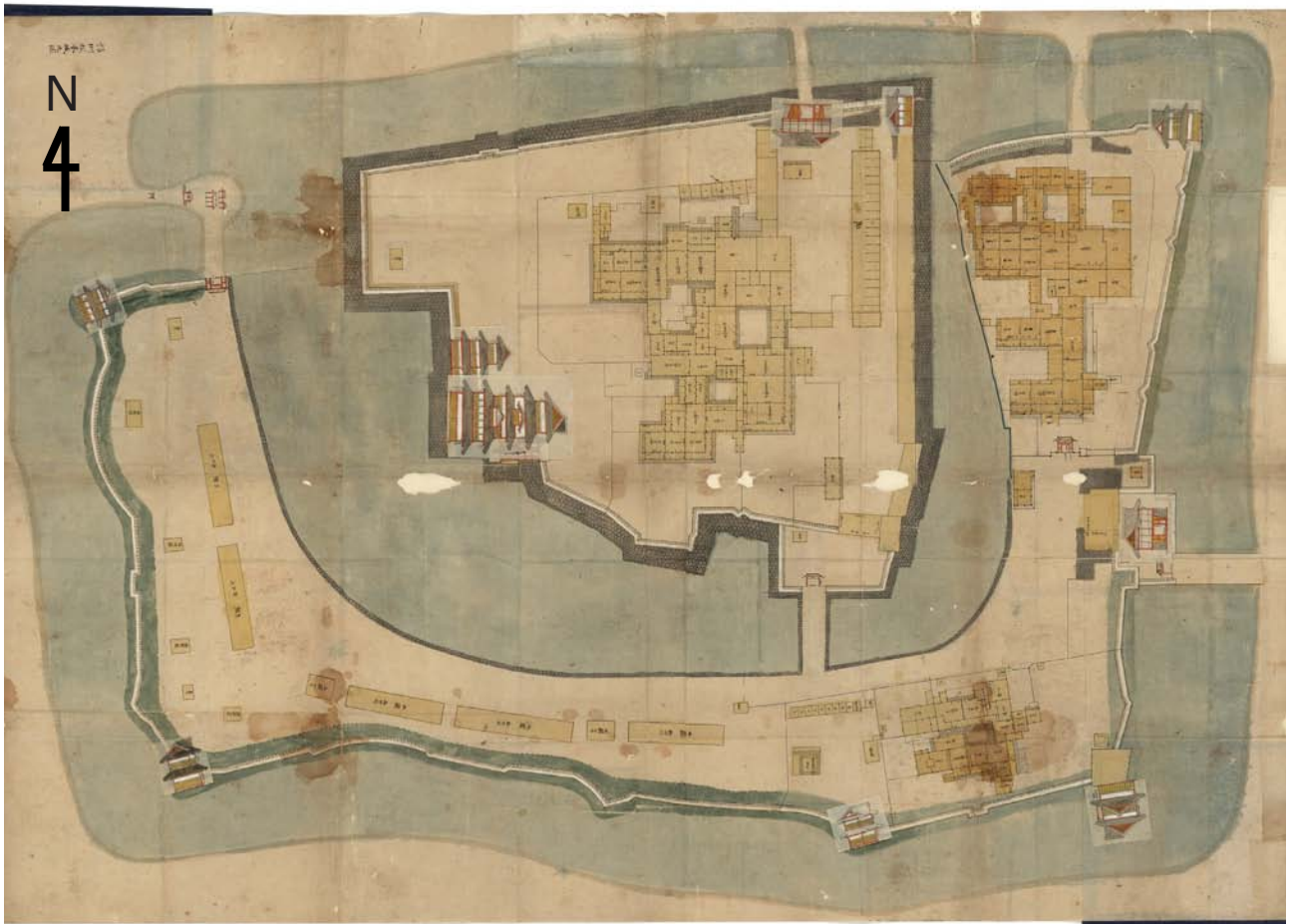


図 3-1 信州松本城之図 正徳2年頃 水野氏統治時代の本丸と二の丸（松本城管理事務所蔵）

¹ 参考『国宝松本城』（昭和41年）松本教育委員会発行

(ア) 地盤環境

・松本盆地の地形と地質の概要¹

松本盆地は、日本の内陸盆地の中でも最大級の規模を有し、塩尻から大町までの南北50km 東西の最大幅約14km 面積は480Km²に達する。

松本盆地の西側には、急峻な谷地形と比較的平坦な稜線を持ち火山が分布する3000m級の北アルプスがそびえる。盆地東側は、海拔2000mから1000mのなだらかな山地が分布し、フォッサ・マグナの海に堆積した新第三系中心統やそれを貫く閃緑岩、鮮新世～更新世前期の火山岩類が広く分布する。西側の北アルプスをつくる古期岩類とフォッサ・マグナの新第三系との境が、糸魚川-静岡構造線と呼ばれる大断層であり、松本盆地の中をほぼ南北に通っている。

松本盆地を埋める堆積物は、一般に砂礫などの粗粒なものが多く、厚さは400m～500mに達する。これらは、古いものから梨ノ木礫層（中期更新世初期）、片山礫層・城山礫層（中期更新世中期）、中山泥炭層（後期更新世初期）、赤木山礫層（後期更新世初期）、波田礫層・千石礫層（後期更新世中期）、森口礫層（後期更新世後期）、沖積層（完新世）に区分される。

・調査履歴

国宝松本城付近地盤関係調査としては、まず、昭和25年11月から昭和26年2月まで国宝松本城天守付近の基盤調査を4カ所実施した²。その後、昭和47年8月に松本城石垣補修箇所地質調査を本丸庭園内にて、3カ所実施している。（図 3-2 位置図及び 3-3 ～ 3-5 の柱状図を参照）また、昭和63年には国宝松本城天守構造耐力調査に伴い、立地条件の確認を行っている。

なお、平成12年10月に『松本平地盤図2000』が刊行されるに際し、松本市役所東付近で地質調査がなされ、平成21年2月に、文化庁及び長野県が実施した耐震所有者診断の中で、以下のような地盤の記載がなされている。

「松本平地盤図によれば、当場所の地盤は沖積層で地震時間問題になる細粒堆積物の厚さが10m～15m 滞留していることが判明している事、・・・以下省略」

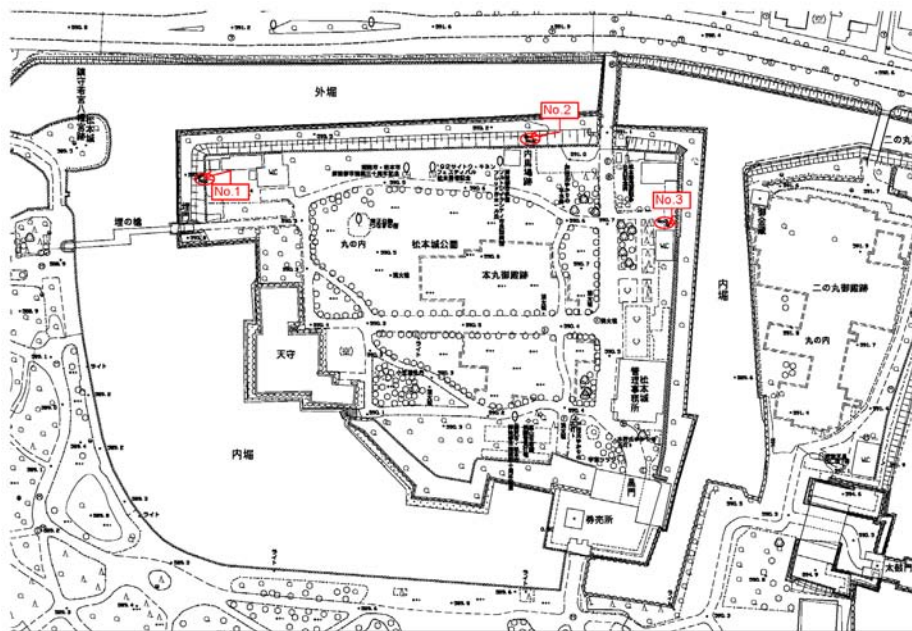


図 3-2 ポーリング調査位置図

1 参考『松本平地盤図2000』（平成12年9月発行）（社）長野県建築士事務所協会松筑支部ほか

2 『国宝松本城』（昭和41年刊行）に記載

ボーリング柱状図

調査名 松本城石垣補修箇所地質調査工事

調査年月日 昭和47年8月

調査位置 松本市丸の内
 地点番号 No.1
 孔口標高 +593.940 m
 総掘進長 _____ m
 孔内水位 -1.20 m

試錐機 TS-6

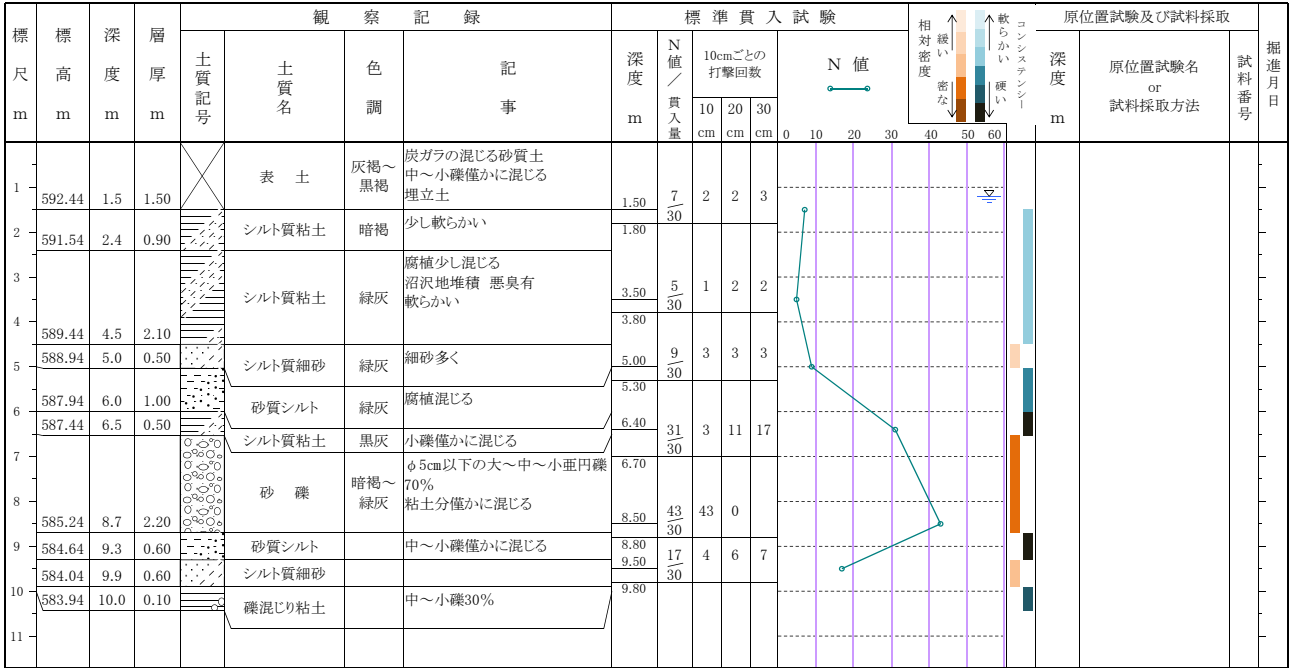


図 3-3 ボーリング柱状図 No.1

ボーリング柱状図

調査名 松本城石垣補修箇所地質調査工事

調査年月日 昭和47年8月

調査位置 松本市丸の内
 地点番号 No.2
 孔口標高 +594.040 m
 総掘進長 _____ m
 孔内水位 -2.20 m

試錐機 TS-6

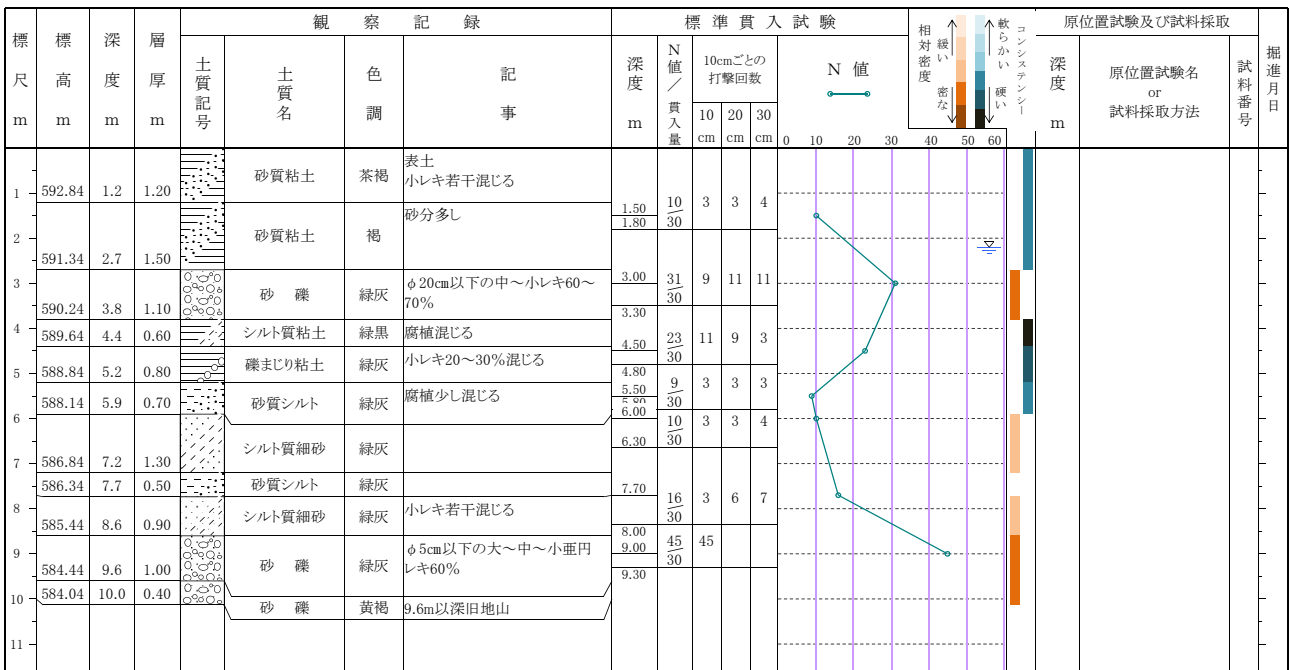


図 3-4 ボーリング柱状図 No.2

ボーリング柱状図

調査名 松本城石垣補修箇所地質調査工事

調査年月日 昭和47年8月

調査位置 松本市丸の内

地点番号 No.3

孔口標高 +594.740 m

総掘進長 _____ m

孔内水位 -2.80 m

試錐機 TS-6

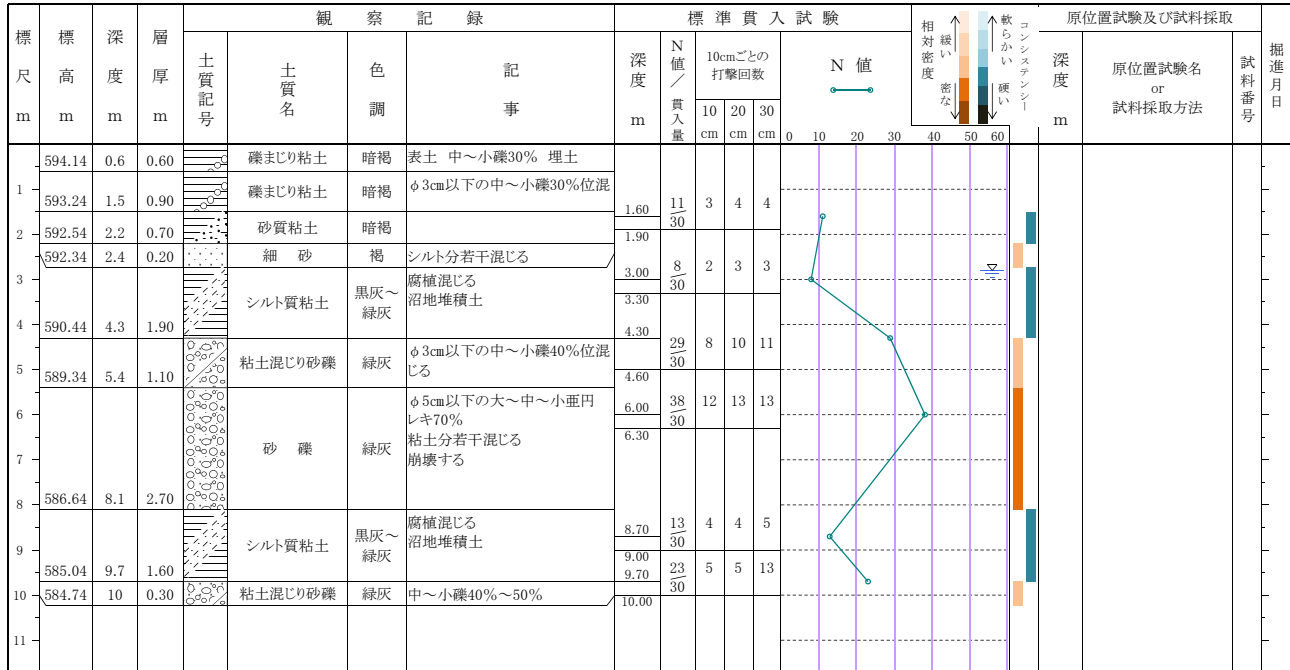


図 3-5 ボーリング柱状図 No.3

・ボーリング調査の結果

昭和47年の調査は、本丸北側の石垣の修理の際に、石垣基礎の補強が必要となるかを検討するために実施したものである。調査結果によれば、3地点とも「褐色又は暗褐色をしたレキ混りの砂質粘土の表層と、その下層は湖沼堆積と思われる緑色をおびた腐植の混るシルト質粘土や細砂の層が交互に堆積し、その間に直径5cm以下の大～中～小の垂円レキが70%位と、僅の粘性土が混った砂レキ層が挟まっている。深度10m付近より以深は黄褐色をした粘土混り砂レキ層又はレキ混りの砂質粘土層があるが、この層は城山の表層を形成しているレキ混り粘土層と等しく湖沼の基盤と考えられる。」とされている。松本城周辺のボーリング地点でも、シルト等の細砂堆積物の厚さが5mを越えており、松本城は軟弱地盤の上に立地していることが分かる。

イ 景観

松本城の景観は、国宝松本城天守に対する眺望と国宝松本城天守からの眺望と2つの要素から構成されている。国宝松本城天守に対する代表的な眺望として北アルプスを借景としたものがあり、市民・観光客に親しまれている(写真 3-1～3-3)。また、国宝松本城天守からの眺望(写真 3-4～3-7)には、天守内部から見る城内の縄張りや風景などがある。国宝松本城天守の眺望は2つの要素に配慮しなければならない。上記の内容は、昭和46年に実施した「松本城周辺整備調査報告(調査:大谷幸夫 東京大学都市工学科教授)」にも報告されている。

「松本城周辺整備調査報告」の意味

昭和47年に松本城の西側に高層マンションが計画されたことを契機に、松本城の景観保護問題について関

心が高まり、市は「松本城景観保護審議会」を設置した。

「松本城周辺整備調査報告」は、その審議会を設置するに当たり、東京大学の大谷研究室に景観規制に関する調査・分析を依頼し、作成されたものである。当報告書では、松本城内からの山岳眺望を重視し、北アルプスへは仰角2度以上、美ヶ原へは仰角3度以上の建築物は眺望を阻害するなど、松本城周辺における景観形成のあり方について報告している。(図3-6) それらを踏まえて、昭和48年度に審議会は「松本城とその周辺の景観保護対策」を策定し、翌49年度に市が「松本城景観保護高さ規制」を導入した。この規制は、松本城内から北アルプス、美ヶ原への眺望を確保するための仰角の大きさに基づいて、建築物の高さを地区ごとに10m、15m、20mに制限するものであり、今日の景観規制の基礎となっている。

現在では、松本城本丸及び二の丸(外堀)内からの北アルプス及び美ヶ原を中心とした東山の優れた景観保護、松本城天守の存在感保持、また松本城周辺の住環境保全を図るため、都市計画法に基づき高度地区を平成13年から指定して、松本城周辺の景観を保護している。

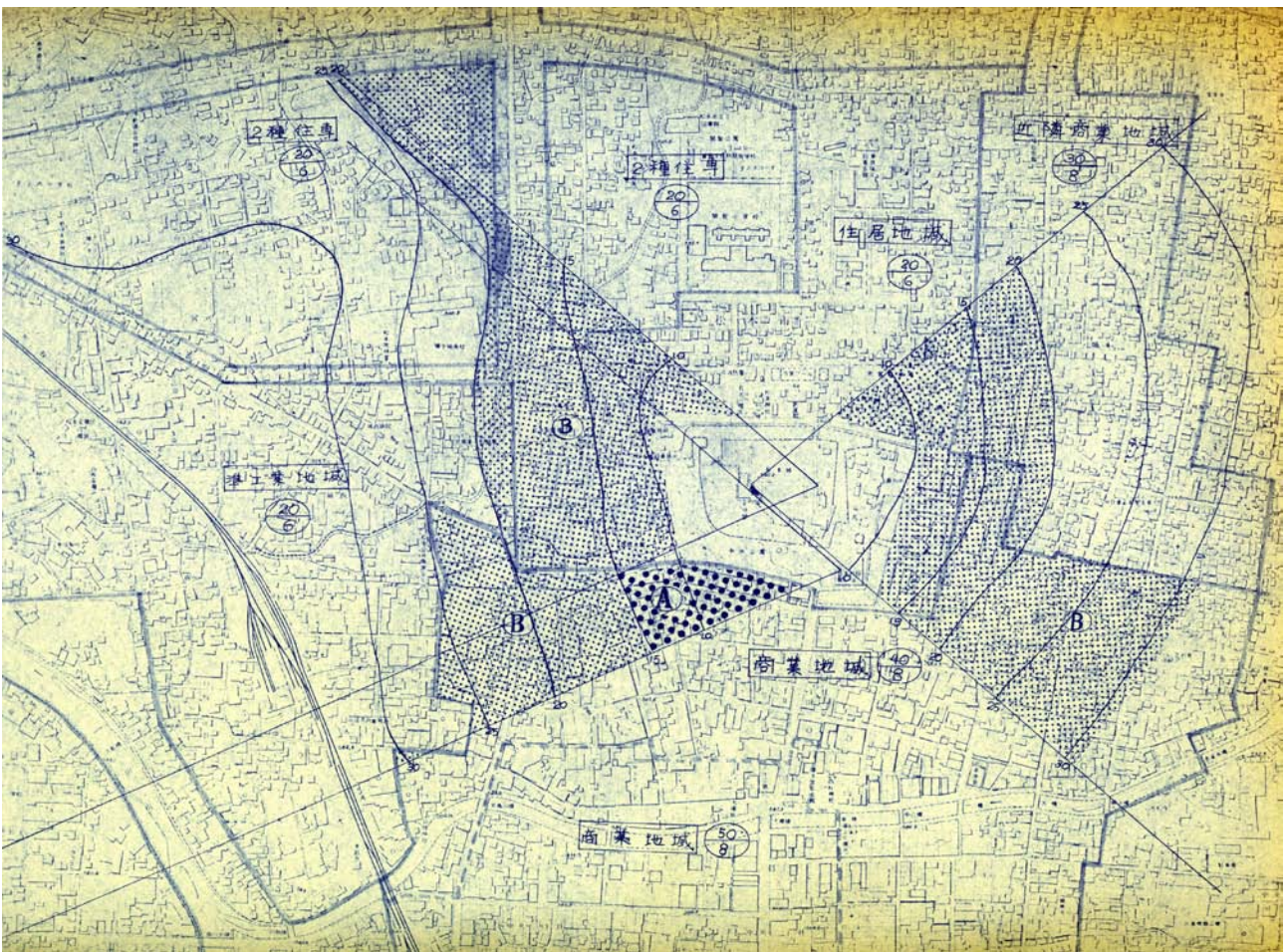


図3-6 用途地域 - 高度規制相關図「松本城周辺整備調査報告」

(参考) 松本城周辺整備調査報告書の「1眺望のスタディ」では、「①松本城内から眺望の考察と②松本城公園(旧中央公園)からの眺望」の考察を行っている。①では、(1)西に北アルプス、東に美ヶ原の山岳への眺望の保全。つまり黒門をくぐって天守と対面したときの天守の背景としての北アルプス(写真3-1)、及び天守より降り立った東方向の美ヶ原の山並みとの対面(写真3-2)。(2)城内より視野の中に感興をそぐわれないような建造物が入らないこと。(3)城内そのものの造園形態等の問題。また、②では、ほぼ松本城内からの考察に準ずるが、西方のアルプスについては、城内よりも眺望がひらけるので、重視すべきであろう。」と記載されている。(写真3-3)

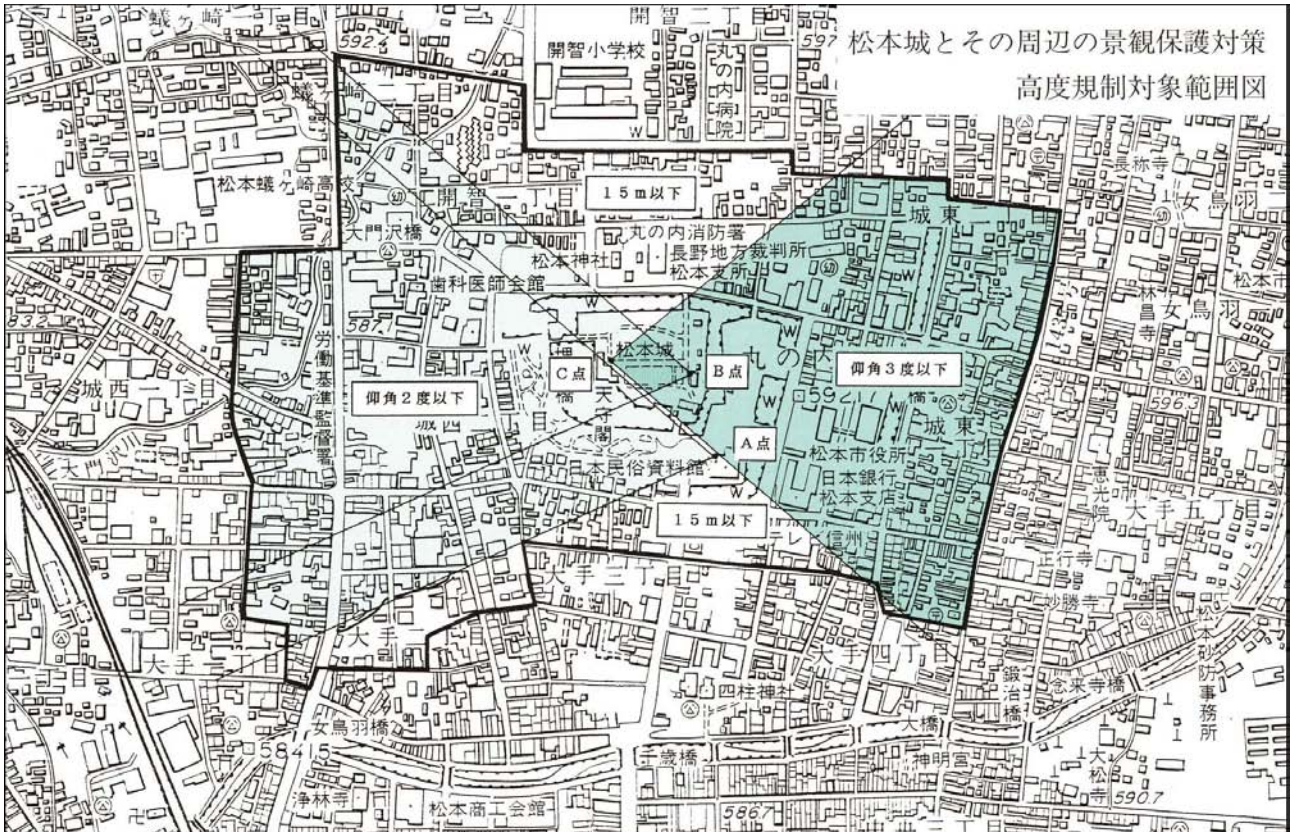


図 3-7 松本城周辺高度地区図「25000分の1 エリア図」

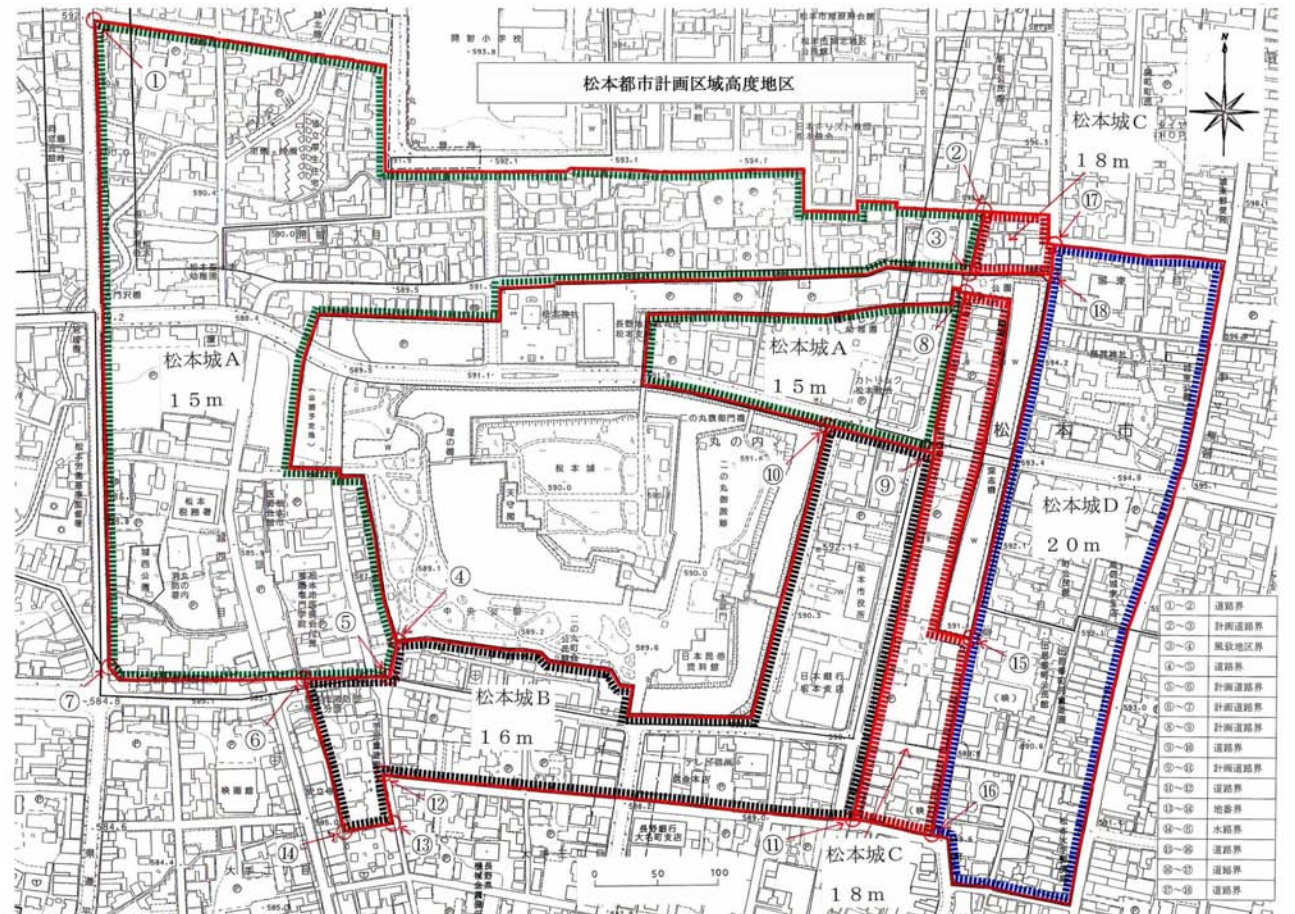


図 3-8 松本城周辺高度地区図「4000分の1 エリア図」

写真 3-1 天守と対面したときの天守の
背景としての北アルプス



写真 3-2 東方向の美ヶ原の山並み



写真 3-3 松本城天守とアルプスの借景





写真 3-4 松本城天守内部からの眺望（東側）



写真 3-5 松本城天守内部からの眺望（西側）



写真 3-6 松本城天守内部からの眺望（南側）



写真 3-7 松本城天守内部からの眺望（北側）

ウ その他

また、松本城本丸は、以下の区域にも定められている。

- ・都市計画法に定める「風致地区」（松本城址 第1種）
- ・都市計画法に定める「都市計画公園」（松本城公園）
- ・都市計画法に定める「準防火地域」
- ・都市計画法に定める「駐車場整備地区」
- ・松本市景観計画に定める「景観重点地区（お城地区）」
- ・松本市歴史的風致維持向上計画に定める「重点区域」

(2) 課題

松本城は、天守が国宝に指定されているとともに、史跡に指定されている。天守を良好な状態に維持するために周辺の環境の保全については、史跡保存管理計画で定める必要がある。

史跡指定以降これまでの環境保全は特に大きな問題なく行われてきており、今後もその方向性を継続する。明治時代などは、様々な用途で使用されてきたことが古写真などから理解できる（写真3-8～3-10）。

本計画は、天守周辺における計画区域設定とその保全方針を定める。

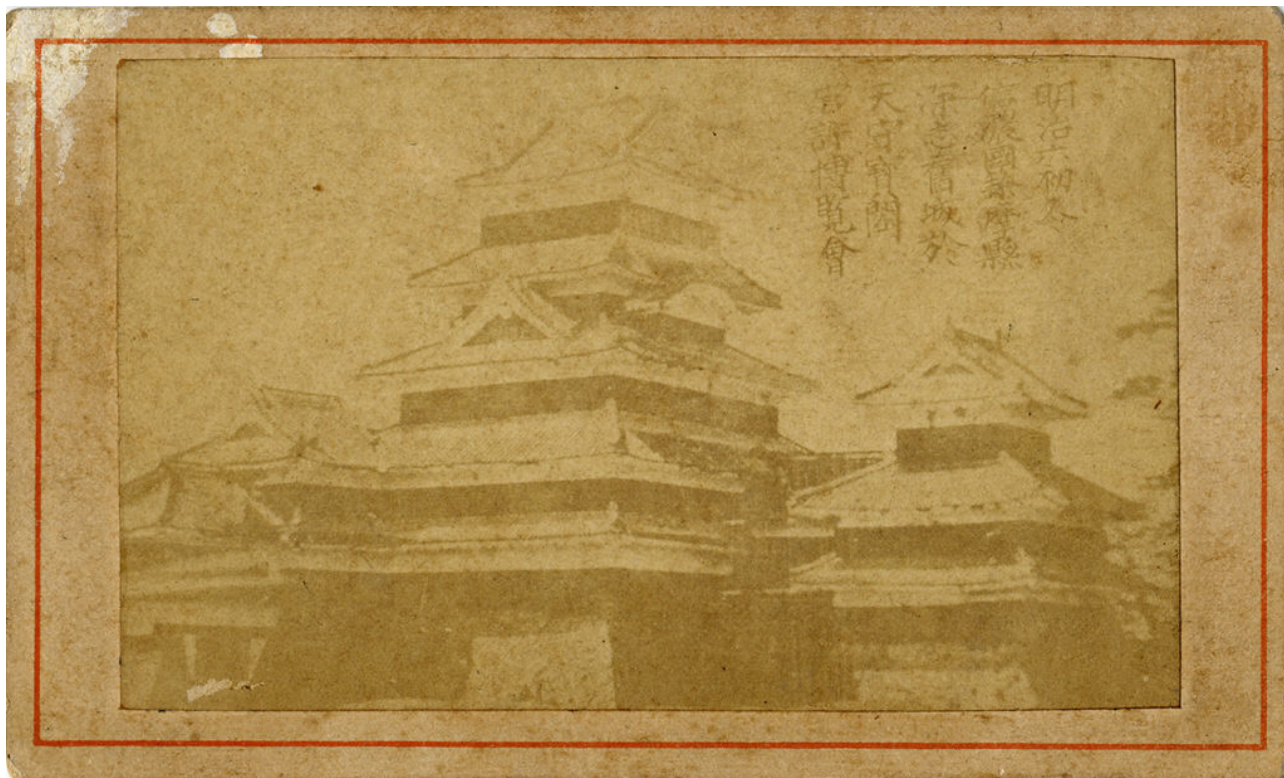


写真3-8 松本城古写真（明治6年頃）松本市立博物館所蔵



写真 3-9 松本城古写真（明治 13 年から 34 年：松本農事協会にて借用。果樹園として使用）窪田空穂記念館所蔵



写真 3-10 松本城古写真（明治 37 年頃）本丸内（松本中学校運動場）での球技風景

2 環境保全の基本方針

国宝松本城天守の周囲の景観や環境を天守と一体的に保全するための方針として、以下をあげる。

- ① 国宝松本城天守（建造物）に対し負の影響が発生しない周辺環境を整える
- ② 土地・植栽等の取扱いについては、史跡保存管理計画に拠り、史跡としての価値においても向上を図る
- ③ 歴史的景観の眺望の確保を図る

3 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

本計画における環境保全計画対象範囲は、国宝松本城天守、天守台石垣及びその周辺（30m）とする。区分の考え方は、以下のとおりである。

指針において、環境保全区域は、「建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として指定されている土地」とあり、松本城の場合は、史跡松本城の区域が考えられる。しかし、この計画では、前述のとおり、天守に直接かかわる事項のみ対象としているため、天守の周辺で、より防災の面や環境保全の面で図る必要がある区域を設定する必要があるため、後述の防火管理区域と同じ区域とした。

ア 保存区域

国宝松本城天守及び天守台石垣の所在する区域とする。

イ 保全区域

天守台石垣から30m までの区域とする。

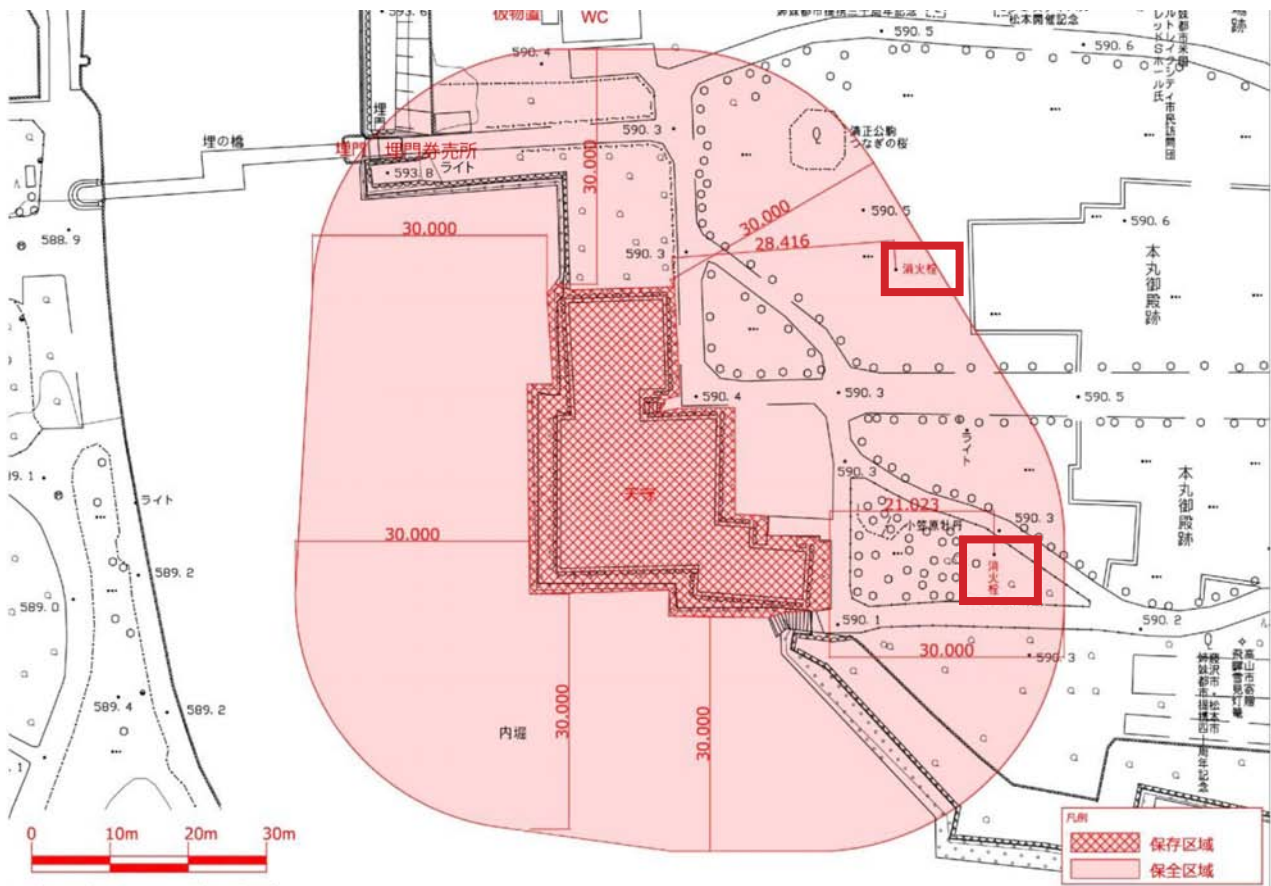


図 3-9 環境保全区域図

(2) 保全方針

本計画における保存区域、保全区域の保全方針は、以下のとおりとする。

ア 保存区域

保存区域内では原則として新たな建築行為等を行わない。

イ 保全区域

保全区域では、管理上・防災上必要な設備については、法律等の規定に従い、再整備を行うことを認めるものとする。

4 建造物の区分と保護の方針**(1) 建造物の区分と保護方針**

計画区域内に所在する国宝以外の全ての建造物について、保存建造物、保全建造物及びその他の建造物に区分する。なお、計画対象範囲外の本丸、二の丸等の松本城内に所在する様々な建物の整備、除却やその意匠・形態、色彩などの取扱いについては、史跡保存管理計画にて定めることとし、天守の管理・防災上の必要性や、天守の環境保全に与える影響を踏まえて検討することとする。

ア 保存建造物

計画区域に所在する建造物で、国宝に準じて保存を図るもの。

当計画の計画範囲内には、保存建造物に該当する建物は存在しない。

イ 保全建造物

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。

当計画の計画範囲内では、埋門が保全建造物に該当する。

ウ その他の建造物

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、又は、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景することとするもの。

当計画の計画範囲内では、埋門券売所の建物が該当する。

(2) 建造物保護の方針**ア 保存建造物**

該当建造物が存在しない。

イ 保全建造物

埋門の価値と区域の状況を勘案して、原則として、埋門の位置・規模・形態・材料・意匠・色彩を保全する。

ウ その他の建造物

埋門券場所については、当面の間存置し、利活用することとし、今後の改修等に当たっては、史跡保存管理計画の方針と整合を取りながら、歴史的な景観や環境を損なわないよう検討する。

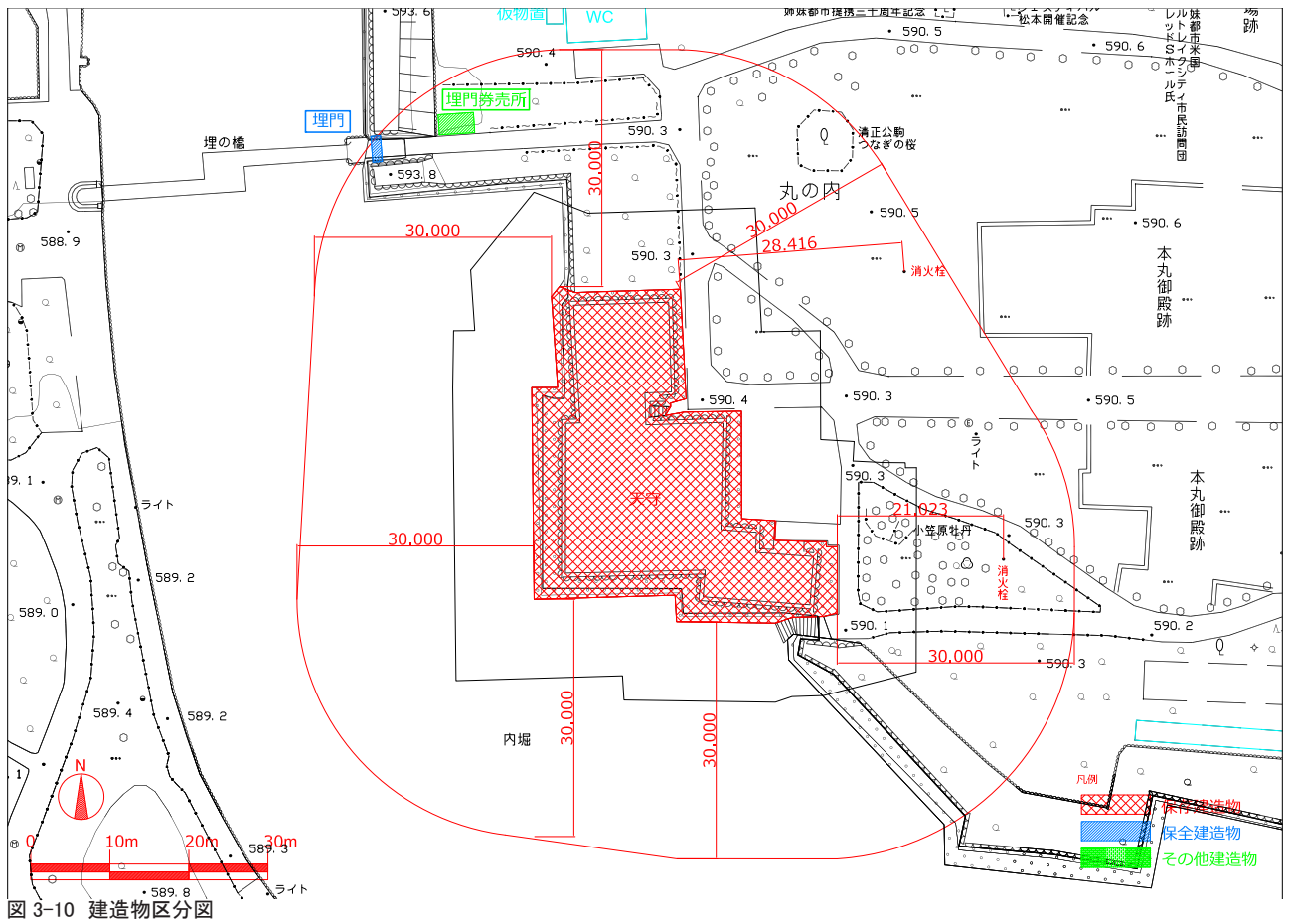


写真 3-10 埋門（平成 24 年現在）



写真 3-11 埋門券売所（平成 26 年現在）

5 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

環境保全区域内には、天守に近接して樹木があり、天守の保護、観覧者の安全、緊急車両の動線の観点からその適正な管理を行う必要がある。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

天守周辺の樹木については、天守及び観覧者の影響が生じないよう、剪定等の日常管理を適正に行う。

また、緊急車両等は、北側から外堀を渡り本丸に入り、本丸内の園路を通り天守付近まで近づく動線をとる（図3-11、写真3-12、3-13、3-15）。このため、緊急車両の通行上の支障とならないよう、園路沿いの樹木の管理を行う。



図3-11 緊急車両動線図



写真 3-12 北側からの園路状況



写真 3-13 園路への緊急車両進入状況

(3) 環境保全整備設備計画

排水施設等の環境保全施設の整備については史跡保存管理計画による。

夜間のライトアップは、松本城周辺の防犯防火に資するものであり、松本城の魅力をより高める効果をも持つが、その整備や設置は、国宝松本城天守の景観への影響を十分に考慮したうえで行われなければならない。



写真 3-14 ライト（LED）設置状況

(4) 周辺樹木の管理

周辺環境に留意しながら、近接樹木に対して剪定等の日常管理を行い、必要に応じて支持材設置などの措置を取る。園路沿いの樹木（写真 3-16）については、緊急車両の出入りや防災設備の使用に支障のないように管理する。

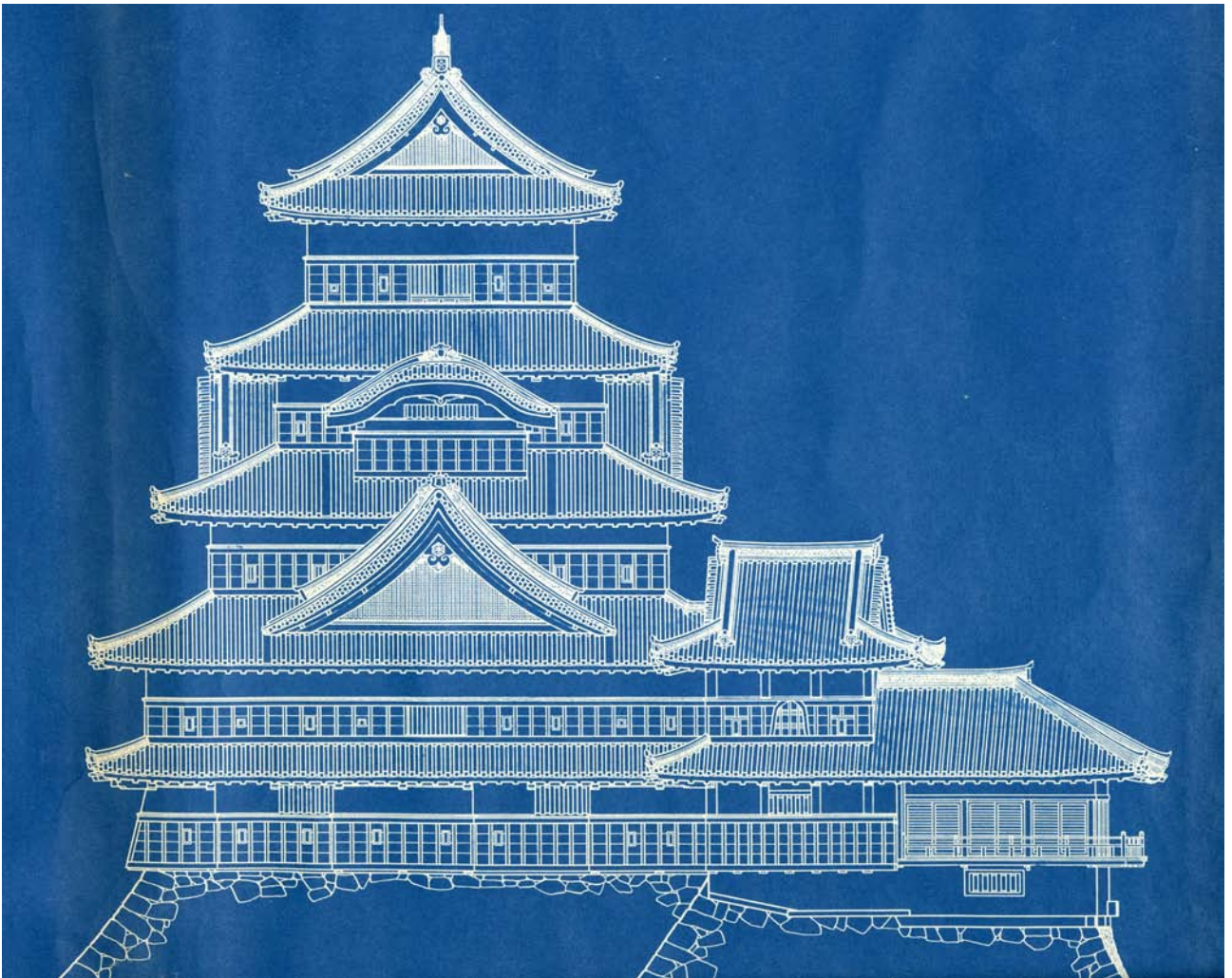


写真 3-15 本丸中央園路 5月の様子



写真 3-16 本丸中央園路

第4章 防災計画



第4章 防災計画

1 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 当該文化財の燃焼特性

国宝松本城天守の規模及び構造は以下のとおりである。

- 天 守：五重六階、地階なし、各重の腰羽目より上部は大壁白漆喰仕上げ、各重檼、軒裏、軒付、塗込白漆喰仕上げ、腰下見板張り、黒漆塗り、本瓦葺
- 乾小天守：三重四階、地階なし、各重大壁白漆喰仕上げ、初重及び二重外部柱型塗り、軒裏茅負、裏甲塗込白漆喰仕上げ、腰下見板張り、黒漆塗り、本瓦葺
- 渡 櫓：二重二階櫓、内部二階、一階の一部が地下一階、各重大壁、白漆喰仕上げ、柱型塗出し、軒裏、軒付塗込白漆喰仕上げ、腰下見板張り、黒漆塗り、本瓦葺
- 辰巳附櫓：二重二階櫓、各重大壁白漆喰仕上げ、初重外部柱型塗、二重隅柱型塗出し、各重軒裏檼、軒付、白漆喰仕上げ、腰下見板張り、黒漆塗り、本瓦葺
- 月見櫓：一重一階（地下含まず）、地階（穴蔵）一階、壁塗工程、塗仕上げ、壁材料等はいずれも辰巳附櫓と同様

木造建造物である建物自体の燃焼性は高いと考えられ、内部からの出火要因として火気の持ち込み、漏電等による電気火災、落雷等が考えられる。外部は土壁漆喰にて木部を塗りまわしており、屋根も本瓦葺きであるため、外部からの延焼に対しては一定程度の防火性能を備えていると考えられる。

イ 延焼の危険性

国宝松本城天守の敷地内においては、当該建物の南、西の二面が内堀に面し、北、東二面は本丸庭園（松本城公園）に面することから、火災による延焼の危険性は低いと思われる。

天守の北側に、埋門券売所が所在する。券売所の北側には、トイレや倉庫等が設置されている。これらの建物は、乾小天守の北東角から30m程度の直線距離がある。また、天守東側には、松本城管理事務所、松本城公園休憩所（松本城売店）、トイレ等便益施設が存在する。月見櫓から松本城管理事務所、黒門までの直線距離が約80mで、これら隣接建物への延焼の危険性は低いと思われる。

ウ 防火管理の現状と利用状況の課題について

国宝松本城天守には、不特定多数の観覧者が訪れており、外部からの延焼のほか、内部からの出火（漏電、落雷、放火）を想定した防火管理に細心の注意を払っている。現在まで、防火管理上の事故は確認されていないが、この状況を維持していく必要がある。

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者等の氏名及び住所

氏名 消防法施行令の規定による防火管理講習の課程を修了し、かつ管理権原者（松本城管理事務所長）が選任した職員を防火管理者とする。

住所 松本市丸の内4番1号

電話番号 0263-32-2902

イ 防火管理区域の設定

本計画で定める防火管理区域は、国宝松本城天守及び石垣の防火に配慮する部分とする。その対象としては、松本城天守周囲30mの範囲とする(図4-1参照)。これは、当該範囲に屋外消火栓が2カ所設置されており、初期消火活動に支障のないように管理を行う必要があるためである。

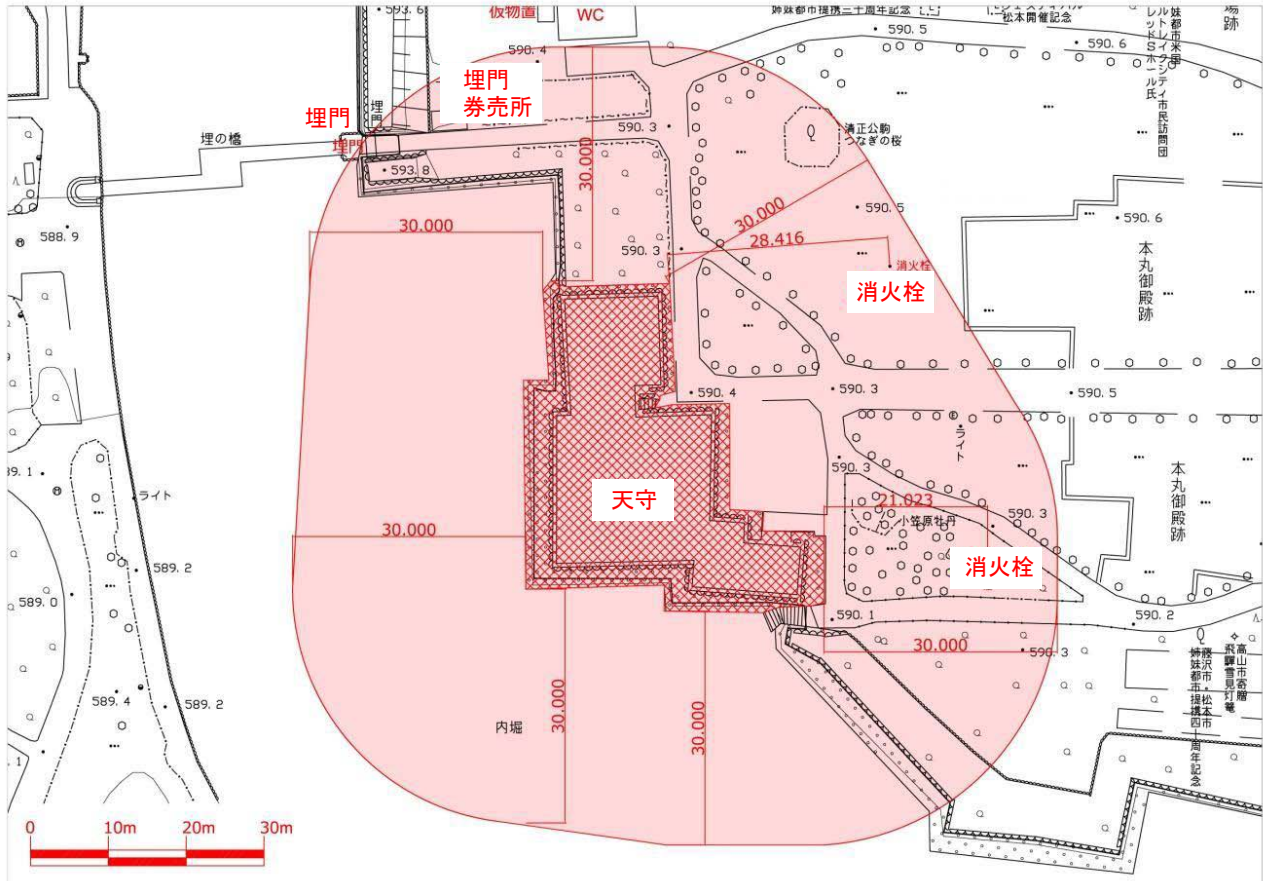


図4-1 防火管理区域図

ウ 防火環境の把握

防火管理区域内の建造物として、埋門、埋門券売所があり、ともに木造であるが火気の使用は行っていない。また天守周辺には、樹木があり、これら建造物等からの出火、延焼に十分な注意が必要である。

エ 予防措置

(ア) 火気等の管理

火気等の管理については、松本城管理条例及び松本城防火管理規則に定められている。

松本城管理条例第3条では、松本城管理事務所及び指定された場所以外で喫煙等火気を使用することを禁じている。松本城の観覧者に対しては、火気使用厳禁場所及び喫煙場所を明示し、火気についての注意を公示するものとしている(松本城防火管理規則 第13条)。

本計画範囲内における以下の事項に関する予防措置を定める。

① 生活、営業、行事等に使用される火気の取扱い

薪能、砲術演武等の行事により、火気等を使用する場合は、松本広域連合火災予防条例に定められた禁止行為について、解除承認申請を行うなどして手続き及び当日の防火の万全措置を行うこととする。

② 火災予防条例に基づく火気使用規制

松本広域連合火災予防条例（平成11年2月1日条例第34号）に基づいた火気使用規制を行う。

③ 喫煙、たき火、花火等の火気管理

②に示す条例に基づいた予防措置を行う。

(イ) 可燃物の管理

松本城天守内において、可燃性物品の持込みは、日常管理及び公開に必要なもののみとし、その整理整頓を徹底する。

(ウ) 警備

a 巡回計画

公開時間内は、本丸庭園内にある松本城管理事務所には、職員3名以上、天守内には、委託業者が3名程度常駐し、天守内の職員が定期的に巡回を行っている。夜間は、警備会社に管理を委託し、機械警備及び巡回警備を行っている。また管理事務所内から、目視及び防災監視カメラのモニターにより、天守内の状況を確認している。

b 施錠管理

公開時間が終了した場合は、天守内に人がいないか確認をし、委託業者が施錠を行っている。

なお、修理等により公開時間終了時に施錠できない場合には、松本城管理事務所職員が責任をもって施錠し、警備会社に報告を行っている。

c 夜間照明等

本丸内から3灯（うち防火管理区域内2灯）、松本城公園（内堀沿い）から3灯の夜間照明を行い警備を行っている。本丸内の夜間照明については、日没から明け方まで実施して、その他は、日没から22時まで点灯している。

(エ) 安全対策

a 避難経路等の確保

誘導方法としては、天守においてはまず下の階に誘導する。現在公開をしていない階段も非常時の避難には使用する。また、状況に応じて、天守4階の避難器具（救助袋）を使用する。天守から屋外（本丸庭園）に退場し、二の丸へ移動する。黒門では、退場誘導を行い、入場させないことを徹底する。

また、公開時には管理者による観覧者の人数把握等の管理を行い、場合によっては入場制限等を行う。

b 救助方法の検討

外部からだけでなく、内部からの救助についても検討を行う。

(オ) 消火体制

松本広域消防局の指導のもとに、初期消火体制と消火訓練計画を定め、年1回以上消火訓練を実施している。

任務分担、訓練実施計画、地域の協力体制については、消防計画に記載しており、毎年1月26日文化財防火デーに合わせ、分担確認や実践的な訓練、地域の町会や消防団と連携し、大規模な消火訓練等を実施している。



写真 4-1 救急救護訓練及び救助訓練



写真 4-2 緊急避難設備使用訓練

(3) 防犯計画

ア 事故防止に関する措置

松本城天守に対するき損、放火、部材等を含めた盗難に対し、天守内外の巡回の実施及び防災監視カメラ、センサーライト等の設置により事故の抑制、防止を図っている。

イ 今後の対処方針

日中の公開時間内は巡回を行い、夜間の警備については、警備会社と契約し施設管理・機械警備等に対応する。また、建物への落書き等人為的な損傷行為については、故意によるき損は、犯罪行為である旨、観覧者に周知する等の対策を講じ、防止に努める。

(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画

ア 松本城防災設備等の現況

国宝松本城天守における火災等の緊急災害に備え、総合防災設備が設置されている。図4-2にその設備系統図を示す。天守及び券売所に設置されている機器類からの信号は、無線LANにて管理事務所の端末機器に送られ、状況を確認することができる。その保守点検は年1回実施している。

設置されている防災設備等は、防犯上の理由により別紙とする。

システム系統図

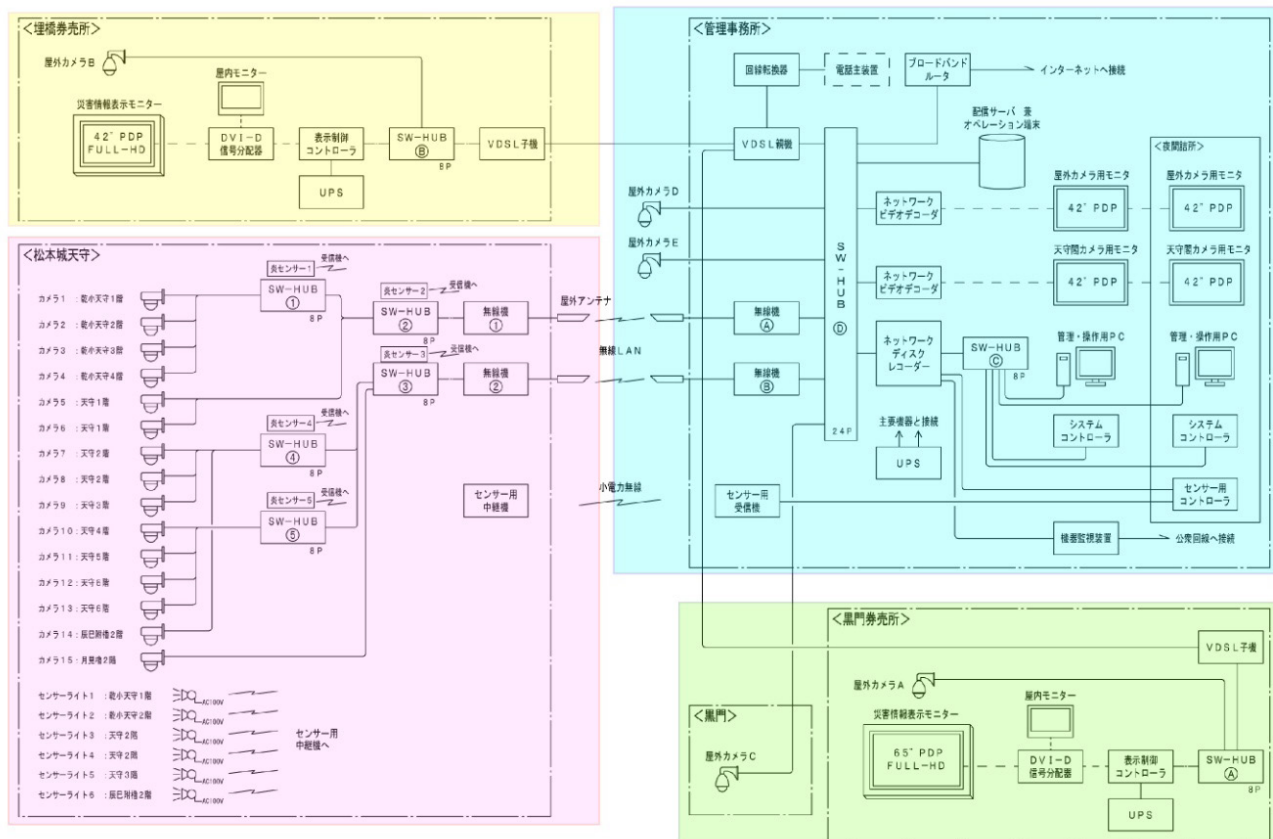


図4-2 総合防災システム系統図

(ア) 総合防災ネットワーク設備

a 防災監視カメラ

設置個所	数量	設置年代
管理事務所	2台(屋外)	H21
黒門券売所、埋門券売所	各1台(屋外)	H21
黒門	1台(屋外)	H21
天守、辰巳附櫓、月見櫓	11台(屋外)	H21
乾小天守	4台(屋外)	H21



写真 4-3 防災監視カメラ

b ネットワークディスクレコーダー

設置個所	数量	設置年代
管理事務所	1台	H21

c センサー

設置個所	数量	設置年代
管理事務所	コントローラー：1台 受信機：1台	H21
天守	中継機：1台 センサーライト：4台(辰巳附櫓1台含む) 炎センサー：3台	H21
乾小天守	センサーライト：2台 炎センサー：1台	H21



写真 4-4 センサーライト + 自動火災報知機

(イ) 防火設備等

a 自動火災報知設備

機器名	型式等	数量	設置年代
受信機	1990年製	1台	H21
差動式分布型熱感知器	空気管式	35台	H21
スポット型熱感知器	差動式	20個	H21
スポット型熱感知器	低温式	5個	
煙式感知器	スポット型光電式、非蓄積	16個	S46
発信機			
電鈴（地区音響装置）			S46
煙感知器	赤外線感知器		S46

b 屋内・屋外消火栓設備

機器名	型式等	数量	設置年代
ポンプ	可搬ポンプ C-1級	1台	S46
電動機	E180A（製造者形式 TF 516 SH）	1台	S46
消火栓（屋内）	1号 露出型 ノズル径 18mm 天守1階：2カ所、天守2階：2カ所 天守3階：1カ所、天守4階：1カ所 天守5階：1カ所、天守6階：1カ所 乾小天守1階：2カ所、乾小天守3階：1カ所、乾小天守4階：1カ所 渡櫓2階：2カ所	14基	S42
消火栓（屋外）	双口送水口 φ 65mm（ノズル 19mm）	4基	



写真 4-6 屋外消火栓



写真 4-5 屋内消火栓（左上）

写真 4-7 ポンプ・電動機（左）

c 可搬式動力消防ポンプ

機器名	型式等	数量	設置年代
可搬ポンプ		1台	S46
吸管・ストレナー	ホース20m×2本 65mm (ノズル19mm)	1式	S46



写真 4-8 消火器具庫



写真 4-9 救助袋

d 避難器具 (救助袋)

機器名	型式等	数量	設置年代
救助袋	斜降式 19.1m 1969年製 (袋2003年更新)	1台	S44

e 消火器

機器名	型式等	数量	設置年代
消火器	ABC粉末型：34台、強化液型：11台 天守入口：1カ所、天守1階：4カ所 天守2階：3カ所、天守3階：3カ所 天守4階：2カ所、天守5階：2カ所 天守6階：1カ所 乾小天守1階：1カ所、乾小天守2階：1カ所 乾小天守3階：1カ所、乾小天守4階：2カ所 辰巳附櫓：1カ所、月見櫓1階：1カ所、 月見櫓2階：2カ所	各1台	



写真 4-10
消火器
(強化液型)



写真 4-11
消火器
(ABC粉末型)

f 非常電源設備

機器名	型式等	数量	設置年代
非常電源設備	原動機：52ps、発電機：40KVA	1台	S44

「防犯上の理由により、別紙とする」

図 4-3 松本城総合防災設備機器配置図(1)

「防犯上の理由により、別紙とする」

図 4-4 松本城総合防災設備機器配置図(2)

「防犯上の理由により、別紙とする」

図 4-5 松本城総合防災設備機器配置図 (3)

「防犯上の理由により、別紙とする」

図 4-6 松本城総合防災設備機器配置図 (4)

「防犯上の理由により、別紙とする」

図4-7 松本城総合防災設備機器配置図(5)

「防犯上の理由により、別紙とする」

図4-8 松本城総合防災設備機器配置図(6)

「防犯上の理由により、別紙とする」

図 4-9 松本城総合防災設備機器配置図(7)

イ 松本城防火設備等の課題等

現在設置されている各機器は、毎年の消防用設備点検、自主点検が実施され、機能状態は確認されている。機能に問題があると確認された機器等は速やかに更新され、防災機能の維持が継続されている。

一方で、設置から40年以上を経過している防災設備があり、また天守内の電気設備も昭和の大修理時の際に設置されて以降、更新されていないものがあるため、老朽化が懸念される。これら設備の改修についても、今後検討していく必要がある。

ウ 今後の整備計画

(ア) 火災警報設備

自動火災報知設備は、昭和46年の設置以来更新されていない設備もあるため、老朽化しているものについては、更新する。

避難器具については、避難経路を含めた観覧者の動線を踏まえ、現在設置している救助袋の他、新たな器具についても更新する。

(イ) 消火設備

消火器は、従来どおり定期的に検査・交換を行い、動力ポンプ等は、電気系統の劣化等から判断をして更新を検討する。消火栓設備及び貯水槽（内部）は、漏水や排水設備を含め、数年に一度点検を実施する。

また、天守内の消火設備は、消火栓によっているが、今後は、スプリンクラー等の新たな設備についても設置の検討を行う。

(ウ) 避雷設備

従来どおり、年数回の点検のほか、落雷時も直ちに点検を実施し、問題があればすぐに交換を行う。

(エ) 防犯設備

防災監視カメラ等の総合防災ネットワークについては、設置年代が新しく、当面更新の必要はない。

(オ) その他

天守内の電気設備については、劣化やコンセント等のほこりなどを含め点検を実施している。天守内の電気設備は昭和の大修理時に設置されたもので老朽化が懸念される。漏電等による出火原因にもなることから、更新を検討する。

ただし、耐震診断結果を踏まえ、耐震対策工事を実施する場合は、防火設備の更新も一緒に検討する。

エ 保守管理計画

防災設備の維持管理については、消防法に定められた点検の他に、自主的に点検を行い、設備の位置・構造・不良事項・注意事項を的確に把握するとともに、点検維持に基づき速やかに設備の機能回復を図り、その機能を最良の状態で維持していく必要がある。

また、関係職員については、防火管理・防火設備の取扱いについて、徹底を図るほか防火等に関する研修を積極的に受講する等、防火意識の向上に努める。

2 耐震対策**(1) 耐震診断****ア 地震時の安全性に関わる課題**

国宝松本城天守に関する耐震診断については、昭和63年度に国宝松本城天守構造耐力調査を実施し、平成20年度に耐震所有者診断（現在の耐震予備診断）を実施（調査主体：文化庁及び長野県）した。耐震所有者診断では、「判定」として、以下の結果が導かれている。

「松本平地盤図によれば、当場所の地盤は沖積層で地震時問題になる細粒堆積物の厚さが10m～15m 滞留していることが判明している事、また地下水位も高い事、解体修理工事のときに、行われた補強工事、瓦等の緩みで落下事故や、円滑な避難誘導等、最近は大きな地震発生の予測がある等、を考えると次の段階に進む事が良いと思う。」

また、また、近年の松本市丸の内における震度3以上の地震発生状況は、以下のとおりである。

- | | | | | |
|---|--------------|--------|--------|---------------|
| ① | 平成23年（2011年） | 3月11日 | 松本震度3 | （東日本大震災 M9.0） |
| ② | 平成23年（2011年） | 3月12日 | 松本震度3 | （長野県北部 M6.7） |
| ③ | 平成23年（2011年） | 6月30日 | 松本震度5強 | （長野県中部 M5.5） |
| ④ | 平成26年（2014年） | 11月22日 | 松本震度4 | （長野県北部 M6.7） |

松本市には牛伏寺断層や糸魚川静岡構造線が確認されており、今後も大規模な地震発生の可能性が想定されている。こうした状況を踏まえ、平成26年度から28年度の3カ年で、天守5棟の耐震診断を実施している。

イ 改善措置及び今後の対処方針

平成24年度に実施している現状調査では、健全な状況を確認しており、当面は構造にかかわる修理を行う必要はないが、耐震診断結果に基づき、必要な場合は、天守の文化財価値を損なうことがないよう留意しながら耐震補強を実施する。

(2) 地震時の対処方針

「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」(平成8年文化庁)、松本城消防計画に基づき、地震時は、以下に留意して対処することとし、迅速に対応できる体制を定める。

- ア 被災者の救助を優先して行うとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。
- イ 主要構造部が大きな変形を被った場合は、支柱・ワイヤー等による支持、立入制限等の措置をとる。
- ウ 国宝松本城天守が大きく破損した場合は、危険部分の撤去・格納、破損部分に対する防水シート被覆、支持材の補加、立入制限等の措置をとる。
- エ 破損部分が避難経路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、可能な限り専門家の立会いを得て、速やかに部材等を解体・撤去して格納する。
- オ 国宝松本城天守に延焼の危険がある場合は、消火活動に努めるとともに、延焼により焼失が確実と思われる場合には解体撤去も含めた適切な対応をとる。

3 耐風対策

(1) 現況と被害の想定

松本城においては、鳥糞の清掃とともに、屋根瓦の点検を定期的実施している。また、強風(大雨)時には、舞良戸や武者窓を積極的に閉めるといった対応を行っている。これまでのところ、強風による大きな被害は見受けられない。

表4-1は、松本市の過去の気象データから、一日の最大風速・風向と最大瞬間風速・風向の上位10件をまとめたものである。

1998年9月22日には、最大瞬間風速37.6m/sを記録している。

表4-1 松本市の風速・風向

順位	日最大風速・風向 (m/s)	日最大瞬間風速・風向 (m/s)
1位	24.7 南 (1959/9/27)	37.6 南 (1998/9/22)
2位	24.4 南南東 (1934/9/21)	35.3 南 (1959/9/26)
3位	21.7 南南東 (1954/9/26)	33.6 南 (1961/9/16)
4位	21.1 南 (1959/9/26)	30.7 西南西 (2000/4/23)
5位	21.1 南南東 (1912/9/23)	30.7 南 (1959/9/27)
6位	21.0 南 (1961/9/16)	30.3 東南東 (1975/7/4)
7位	20.8 南 (1945/9/18)	30.3 南 (1964/9/25)
8位	19.9 南 (1951/10/15)	28.5 南南西 (2002/3/21)
9位	18.7 南 (1944/9/17)	28.5 南 (1972/9/17)
10位	18.3 南 (1909/10/26)	28.2 南 (1945/9/18)
統計期間	1898/1 Dec-14	Jan-39 Dec-14

*気象庁HP/過去の気象データ 松本(長野県)

(2) 今後の対処方針

これまで強風による大きな被害は生じていないが、屋根瓦飛散防止のため、定期点検、飛来による天守き損等を防ぐための周辺樹木等の管理等を継続して行う。

4 その他の災害対策

(1) 雪害

積雪による災害も予想される。建物自体について、これまでは積雪による被害は確認されていないが、観覧者に対しての屋根からの落雪や、園路の凍結による転倒等が予想される。冬季の観覧者の動線と屋根からの落雪位置が同一箇所とならない誘導とする。特に、北面屋根の残雪が凍結した後に落下する場合は危険であるため注意が必要である。



写真 4-12 積雪時の松本城の状況（北東より）



写真 4-13 積雪時の松本城の状況（南西より）

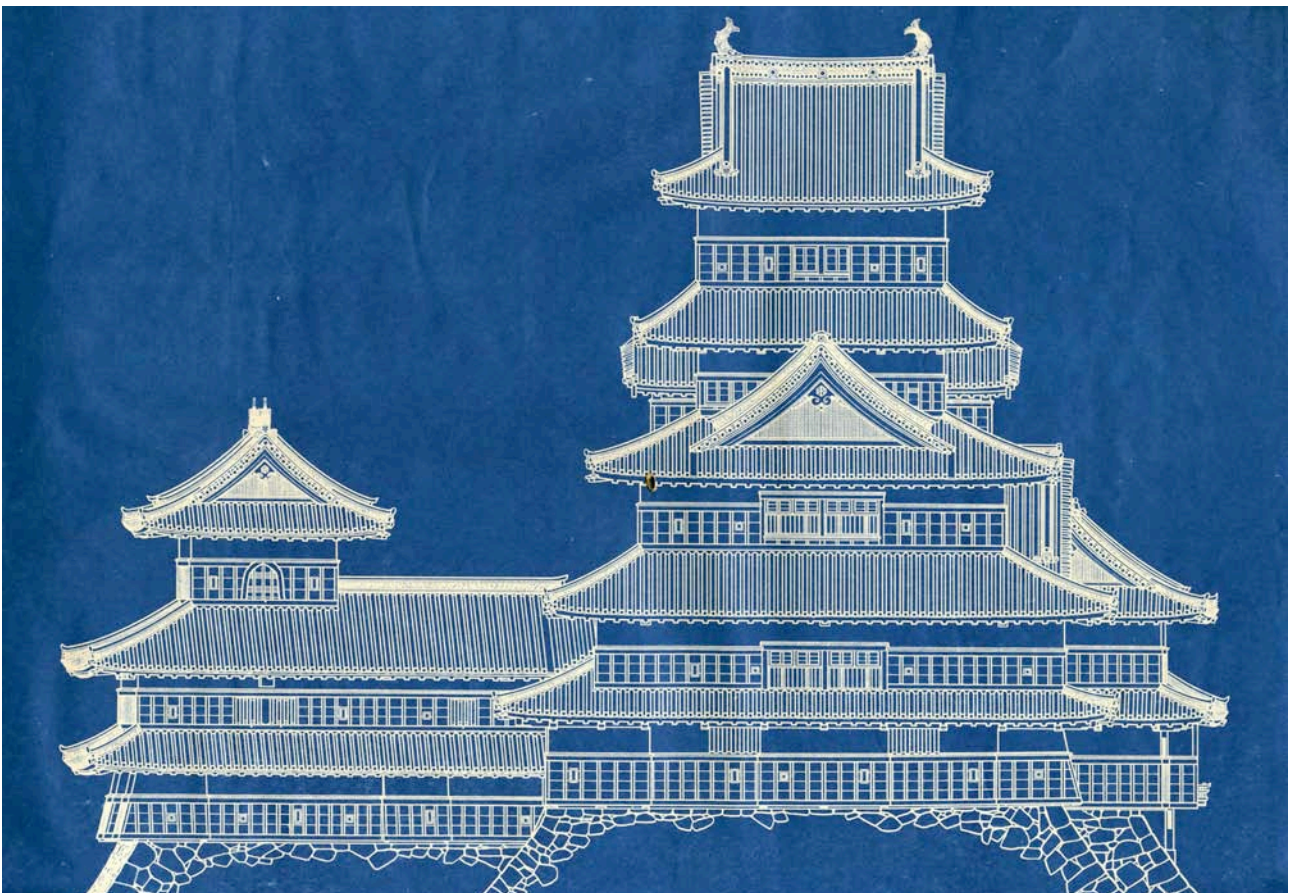
(2) 大雨

天守台石垣が今回の計画対象物となるため大雨の際の堀の溢水も懸念事項である。排水施設等の操作を確実に実施し災害の拡大を防止する。

(3) 落雷

天守に設置してある避雷針への落雷はこれまで何度か起きている。落雷があった場合は、管理事務所内の警報により事務所員がその発生を周知する。その後、避雷針の保守点検を直ちに実施し、避雷針の破損状況が長期となることのないように対応している。

第5章 活用計画



第5章 活用計画

1 公開その他の活用の基本方針

(1) 公開の現状

現在、松本城では二の丸の松本城公園をはじめ、内堀を渡り本丸庭園内にも観覧者が入っている（内堀から内部本丸庭園及び天守入場は有料）。さらに、国宝松本城天守に対しても内部の公開を行っている。また、歴史的な環境のもと、年間を通して様々な利活用が行われている。平成26年度の公開状況を以下のとおり示す。

ア 公開期間

年末年始（12月29日から1月3日まで）を除き無休

イ 公開時間

8時30分から17時00分まで（最終入場は、16時30分まで）

※下記の期間については、観覧時間を8時00分から18時00分まで延長。（最終入場17時30分まで）

- ・ゴールデンウィーク期間中 4月26日（土曜日）から5月 6日（火曜日）まで
- ・夏季期間中 8月 9日（土曜日）から8月17日（日曜日）まで

ウ 観覧料

個人 大人610円 小中学生300円 ※小学生未満は無料

- | | | |
|----|----------------|--------------------|
| 団体 | ・ 20名以上99名まで | 大人550円 小中学生270円 |
| | ・ 100名以上299名まで | 大人480円 小中学生240円 |
| | ・ 300名以上 | 大人420円 小中学生210円 |

エ 天守公開状況

観覧者は、渡櫓地階より天守に入場する。そこで下足を脱ぎ、配布している下足袋に自身の下足を入れて入場する（冬季は、希望者はスリッパを履く）。観覧順路としては、渡櫓から乾小天守、その後天守を下層から上層に登り、辰巳附櫓、月見櫓と観覧する。乾小天守は2階までの観覧とし、3階より上階は通常は公開していない。また、現在天守2階では「松本城鉄砲蔵」として、展示ケースを用いた鉄砲の展示を行っている（写真 5-1、5-2）。



写真 5-1 松本城鉄砲蔵



写真 5-2 松本城鉄砲蔵展示状況

(2) 松本城に係る観光現状の整理

ア 松本城の入場者数

昭和30年（1955）昭和の大修理竣工後公開から、平成5年の国宝松本城400年まつり（120万人）まで順調に増加し、バブル崩壊時に減少し、平成17年（2005）の53万人まで、落ち込んだが、現在は70万人前後で推移している。

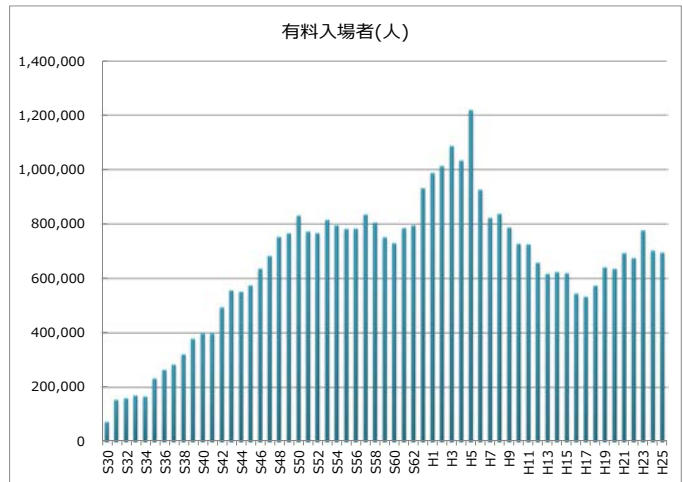


図 5-1 松本城の有料入場者数

イ 国外からの入場者数動向

平成20年度から平成25年度までの、国外からの来場者の割合は、平成23年度に一度2.8%に下がるが、その後平成24、25年度と増加傾向がみられ、平成25年度においては9.6%の割合となっている。平成26年度については、1月末時点で昨年同月比123%とさらに増加傾向が顕著となっている。

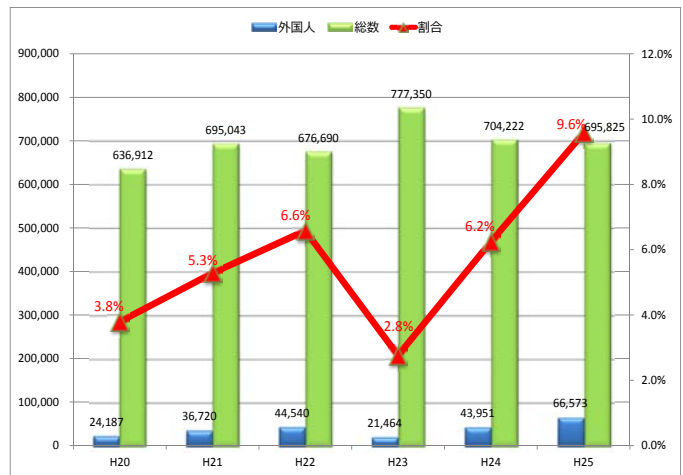


図 5-2 松本城の有料入場者数（国外来場者比率）

地域を大別してみると、平成20年度から平成25年度までの累計では、アジア域から約3.2%、欧米域からは2.5%の来場者割合となる。

ウ 平成23年度松本市観光動向調査報告書（松本市商工観光部観光温泉課）

市内の主要観光地の入り込み客数は、上高地が最も多く130万人から150万人で推移しており、その他の観光地が20～90万人程度となっている。松本市は、強い集客力を持つ上高地と中規模の観光地が複合的になっていることが分かる。観光地入り込み客数は、全体的には減少傾向にあるが松本城は増加傾向を示している。

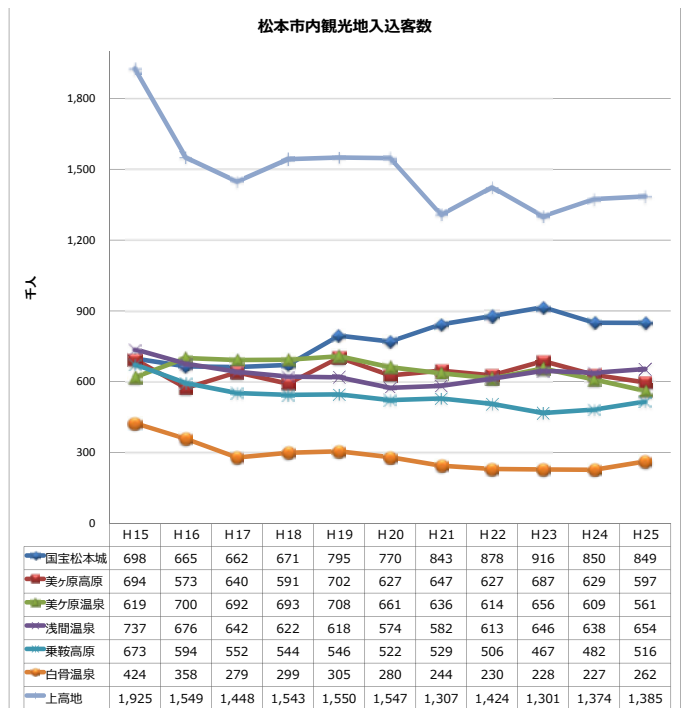


図 5-3 松本市内の観光地との比較

(単位：千人)

エ 平成25年 観光地利用者統計調査結果（長野県観光部観光企画課）

【長野県内の観光地との比較】

平成25年の長野県内の観光地の利用者数は延べ8,554万5千人（対前年同期比+82万人、1.0%増）、観光消費額は3,149億円（対前年同期比+52億円、1.7%増）で、ともに2年連続で増加した。増加の主な要因として、1～3月は、家族で楽しめる雪遊びイベントや子供向けのサービスなどを積極的に展開したスキー場で利用者が増加した。4～6月は、概ね天候に恵まれ花見やアウトドアイベントへの集客が好調だったことや、JRと連携したキャンペーン等の効果もあった。

主要観光地別では、「軽井沢高原」が794万6千人と最も多く、続いて「善光寺」653万人、「上諏訪温泉・諏訪湖」394万5千人となっている。

ちなみに県内の城郭では、「上田城跡」が140万人（第9位）松本城は、84万9千人（第22位）となっている（有料・無料入場者の合計）。

オ 平成25年度 全国城郭管理者協議会

役員会資料（全国城郭管理者協議会）

【全国の主要な城郭との比較】

全国城郭管理者協議会（加盟49城）の資料によると、総入場者数の順位は、首里城、二条城、熊本城、名古屋城、大坂城が年間100万人を超えて、上位5位を占めている。また、姫路城も平成19年度から100万人を超えていたが、平成22年度から実施している平成の大修理で、100万人を大きく割り込んでいる。

ちなみに、松本城は、国宝4城では第2位で、全国城郭管理者協議会加盟城の中では、10位以内であり、城郭（現存天守・復元天守を含め）としての集客能力は高い。

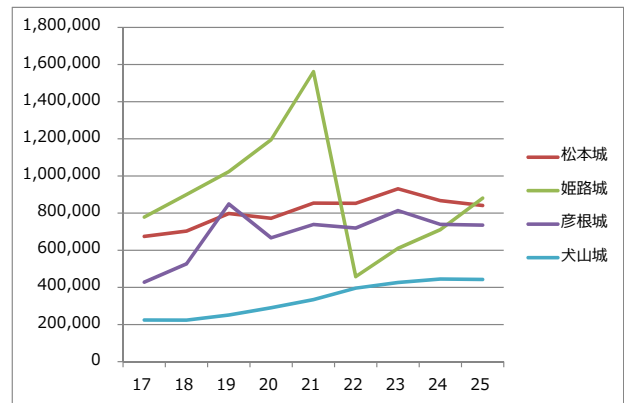


図 5-4 国宝四城での比較

(3) 公開の基本的考え方

〔国宝松本城天守の文化財としての価値の理解を深める〕

5棟からなる国宝松本城天守の建造物としての歴史的価値を、観覧者に対して効果的かつわかりやすく伝え、文化財としての価値の理解を促進する。

(4) 具体的な方針

- ア 文化財的な価値を損ねることのない修理や整備の実施
- イ 理解を深めるための解説や展示の整備
- ウ 教育・学習支援の場としての活用
- エ 国内外の観覧者が安全かつ快適に天守を見学することが可能となる環境の提供
- オ 国宝松本城天守（建造物）のみでなく城郭及び城下町を含めた理解の促進

2 公開計画

(1) 建造物の公開

ア 外観については、全方位が公開されている。ただし、東面については有料区域から眺望可能となる。

イ 内部は、現在乾小天守の3階・4階を除き公開としている。非公開としている乾小天守3階・4階については、今後、毎年期間を定めて公開するなどの公開方法を検討する。

ウ 現在の内部公開を継続し、国宝松本城天守（建造物）の価値を観覧者に対し体験してもらい、より理解を深めてもらえる活用を行う。展示物等は極力少なくして、建物そのものを観てもらう公開を目指す。

(2) 関連資料等の公開計画

建造物自体の価値理解をより高めるため、天守に関連する史資料の公開を積極的に進める。その際、関連資料の展示に係る施設の整備については、国宝松本城天守自体の劣化や損傷がないように展示方法や場所、器具を慎重に検討・選択する。現在も松本城天守以外の施設等¹での公開も実施している。

実物展示以外の公開としては、刊行物やインターネット等を利用する方法も用いている。松本城の写真集や絵葉書といった媒体のほか、松本市のホームページでも松本城に関する情報を得ることができる。

3 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

ア 法的条件・遵守すべき法規等

(ア) 文化財保護法

(イ) 建築基準法（ただし、文化財建造物の保存修理については適用除外とする（建築基準法第3条1～3項）及び関連条令

(ウ) 都市計画法

(エ) 都市公園法

(オ) 景観法

(カ) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

(キ) 国有財産法及び関連条令等

(ク) 消防法及び関連条令

(ケ) その他県・市の条例等

- ・松本城管理条例

- ・松本市都市公園条例

- ・松本市屋外広告物条例

- ・松本城防火管理規則

- ・松本城公園休憩所の運営に関する規則

イ 関連計画

(ア) 松本市総合計画（基本構想2020・第9次基本計画）

(イ) 松本市景観計画

(ウ) 松本市教育振興基本計画

(エ) 松本市都市計画マスタープラン

¹ 松本市立博物館、松本市立考古博物館等に展示

- (オ) 松本市緑の基本計画
- (カ) 松本市環境基本計画
- (キ) 松本市歴史的風致維持向上計画
- (ク) その他 (まちづくり施策に基づく地域計画、防災計画、地域の学習活動、その他関係行政機関との調整)

(2) 建築計画

ア 平面計画

(ア) 平面計画

現時点では、天守1階・2階、渡櫓2階や辰巳附櫓2階に展示ケースを設置し、展示物を陳列しているが、今後、松本城天守内部の展示は必要最小限とし、建物自体を観覧できるようにする。柱、梁、床、壁などの建物の様相、各階、各櫓の本来の機能を理解するための公開とする。

(イ) 動線計画

建物内部の動線計画は、基本的には現状を維持する。渡櫓から入場し、乾小天守の2階まで上がり、渡櫓2階を通り、天守1階に移動して、最上階の6階まで登り、辰巳附櫓を経て月見櫓から退場する動線を取る(図5-5～5-11)。

また、入場前の外部での動線については、通常は、動線を限定しておらず、入場者は、本丸庭園内を散策してから入場している。繁忙期には、一度に大勢の入場者を受け入れると、災害時の安全な避難が困難になることや、圧迫感を持った見学となるなど問題が生じるため、天守入口にて入場制限を実施している。その際は、黒門から北側の園路を通り、仮設の待機場にて入場を待つ動線を設定している。

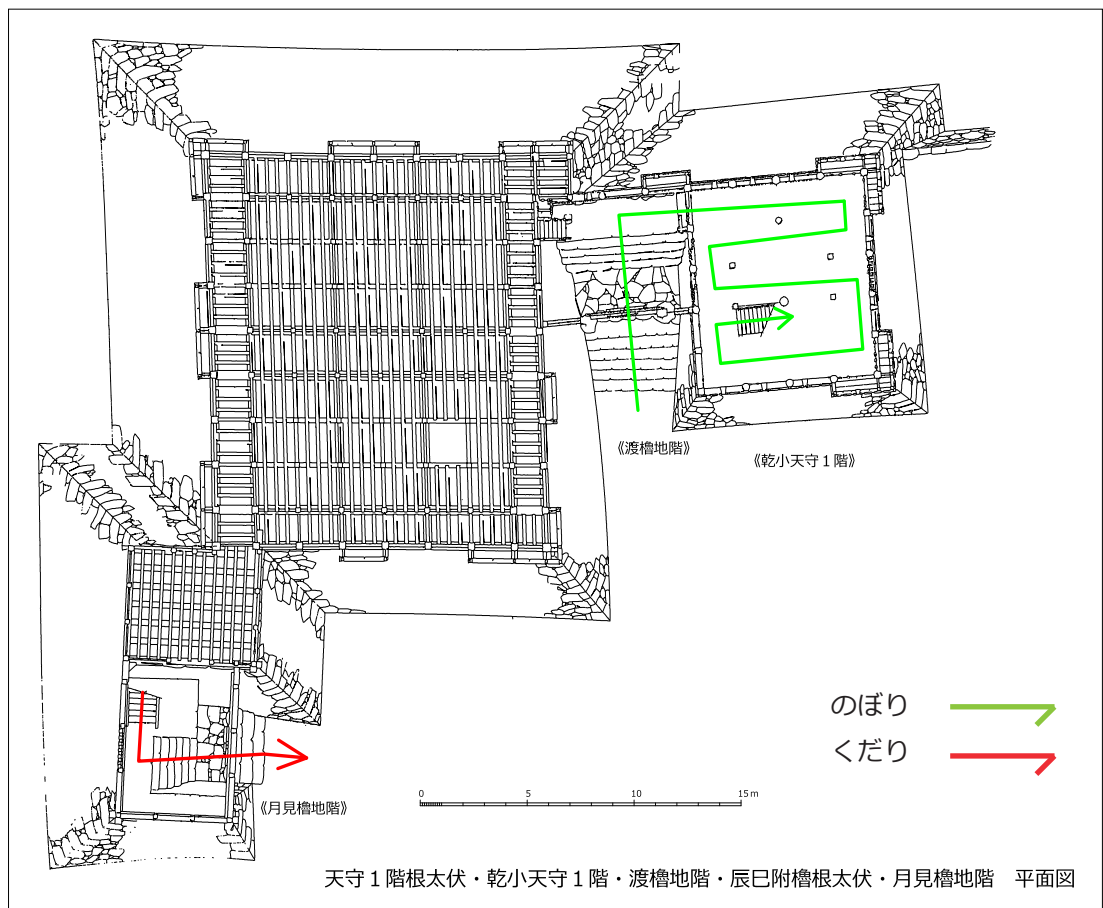


図5-5 天守動線 (1)

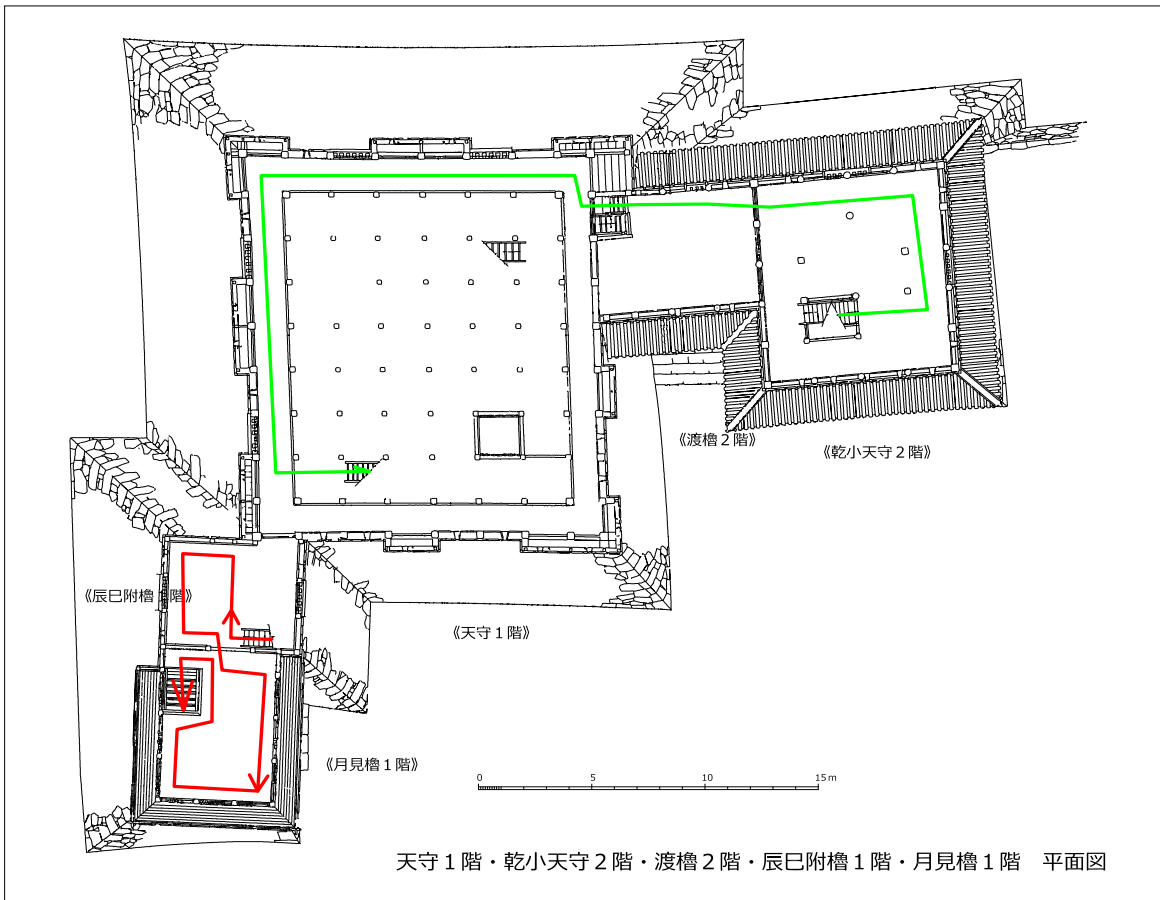


図5-6 天守動線 (2)

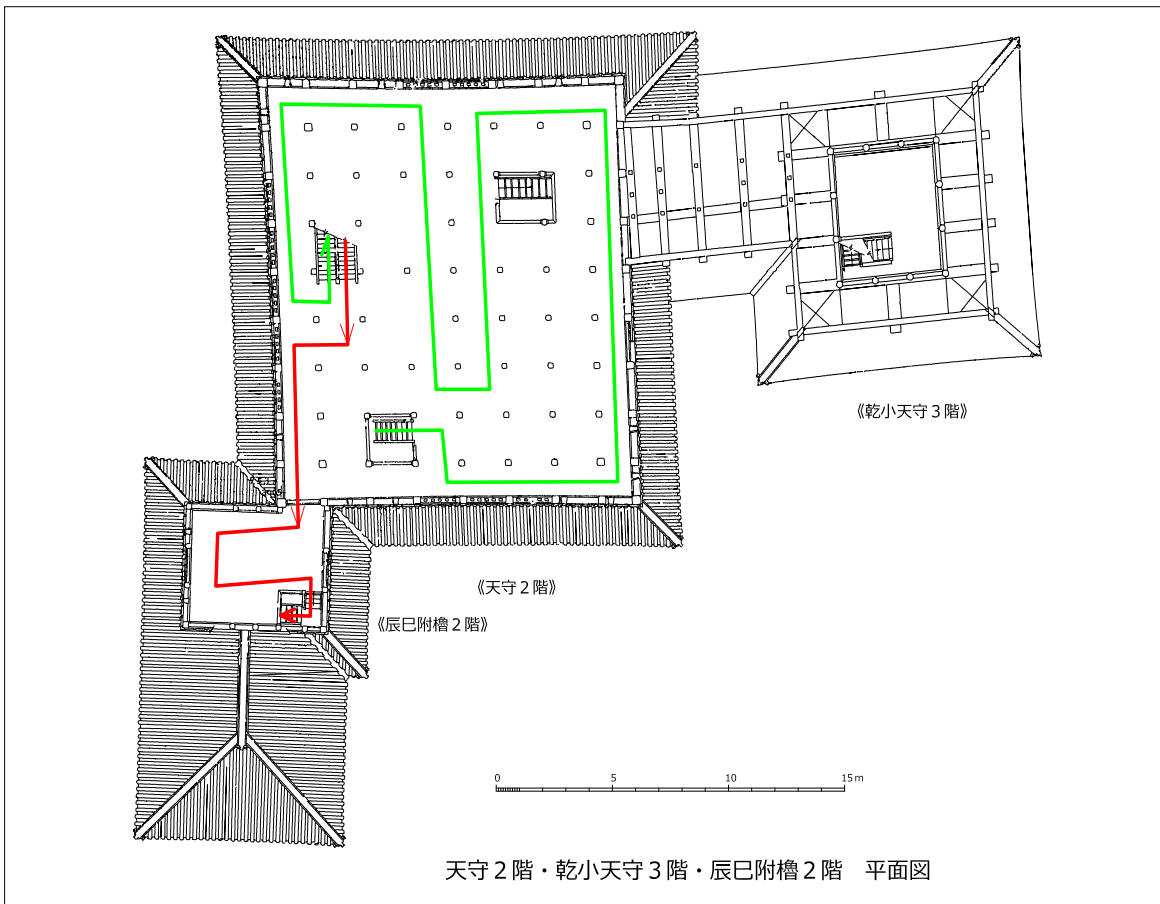


図5-7 天守動線 (3)

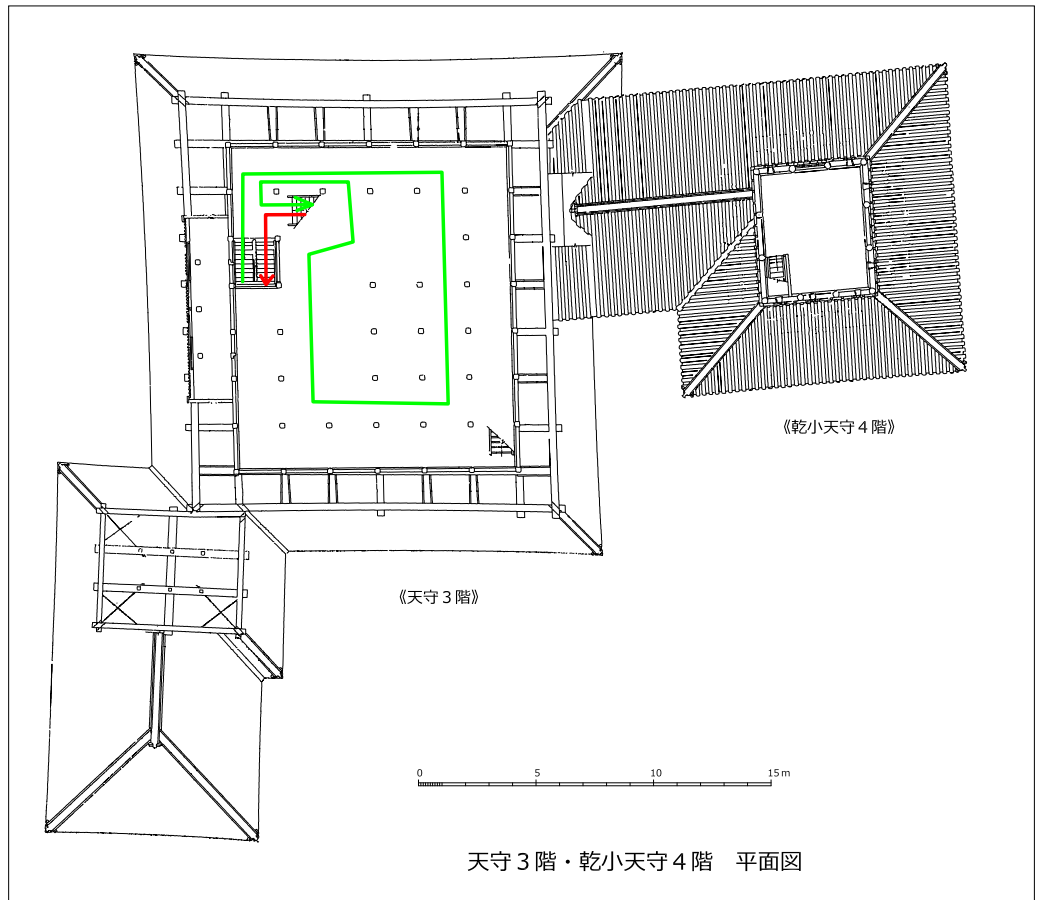


図5-8 天守動線 (4)

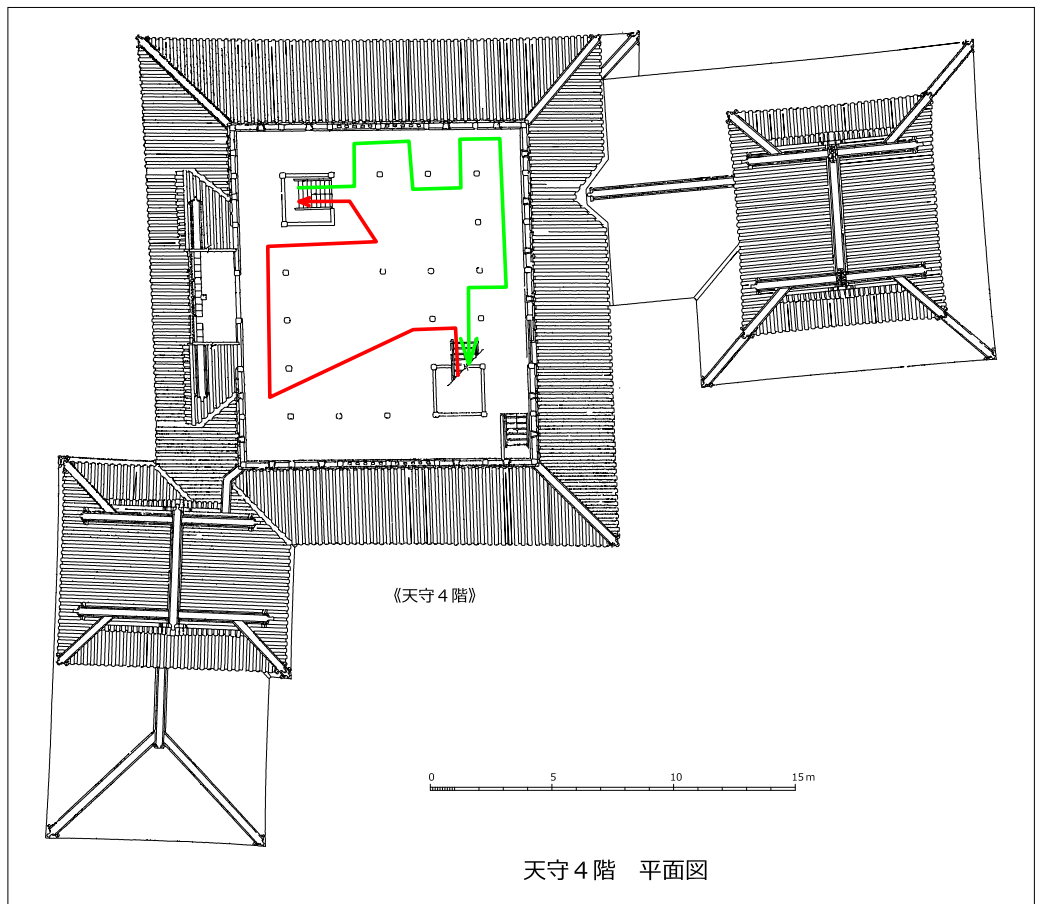


図5-9 天守動線 (5)

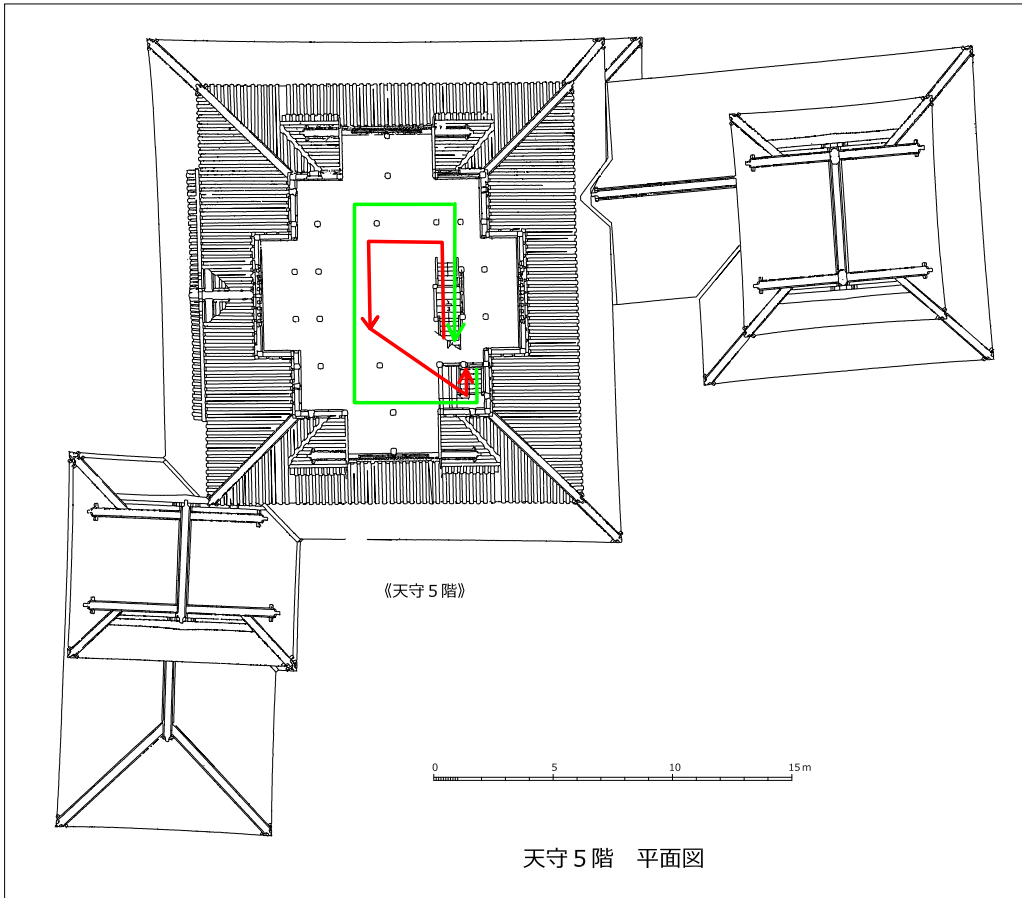


图 5-10 天守導線 (6)

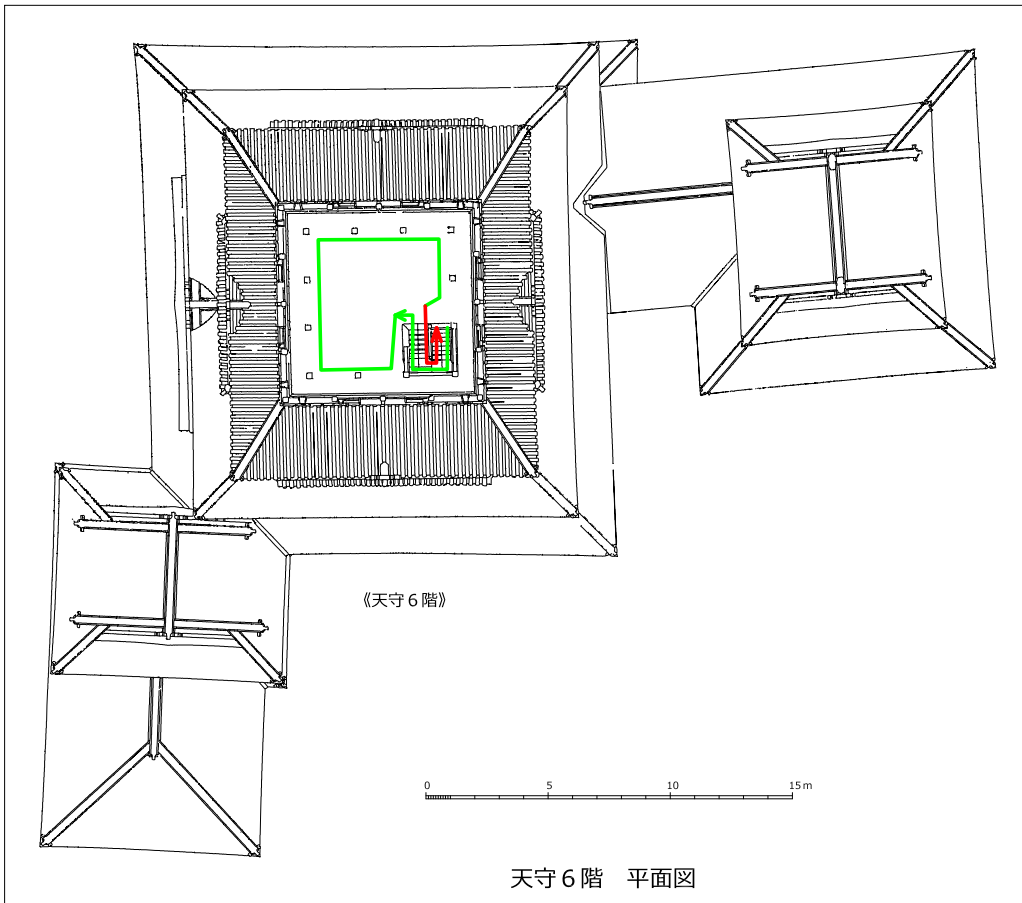


图 5-11 天守動線 (7)

(ウ) 展示計画

天守各階の本来の機能の理解を促す、天守の建造物としての構造、意匠の特徴など建物の特徴を解説したパネルや関係資料などを有効に配置し、動線に沿って理解が深まるような展示を目指す。松本城天守内の展示は、建物自体の価値を理解することを助けるための必要最低限とすることが望ましい。また、展示物の重量に関しては、今後の耐震診断結果等を踏まえて検討する必要がある。これらを踏まえ展示の階や場所、内容については、今後の詳細な検討を基に展示基本設計や実施設計段階で定めることとする。



写真 5-3 乾小天守1階パネル解説



写真 5-4 乾小天守2階パネル解説



写真 5-5 渡櫓2階ケース展示



写真 5-6 天守1階展示(鯨)

表 5-1 松本城天守内の展示状況

1 構造以外の展示物を置いている箇所

	天守	乾小天守	渡櫓	辰巳附櫓	月見櫓
地下1階	—	—	—	—	×
1階	昭和修理	天守の構造	×	×	古写真
2階	鉄砲・発掘成果	城主・城下町	昭和修理	企画展	—
3階	×	×	—	—	—
4階	御座所	×	—	—	—
5階	×	—	—	—	—
6階	博覧会・風景	—	—	—	—

2 建造物の構造に関する展示状況

	天守	乾小天守	渡櫓	辰巳附櫓	月見櫓
地下1階	—	—	—	—	×
1階	石落・武者走(※)	丸太柱・土台	×	×	(※)
2階	武者窓・突上戸(※)	狭間・水切	(※)	花頭窓(※)	—
3階	(※)	×	—	—	—
4階	階段(※)	桔木構造・花頭窓	—	—	—
5階	武者窓(※)	—	—	—	—
6階	二十六夜神(※)	—	—	—	—

(※) その階の特徴を説明するパネルを設置している。

イ 施設等整備計画

(ア) 保存管理、環境保全、防災に係る施設等

松本城天守には、保存管理、環境保全、防災に係る施設として火災報知機、消火設備、避雷設備、防犯設備等が存在する。今後必要に応じて更新等を図る。

(イ) 公開・活用等に係る施設等

公開・活用等に係る施設として説明板、標識、照明・音響等の設備が存在する。これらについては、3章環境保全計画及び4章防災計画にてその詳細が述べられている。これらも必要に応じての更新等を図るものとする。

(ウ) 展示施設、家具、事務機器等の配備に係る計画

展示施設については、展示計画を踏まえて、建物内の景観に配慮した施設整備を図るものとする。

また、当計画の対象範囲外ではあるが、現在本丸内に管理事務所、松本城公園休憩所（松本城売店）など上記（ア）～（ウ）に該当する施設等が設置されている。これらの施設等の取扱いについては、史跡保存管理計画にて定める。

(3) 外構及び周辺整備計画

外構及び周辺整備計画は、現在策定中の史跡保存管理計画に記載される整備計画による。建造物的な視点からの機器設置事項、例えば、ライトアップ用機器（写真 5-7）の設置、入場時の仮設テント（写真 5-8）等は当計画にて言及する。

また、防災機器として避雷針地中埋設も建物周辺に設置が必要な機器であるため、この項で触れる。ライトアップ用の照明機器は、本丸庭園や内堀に埋め込むように設置されている。特に本丸庭園内は、露出した形で設置されるため、その景観的配慮が必要となる。現在は、庭園内の樹木の陰になるような配置としている（写真 3-14 参照）。照明点灯時の発熱がない LED を採用し火災の防止にも配慮している。

天守入口のテントは、雨天・降雨時の観覧者の利便性や、落雪防止のため設置しているものである。一方で、天守台石垣からロープ等により設置されていることから、石垣への影響が懸念され、テントにより天守東面の本来の姿を見ることができないなどの問題がある。このため、テントについては、季節により晴天時が続く場合には設置せず、雪や雨などの天気が続く季節には設置するなど、設置時期のほか、設置方法を今後検討する必要がある。

避雷針については、建物を雷から保護するために必要な設備であり、その地中放電用埋設は必要不可欠な設備である。現在は、コンクリート製の斗を配置し設置箇所(point)の点検を行っている（写真 5-10）。今後も、継続的な点検作業が可能で、かつ一般の観覧者が近づくことのない状態を維持する。



写真 5-7 内堀に埋め込まれて設置されているライトアップ用の照明機器



写真 5-8 天守入口部のテント



写真 5-9 天守出口部



写真 5-10 避雷針地中放電用埋設コンクリート製斗

(4) 管理・運営計画

ア 管理・運営の基本方針

松本市及び松本市教育委員会は、国宝及び国有財産である松本城天守の管理団体として、その保護を図る責務を負っている。同時に、文化財保護法の趣旨・目的を踏まえ、松本城天守の保存を図るとともに、文化財としての価値を後世に伝えるための理解を広げ深めるために、活用を適切に進める。

管理・運営については、本計画の「保存管理計画」、「環境保全計画」、「防災計画」に基づいて実施する。

また、国宝松本城天守は、国指定史跡松本城内に存在しているため、史跡指定範囲と一体的な管理・運営、公開活用を図る。

イ 運営の主体及び委託

公開活用の運営主体は松本市とし、松本市教育委員会が担当する。

日常の公開は、松本市教育委員会が行い、管理・点検等の一部を民間業者に委託する。

ウ 公開期間と公開時間

松本城管理条例（昭和40年5月条例第5号）に基づき天守及び本丸庭園の公開を行う。

(公開)

第2条 松本城の公開時間及び公開期間は、次のとおりとする。

(1) 公開時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) 公開期間 1月4日から12月28日まで

2 教育委員会は、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず松本城の全部又は一部の公開を禁止し、又は制限し、若しくは公開時間の変更をすることができる。

3 前項の規定により公開を禁止し、又は制限し、若しくは公開時間の変更をしたときは、これを公示する。

なお、現在、夏期に公開時間の延長を行う場合には、条例に基づき、公開時間の変更手続きを実施している。

また、気象（風雨・積雪）、災害、破損等の事由により、安全上問題がある場合においては、条例に基づき、公開を禁止又は制限することがある。

エ 天守及び本丸庭園内における禁止行為

松本城管理条例では、天守及び本丸庭園内における以下の行為について、禁止している。

(行為の禁止)

第3条 松本城においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 落書等汚損又は損傷すること。

(2) 広告又はこれに類するはり紙等を表示すること。

(3) 松本城管理事務所及び指定された場所以外で喫煙等火気を使用すること。

(4) その他教育委員会が不相当と認めたこと。

(観覧の停止)

第4条 観覧者が前条の規定に違反したときは、教育委員会は観覧を停止し、又は退出を命ずる等必要な措置を講ずるものとする。

なお、教育委員会が不適等と認めたこととは、(1) 指定区域外の飲食、(2) 飲酒、(3) 火気の使用、(4) 国宝松本城天守の景観を損なうおそれのある行為、(5) 営利を目的とする行為などがある。

天守及び本丸内の行事・取材行為等の各種行為については、事前に主催者から事前に行行為許可申請書の

提出を受け、禁止事項に該当しないことを確認した上で、許可している。天守内の行事については、原則として市主催以外のもの以外は許可しないこととする。史跡内の行為許可については史跡保存管理計画に定める。

オ 管理用什器

管理に用いる什器（梯子・床磨き道具・スリッパ入れ）は、必要最小限の配置に留め、雑物を持ち込まないよう注意する。また、什器及び清掃用具の収納は、観覧者の建物理解への妨げにならないよう景観に配慮し、収納する。

カ 配布資料等

有料観覧者に対して、観覧券のほかに、文化財の普及を目的として無償のパンフレットを制作し配布する。同時に、調査研究成果をパンフレットの内容に盛り込み充実に努める。外国の観覧者には、現在、英語、仏語、中国語（北京語、広東語）、韓国語、ロシア語、タイ語の7カ国のパンフレットを作成し配布している。今後、観覧者の動向を踏まえ、必要な外国用パンフレットの作成を検討する。

キ 行事の実施

天守及び史跡の活用の一環として、天守及び本丸庭園での各種行事を実施し、文化財としての松本城に対する関心の醸成に努める。

天守内部では内部公開のほか、天守床磨き（市主催・公開時間外）（写真 5-11）を実施している。

天守外部では、通常の外部公開のほか、天守及び北アルプスを借景として、薪能（写真 5-12）、月見の宴（写真 5-13）、お茶会（写真 5-14）、夜桜会（写真 5-15）、古式砲術演武（写真 5-16）など松本城及び松本藩に関する事業が行われている。



写真 5-11 天守床磨きの様子



写真 5-12
薪能



写真 5-13
月見の宴



写真 5-14
お茶会



写真 5-15
夜桜会



写真 5-16
古式砲術演武

ク 公開情報の提供

松本市教育委員会は、印刷物、松本市広報及びホームページ等を活用し、公開に関する情報（年間公開期間及び時間、市主催事業、その他の公開に関する事項）の提供に努める。また、松本城に関する調査研究の成果等も積極的に公開する。

ケ 記録

一般公開に関して必要な記録は、松本市教育委員会が管理する。また、本丸庭園内で行われる諸行事については、実績報告等を主催者から提出いただき、今後の活用計画の基礎資料とする。

コ 松本城管理事務所の保存・活用の事例一覧

1 松本城天守の保存事例について

- (1) 保存修理 (写真 2-1、2-2、写真 5-17 床修理)
- (2) 床磨き (写真 5-11)
- (3) 防火訓練 (写真 4-1 参照)

2 松本城天守の管理の事例

- (1) 警備
- (2) ライトアップ (写真 5-18)
- (3) 出入口部 (写真 5-8、5-9)
- (4) 関連資料の管理 (鉄砲清掃) (写真 5-19)



写真 5-17 天守床修理

3 松本城天守の利用

(1) 内部利用

- ア 常設展示 (写真 5-5、5-6)
- イ 企画展示
- ウ 学校教育・生涯教育等の利用 (社会見学、床磨き、お話し会、ミステリーツアー等) (写真 5-20)
- エ その他 (夜桜会の雅楽演奏) (写真 5-15)

(2) 外壁利用

- ア ライトアップ (赤・青・緑) (写真 5-21) (各種事業の趣旨により、ライトアップに協力した一例)

(3) 外観利用

- ア 松本城の天守外観を借景として利用しているもの

(ア) 歴史・伝統行事

薪能、お茶会、古式砲術演武 (写真 5-12、5-14、5-16)

(イ) 市のシンボリック

サイトウキネンフェスティバル、氷彫フェスティバル (写真 5-22)、市民啓発ポスター (写真 5-23)、
広報まつもと表紙 (写真 5-24)

イ 松本城天守が借景を利用しているもの

- (ア) 北アルプス・美ヶ原を借景 (写真 3-1、3-3)



写真 5-18 天守ライトアップ



写真 5-19 鉄砲メンテナンス状況



写真 5-20 社会見学



写真 5-21 ライトアップ



写真 5-22 氷彫フェスティバル



写真 5-23 市民啓発ポスター



写真 5-24 広報まつもと表紙

4 実施に向けての課題

(1) 建築的課題

ア 階段昇降の改善

松本城天守におけるこれまでの事故発生記録を確認すると、階段昇降に関する事故が最も多い。国宝の建造物であるため、もともとの階段を改変することは不可能であるが、昇降に際し、特に高齢者及び低年齢層への配慮を具体的に検討し、事故の予防を図ることが望ましい。

入場が困難な観覧者に対しては、天守に入場しなくても内部の様子が理解できるような視覚的（映像）・聴覚的（アナウンス）表現を展示等で行うことも必要である。

イ 安全な動線の確保

上述した階段昇降の問題とともに、観覧者動線についての検討を行い、より快適な観覧を可能とする。混雑状況等により動線や入退場のコントロールなどを含めた検討が望まれる。また、城内に配置している職員等の人数や配置を柔軟に見直すことも検討する。

ウ 展示手法の検討

文化財的な価値の理解を深めるための展示になっているかどうかを検討し、解説板、展示品、展示ケース及びサイン等を総合的に検討することが望まれる。

(2) 管理・運営に関する課題

ア 天守保存修理用倉庫（北倉庫）の在り方

昭和の大修理時に製材所置き場として利用し、昭和41年の保存修理工事時には、保存修理工事資材置き場として活用した倉庫について、今後の保存修理工事に向けて、今後も維持していく必要がある。諸行事等の備品等に供することないよう管理していくことが望ましい。

イ 混雑時の天守入場に関する改善

観光シーズンなどでは、天守内部への入場に際し、待ち時間が出るようになる。特に夏の炎天下の時期には、長時間列をなして待つことは体調を崩すこともある。待機時間の縮小や待機場所等の確保等対策を講じる必要がある。

ウ 地域社会との連携

松本城に関連する関係団体やボランティア団体が多数存在している（表 5-1）。松本市では「松本城案内ボランティアグループ代表者会議」などを開催しその調整を図っている。これらの関係団体、ボランティア団体との連携は、松本城の保存継承及び公開活用において非常に重要であり、今後も各団体との協議・調整を図り、より効果的な協力体制を継続していく必要がある。

表 5-1 関係団体一覧表

1 ボランティア団体
(1) 松本城案内グループ
(2) NPO 法人アルプス善意通訳協会 (ALSA: Alps Language Service Association)
(3) 松本まちなか観光ボランティア (松本市商工観光部 観光温泉課所管)
2 その他「松本城関係団体」
(1) 一般社団法人 松本観光コンベンション協会
(2) 新まつもと物語プロジェクト
(3) 松本古城会 (事務局: 民間)
(4) 松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会 (事務局: 松本城管理事務所)
(5) 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会 (事務局: 信濃毎日新聞社・松本市政策課)

エ 観覧者分析とその反映

長野県等が実施している周期的な観覧者に対する要望等の意見聴取を参考に、現状に対する満足度（要望事項）を把握する。そして、その意見を分析したうえで、必要があれば、公開活用に反映し、観覧者に対するニーズに応える対策をとる。

オ 危機管理に対する対応

現在の防火設備等は、昭和40年代に設定されたものもあり、約40年近くが経過して、老朽化が懸念される。また、平成23年6月30日に発生した長野県中部を震源とする地震など、非常時の対策が必要となる。非常時に使用できる用具や方法について、より充実させることが望まれる。同時に、地震や不測の事態を想定した人的配置や訓練の実施などが望まれる。

カ 修理・補修等に対する対応

現在、松本城は、条例により公開期間が1月4日から12月28日までとなっている。天守内へ年間数十万人の観覧者が、昭和30年の昭和の大修理竣工から約60年近く入場し続けている。現在は、天守内に大きな構造上の問題は発生していないが、今後は、年1～2回程度、観覧者の少ない時期に、公開部分を制限して、国宝松本城天守の点検及び修理に充てることを検討する必要がある。

キ 松本城の調査研究

松本城の調査研究については、昭和63年から松本城管理事務所内に研究室を設置し、松本城及び松本藩に関する歴史資料を中心に調査研究を実施してきている。

今後、天守の保存・活用をより進める意味からも、建築学や建築史学の面からの調査研究への対応をより充実していく必要がある。具体的には、昭和の修理時に復元に至らなかった旧痕跡、全国の天守の構造比較や科学的手法を使った調査などである。

第6章 保護に係る諸手続



第6章 保護に係る諸手続

1 保護に係る諸手続

松本城天守の保存活用に当たって必要となる諸手続について、下表 6-1 にまとめる。手続者の欄の所有者は国（文部科学省）、管理団体には松本市が、これにあたる。なお、内容によっては、史跡に係る諸手続が必要となる場合がある。

表 6-1 保護に係る諸手続一覧

事項	手続者	受理者	手続区分	提出期限	備考	根拠法令 (文化財保護法)
滅失・き損・亡失・盗難	所有者（管理責任者または管理団体）	文化庁長官	届出	10日以内		法 33
修理の着手（現状変更に関わるものを除く）	所有者または管理団体	文化庁長官	届出	30日以前		法 43, 2 第 1 項 修理届出規則 第 1, 2 条
修理の終了	修理届出者	文化庁長官	報告	遅滞なく	上記に基づく報告結果を示す写真・見取図添付	修理届出規則第 3 条
現状変更または保存に影響を及ぼす行為	行為を行おうとする者	文化庁長官	許可	事前	(史跡の現状変更許可申請が必要となる場合がある。)	法 43 第 1 項 法 125 条第 1 項
現状変更等の終了	現状変更等の許可を受けた者	文化庁長官	報告	遅滞なく	上記に基づく報告結果を示す写真・見取図添付	現状変更規則 第 4 条

上記の事項のうち、現状を変更しようとする場合の手続、保存に影響を及ぼす行為に係る手続、その他修理等の行為の手続に関しては、以下に項を設けて内容に関する説明を加える。

ただし、明確でない行為については、その都度、松本市教育委員会、長野県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。

また、国有財産に必要となる諸手続について、下表 6-2 にまとめる。

表 6-2 国有財産に係る諸手続一覧

事項	手続者	受理者	手続区分	提出期限	備考	根拠法令 (国有財産法等)
行政財産の使用許可	使用する者	文化庁長官	申請	期間の満了2カ月前まで	所定の様式	法 18, 法 19
監守者の指定等の報告	管理団体	文化庁長官	報告	その都度		処理基準第 8 条

2 現状を変更しようとする場合の手続

(1) あらかじめ文化庁長官の許可を要する行為

保存修理に当たって重要文化財建造物の現状を変更しようとする場合は、申請書を提出して文化庁長官の許可を

得なければならない（文化財保護法第43条第1項）。この許可は文化審議会への諮問を経てなされる（同法第153条第2項）ため、手続には十分な準備と時間を要する。許可申請を行う行為は以下を参考とし、必要に応じて松本市教育委員会、長野県教育委員会及び文化庁と協議する。

ア 保存修理に伴う復元的行為

保存修理に伴い、重要文化財を建立当時の姿、あるいは改変された後のある時期の姿に復原する行為である。新たに発見された資料により、現状が復原年代の姿と明らかに異なっていることが判明した場合などは、保存修理に伴う復元的行為を行うことを検討する。

イ 保存管理上の行為

保存管理上の行為には、地上げや移築、構造補強などがあげられる。地上げや移築はほかに代替措置がとりがたい場合に限って認められる。また、構造補強は、本来の構造形式や意匠全体の変更に関わる場合や恒久的な補強を行う場合に、現状変更の許可を要する。

ウ 活用のための行為

活用のために必要な現状変更をどこまで許容するかは、建造物の特性や、文化財的な価値の所在などを考慮し、個別に判断が必要である。

国宝松本城天守の場合、付帯設備等を整備する場合に、現状変更の許可を要する行為が発生する可能性がある。

(2) 許可を要しない行為

重要文化財の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、許可を要しないこととされている。（同法第43条第1項ただし書、同条第2項、国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第8条）。

ア 維持の措置

維持の措置としては、次のような行為が想定される。

- (ア) 修理等で、同種・同材・同仕様による場合は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものと考えられる。ただし、事前に修理届を提出する必要がある。
- (イ) 建造物のき損の拡大を防止するために必要な応急処置は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものとされている。ただし、き損届を提出する必要がある。

イ 非常災害のための必要な応急措置

非常災害のために必要な応急処置としては、次のような行為が想定される。

- (ア) 被災した建造物において、例えば、脱落した部材等を回収・収容する行為、倒壊防止のために傾斜した柱や破損のおそれのある梁等に支柱を添える行為、建具を失った開口部を応急に閉鎖する行為等は、応急処置として現状変更の許可を要しないものとされている。ただし、き損届を提出する必要がある。
- (イ) 災害によってき損が予想される場合に、被害の発生を予防する目的で行う行為は、応急処置に準じて運用する。例えば、外壁の開口部において、建具の飛散を予防する目的で仮に板を打ち付ける行為等が想定される。これらの行為については、適切な方法について事前に検討し、松本市教育委員会、長野県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。また、実施した措置については、松本市教育委員会、長野県教育委員会を通して文化庁に報告する。

3 保存に影響を及ぼす行為に係る手続

保存に影響を及ぼす行為とは、建造物の現状に変更を加えるものでなくとも、その行為によって災害やき損のおそれが生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為を意味する。このような行為に当たっては、事前に許可申請が必要となるため、以下を参考とし、必要に応じて松本市教育委員会、長野県教育委員会及び文化庁と協議する。

(1) あらかじめ文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（同法第43条第1項）。この許可は文化審議会への諮問を経てなされる（同法第153条第2項）ため、手続には十分な準備と時間を要する。また、当該許可に係る保存に影響を及ぼす行為が終了したときは写真等を添えて、すみやかにその旨を報告する。

なお、影響が軽微である場合は事前の許可は行わない。その行為が軽微に当たるかどうか不明の場合には、申請書を提出して文化庁の判断を仰ぐものとする。

国宝松本城天守においては、以下の保存に影響を及ぼす行為が想定される。これらについては、必要に応じて松本市教育委員会、長野県教育委員会及び文化庁と協議する。

- 建造物周辺における掘削を伴う行為を行う場合（なお、史跡の現状変更許可申請が必要となる）
- 建造物において解体を伴う調査行為を行う場合

(2) 許可を要しない行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微である場合は、許可を要しないこととされている。（同法第43条第1項）。

展示等で重要文化財建造物の内外に仮設物を設置するとき、それが一時的なものであり、かつ重要文化財に接触する部分において十分な保護措置がなされるならば、影響が軽微なもののみなされる場合がある。

なお、自動火災報知設備の機器更新等は、通常、影響の軽微なものとなされる。

保存に影響を及ぼす行為に係る具体的な取扱いについて疑義がある場合は、事前に松本市教育委員会、長野県教育委員会を経由して文化庁に照会することとする。

4 その他の手続

(1) 修理の届出等

応急措置の程度を超える重要文化財建造物の修理を行うに当たっては、技術的な確認、検討、指導を受けるため、修理に着手しようとする日の30日前までに、工事内容を示した修理届を、文化庁長官に提出しなければならない（同法第43条の2第1項）。届出は所定の事項を記載したものとする。なお、修理をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書を届出の書面に添えるものとする（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条第2項三）。

き損の拡大を防止するために必要な応急処置を実施する場合は修理届を要しない。ただし、き損届を提出する必要がある。

また、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真等を添えて、すみやかに松本市教育委員会、長野県教育委員会を経由して、その旨を文化庁へ報告する。

(2) 滅失・き損の届出等

火災などの災害によって重要文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合、あるいは附指定となっている物件などを紛失したり、盗みとられた時には、その事実を知った日から10日以内に、所定の事項を記載した滅失・き損の届出書を文化庁長官に提出しなければならない（同法第33条、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条）。

(3) 防災設備の機能低下または機能不能に関する届出等

国庫補助事業によって設置した防災施設について、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告しなければならない（文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱第4条（19））。

(4) 『国宝松本城天守保存活用計画』の見直しに関する届出等

今回策定する計画の内容を変更する場合は、松本市は、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき、変更後の計画書に変更前の計画書を添えて、文化庁の再確認を受けるものとする。

参考法令等資料

- 1 文化財保護法（抜粋）
- 2 文化財保護法施行令（抜粋）
- 3 国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（抜粋）
- 4 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（抜粋）
- 5 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）
- 6 建築基準法（抜粋）
- 7 国有財産法（抜粋）
- 8 文化庁所属の文化財である国有財産の事務処理基準
- 9 都市公園法（抜粋）
- 10 松本市都市公園条例（抜粋）
- 11 松本市都市公園条例施行規則（抜粋）
- 12 松本市教育委員会組織規則（抜粋）
- 13 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則（抜粋）
- 14 松本城管理条例（抜粋）
- 15 消防法（抜粋）
- 16 松本広域連合火災予防条例（抜粋）
- 17 松本城防火管理規則（抜粋）
- 18 松本城消防計画（抜粋）
- 19 国宝松本城天守保存活用計画策定委員会設置要綱

1 文化財保護法(抜粋)

(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)

最終改正年月日：平成二三年五月二日法律第三七号

第三章 有形文化財

第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条

文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条

重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者(以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(管理団体による管理)

第三十二条の二

重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理(当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項

の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第十二章において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

(滅失、き損等)

第三十三条

重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第三十五条

重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(現状変更等の制限)

第四十三条

重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は

許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第四十三条之二

重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条

重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条

文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記

念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条

史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百八条

管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)**第二百五条**

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)**第二百二十七条**

史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)**第二百二十八条**

文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十一章**(文化審議会への諮問)****第二百五十三条**

文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
 - 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
 - 三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
 - 四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
 - 五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
 - 六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
 - 七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
 - 八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
 - 九 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第百三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
 - 十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
 - 十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
 - 十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除
 - 十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- 2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
 - 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、き損若し

くは盗難の防止の措置の施行

三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

五 国による重要文化財の買取り

六 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択

七 重要有形民俗文化財の管理に関する命令

八 重要有形民俗文化財の買取り

九 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択

十 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

十一 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

十二 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

十三 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

十五 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

十六 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

十七 重要文化的景観の管理に関する命令

十八 第百八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

2 文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）

最終改正年月日：平成二四年七月二五日政令第二〇二号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条

次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限り。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域

内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名

勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三百十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

6 第四項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

7 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

3 国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（抜粋）

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第四号）

最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則を次のように定める。

（修理の届出）

第一条

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十三条の二第一項の規定による届出は、左に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 修理を必要とする理由
- 八 修理の内容及び方法
- 九 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 十 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 十一 修理の着手及び終了の予定時期
- 十二 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十三 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 修理をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 修理をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条

前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は

図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条

法第四十三条の二第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(修理の届出を要しない場合)

第四条

法第四十三条の二第一項 但書の規定により届出を要しない場合は、左の各号の一に該当する場合とする。

一 法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて修理を行うとき。

二 法第三十七条第一項 又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて修理を行うとき。

三 法第四十三条第一項の規定による現状変更の許可を受けて修理を行うとき。

(国の所有に属する国宝又は重要文化財の修理の通知)

第五条

法第六十七条第一項第五号の規定による国宝又は重要文化財の修理の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号 括弧書の規定により国宝又は重要文化財の修理について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八条第一項第一号 又は第二項の規定による同意を得て修理を行うとき。

二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて修理を行うとき。

4 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（抜粋）

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第三号)

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第四十三条第二項（同法第九十一条第三項で準用する場合を含む。）の規定に基き、国宝又は重要文化財の現状変更の許可申請等に関する規則を次のように定める。

(国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請)

第一条

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十三条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「現状変更等許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号 及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第三項第一号の規定により当該許可を都道府県又は指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市等の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 現状変更等許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 八 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 九 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異

なるときは、現在の所在の場所

十一 現状変更等のために所在の場所を変更するとき
は、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復
すべき所在の場所及びその時期

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の
氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所
の所在地

十四 その他参考となるべき事項

**(国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請書の添附
書類等)**

第二条

前条の許可申請書には、次に掲げる書類、図面及び
写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

三 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料
があるときは、その資料

四 現状変更等許可申請者が所有者以外の者である
ときは、所有者の承諾書

五 管理責任者がある場合において、現状変更等許可
申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者
の承諾書

六 管理団体がある場合において、現状変更等許可申
請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾
書

(終了の報告)

第七条

法第四十三条第一項の規定による許可を受けた者は、
当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくそ
の旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び
令第五条第三項第一号の規定により当該許可を都道府
県又は指定都市等の教育委員会が行つた場合には、当
該都道府県又は指定都市等の教育委員会）に報告するも
のとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は
見取図を添えるものとする。

3 法第四十四条ただし書又は第八十二条の規定によ
る許可を受けた者は、当該許可に係る輸出を終了した
ときは、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するもの
とする。

(維持の措置の範囲)

第八条

法第四十三条第二項の維持の措置の範囲は、次の各
号に掲げる場合とする。

一 国宝又は重要文化財がき損している場合において、
その価値に影響を及ぼすことなく当該国宝又は重要文化
財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の
許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）
に復するとき。

二 国宝又は重要文化財がき損している場合において、
当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

5 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

（昭和二十六年一月二十三日文化財保護委員会規則第一号）

最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一号

（滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条

法第三十三条（法第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による国宝又は重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
 - 二 指定年月日及び指定書の記号番号
 - 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
 - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 滅失、き損等の事実を知った日
 - 十一 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置
その他参考となるべき事項
- 2 き損の場合にあつては、前項の書面に写真又は見取図その他き損の状態を示す書類を添えるものとする。

6 建築基準法（抜粋）

第一章 総則

（適用の除外）

第三条

この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物

三 文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

7 国有財産法（抜粋）

（昭和二十三年六月三十日法律第七十三号）

最終改正年月日：平成二四年六月二七日法律第四二号

（この法律の趣旨）

第一条

国有財産の取得、維持、保存及び運用（以下「管理」という。）並びに処分については、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（処分等の制限）

第十八条

行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

2 前項の規定にかかわらず、行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 国以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（国と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 国が地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 国が行政財産である土地及びその隣接地の上に国以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を所管することとなる各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）第二条第二項に規定する庁舎等についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、国以外の者（当該庁舎等を所管する各省各庁の長が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設

の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この条において「特定施設」という。）を国以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 前各項の規定に違反する行為は、無効とする。

6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

7 地方公共団体、特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるもの又は地方道路公社が行政財産を道路、水道又は下水道の用に供する必要がある場合において、第二項第一号の貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権の設定又は前項の許可をするときは、これらの者に当該行政財産を無償で使用させ、又は収益させることができる。

8 第六項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は収益については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、適用しない。

8 文化庁所属の文化財である国有財産の事務処理基準

(平成十三年一月六日文化庁長官決定)

(趣旨)

第一条

文部科学省所管国有財産取扱規定(平成十三年文部科学省訓令)第七条第一項の規定により地方公共団体(以下「管理団体」という。)が文化庁所属の国有財産の維持及び保存に関する事務を行う事とする場合における取り扱いについては、他の法令又はこれに基づく特別な定めがある場合を除くほか、この処理基準の定めるところによる。

(管理団体の処理する事務の範囲)

第二条

管理団体の処理する事務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国有財産の保全に関すること。
- 二 国有財産の火災の防止に関すること。
- 三 電気、ガス、給排水、避雷等の施設を維持すること。
- 四 国有財産の監守者及び国有財産補助監守者の指定に関すること。
- 五 国有財産の監守計画を作成し、及び実施すること。
- 六 その他の国有財産の維持及び保存に関し、必要と認める事項。

(国有財産の管理者)

第三条

管理団体は、この処理基準の規定により、国有財産の維持及び保存に関する事務を処理しようとするときは、当該管理団体の教育委員会の教育長(教育委員会の委任を受けて管理団体の長の補助機関である職員が当該管理事務を処理する職員とする。以下「国有財産管理者」という。)がこの事務を行うものとする。

(国有財産監守者及び国有財産補助監守者)

第四条

国有財産管理者は、部下の職員のうちから国有財産監守者(以下「監守者」という。)を定め、その所属する国有財産を監守させなければならない。

2 国有財産管理者は、必要があると認めるときは、部下の職員のうちから、国有財産補助監守者(以下「補助監守者」という。)を定め、当該監守者の事務を補助させることができる。

(国有財産の監守計画)

第五条

国有財産管理者は、その所属する国有財産に関し、監守計画を定めなければならない。

2 国有財産管理者は、前項の規定により国有財産の監守計画を定めるときは、別紙様式による監守計画表を文化庁長官(以下「長官」という。)に送付しなければならない。

3 長官は、国有財産管理者の作成した監守計画について必要な調整を行うことができる。

(監守者の責務)

第六条

監守者は、国有財産管理者の指揮監督を受け、その相当とする国有財産の監守に関し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 国有財産の利用状況
- 二 火気使用箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
- 三 電気及びガスの器具の管理状況点検
- 四 消火器具の点検
- 五 防火用水の点検
- 六 避雷装置の点検
- 七 屋根及びといのき損状況点検
- 八 排水施設の点検
- 九 境界標、標識等の点検
- 十 建物等の施錠の点検及び鍵の保管状況の監守
- 十一 その他監守上必要と認める事項

(監守状況等の報告)

第七条

国有財産管理者は、国有財産の維持及び保存について必要があると認めるときは、そのつど当該国有財産の状況について、報告しなければならない。

(監守者の指定等の報告)

第八条

国有財産の管理者は、第四条の規定により監守者を定めたとき(監守者を交替させたとき及び監守区域の変更をしたときを含む。)は、そのつど次の各号に掲げる事項について、長官に報告しなければならない。

- 一 相当する監守区域並びに当該監守区域内の土地及び建物の数量
- 二 新旧監守者の職名及び氏名
- 三 指定年月日(指定変更年月日)
- 四 その他必要と認める事項

附則

- 1 この処理基準は、平成十三年一月六日から施行する
- 2 文化庁所属の文化財である国有財産の事務取扱準則(昭和四十三年八月三十日制定)は、廃止する。

9 都市公園法（抜粋）

（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第五条

第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

（兼用工作物の管理）

第五条の二

都市公園と河川、道路、下水道その他の施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の公園管理者及び他の工作物の管理者は、当該都市公園及び他の工作物の管理については、第二条の三の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、都市公園については、都市公園に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定により協議が成立した場合においては、当該都市公園の公園管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（公園管理者の権限の代行）

第五条の三

前条第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合においては、当該他の工作物の管理者は、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わつてその権限を行うものとする。

（都市公園の占用の許可）

第六条

都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

10 松本市都市公園条例（抜粋）

昭和32年3月30日

条例第4号

（都市公園の配置及び規模の基準）

第6条

都市公園を設置する場合は、分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮し、利用しようとする者が容易に利用できるよう配置するものとする。

2 都市公園の敷地面積の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園の敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園の敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園の敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 市が設置する都市公園のうち、主として休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、それぞれの利用目的に応じ、都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

(5) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じ、都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

第3章 都市公園の管理

（行為の制限）

第21条

都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売を行うこと。
- (2) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。

(4) 演説、集会、競技会、展示会、音楽会、写生会、撮影会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第22条

法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第23条

都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第21条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び市長が必要と認めたる場合については、この限りではない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は土、石類を採集すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (8) たき火及び野営をすること。
- (9) 禁煙区域内にて喫煙すること。
- (10) 都市公園をその用途外に使用すること。

（利用の禁止又は制限）

第24条

市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、

区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用料)

第27条

法第5条第1項の許可を受けた者は、市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

2 法第6条第1項若しくは第3項又は第21条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

11 松本市都市公園条例施行規則 (抜粋)

平成16年3月25日

規則第54号

(行為の許可申請等)

第2条

条例第21条第2項の規定により行為の許可又は変更許可を受けようとする者は、行為(変更)許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、行為(変更)許可書兼領収書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

3 梓川ふるさと公園における夜間照明点灯用の鍵及び専用コインの貸出しについては、条例別表第2に定める使用料と引き換えに、使用者に貸し出すものとする。

(施設設置又は管理の許可申請等)

第3条

都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第2項の規定により公園施設設置(第6条において「設置」という。)の許可又は変更許可を受けようとする者は、公園施設設置(変更)許可申請書(様式第3号)を、公園施設管理(第6条において「管理」という。)の許可又は変更許可を受けようとする者は、公園施設管理(変更)許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、公園施設設置(変更)許可書兼領収書(様式第5号)又は公園施設管理(変更)許可書兼領収書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(占有の許可申請等)

第4条

法第6条第1項又は第3項の規定により公園占有の許可又は変更許可を受けようとする者は、公園占有(変更)許可申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、公園占有(変更)許可書兼領収書(様式第8号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第6条

条例第38条第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、行為に係る使用料の場合は使用料減免申請書(様式第1号)を、設置に係る使用料の場合は使用料減免申請書(様式第3号)を、管理に係る使用料の場

合は使用料減免申請書(様式第4号)を、占有に係る使用料の場合は使用料減免申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 使用料の減免の範囲及び減免額は、別表第1に定めるところによる。

3 市長は、第1項の申請に対して使用料の減免を決定したときは、減免の申請者に対し、行為に係る使用料の場合は、使用料減免決定書(様式第2号)を、設置に係る使用料の場合は使用料減免決定書(様式第5号)を、管理に係る使用料の場合は使用料減免決定書(様式第6号)を、占有に係る使用料の場合は使用料減免決定書(様式第8号)を交付するものとする。

別表第1(第6条関係)

松本市都市公園使用料減免の範囲及び減免額

減免の範囲

減免額

(1) 本市が主催又は共催する事業に使用するとき。

全額

(2) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

市長が必要と認めた額

12 松本市教育委員会組織規則(抜粋)

昭和34年4月1日

教育委員会規則第12号

(目的)

第1条

この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第18条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき松本市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び事務局に置かれる職員の職の設置並びに法第30条に基づき松本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する教育機関の組織及び職員の職の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(分掌事務)

第4条

課等の分掌事務は、別表第7のとおりとする。

別表第7(第4条関係)

文化財課

- 1 文化財の調査及び指定に関すること。
- 2 文化財の保存に関すること。
- 3 文化財の活用に関すること。
- 4 文化財保護関係団体に関すること。
- 5 文化財審議委員会に関すること。

松本城管理事務所

- 1 松本城の管理運営に関すること。
- 2 松本城の整備に関すること。
- 3 観覧に関すること。
- 4 行事の開催に関すること。
- 5 売店の管理に関すること。
- 6 松本市営開智駐車場の管理に関すること。
- 7 旧地方事務所跡地の維持管理に関すること。

13 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則（抜粋）

昭和34年3月30日

教育委員会規則第4号

第1章 総則

（目的）

第1条

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び第3項に基づき、事務の委任等のほか、専決、代決について（教育機関の長に対する事務委任）

第3条 教育長は前条の規定により委任された事務のうち、次に掲げる事務を教育機関の長に委任する。ただし、その事務を指定管理者が行う場合はこの限りではない。

(1) 松本城管理事務所長に対しては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第32条の2に定める必要な管理、事業の実施及びこれに伴う一般的事務処理

第15条

松本城管理事務所長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 松本城公開時間の伸縮についての事柄
- (2) 売店開店時間の伸縮についての事柄
- (3) 売店休日の変更についての事柄
- (4) 売店販売品目、取引先及び販売価格の決定についての事柄
- (5) 松本城公園の使用についての事柄

14 松本城管理条例（抜粋）

昭和40年3月12日

条例第5号

（目的）

第1条

この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づき、国宝松本城天守及び史跡松本城本丸庭園（以下「松本城」という。）の管理運営について必要な事項を定め、その保存及び活用を図ることを目的とする。

（公開）

第2条

松本城の公開時間及び公開期間は、次のとおりとする。

(1) 公開時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) 公開期間 1月4日から12月28日まで

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず松本城の全部又は一部の公開を禁止し、又は制限し、若しくは公開時間の変更をすることができる。

3 前項の規定により公開を禁止し、又は制限し、若しくは公開時間の変更をしたときは、これを公示する。

（行為の禁止）

第3条

松本城においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 落書等汚損又は損傷すること。

(2) 広告又はこれに類するはり紙等を表示すること。

(3) 松本城管理事務所及び指定された場所以外で喫煙等火気を使用すること。

(4) その他教育委員会が不相当と認めたこと。

（観覧の停止）

第4条

観覧者が前条の規定に違反したときは、教育委員会は観覧を停止し、又は退出を命ずる等必要な措置を講ずるものとする。

（汚損又は損傷に対する弁償）

第5条

松本城の施設物件を汚損又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

（観覧料）

第6条

松本城の観覧料は、次のとおりとする。ただし、市長は、特別の理由があると認めたものについてはこれを減免することができる。

(表省略)

2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する者(以下「市民」という。)が史跡松本城本丸庭園(以下「本丸庭園」という。)のみを観覧する場合における観覧料は、無料とする。

(入場の制限)

第7条

市長は、前条第2項に規定する場合において、特に必要があると認めるときは、市民が本丸庭園へ入場することを制限することができる。

15 消防法(抜粋)

(昭和二十三年七月二十四日)

(法律第百八十六号)

(防火管理者)

第八条

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

② 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

③ 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

④ 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

⑤ 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

◆消防法施行令◆

(昭和三十六年三月二十五日政令第三十七号)

(防火管理者を定めなければならない防火対象物等)

第一条の二

法第八条第一項の政令で定める大規模な小売店舗は、

延べ面積が千平方メートル以上の小売店舗で百貨店以外のものとする。

3 法第八条第一項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一に掲げる防火対象物（同表（十六の三）項及び（十八）項から（二十）項までに掲げるものを除く。次条において同じ。）のうち、次に掲げるもの

イ 別表第一（六）項ロ、（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物（同表（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（六）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、当該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数（以下「収容人員」という。）が十人以上のもの

ロ 別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項イ、ハ及びニ、（九）項イ、（十六）項イ並びに（十六の二）項に掲げる防火対象物（同表（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（六）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、収容人員が三十人以上のもの

ハ 別表第一（五）項ロ、（七）項、（八）項、（九）項ロ、（十）項から（十五）項まで、（十六）項ロ及び（十七）項に掲げる防火対象物で、収容人員が五十人以上のもの

二 新築の工事中の次に掲げる建築物で、収容人員が五十人以上のものうち、総務省令で定めるもの

イ 地階を除く階数が十一以上で、かつ、延べ面積が一万平方メートル以上である建築物

ロ 延べ面積が五万平方メートル以上である建築物

ハ 地階の床面積の合計が五千平方メートル以上である建築物

4 収容人員の算定方法は、総務省令で定める。

別表第一（第三条の三関係）

(十七)	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物
------	--

16 松本広域連合火災予防条例（抜粋）

平成11年2月1日

条例第34号

（喫煙等）

第23条

次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席

(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分

(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品として認定された建築物の内部又は周囲

(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置

4 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認め

る措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

5 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

6 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

17 松本城防火管理規則（抜粋）

昭和30年12月27日

教育委員会規則第6号

（目的）

第1条

この規則は、松本城の火災を未然に防止すると共に、火災発生の場合の早期鎮圧について必要な事項を規定する。

（適用範囲）

第2条

この規則は、史跡松本城本丸広場内の物件施設に適用する。

（防火責任者）

第3条

消防法（昭和23年法律第186号）第8条に定める防火責任者には、松本城管理事務所長をあてる。

第4条

防火責任者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 松本城の防火並びに消防計画の立案
- (2) 消防並びに防火教育の立案と実施
- (3) 警備班の監督指導
- (4) 火元取締責任者並びに夜警員の監督
- (5) 公設消防機関との連絡に関する事項
- (6) 防火施設の維持管理に関する事項
- (7) その他防火に関する一切の事項

（警備班）

第5条

松本城内の火災盗難の予防と規律保持のため警備班をおく。

第6条

警備班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 観覧者の取締
- (2) 松本城内外の巡視警戒
- (3) 火災早期発見と通報
- (4) 火災発生時の消火活動
- (5) 消火器材及び施設の保持

（火元取締責任者）

第7条

各物件施設ごとに火元取締責任者をおく。

2 火元取締責任者の担任区域は、防火責任者が定める。

第8条

火元取締責任者は、防火責任者の命を受けて次の任務に服する。

(1) 火具（ストーブ電熱器等）の点検並びに日常の保守

(2) 喫煙所の管理並びに喫煙の取締

(3) 電気設備の日常管理

(4) 油類取扱の点検

(5) 油破布紙屑等不用可燃物の処理

(自衛消防隊)

第9条

火災その他の非常事態発生に対処するため警備班の外に自衛消防隊を設ける。

第10条

自衛消防隊の編成並びにその服務については、教育長が定める。

第11条

自衛消防隊の任務は、次のとおりとする。

(1) 警備班の消火活動協力

(2) 観覧者の救出救護

(3) 火災時の警備

(4) 重要書類等非常持出品の搬出

(訓練)

第12条

訓練は、次の標準を下ることはできない。

(1) 警備班訓練

基本訓練 毎週1回 想定訓練 毎月1回

(2) 自衛消防隊訓練

基本訓練 年 1回 総合訓練 年 1回

(観覧者)

第13条

松本城観覧者に対しては、火気使用厳禁場所及び喫煙場所を明示し、火気についての注意を公示するものとする。

(その他)

第14条

この規則に定めるものの外、防火管理上必要な事項は、教育長の命をうけて処理しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

18 松本城消防計画（抜粋）

第1章 総 則

第1節 目的等

(目的)

第1条

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、松本城の防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条

この計画は、松本城内に勤務し、出入りするすべての関係者に適用する。

第2節 防火管理業務の一部委託

(防火管理業務の一部委託)

第3条

防火管理業務の一部を有限会社中部警備・救助に（平成26年度）委託する。

2 委託方式及び委託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表1のとおりとする。

3 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、命令を受けて適正に業務を実施しなければならない。

4 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、受託した防火管理業務の実施状況について、定期に防火管理者に報告しなければならない。

第3節 管理権原者と防火管理者の業務と権限

(管理権原者)

第4条

管理権原者は、松本城の防火管理業務について、すべての権限責任を有する。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者に選任し、防火管理業務を行わなければならない。

3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成あるいは変更する場合は、必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、建物の防火上の不備箇所や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者)

第5条

防火管理者は、この消防計画の実行に関して、すべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 自衛消防組織の編成と任務分担
- (2) 火災予防上の自主検査の実施と維持管理
- (3) 消防用設備等の点検とその立会い及び維持管理
- (4) 防火、避難施設の維持管理
- (5) 収容人員の適正管理
- (6) 職員等に対する防火上必要な教育の実施
- (7) 消火、通報及び避難訓練の実施
- (8) 消防機関との連絡
- (9) 工事中における立会いその他火気使用又は取扱いの監督
- (10) 管理権原者への報告等
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) 大規模な地震に関する諸対策
- (13) その他

第4節 消防機関への報告、通報等

(消防機関への報告、通報等)

第6条

管理権原者等は、次の業務について、消防機関へ報告、届出及び連絡を行う。

種 別	届出等の時期	届出者等
防火管理者選任(解任)届	防火管理者を選任又は解任した時	管理権原者
消防計画作成(変更)届	消防計画を作成又は次の事項を変更した時 (1) 管理権原者又は防火管理者の変更 (2) 自衛消防組織の変更 (3) 用途変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の変更 (4) 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
禁止行為の解除承認	禁煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みが禁止されている場所で、これらの行為を行おうとするとき	管理権原者
消防訓練実施計画書	消防訓練を実施する10日前	防火管理者
消防訓練実施結果報告書	消防訓練実施後速やかに	防火管理者

種 別	届出等の時期	届出者等
消防用設備等点検結果報告	1年に4回、防火管理者が立会い総合点検を実施した報告書の内容を防火管理者が確認した後	管理権原者

(防火管理資料の保管等)

第7条

防火管理者は、前条で報告又は届け出した書類等の写しその他防火管理業務に必要な書類等を一括して編さんし、保管する。

第5節 防火管理委員会の設置

(防火管理委員会)

第7条の2

防火管理業務の適正な運用を図るため、松本城管理事務所に防火管理委員会を置く。

2 防火管理委員会の構成は、別表2のとおりとする。

3 管理権原者は、事前に会議の構成メンバーを指定する。

4 会議は1月に行い、次の場合は臨時に開催する。

(1) 社会的反響の大きな火災、地震などによる被害発生時

(2) 防火管理者などからの報告、提案により管理権原者が会議を開催する必要があると認めるとき

5 会議の主な審議事項は次のとおりとする。

(1) 消防計画の変更に関すること。

(2) 防火・避難施設・消防用設備等の点検・維持管理に関すること。

(3) 自衛消防組織及び装備に関すること。

(4) 自衛消防訓練の実施細部に関すること。

(5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。

(6) 火災予防上必要な教育に関すること。

(7) その他

第2章 予防管理対策

第1節 火災予防上の点検、検査

(日常の火災予防)

第8条

防火管理者は、所定の区域ごとに防火責任者又は火元責任者(以下「防火責任者等」という。)を定め、日常の火災予防の徹底を図らなければならない。

2 前項に定める各担当者の任務及び全職員が注意すべき事項は別表3のとおりとする。

(防火責任者等が実施する自主検査)**第9条**

防火責任者等は、日常、担当区域の自主点検を実施しなければならない。

2 自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に区分して、計画的に実施すること。

(1) 日常的に行う検査は、別表4『自主検査チェック票(日常)「火気関係」』及び別表5『自主検査チェック票(日常)「閉鎖障害等」』に基づき、各担当区域の防火責任者等がチェックすること。

ア「火気関係」のチェックは、使用后及び毎日終業時に行うこと。

イ「閉鎖障害等」のチェックは、1日2回行うこと。

(2) 定期的に行う検査は、別表6「自主検査チェック票(定期)」に基づき、各担当者区域の防火責任者等がチェックすること。

(防火管理者が実施する自主点検等)**第10条**

防火管理者は、1ヶ月に1回以上、防火責任者等と一緒に別表4及び5に基づく自主検査の実施状況を確認する。

2 建物の構造、防火・避難施設の機能等の検査は、年2回以上実施すること。

3 消防用設備等の自主点検は、別表7により、法定点検の合間に、年2回以上実施すること。

(消防用設備等の法定点検)**第11条**

消防用設備等の法定点検は、コバボーシステム株式会社(平成26年度)に委託して別表8により行う。

2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検を実施する場合には、必ず立ち会う。

第2節 点検結果の報告等**(点検結果の報告等)****第12条**

自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を定期的に防火管理者に報告しなければならない。ただし、点検結果に不備、欠陥があった場合は、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

2 防火管理者は、不備、欠陥があると報告された内容については、速やかに管理権原者に報告する。

3 防火管理者は、不備、欠陥部分の改修について、管理権原者の指示を受けて改修計画を策定する。

第3節 火災予防措置**(火気の使用制限等)****第13条**

防火管理者は、喫煙及び火気等の使用制限を行うものとする。

(1) 喫煙できる場所

松本城管理事務所が指定した場所とする。松本城観覧者に対しては、禁煙場所を明示する。

(2) 火気使用設備・器具が使用できる場所

管理事務所給湯室及び多目的室のみとする。

2 喫煙及び火気使用設備・器具の使用に関する注意事項は、次のとおりとする。

(1) 火気使用設備・器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外には使用しないこと。

(2) 火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に器具等を点検してから使用すること。

(3) 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。

(4) 火気使用設備・器具を使用した後は、必ず点検を行い、安全を確認すること。

(5) 喫煙場所以外では喫煙しないこと。

(6) 催物等のために一時的に火気を使用する場合には、あらかじめ防火管理者に連絡し承認を得ること。

(避難施設等における遵守事項)**第14条**

防火管理者及び職員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 避難口、廊下、階段及び避難通路等の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。

イ 床面は、避難に際して、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、かつ開放できるとともに、開放した戸が廊下等の幅員を避難上有効に確保できること。

(2) 火災が発生したときの延焼防止又は有効な消防活動を確保するための防火施設

ア 防火設備は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

なお、防火設備の開閉範囲とその他の部分とは色別しておくこと。

イ 防火設備に接近し、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

2 避難施設又は防火施設の機能を妨げるような物品等を発見した者は、直ちに除去しなければならない。

なお、容易に除去できない場合は、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

(避難経路図の管理)

第15条

防火管理者は、避難経路図を作成し、松本広域連合丸の内消防署に提出するとともに、これを自衛消防隊員及び職員に周知する。

(収容人員の管理)

第16条

防火管理者は、当該防火対象物の収容機能を把握し、場合によっては入場規制等を行い、過剰な人員が入場しないように職員に徹底する。

2 一時的な催物等により、混雑が予想される場合には、避難通路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置を図る。

第4節 工事中の安全対策

(工事中の安全対策)

第17条

防火管理者は、工事及び大規模修理を行うときは、工事中の安全対策を策定する。

また、次の各号に掲げる工事を行うときは、工事中の消防計画を作成し、消防機関に届け出るものとする。

(1) 文化財保護法第43条の2第1項（同法第90条第2項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、国宝又は重要文化財の大規模修理を行うとき。

(2) 増築、改築等で建築基準法第7条の3に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき。

(3) 消防用設備の機能を停止あるいは著しく影響を及ぼす工事を行うとき。

2 防火管理者は、工事人に対して次の事項を遵守させるものとする。

(1) 溶接や溶断を行う場合は、事前に消火器等を準備すること。

(2) 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用は行わないこと。

(3) 工事場所ごとに火気の使用責任者を定めること。

(4) 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

(5) 放火を防止するため、資機材等の整理整頓をすること。

(6) その他防火管理者が指示すること。

第5節 放火防止対策

(放火防止対策)

第18条

防火管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策に努めるものとする。

(1) 建物の周囲及び廊下、階段室、トイレ等の可燃物を整理整頓又は除去すること。

(2) 物置及び倉庫等の鍵の管理と施錠を励行すること。

(3) 出入口を特定し、出入りする人たちに対する呼びかけや監視を強化すること。

(4) 委託業者やアルバイト等の職員の明確化を行い、不法侵入者の監視を行うこと。

(5) 観覧者専用トイレを職員と共用するなど、監視を強化すること。

(6) 防災カメラ等の設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。

(7) 火元責任者等及び最後に退社する者が、火気及び施錠の確認を行うこと。

(8) 休日や夜間の巡回を励行すること。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防隊の編成等)

第19条

火災その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成する。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表9及び別表10のとおりとする。

(自衛消防隊の装備等)

第20条

自衛消防隊の装備は、次のとおりとする。

- (1) 防火衣
- (2) ヘルメット
- (3) 長靴

2 装備品の管理は、各自衛消防隊が管理すること。

(自衛消防隊の活動範囲)

第21条

自衛消防隊の活動範囲は、松本城管理事務所管理範囲内とする。

2 近接する防火対象物からの火災で延焼阻止活動が必要な場合又は応援要請があった場合には、自衛消防隊長の判断に基づき活動しなければならない。

第4章 休日、夜間の防火管理体制

(休日、夜間の火災予防管理)

第22条

休日、夜間等職員の数が著しく少なくなる時間帯においては、あらかじめ巡回者及び巡回範囲を定めて巡回し、火災予防上の安全確保に努める。

(休日、夜間における自衛消防活動)

第23条

休日、夜間等職員の少ない時間における自衛消防活動は、第19条で定める任務分担に基づき、在館する隊員が次の措置を行う。

- (1) 通報連絡
- (2) 初期消火
- (3) 避難誘導
- (4) 消防隊への情報提供
- (5) 緊急連絡網による関係者への連絡

第5章 震災対策

第1節 震災事前措置

(震災事前措置)

第24条

地震時の災害を予防するために、次の各号に掲げる措置を行わなければならない。

(1) 瓦や外壁、窓板戸等の建物からの落下、陳列展示物の転倒の危険性がある箇所を把握し、落下、転倒防止のための措置をとること。

(2) 事務室等の棚、備品、器具、什器及び物品等の転倒、落下の防止措置をすること。

(3) 火気使用設備・器具の上部及び周囲に、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。

(4) 火気使用設備・器具の自動消火設備、燃料の自動停止装置等の作動状況検査を行うこと。

(5) 危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

(6) ポンプ室に燃料を備えておく場合は、容器の破損や燃料の漏れが生じないように定期的に点検を行うこと。

(非常用物品等の準備)

第25条

地震その他の災害に備え、救助・救護3等の資器材及び非常用物品を確保する。

また、資器材及び非常用物品の点検整備を定期的実施する。

第2節 警戒宣言発令時の対策

(警戒宣言発令時の自衛消防組織)

第26条

警戒宣言が発令されたときの自衛消防隊は、別表9及び別表10に定める任務を遂行しなければならない。

(休日、夜間における対応)

第27条

職員を中心に、別表9及び別表10に定める任務を分担し行わなければならない。

2 別に定める緊急連絡表により必要な要員を招集しなければならない。

3 警戒宣言の発令を知ったときは、自主的に参集しなければならない。

4 招集における交通手段は、公共の交通機関を利用するものとする。

(職員に対する警戒宣言発令の伝達等)

第28条

警戒宣言が発令された場合は、職員に対して、放送設備を使用して速やかに伝達する。

2 自衛消防隊長は、避難誘導班に指定されている者を所定の配置につかせる。

(観覧者に対する警戒宣言発令の伝達)

第29条

観覧者等に対する警戒宣言発令の伝達は、避難誘導班の配置が完了したことを確認した後、放送設備により行わなければならない。

(誘導案内)

第30条

避難誘導班は所定の位置につき、適切な誘導、案内により混乱防止を図らなければならない。

2 避難誘導は、混乱の防止を図るため、避難階に近い階層から順次実施しなければならない。

(火気使用の中止等)

第31条

警戒宣言が発令されたときは、禁煙とし、火気使用設備・器具の使用も原則として中止する。

なお、やむを得ず火気を使用する際は、防火管理者の承認を得た後に、消火体制を講じたうえで最小限の使用とする。

2 危険物の取扱いは直ちに中止する。

なお、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て、出火防止等の対策を講じるものとする。

(職員が行う被害防止措置)

第32条

警戒宣言が発令された場合、職員は、事務室及び天守内の被害を防止するために、次の各号に定める措置を行わなければならない。

- (1) 陳列展示物及び解説パネル等の転倒、落下防止
- (2) 照明器具（吊り下げ式）等の固定
- (3) 事務機器の転倒、落下防止
- (4) 窓ガラス等の破損、散乱防止
- (5) 避難通路の確保、非常口の開放等
- (6) 初期消火用の水の確保
- (7) 非常持出品の準備

(時差退社等)

第33条

警戒宣言発令時は時差退社とし、周辺の混乱を防止するために、公共の交通機関を利用する。

第3節 震災対策

(震災時の初期対応)

第34条

地震が発生した場合は、身の安全を守ることを最優先に、速やかに次の初期対応を行わなければならない。

(1) 公開時間中は、観覧者の誘導指示を第一に行うこと。
 (2) 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止又は電源の遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認し、防火管理者等に報告すること。

(3) 全職員で周囲の機器や物品等の転倒、落下等の有無を確認し、異常があった場合は防火管理者等に連絡すること。

(4) 防火責任者等は、建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、その結果を防火管理者等に報告すること。

なお、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。

(5) 防火管理者は、前各号により被害の状況等を把握すること。

(6) 火気使用設備・器具は、安全が確認された後に使用すること。

第4節 地震時の活動

(地震時の活動)

第35条

地震時の活動は、前条及び自衛消防活動によるほか、次の事項を実施するものとする。

(1) 情報収集・伝達活動

通報連絡班は、テレビ、ラジオ等による地震情報の収集を行い、周辺の状況を把握すること。

(2) 救出・救護

ア 救出・救護については、応急救護班が中心となり、他の自衛消防隊員と協力して実施すること。

イ 負傷者が発生した場合には、応急手当を行うとともに、負傷程度に応じ、応急救護所、医療機関に搬送すること。

ウ 地震の規模により、消防隊等による救出に時間がかかる場合には、救出資器材を活用して救助作業を実施すること。

(3) 避難誘導活動

ア 避難誘導班は、観覧者等を落ち着かせ、自衛消防隊長からの避難命令があるまで、照明器具等の落下に注意しながら、柱回りや壁ぎわ等の安全な場所で待機させること。

イ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の指示により行うこと。

ウ 観覧者等を広域避難場所（松本城公園）まで避難誘導を行う場合は、事前に順路、道路状況、地域の被害状況について、説明すること。

エ 避難誘導を行う場合は、先頭と最後尾に避難誘導班員を配置し、避難者の安全に十分注意しな

から誘導すること。

オ 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩により行うこと。

カ 避難する際は、分電盤を遮断すること。

キ 避難誘導は、避難誘導担当と協力して行うものとする。

(4) 避難路の確保

安全防護班は、避難者の安全を確保するために、避難通路に落下、転倒、倒壊した物品の除去を行うこと。

第6章 防災教育及び自衛消防訓練

第1節 防災教育等

(防災教育の実施時期等)

第36条

防災教育は、毎日の朝礼等又は就業時に実施するほか次表の区分に従い計画事項、計画内容、実施回数を決める。

計画事項	計画内容	実施回数
職員に対する教育	1 防火管理機構の周知徹底 2 防火管理上の遵守事項 3 各職員の防火管理に関する任務及び責任の周知徹底 4 その他火災予防上必要な事項(火災予防及び消火に関する実務知識)	年2回以上
新任者に対する教育	1 防火管理機構の周知徹底 2 防火管理上の遵守事項 3 各職員の防火管理に関する任務及び責任の周知徹底 4 安全な作業に関する基本的事項 5 消防計画の周知徹底 6 その他火災予防上必要な事項(火災の現象、消火器の原理、避難の要領等)	採用時1回

(各種防火管理講習等)

第37条

防火管理者は、消防機関が実施する各種防火管理講習及び講習会等に積極的に参加するとともに、職員に対する防火講習会を随時開催する。

2 防火管理者は、防火管理再講習を期限内に受講しなければならない。

第2節 自衛消防訓練

(自衛消防訓練の種別等)

第38条

防火管理者は、次表により計画的に自衛消防訓練を実

施するものとする。

訓練の種別	実施時期
消火訓練	1月26日
通報訓練	1月26日
避難訓練	1月26日
総合訓練	1月26日

2 総合訓練は、努めて大規模地震を想定した内容を加味する。

3 訓練指導者は、自衛消防隊長とし、訓練時における事故防止及び安全対策の確立を図る。

(消防機関への通報)

第39条

防火管理者は、前条に掲げる自衛消防訓練を実施しようとするときは、事前に消防機関に通報するか、又は、消防訓練実施計画報告書により届出すること。

また、訓練を実施した結果は消防訓練実施結果報告書により届出すること。

2 防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を確認し、その結果を日常の防火管理体制及び次回に実施する自衛消防訓練に反映させなければならない。

附則

1 この計画は平成26年12月1日から施行する。

別表1～別表10 省略

19 国宝松本城天守保存活用計画策定委員会設置要綱

松本市教育委員会告示第8号

国宝松本城天守保存活用計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成25年6月17日

松本市教育委員会

国宝松本城天守保存活用計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条

この要綱は、国宝松本城天守の現状と課題を把握し、将来に向けて良好な状態で後世に引き継いでいくための適切な保存と活用を図る計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、国宝松本城天守保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条

委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、松本城、史跡その他文化財に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条

委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画が策定される日までの間とする。

(役員)

第5条

委員会に、委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条

委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条

委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条

委員会の庶務は、教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

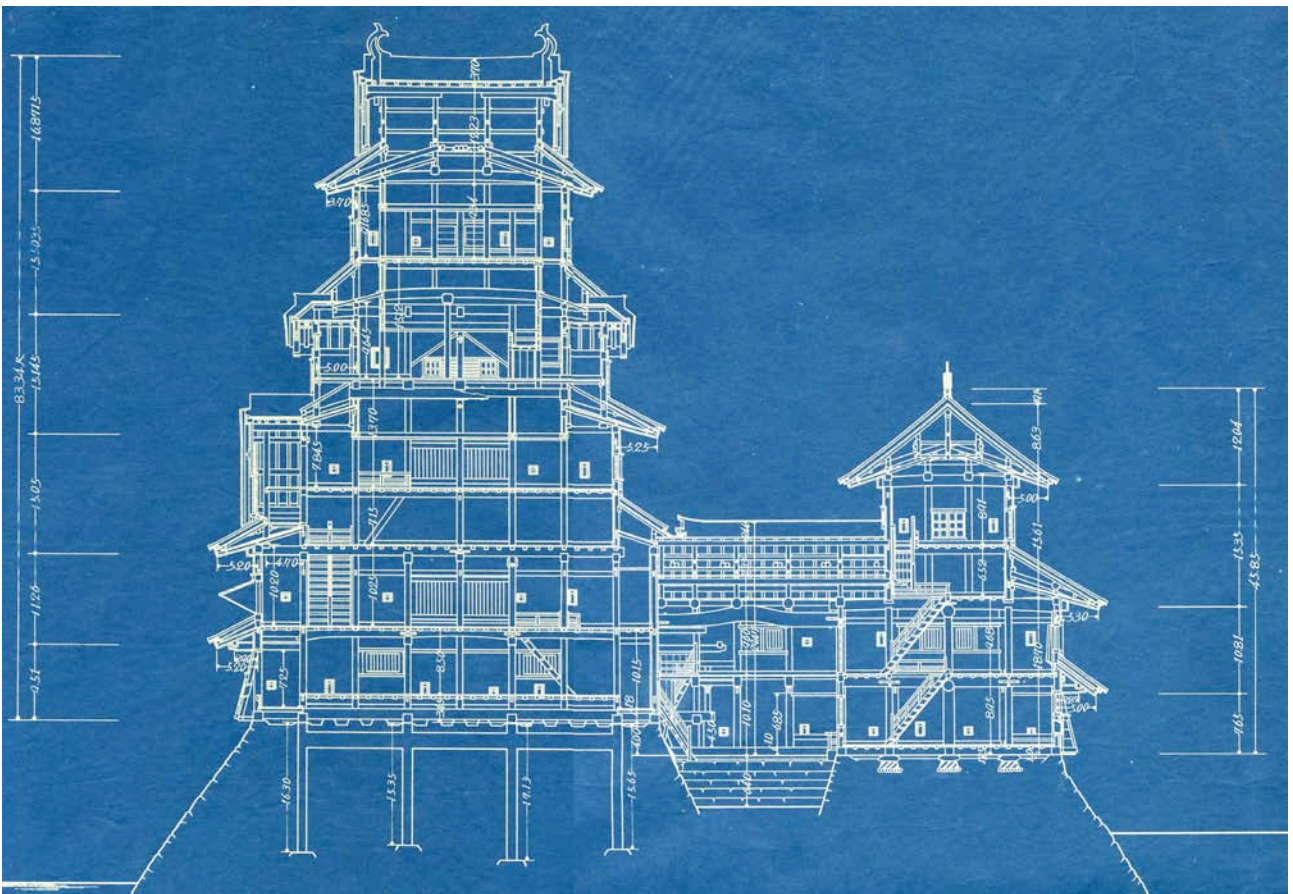
第9条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年6月17日から施行する。

第7章 添付資料



添付資料

- 1 松本城歴史年表
- 2 松本城（国宝・史跡）に関する主要な文献
- 3 松本城のデータ
- 4 松本城管理事務所（特別会計「松本城費」）決算状況
- 5 その他
 - ア 松本城に係る実測図面
 - イ 松本城に関する絵画
 - ウ 松本城及び松本藩に関する絵図・錦絵等
 - エ 松本城に関する歌
 - オ 松本城天守を使ったデザイン（シンボルマーク・ロゴマーク）
 - カ 松本城天守に係る古写真

1 松本城歴史年表

城主等	松本城のあゆみ(天守・本丸を中心に)(※1)		全国の動き(※2)	
	西暦	和暦	西暦	
	1504	(永正元)		
			1543	鉄砲伝来
武田信玄 (天文19~天正10) 治世33年				
	1547	(天文17)	1549	ザビエル、キリスト教を伝える
	1550	(天文19)	1553	川中島の合戦
			1560	桶狭間の合戦
	1568	(永禄11)	1573	室町幕府滅亡
			1575	長篠の合戦
			1576	織田信長、安土城を築く
小笠原貞慶 (天正10~天正18) 治世9年 8万石			1582	信長が武田を滅ぼす
	1582	(天正10)		本能寺の変
	1585	(天正13)	1583	豊臣秀吉、大阪城築城に着手
	1585	(天正13)	1585	秀吉関白となる
	1590	(天正18)	1587	聚楽第なる
石川数正 (天正18~文禄元) 康長 治世23年 8万石			1590	小田原城合戦、家康江戸城に
	1590	(天正18)		
	1591	(天正19)	1592	文禄の役
	1592	(文禄元)	1593	広島城天守なる
	1593	(文禄2)		
	1595	(文禄4)	1594	伏見城の普請を始める
	1600	(慶長5)	1597	岡山城天守なる
			慶長の役	
			1600	関ヶ原合戦
			1603	徳川家康征夷大将軍となり、江戸幕府開く
	1613	(慶長18)	1609	姫路城天守築城(1601~)
小笠原秀政 (慶長18~元和3) 忠政(忠真) 治世4年 8万石	1613	(慶長18)	1614	大坂冬の陣
				大坂夏の陣(豊臣氏滅亡)
	1615	(慶長20)	1615	武家諸法度制定・一国一城令の制を敷く
	1617	(元和3)		
戸田康長 (元和3~寛永10) 治世16年 7万石 康直	1617	(元和3)		
	1618	(元和4)	1623	家光将軍となる
	1633	(寛永10)	1626	二条城二の丸御殿
松平直政 (寛永10~寛永15) 治世5年 7万石	1633	(寛永10)		
	1634	(寛永11)		
	1636	(寛永13)	1635	参勤交代制度の確立、武家諸法度改定
	1638	(寛永15)		
堀田正盛 (寛永15~寛永19) 治世4年 10万石(内7万石)	1638	(寛永15)	1639	ポルトガル船来航禁止・鎖国完成
	1642	(寛永19)		
水野忠清 (寛永19~享保10) 治世83年 忠職・忠直・忠周・忠幹・忠恒 7万石 (幕府直轄地)	1642	(寛永19)		
	1649	(慶安2)	1657	江戸大火(振袖火事、明暦の大火)
	1686	(貞享3)		
	1722	(享保7)	1716	享保の改革始まる
	1725	(享保10)		

※1 松本城管理事務所研究室作成資料を基に加筆修正

※2 参考 『日本史年表』編：歴史学研究会(1969年7月)(株)岩波書店発行、『近代日本総合年表 第三版』(1991年2月)(株)岩波書店発行

城主等	松本城のあゆみ (天守・本丸を中心に)			全国の動き	
	西暦	和暦		西暦	
戸田光慈 (享保11～慶応4)	1726 (享保11)	戸田光慈が志摩鳥羽から入封 (6万石) 戸田氏は松本へ再度の入封、1万石は幕府領となる			
	1727 (享保12)	本丸御殿炎上 →【天守の危機 (1回目)】(※3)			
治世142年	1743 (寛保3)	幕府領159村 (5万石) を預かる			
光雄・光徳・	1776 (安永5)	中町から出火1000軒余り焼く「安永大火」		1787	寛政の改革始まる
光和・光梯・	1793 (寛政5)	藩学崇教館設立			
光行・光年・	1817 (文化14)	多湖家文書「巻懐武備」の中に「天守の拝見」という項目あり			
光庸・光則	1825 (文政8)	大規模な百姓一揆「赤裳騒動」がおきる			
6万石	1841 (天保12)	松本藩お家騒動「戸田図書事件」がおきる		1841	天保の改革始まる
	1854 (嘉永7)	松本地方大地震、本丸北側石垣破損		1854	日米和親条約を締結
	1864 (元治元)	水戸浪士と和田峠で戦う			
	1866 (慶応2)	第2回長州出兵に加わる		1867	大政奉還 (江戸幕府終わる)
	1868 (慶応4)	戊辰戦争で東征軍に加わり北越へ出兵する			
区分	松本城のあゆみ (天守・本丸を中心に)			全国の動き	
市長等	西暦	和暦		西暦	
一期 (天守危機と市川量造)	戸田光則 知藩事	1869 (明治2)	◆市川量造ら、天守競売下げから博覧会を開催して、買戻し、天守危機を救う (城) 6/ 戸田光則松本藩主から松本藩知藩事になる	1869	版籍奉還
		1871 (明治4)	(城) 10/ 兵部大輔山県狂介 (有朋) 出張、本丸、天守内武器接收、兵部省の所管へ。 二の丸は県用地 (城) 8/ 旧藩主の命により二十六夜神御神体を川井家へ遷座 (城) 11/ 太鼓門の取り壊しはじまる	1871	廃藩置県、文部省設置
	永山盛輝 参事	1872 (明治5)	(天) この年、松本城が競売され (235両1分永150文) で落札。解体直前、市川量造ら有志が保存に成功 →【天守の危機 (2回目)】	1872	学制発布
		1873 (明治6)	(城) 10/ 『信飛新聞』創刊される。(～明治9年) 11/27 市川量造筑摩県参事へ「建言書」提出 (城池) 1/ 大蔵省所管となる (城) 9/ 市川量造が「天守櫓拝借懇願書」を筑摩県に提出	1872	2/28陸軍省設置 (兵部省廃止)
	高木惟矩 参事	1876 (明治9)	(城) 11/ 10 第1回博覧会開催、大盛況により10日間延長(～12/24) 入場料2銭 (城) 5/15 第5回博覧会開催 (～6/15) …最後の開催 (二の丸) 6/ 筑摩県庁失火により全焼、県庁を一時開智学校に移す 8/ 筑摩県を廃して長野県に合併	1874	地租改正法の改正
		1878 (明治11)	(二の丸) 6/ 松本裁判所が二の丸旧筑摩県庁跡地に建築され竣工開庁		
	長野県 所管	1880 (明治13)	(本丸) 8/ 松本農事協会が県から本丸広場(4923坪4合)を借受け、農業試験場として事業開始。 10/ 土族の松本城の堀を使った養魚権保護のため、松本畜産株式会社がつくられる		
		1881 (明治14)	(城) 12/ 旧松本城の周囲の外堀の一部が松本裁判所の所屬となる (城) 西南櫓取り壊しか		
		1882 (明治15)	(城) 8/ 東筑摩郡は長野県に旧松本城内建物払下願を出す		
	二期 (松本中学校小林有也と明治の修理)	菅谷司馬 町長 牧野岸治 町長 小林有也 町長 小里頼永 町長 小里頼永 市長	1884 (明治17)	◆本丸は松本中学校運動場へ、小林有也校長と小里頼永市長と明治の修理 (県) 8/ 小林有也、長野県中学校長となる	
1885 (明治18)			(城) 11/ 古山寺御殿跡に長野県中学校松本支校校舎新築し、開校		
1887 (明治20)			(城) この頃南隅櫓取り壊しか		
1889 (明治22)			(市) 4/ 市制・町村制公布により南・北深志町が合併し、松本町誕生	1889	大日本帝国憲法公布
1892 (明治25)			(天) 農事協会事務所が、登城者から維持費の名目で5厘を徴収		
1894 (明治27)			(本丸) 6/ 松本町が長野県へ請願書進達 (松本城址を公園として維持管理)	1894	日清戦争はじまる
1897 (明治30)			(城) 6/ 旧松本藩士後藤新門が、明治初年頃の情景を描写『紙本墨画松本城旧景図』 小林有也校長は、球技の有益性を認めて野球を奨励し野球部を創設。	1897	古社寺保存法公布
1900 (明治33)			(本丸) 1/ 長野県会が本丸を松本中学校運動場にすることを決議	1899	文部省からの指示 (中学校の運動場は2000坪以上)
1901 (明治34)			(天) この頃天守荒廃 →【天守の危機 (3回目)】 (城) 6/ 小林校長・中島部長・小里頼永・深沢栄三が県土木技師と天守修復のための下相談 8/ 「松本城天守閣保存会」結成 (理事小林有也・小里頼永) (本丸) 松本農事協会が、本丸跡を長野県へ返還		
1902 (明治35)			(天) 松本中学校が天守の管理、9/ 松本城天守閣保存会が「天守閣修繕出願」		
1903 (明治36)	(天) 10/ 松本城天守修理着手 (～大正2年まで) 【明治の大修理】	1904	日露戦争はじまる		
1907 (明治40)	(市) 5/ 松本市制施行 (初代市長小里頼永)				
1908 (明治41)	(二の丸) 松本裁判所現地改築	1910	大逆事件		
1911 (明治44)	(天) 12/ 当時の松本尋常高等小学校の教師が旧藩の古老へ聞き取り調査をし、城下町模型完成				
1913 (大正2)	(天) 6/ 松本城天守修理完了				
1914 (大正3)	(本丸) 6/ 本丸で小林有也校長葬儀を執行				

※3 「天守の危機」は、伊藤政一氏が『特別史蹟 国宝松本城』(昭和25年7月) 明文社発行 で記述

※4 (市)は松本市、(城)は松本城、(天)は天守の出来事をあらわす

区分	松本城のあゆみ(天守・本丸を中心に)		全国の動き		
	市長等	西暦 和暦	西暦		
三期 (文化財調査と国宝指定)	百瀬興政	1921 (大正10)	◆城郭遺構の研究熱が盛んに、天守実測図作成等により、国宝指定へ (県) 長野県史蹟名勝天然記念物調査会規程を制定	1919	4/10(内務省)史蹟名勝天然記念物保存法公布
		1923 (大正12)	(県) 3/『史蹟名勝天然記念物調査報告書第1輯』(調査者:唐沢貞治郎、岩崎長忠) 「松本市松本城」が報告される・・・<長野県の初調査>	1923	旧国有財産法施行
		1926 (大正15)	(城) 松本城址が長野県史蹟に指定される		9/1関東大震災
		1929 (昭和4)	(本丸) 松本城天守閣広場使用規則制定	1929	3/28国宝保存法公布(古社寺保存法廃止)
		1930 (昭和5)	(史跡) 【官報告示】11/19史蹟指定(天守を含む)本丸、二の丸、三の丸(75,058.18m ²) を有する一帯、松本市土木課管轄		
		1931 (昭和6)	(城) 12/ 国有財産、大蔵省(名古屋税務監督局)から文部省(代理長野県)へ引継ぎ (史跡) 【通知】1/28史蹟管理者指定、管理を松本中学校から松本市へ (天) 2/ 松本市が松本城天守閣観覧規定案作成(観覧料徴収開始 金5銭) 4/ 制定 (天) 5/ 『建築雑誌 45巻第545号』「松本城」が掲載・・・<初の科学的調査: 昭和4年に早稲田大学生(河村・梶・松本)が実測開始> 6/ 明治37, 8年戦役記念館が松本市に移管される		
		1932 (昭和7)	(国) 2/ 『史蹟調査報告 第六輯』(調査者:文部省囑託上田三平)に「長野懸松本城」 が報告される・・・<国宝指定願を受け国の初調査>		
		1933 (昭和8)	(市) 10/ 市政10周年記念として『松本市史』上・下巻発刊		
		1935 (昭和10)	(天) 8/ 国宝指定を再申請 (二) 9/ 長野県立松本中学校が蟻ヶ崎へ新築移転(1885年~1935年の50年間城内)		
		1936 (昭和11)	(天) 10/ 服部勝吉文部省技師・上田三平文部省囑託が松本城を調査 (天) 【官報告示】4/20 國法保存法第1条により、天守五棟が国宝指定。大垣城とともに (市) 5/ 市政30周年記念式典を本丸にて開催 (城) 5/ 小里市長から懇願され伊藤政一氏が松本城管理保護の任につく (天) この頃、入城料(個人5銭、団体3銭、小学生2銭)		
	百瀬渡	1937 (昭和12)	(市) 8/ 小里松本市長辞任(30年間市長)、天守屋根の修理実施		
		1938 (昭和13)	(城) 4/ 松本市が松本城天守閣広場使用規定を定める (市) 9/ 松本中学校旧校舍に松本記念館が移転開館、松本城天守との共通観覧券を発行 (天) 9/ 松本城実測調査報告(文部省宗教局)		
		1939 (昭和14)	(本丸) 4/ 内務省北村博士から中央公園に係る設計結果が松本市へ送付される		
		1940 (昭和15)	(市) 「松本市歌」制定		
		1941 (昭和16)	(市) 12/ 松本市が『国宝松本城』刊行・・・<国の指導を受け、城初の記録保存と顕彰>	1941	太平洋戦争はじまる
四期 (昭和の大修理)	平林盛人 平山泰	1944 (昭和19)	◆昭和の修理に向けて、視察・勧告、国直轄の解体修理へ		
		1945 (昭和20)	(天) 1/13 三河大震災(M7.1)のため天守壁にひび (天) 全国の城郭が空襲で焼失 →【天守の危機(4回目)】	1945	5/14名古屋城6/29岡山城焼失 8/15第二次世界大戦終わる
	赤羽幾一	1946 (昭和21)	(城) 秋、日本駐留連合軍総司令部民間情報局美術顧問チャールス・エフ・ギラガラー 視察・勧告		
		1947 (昭和22)	(城) 4/ 松本記念館が松本市立博物館と改称し、松本城の管理を行う		
	筒井直久	1948 (昭和23)	(城) 1/ 松本城観覧料等徴収条例制定 (天) 4/ 大岡実(東京国立博物館保存修理課長)の実地調査 (市博) 4/ 松本市立博物館条例制定し、松本城の管理を職務の一部とする	1948	国有財産法公布(旧国有財産法廃止)
		1949 (昭和24)	(天) 1/26 法隆寺金堂火災事件により大岡実博士辞任、天守修理計画とん挫 (天) 5/3 藤島玄治郎(東大教授・国宝委員会)が破損状況調査により根本修理の必要を 報告。5/4 講演会后、『國寶史蹟 松本城』(松本城保存会編集発行) (天) 11/ 文部省が松本城の修理を昭和25年度から実施することを決定		
	松岡文七郎	1950 (昭和25)	(天) 4/ 国(文部省)直轄工事(担当:東京国立博物館保存修理課)として松本城保存工事 事務所を設置【昭和の解体修理】 (天) 6/ 国直轄工事起工式、8/ 市立博物館から工事事務所へ管理引継ぎ (市) 7/15 『特別史蹟 国宝松本城』 伊藤政一著 発刊 (天) 8/29 法施行に伴い、東京国立博物館から文化財保護委員会事務局建造物課へ所管替え (天) 8/29 天守は、文化財保護法規定により重要文化財指定となり、 「史跡松本城」は、文化財保護法施行に伴う史蹟指定となる (城) 1/ 移動動物園が松本城天守閣広場で開園(象インディア嬢)	1950	文化財保護法(史蹟名勝天然記念物法及び国宝保存法廃止)成立
		1951 (昭和26)	(天) 『松本城国宝保存工事昭和25年度実施報告書』以後26年度・27年度発行 (市) 9/ 全国城郭保存協議会(現:全国城郭管理者協議会)の発足準備	1950	8/29文化財保護委員会発足
		1952 (昭和27)	(天) 【官報告示】3/29 国宝指定(10/16 付官報登載)	1951	国宝及び重要文化財指定基準
		1953 (昭和28)	(天) 3/ 東京大学生産技術研究所小野研究室の強度計算結果により鉄棒筋違(650本)を使用 (天) 【官報告示】6/29 国宝指定正誤 官報登載「辰巳櫓」を「辰巳附櫓」に訂正 (本) 10/ 水野忠直奇進の石灯笼(上野寛永寺)の寄付を受ける		
		1954 (昭和29)	(天) 9/ 『国宝松本城 解体・調査編』(松本市教育委員会発行)発刊 ・・・<他の城郭解体修理に影響与える>	1954	文化財保護法一部改正(管理団体制度)
		1955 (昭和30)	(天) 10/ 解体修理工事竣工式・落成式(工事費7千万円、稼働人員5万5千人:木造6割、瓦7割が取替え) 松本城有料入場料開始(大人30円・子供20円) 10/ 埋橋の完成祭、渡り初め式開催 (天) 10/ 松本城二十六夜神の御神体を奉還 (市博) 10/ 「松本城資料展覧会」開催、博物館に城郭係設置(管理を引継ぐ)		

区分	松本城のあゆみ(天守・本丸を中心に)		全国の動き		
	市長等	西暦 和暦	西暦		
五期 (管理と史跡保護)	降旗徳弥	1956 (昭和31)	◆昭和修理後の管理体制強化と史跡松本城の史跡整備へ (城) 3/ 市特別会計「松本城保存工事費」閉鎖 (本丸) 3/ 加藤誠平東京大学農学部博士が本丸庭園を設計	1956	都市計画法、都市公園法制定
		1957 (昭和32)	(史跡) 3/ 松本市都市公園条例制定に伴い、史跡松本城の一部を中央公園に指定 (本) 久根下家が小笠原長時から預かった牡丹を小笠原忠統16代目当主に返還し本丸に植樹	1957	文部省所管国有財産取扱規程 国宝および重要文化財の防火措置実施心得(文化財保護委員会・国家消防本部)
		1958 (昭和33)	(城) 4/ 第5回全国城郭保存協議会総会(松本市)開催・以後中断 (堀) 10/ 堀及び土地(5,679坪)を松本斉産社から買受け (市) 12/ 市観光課から中央公園休憩所を所管替え、「お城の遊園地」開園		
		1959 (昭和34)	(城) 4/1 市特別会計「松本城費」が始まる (天)【官報告示】10/22 国宝管理団体指定「松本市」が管理団体に (市) 12/ 城郭係廃止、松本城管理事務所設置条例及び松本城管理条例に伴う管理 (市) 2/「松本城黒門等復元協議会」が設立	1959	「国宝松本城の管理について(通達)」文化財保護委員会から
		1959 (昭和34)	(天) 11/23 松本城で「月見の宴」開催を朝日新聞にて報道 (市) 3/ 松本城管理事務所設置条例施行規則を制定 (城) 3/31 中央公園事務委任(市と教育委員会で事務委任協議書を取り交わす)		
	深沢松美	1960 (昭和35)	(城) 4/1 松本城管理事務所を設置、公園使用料徴収開始 6/ 松本城保存功労者レリーフ(市川量造氏、小林有也氏)設置 (城) 7/29 黒門起工式、8/29 棟上式		
		1961 (昭和36)	(城) 1/ 松本城防火管理要項を定める (市) 4/ 市制50周年記念事業として黒門枳形(一の門)復興 工費720万円 (天) 9/ 第2室戸台風襲来し天守銃滅失		
		1963 (昭和38)	(城)【通知】1/10 国有財産の管理団体に	1963	文部省所管国有財産取扱規程改正
		1964 (昭和39)	(天) 5/13 天皇・皇后両陛下行幸啓	1964	東京オリンピック開催
		1965 (昭和40)	(城) 3/ 松本城管理条例全部改正、松本城管理事務所設置条例廃止 (城) 5/「全国城郭管理者協議会」再発足		
		1966 (昭和41)	(天) 3/ 解体修理完成10周年『国宝松本城』(松本市教育委員会発行)を発刊 ・・・<昭和の解体修理全容解明> (天) 8/ 漆塗替工事を実施、国宝松本城天守外4棟保存修理工事「国庫補助事業」、以後毎年実施 (史跡) 10/ 日本民俗資料館建設に伴い文化財保護委員会へ念書を提出 (市) 11/ 姫路市と姉妹都市になる		
		1967 (昭和42)	(城) 6/「古城会」第1回定期総会・設立 (二の丸) 10/ 二の丸に(財)日本民俗資料館新築工事竣工(昭和43.3開館) (史跡) 11/「史跡松本城整備のための将来計画について(報告)」提出 ・・・<文化財保護委員会視察・指摘を踏まえて>		
		1968 (昭和43)	(天) 7/27 皇太子殿下、皇太子妃殿下及び浩宮様国宝松本城行啓 (市) 4/ 原嘉藤氏を松本市教育委員会文化財保護事務嘱託として採用 (二の丸) 3/ 太鼓門台南石垣地下1mから金箔瓦出土	1968	文化庁の発足(文化財保護委員会廃止)
		1972 (昭和45)	(史跡)【官報告示】1/17 東総堀を追加指定		
		1971 (昭和46)	(天) 11/ 自火報等の改修工事を実施、天守防災施設事業「国庫補助事業」 (城) 7/ 日本民俗資料館との共通券発行を試験的に実施	1969	消防法施行令等の改正
		1972 (昭和47)	(天) 2/ 松本城石垣合羽補修工事「国庫補助事業」		
		1973 (昭和48)	(城) 3/『松本城周辺整備調査報告』(東京大学大谷幸夫研究室委託)		
		1975 (昭和50)	(城) 松本広域消防局と合同訓練開始、9/ 共通券を廃止		
		1976 (昭和51)	(城) 堀の断面調査実施		
		1977 (昭和52)	(市) 3/「松本城中央公園整備計画」策定、松本城観覧者数1,000万人突破		
1978 (昭和53)	(市) 10/ やまびこ国体開催に係る堀浄化問題浮上、「古城会」が太鼓門復元を市・議会に陳情				
1979 (昭和54)	(天) 4/『国宝松本城 解体と復元』(竹内力著)発刊 (史跡) 7/「松本城二の丸御殿跡公園整備委員会」設置、発掘と史跡整備(～S60)				
1981 (昭和56)	(城) 10/ 松本城と日本民俗資料館との共通券を主体とした料金体系へ				
1982 (昭和57)	(市) 7/ 第1回全国城下町シンポジウム開催				
1982 (昭和57)	(城) 10/ 国宝松本城命名400年まつり開催				
1984 (昭和59)	(二の丸) 裁判所撤去、東外堀北側復元整備				
1985 (昭和60)	(史跡) 4/ 史跡松本城二の丸御殿跡一般公開(史跡公園オープン)				
1986 (昭和61)	(天) 4/ 天守管理業務の一部を民間業者へ委託開始 (市) 3/ 戸田家史料を松本市へ寄付(199点)、一部松本市が購入する (城) 4/「史跡松本城整備研究会」及び6/「史跡松本城浄化対策研究会」設置				

区分	松本城のあゆみ(天守・本丸を中心に)		全国の動き		
	市長等	西暦 和暦	西暦		
六期 (保存と活用)	有賀正	1987 (昭和62)	◆史跡松本城整備研究会設置後、さらなる史跡整備へ、そして城郭・城下町へ (天) 4/ 第1回床磨き開始 (本) 6/ 市政80周年記念事業で黒門二の門・袖塀を復元を決定 (公園) 3/ 「お城の遊園地」閉園(延383万人利用)	1989 松本インター開通	
		1988 (昭和63)	(市) 2/ 赤羽通重氏と赤羽コレクション寄託契約締結 (天) 3/ 御座所御簾取付工事 (城) 4/ 管理事務所に研究室設置、住田正研究専門員が着任 (天) 4/ 松本城内天守展示ケース設置工事 6/ 「松本城鉄砲蔵」開設(赤羽コレクション火縄銃等を常設展示公開) (城) 7/ 松本城管理条例改正(国宝松本城及び史跡松本城へ文言を改める) (天) 9/ 『国宝松本城天守構造耐力調査報告』を刊行・・・市独自の耐震診断>		
		1989 (平成元)	(史跡) 11/ 黒門枳形二の門(高麗門)・袖塀を復元、松本城観覧者数2,000万人突破		
		1990 (平成2)	(城) 6/ 「国宝松本城築造年代懇談会」が創建年代を答申<文禄3年~4年に築造>		
		1991 (平成3)	(城) 1/ 第1回新春開門式開催 (市) 4/ 赤羽通重氏が多数の鉄砲及び史料を市に寄贈		
		1992 (平成4)	(市) 12/ 松本城管理事務所現地改築に伴う発掘調査実施 (市) 7/ 信州博覧会・国宝松本城400年まつり開会(～9月) (天) 年間入場者数100万人を超える (市) 7/ 国宝松本城天守石碑(上條信山筆)設置、市は、太鼓門枳形復元を決定 (市) 「松本城下町跡」を周知の埋蔵文化財包蔵地とする		1992 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約を締結
		1994 (平成6)	(市) 2/ 中央西土地区画整理事業に伴う松本城下町跡伊勢町一次調査開始		1993 「姫路城」「法隆寺地域の仏教建造物」が世界遺産一覽表に登録
		1995 (平成7)	(城) 1/26 第42回文化財防火デーに松本城がメイン会場に、3/ 太鼓門枳形復元工事着手		1995 1/19阪神・淡路大震災
		1996 (平成8)	(市) 11/ 第1回鉄砲蔵見学会(市教育委員会・赤羽コレクション会主催)		
		1997 (平成9)	(城) 10/ 国宝松本城市民と語る会(金井圓教授、渡邊定夫教授、安原文化財調査官)		1998 2/長野オリンピック
		1998 (平成10)	(史跡) 3/ 太鼓門枳形竣工式・開門式、 (城) 9/ 「松本城およびその周辺整備計画」策定・・・<史跡松本城の史跡整備の指針>		1999 重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針
		2000 (平成12)	(天) 4/ 第1回夜桜会(市・市教育委員会主催)開催、9/ 第1回月見の宴開催		
		2001 (平成13)	(天) 7/ 2001世界岳都市会議開催記念乾小天守初公開(～11月) 11/ 天守石垣動態観測業務調査実施 (市) 5/ 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会発足		2001 1/6 財務省、文部科学省発足 文化庁所属の文化財である国有財産の事務処理基準
		2002 (平成14)	(城) 9/ 松本市都市公園条例の一部改正(中央公園から松本城公園)へ名称変更		
		2003 (平成15)	(史跡) 2/ 『石垣現状調査(本丸部)報告書』 (城) 3/ 第1回松本城案内ボランティアグループ代表者会議開催		
	2004 (平成16)	(天) 1/ 松本城消火栓塗装工事、2/ 消火栓弁漏水に伴うバルブ取替工事			
	2005 (平成17)	(市博) 4/ (財) 日本民俗資料館を松本市立博物館へ改称			
	2007 (平成19)	(市) 6/ 市制施行100周年記念事業「ウィーン展」天守4階で展示 (史跡) 【官報告示】2/6 西総堀土塁を史跡追加指定(H22.4西総堀土塁公園竣工)	2008 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴まち法)施行		
	2008 (平成20)	(市) 4/ 「松本市景観計画」の歴史的景観区域となる (天) 10/ 松本城総合防災ネットワーク設備を整備 (天) 2/ 耐震予備診断(旧所有者診断)を長野県が実施			
	2010 (平成22)	(城) 4/ 混雑時における松本城天守入場方法確立(本丸北側テント待機スタイル)	2011 3/11東日本大震災		
	2011 (平成23)	(市) 6/ 松本市歴史的風致維持向上計画の認定 (城) 6/ 長野県中部を震源とする地震(震度5強)、以後乾小天守・埋門を閉鎖			
	2012 (平成24)	(市) 4/ 松本市教育委員会組織規則改正(城郭整備担当を新設) (城) 4/ 国宝松本城天守保存活用計画策定開始(～平成26) (城) 9/ 本丸庭園市民無料化試行			
	2013 (平成25)	(史跡) 【官報告示】3/27 南・西外堀の一部を史跡追加指定 (城) 4/1 本丸庭園市民無料開放開始 (天) 6/ 乾小天守壁漆喰補修工事(地震復旧) (天) 6/17 「国宝松本城天守保存活用計画策定委員会」設置			
	2014 (平成26)	(史跡) 【官報告示】3/18 南・西外堀の一部を史跡追加指定 (城) 11/ 松本城黒門入口一本化を決定			
	2015 (平成27)	(史跡) 【官報告示】3/10 南・西外堀の一部を史跡追加指定 (城) 3/ 「国宝松本城天守保存活用計画」策定			

2 松本城（国宝・史跡）に関する主要な文献

区分	発行年月日	国	県	市	郡	団体	その他	著者・編者	発行（所）	執筆者	備考
第一期	明治 4 年 5/								【太政官布告】古器旧物保存方…《所管：内務省》		
	明治 5 年 11月27日						(信濃新聞) (~明治9年)	市川量造・窪田畔夫	窪田畔夫	市川量造	
	明治 9 年 11月15日						(松本新聞) として再出発			-	
	明治 9 年 12/						◇「古跡松本城址」(信濃國筑摩郡北深志町地誌) …<市図書館所蔵>	三原與平、小穴藤平	筑摩郡北深志町	副所長 野々山議員他	
	明治 18 年 5月10日						(松本親睦会雑誌 第一号)	松本親睦会	松本親睦会	-	
	明治 23 年 5月10日						「松本城」 (風俗画報 第十六號)	井上卓二	東陽堂編集所	斎藤順	
	明治 27 年 -						◇ ((東筑摩郡) 松本町誌) …<市博物館所蔵>			-	
	明治 28 年 11月15日						雑誌「校友」			長野県尋常中学校 校友編輯課	
	明治 30 年 6月10日										【公布】古社寺保存法…《所管：内務省》
	明治 33 年 9月20日						雑誌 再刊「校友」第一号	御子柴朔郎	校友編輯部		
	明治 35 年 -						「松本城」 (史学界四ノ一・三)	井口正之		井口正之	
	明治 36 年 5月25日						☆「松本領制條・松本城沿革」 (松本六万石史料 上巻)	飯沼源次郎	飯沼源次郎	飯沼源次郎	
	明治 40 年 12月1日						「小里思無邪齋君序 松本城 草堂吾曹編」	草間五郎	明治堂・ 明倫堂		
	大正 元 年 -						「千曲之眞砂巻之三 松本城」 (信濃史料叢書 ~大正3年)	信濃史料編纂会	信濃史料 編纂会	瀬下敬忠	
	大正 2 年 6月13日										【改正】文部省官制の改正により宗務局設置…《古社寺保存法の所管が内務省から文部省へ》
	大正 2 年 -						☆ (信濃史料叢書 全5巻) のうち (第2巻)		信濃史料 編纂会		
	大正 5 年 8月28日						◇「松本」 (松本市勢)	松本市役所	松本市役所	-	
	大正 5 年 8月28日						「松本城天守閣」 (信濃写真画報 第1号)	三澤啓一郎	信濃写真 画報社	-	
	大正 6 年 8月1日						「松本藩政時代史料」 (信濃史談 第1巻第3號)	栗岩英治	信濃郷土史 研究会	栗岩英治	
	大正 8 年 6月1日										【公布】史蹟名勝天然記念物保存法…《所管：内務省 昭和3年12月文部省へ所管替え》
大正 12 年 3/						○「松本市松本城」 (史蹟名勝天然記念物調査報告書)	長野県	長野県	唐澤貞治郎・岩崎長思		
大正 15 年 2月25日						◇「松本天守閣」(松本)	松本市役所	松本市役所	-		
第二期	昭和 4 年										【公布】國寶保存法 (古社寺保存法廃止) …《所管：文部省》
	昭和 5 年 11月19日										【官報告示】史蹟指定 (天守を含む)
	昭和 5 年 12月1日						「松本城」(史蹟名勝天然記念物 第5集第12号)		史蹟名勝天然記念物 保存協会		
	昭和 6 年 1月9日										【官報告示】史蹟管理者指定
	昭和 6 年 3月18日						(甲信越寫真全集)	飯沼務	文能館・ 全集刊行会	飯沼務	
	昭和 6 年 5/						☆「松本城」(建築雑誌 45 巻第545号) …<初科学的調査：昭和4年実測開始>		建築学会	河村淳・梶本成・松本吉雄	
	昭和 7 年 2月15日						◎「長野縣松本城」(史蹟調査報告 第六輯) …<国宝指定願を受け国の初調査> 文禄3年説	文部省	文部省	上田三平(服部勝吉)	
	昭和 7 年 12/						○「史跡 松本城」 (史蹟名勝紀念物一覽)	長野県	長野県	不明	
	昭和 8 年 10月5日						◇ (市) 「松本市史 (上・下巻)」	松本市役所	松本市役所	堀内千万蔵	
	昭和 10 年 10月15日						○「北深志町古城 松本城址・名勝 天守櫓の眺望」 (長野縣町村誌 南信編)	長野縣	長野縣町村誌 刊行会	栗岩老生	
	昭和 11 年 4月20日										【官報告示】國寶指定
	昭和 11 年 12月15日						☆「松本城天守閣」 (郷土研究 信濃 第五巻第八號)		信濃	葵堂巖人 (堀内千万蔵)	
	昭和 11 年 11月20日						☆ (日本城郭史) …天正19年説	大類伸・鳥羽正雄	雄山閣	大類伸・鳥羽正雄	
	昭和 11 年 7月31日						◎「松本城」(國寶略説 (昭和11年度)) …文禄3年説	文部省宗務局	文部省宗務局	不明	
	昭和 11 年 1月15日						(長野縣松本中学校 創立50周年記念誌)	松本中学校創立50周年 記念祝賀会		渡邊廣雄	
	昭和 11 年						☆「松本城」 (日本城郭考)	古川重春		古川重春	
	昭和 12 年 5/						☆「松本城天守閣」 (東洋建築 第1巻 第2號) 5月号			巖谷不二雄	
	昭和 13 年 8月1日						☆「松本城天守閣」 (國寶 第1巻第3號)	矢野國太郎	國寶刊行会	田邊泰	
	昭和 13 年 9月22日						◎「松本城実測調査」 …<記録保存・学界等への研究材料 昭和10年調査開始>	文部省宗務局			
	昭和 13 年						(安筑古文書集成)			堀内千万蔵	

区分	発行年月日	国	県	市	町	村	団体	その他	著者・編者	発行(所)	執筆者	備考	
第三期	昭和 15 年							☆「松本城天守造営年次に就いて」 (建築学会論文集 第19)	城戸久		城戸久		
	昭和 16 年	12月25日						◇(国宝松本城) 和本…<国の指導を受け、城初の記録保存と顕彰>	松本市役所	彰国社	不明		
	昭和 17 年	7月25日						(信濃安筑史談 第1集)	伊藤政一	松本史談会	伊藤政一		
	昭和 20 年							(信濃戦国時代史 附信濃城岩志)	堀内千万蔵	松本市教育会	堀内千万蔵		
	昭和 24 年	9月25日						◎(國寶史蹟 松本城) …<大岡美氏の辞任受け藤島氏の調査結果、修理へ>	松本城保存会	松本城保存会	藤島亥治郎		
	昭和 25 年									【公布】文化財保護法・文化財保護委員会(社会教育局文化財保存課)設置			
	昭和 25 年	7月15日						☆(特別史跡 国宝松本城)	伊藤政一	明文社	伊藤政一		
	昭和 25 年	8月29日								【官報告示】(天)重要文化財指定(史)史跡指定			
	昭和 26 年	4/						◎(松本城国宝保存工事昭和25年度実施報告書) …国(文部省)直轄工事報告	松本城国宝保存工事事務所		松本城国宝保存工事事務所		
	昭和 27 年	-						(信濃史料 全巻) (~昭和47年)	信濃史料刊行会	信濃史料刊行会	-		
	昭和 27 年	3月29日											【官報告示】(天)国宝指定
	昭和 27 年	4/						◎(松本城国宝保存工事昭和26年度実施報告書)	松本城国宝保存工事事務所		松本城国宝保存工事事務所		
	昭和 28 年	3月31日						○「1.国宝松本城」(長野県文化財調査報告書 第二集) …<文化財保護法施行を受けて>	長野県教育委員会	長野県教育委員会	文化財保護委員会事務局建造物課 (調査)橋本文雄技官		
	昭和 28 年	4/						◎(松本城国宝保存工事昭和27年度実施報告書)	松本城国宝保存工事事務所		松本城国宝保存工事事務所		
	昭和 28 年	6月29日								【官報告示 正誤登載】(天)「辰巳櫓」(×)→「辰巳附櫓」(○)			
	昭和 29 年	3月30日						○「松本城」(長野県文化財図録 建造物編) …<文化財理解のため>	長野県教育委員会	長野県教育委員会	大田博太郎・伊藤延男		
	昭和 29 年	9月15日						◇(国宝松本城 解体・調査編) …<他の城郭解体修理に影響与える>	松本城保存工事事務所	松本市教育委員会	沢野謙・市川清作・本郷文夫		
	昭和 30 年	10月1日						(博)「松本城」(松本城復元落成記念 松本城史料展総目録) 松本城解説附	松本市立博物館	松本市	-		
	昭和 30 年							(国宝松本城とその近郊—松本城復元記念—)	武居正昇				
	昭和 31 年	8月1日						◎「日本の城郭建造物編(一)」(日本文化財No.16 八月号)	文化財保護委員会	財団法人 華社会出版部	服部勝吉		
	昭和 31 年	3月31日						○(松本城 写真 信濃風土記4) …<昭和の修理完成記念>	社会教育課	長野県教育委員会	服部勝吉・沢野謙		
	昭和 32 年	-						(東筑摩郡・松本市・塩尻市誌) 刊行開始 (~昭和51年)					
	昭和 33 年	10月1日						◎「国宝の部 長野県」(指定文化財総合目録 建造物編)	文化財保護委員会	大蔵省印刷局	-		
	昭和 33 年	10月22日											【官報告示】国宝管理団体指定
	昭和 35 年	12月1日						「信州松本城天守築城年代考」 (城郭 別冊 松本城)	山岸素夫	日本城郭協会	井上宗和・本郷文夫・金井園		
	昭和 36 年	6月1日						◎「建造物松本城天守」文化財保護法施行10周年記念(国宝事典) …文禄3~慶長初	文化財保護委員会	(株)便利堂	不明		
	昭和 37 年	3月1日						◎「松本城」(国宝日本建築 城 Castle)	文化財保護委員会	彰国社	服部勝吉・沢野謙		
	昭和 37 年	6月28日						(日本名城全集 松本城とその周辺)	日本城郭協会	西澤弘文堂	戸田康英・金井園・本郷文夫		
	昭和 37 年	11月3日						◆(東筑摩郡・松本市・塩尻市誌(第3巻上))	東筑摩郡・松本市・塩尻市誌 郷土資料編集会		市川学		
	昭和 38 年							◎文化財保護委員会監修(国宝 全6巻)	文化財保護委員会	毎日新聞社			
	昭和 40 年	11月3日						◆(東筑摩郡・松本市・塩尻市誌(第3巻下))	東筑摩郡・松本市・塩尻市誌 郷土資料編集会		上條清一		
	昭和 41 年	3月25日						◇解体修理完成10周年(国宝 松本城) …<解体修理全容解明>	松本市教育委員会	松本市教育委員会	原田伴彦・藤島亥治郎・沢野謙		
	昭和 43 年	6月1日											文化庁(文部省の外局)発定
昭和 43 年	11月3日						◆(東筑摩郡・松本市・塩尻市誌(第2巻下))	東筑摩郡・松本市・塩尻市誌 郷土資料編集会		金井園・大田博太郎			
昭和 43 年	6月20日						◎文部省文化庁監修 (原色国宝全12巻+別冊)のうち(国宝12 桃山・江戸・明治)	「原色版国宝」実行委員	毎日新聞社	藤岡通夫・福山敏男・伊藤延男・ 鈴木嘉吉			
昭和 44 年	3月31日						(市)(松本市の住居表示の記録-松本の町名-)	松本市総務部市民課	松本市	原嘉藤			
昭和 44 年	4月1日						◇(市政60年のあゆみ)	編集委員会	松本市役所				
昭和 44 年	8月15日						(松本城とその城下町)	中嶋次太郎	歴史図書社	中嶋次太郎			
昭和 44 年	3月20日						「小林校長と天守閣ほか」 (長野県松本中学校 長野県松本深志高等学校 九十年史)		刊行委員会	桐原義司			
昭和 44 年	6月10日						「犬山城と松本城の築城年代」 (新信州第16巻第7号7月号)	小野岡一	新信州社	中嶋次太郎			
昭和 45 年	1月17日											【官報告示】史跡追加指定(総堀)	
昭和 45 年	-						(新編 信濃史料叢書) (~昭和54年)	信濃史料刊行会	信濃史料刊行会				

区分	発行年月日	国	県	市	電	団体	その他	著者・編者	発行(所)	執筆者	備考
第四期	昭和 45 年	11月15日					◎文化庁監修(日本の美術 54 城)	文化庁	至文堂	日名子元雄	
	昭和 45 年	12/					「史跡松本城と国宝松本城」(「観光の松本」シリーズ第1集 史蹟文化財編)		松本観光協会	原嘉藤	
	昭和 46 年	3/					◇「史跡松本城・国宝松本城天守」 (松本市の文化財 第1集(上)) 国・県指定文化財調査集録	松本市教育委員会	松本市教育委員会	不明	
	昭和 46 年	-					(長野県史) 刊行	長野県	(社) 長野県史刊行会		
	昭和 47 年	5月10日					「諸藩の藩政 ウ、松本藩」(近世史ハンドブック)	児玉幸多ほか	(株) 近藤出版社	金井園	
	昭和 47 年	6月25日					「城をさぐる」(城と民家)	城戸久	毎日新聞社	城戸久	
	昭和 48 年	9月15日					(新編信濃史料叢書 5巻(信府統記))	信濃史料刊行会	信濃史料刊行会	-	
	昭和 48 年	3月1日					◇(松本城周辺整備調査報告)	東京大学: 大谷幸夫研究室	松本市教育委員会	大谷幸夫ほか	
	昭和 48 年	11月15日					(新編信濃史料叢書 6巻(信府統記))	信濃史料刊行会	信濃史料刊行会	-	
	昭和 50 年	9月1日					☆「松本藩をめぐってほか」(藩制成立期の研究)	金井園	吉川弘文館	金井園	
	昭和 50 年	11月3日					◆(東筑摩郡・松本市・塩尻市誌(年表・索引))	東筑摩郡・松本市・塩尻市誌 郷土資料編集会		上条勝一	
	昭和 51 年	5月30日					「筑摩県時代の市川量造ほか」 (啓蒙家 市川量造とその周辺)	有賀義人	市川量造とその周辺刊行会	有賀義人	
	昭和 51 年	9月5日					◎「城郭建築」文化庁監修 (文化財講座日本の建築)のうち(4近世I)・・文祿3～慶長2説	伊藤延男・太田博太郎・ 関野克	第一法規出版株式会社	内藤昌	
	昭和 51 年	10月15日					(信州往来別冊号 松中深志高百年の歩み)	滝沢安男	信州往来社	古川寿一	
	昭和 52 年	3月1日					◇(松本城中央公園整備計画)	松本城中央公園整備計画 作成委員会	(社)日本公園 緑地協会	安原啓示、一志茂樹・原嘉藤	
	昭和 53 年	7月31日					(日本建築史基礎資料集 十四・城郭一)	太田博太郎・平井聖	中央公論美術出版	平井聖・沢野謙	
	昭和 54 年	3月26日					(深志百年)				
	昭和 54 年	4月10日					☆(国宝松本城 解体と復元 ・・<昭和の修理報告(担当事務官)>	竹内力	竹内力	竹内力	
	昭和 56 年	8月22日					☆「信州松本城天守築造年代考」 (近世大名領の研究-信州松本藩を中心に-)		(株) 名著出版	金井園	
	昭和 57 年	1月28日					(信州史事典①～松本藩編～)	信州大学教育学部 歴史研究会	(株) 名著出版	青木教司・後藤秀孝ほか	
	昭和 57 年	10月1日					○「松本宿付近」(歴史の道調査報告書VI～X)	長野県教育委員会	長野県教育委員会	原嘉藤	
	昭和 57 年	12/					◆「昭和11年4月20日指定物件」 (資料 国宝建造物指定説明)	(財)文化財建造物 保存技術協会		日名子元雄	
	昭和 58 年	10月31日					○「分布図 6松本城」(長野県の中世城館跡) <復刻>	長野県教育委員会	(社) 長野県 文化財保護協会	原嘉藤	
	昭和 59 年	8月10日					☆「松本の歴史をめぐって」 (松本城-その歴史と見どころ-)	金井園	(株) 名著出版	金井園・原田伴彦・小松和博	
	昭和 59 年	12月16日					◎文化庁監修「松本城」 (国宝 全15巻+別冊)内の(国宝15 建造物Ⅲ)	増補改訂版「国宝」 編集委員会	毎日新聞社	太田博太郎・福山敏男・ 藤岡通夫・服部文雄・伊原恵司	
	昭和 60 年	9月30日					☆(国宝大辞典 5 建造物)	鈴木嘉吉	講談社	平井聖・鈴木嘉吉	
	昭和 61 年	3月20日					(長野県史通史編 第4巻近世1)	長野県	(社) 長野県史 刊行会		
	昭和 62 年	11月1日					◇(市政八十年のあゆみ)	編集委員会	松本市役所	小松芳郎	
	昭和 62 年	2月13日					☆「天守の形態と造営事情」(宮上茂隆氏講演会集)	松本市中央公民館	松本市教育委員会	宮上茂隆	
	昭和 63 年	9月30日					◇(国宝松本城天守構造耐力調査報告) ・・<市独自の耐震診断>	(有) 宮建築設計事務所	松本市教育委員会	横林徳明	
昭和 63 年	3月17日					☆(定本 国宝松本城)	国宝松本城刊行会	郷土出版社	住田正・中川治雄・古川寿一		
昭和 63 年	11月30日					(市教) (図録 松本のたから)	松本市文化財審議委員会 委員	(財) 松本市 教育文化振興財団			
平成 元年	3月28日					☆(博) (松本城の歴史) 資料No.1 1	日本民俗資料館	松本市立博物館			
平成 元年	6月15日					「松本藩」 (藩史大辞典 第三巻中部編 I 北陸甲信越)	木村礎ほか	雄山閣(株)	小松芳郎		
平成 元年	3月31日					(市) (松本市史) 刊行開始(～平成10年)	松本市	松本市	金井園・宮川清治・高木俊輔・ 中川治雄・山浦寿		

区分	発行年月日	国	県	市	町	村	団体	その他	著者・編者	発行(所)	執筆者	備考	
第五期	平成 2 年	6月26日						◇(国宝松本城築城年代懇談会答申書) …<築城年代を確定 文録3～4年説>	国宝松本城築城年代懇談会	松本市 教育委員会	金井園・平井聖・中川治雄・ 高山三千彦・宮科明正		
	平成 2 年	9/						◇(諸士出身記 複製版)(～平成7年)	松本城管理事務所	松本市 教育委員会			
	平成 4 年	3/						(市)「松本城天守築城年代について」 (松本市史研究)第2号		松本市	中川治雄		
	平成 4 年	7月23日						(市)あがたの森夏期大学「国宝松本城天守築城をめぐる」 (金井園氏講演会資料)			金井園		
	平成 4 年	8/						「松本城丸岡城天守の建築年代」	日本建築学会大会学術講演 梗概集	日本建築学会	宮上茂隆		
	平成 5 年	3月25日						◇(天守400年記念歴史のなかの松本城)	松本市教育委員会	松本市 教育委員会	金井園・中川治雄・住田正		
	平成 5 年	3月31日						◆(松本城とその周辺整備計画) …<平成11年策定のたたき台>	(財)文化財建造物 保存技術協会		太田博太郎ほか		
	平成 5 年	10月29日						(市教) (お城がすき まつもとが好き-松本城をめぐる文化財)	松本市教育委員会 (社会教育課)		中川治雄・上條経廣・ 神澤昌二郎・窪田雅之		
	平成 5 年	3月1日						「論文松本城築城年次について-永井工匠の寄与を中心に-」 (信濃 第45号 第3号)		信濃史学会	金井園		
	平成 5 年	3月30日						「沼田城」(復元大系 日本の城2 関東) …<松本城復元案>	坪井清足・吉田・平井聖		ぎょうせい 宮上茂隆		
	平成 7 年	6月30日						(ビジュアル版 城の日本史)	内藤昌	(株)角川書店	内藤昌・麓和善		
	平成 7 年	7月16日						別冊歴史読本7「国宝・重要文化財 日本の城」	宮崎美友	新人物往来社	永川強		
	平成 11 年	9月30日						◇(松本城およびその周辺整備計画) …<史跡整備の指針・計画>	史跡松本城整備研究会	松本市 教育委員会	中川治雄・長岡壽・ 九根下三枝子等		
	平成 11 年	11月15日						◎文化庁監修 (日本の美術 402 城と城下町)	亀井伸雄	至文堂	亀井伸雄		
	平成 11 年	12月15日						◎文化庁監修 (日本の美術 403 城の石垣と堀)	田中哲雄	至文堂	田中哲雄		
	平成 12 年	1月15日						◎文化庁監修 (日本の美術 404 城と天守)	中村雅治	至文堂	中村雅治		
	平成 12 年	2月15日						◎文化庁監修 (日本の美術 405 城と御殿)	大和智	至文堂	大和智		
	平成 12 年							◎文化庁監修 (国宝 重要文化財大全 全12巻+別冊)内の(12建造物下巻)	文化庁	毎日新聞社			
	平成 13 年	3月30日						(松本城武家の門調査報告書) …<松本古城会による調査>	松本城武家歴教門 調査研究委員会	松本城 古城会	神澤邦雄・小平清彦		
	平成 15 年	3月1日						(わたしたちの松本城) …<小学校6年生向き>	副読本「わたしたちの松本城」 編集委員会	松本市 教育委員会	上條宏之・後藤秀孝		
	平成 16 年	5月15日						☆(よみがえる城下町・松本一息づく町人たちの暮らし)	松本城下町歴史研究会	郷土出版社	中川治雄		
	平成 17 年	8月21日						☆(図説 国宝松本城) …<解体復元50周年を記念して>	中川治雄	一草舎出版	中川治雄		
	平成 17 年	9/						(歴史のなかの松本城-国宝松本城解体復元50周年-)改訂版	松本市教育委員会	松本市 教育委員会	青木教司・関通喜		
	平成 17 年	9月10日						(博) (未来の伝える 私たちの松本城-解体復元にかけた思い-)	松本市立博物館	松本市立 博物館	青木教司・関通喜・ 窪田雅之・竹原学		
	平成 19 年	2月6日										[官報告示]史跡追加指定(西総堀土塁)	
	平成 19 年	5月15日						(シリーズ藩物語 松本藩)	田中薫	(株)現代書館	田中薫		
	平成 25 年	3月22日						◆(国宝松本城保存活用計画策定業務委託(現状調査))	(公財)文化財建造物 保存技術協会	松本市 教育委員会	高木裕雄樹・園田誠嗣・ 栗山香代		
	平成 25 年	3月27日										[官報告示]史跡追加指定(南・西外堀)	
	平成 26 年	3月10日						☆「平城で五重六階をもつ唯一の天守」 (日本の歴史・再発見 彦根城、松本城、犬山城を世界遺産に)	西村幸夫・松浦晃一郎ほか	(株)ブックエンド	麓和善・矢野和之・後藤秀孝・ 桑島直昭		
	平成 26 年	3月18日										[官報告示]史跡追加指定(南・西外堀)	
平成 26 年	4月10日						画像史料論 世界史の読み方	吉田ゆり子ほか	東京外国語大学 出版会	吉田ゆり子			
平成 26 年	5月20日						「松本城の世界遺産登録推進事業の現状と課題」 (信濃 第66巻 第3号)		信濃史学会	青木教司			

※1 国宝松本城天守に関する主な文献・資料を掲載し、特に、国(文部省等)及び長野県の監修による文献等はおおむね掲載した。

※2 区分は、「信州松本城天守築城年代考」(近世大名領の研究 信州松本藩を中心として 金井園著 名著出版 昭和56年)を参考にした。

3 松本城のデータ

1. 国宝松本城天守（5棟）のデータ

項目		計	天守			乾小天守	渡櫓	辰巳附櫓	月見櫓
国指定	新国宝指定		昭和27年（1952年）3月29日						
	旧国宝指定		昭和11年（1936年）4月20日						
	管理団体指定		昭和33年（1958年）10月22日						
築城年代（推定）			文禄3年（1593）～4年（1594）				寛永10年（1633）～寛永11年		
築城者（推定）			石川数正・康長親子				松平直政		
縄張等			平城・連結複合式「梯郭式+輪郭式平城」						
標高（m）及び別名		590	深志城（※）						
棟高	本丸地面より（m）	-	29.4	16.8	12.0	14.7	11.1		
	石垣上端より（m）		25.25	13.89	8.93	10.04	8.01		
	”（尺）		83.34	45.85	29.47	33.13	26.44		
石垣	特徴	-	野面（石乱）積、算木積、入隅・出隅						
	素材		山辺石（石英セシ緑岩）ほか						
	本丸地面より（m）（※軒高より算出）		4.15	2.91	3.07	4.66	3.09		
	”（尺）		13.69	9.6	10.13	15.37	10.19		
	天守台内部（天守のみ）		土台支持柱（16本柵材）・筏地形（いかだじぎょう）・2列の杭列						
櫓	国宝指定（S27）		五重六階	三重四階	二重二階	二重二階	一重地下一階附		
	旧国宝指定（S11）		五層天守内部六階	三層櫓内部四階	二層渡櫓	二層櫓	単層、屋根四注造		
	修理報告書（S41）		五重六階	三重四階	二重二階一部地下付	二重二階	一重一階地下付		
桁行・梁行（間×間）			東西・南北	南北・東西	東西・南北	南北・東西			
用途（天守）			柱数	階高（m）	壁厚（cm）	柱数	柱数	柱数	
地下1階	-	-	-	-	-	3×2	-	4×3	
1階	倉庫か	8×9	89	2.87	28.8～29.4	5×4 24	4×3 6	3×4 14	
2階	武者溜か	8×9	87	3.05		5×4 26	4×3 9	3×4	
3階	倉庫等か	6×7	50	2.15		3×3 12			
4階	御座所か	6×7	48	4.10	21.2～22.8	3×3 12			
5階		4×5	30	4.54					
6階	望楼	4×4	28	2.73	18.8～19.7				
重量（t）（推定）			1,000						
建坪（㎡）		445.8	267.1			74.7	39.6	28.9	35.5
延床（㎡）		1,457.8	1,050.5			199.2	79.2	57.8	71.1
延床（坪）		441.0	317.79			60.26	23.96	17.48	21.50
狭間	矢狭間（個）	60	40			16	2	2	0
	鉄砲狭間（個）	55	37			12	3	3	0
屋根	瓦		本瓦葺（なお昭和の修理後 捨て瓦を設置）						
	（うち枚数）	84,672	50,277			17,354	5,113	7,076	4,852
	造		入母屋造			両下造	入母屋造	東面寄棟造	
	庇		出桁庇（初層と4層）			出桁庇（初層）		出桁庇（初層）	
意匠		千鳥破風・唐破風							
軒			白漆喰塗込						
内壁	壁		真壁						
	柱及び柱間（※詳細は報告書参照）		総角柱、約197cm 6尺5寸1間（京間）			角柱・丸太柱約182cm6尺1間（江戸間）			
仕上げ		手斧仕上（1～3階）、鉋仕上（4～6階）			素木（しらき）造り				
外壁	上部		大壁塗り白漆喰仕上						
	下部		下見板ささら子張り黒漆塗						
石落（個）	11	8			2	1	0	0	
構造上の特徴			母屋部分が高床（45cm）・炉・武者走り（外壁が弧状：糸巻状）五七桐紋瓦・十二弁菊紋瓦、竪格子窓（武者窓）、舟形肘木、木連格子、千鳥破風、唐破風、目隠し板、通し柱、吹き抜け、書院造り風・御座所・小壁、急階段（61度）、柱擦痕、枯木構造・二十六夜神、設計変更法高欄、振り隅	乾（戌・亥）北西、丸太柱多用、2階建てのブロックを2つ重ねた工法、武者窓、水切、花頭窓、枯木構造	大天守と乾小天守をつなぐ、大手口、石段、丸太柱、工事記録銅板、水切	辰巳（天守南東）、天守と連結、石落無、側土台（70cm）、武者窓、花頭窓、引分板戸、水切	殿舎風造り、天守への入口、冠木構、薬座、舞良戸、周囲三方廻り縁側高欄附（朱塗）、船底桧板天井（柿渋塗）大壁造、縁腕木		

（※）松本城の俗称で、その黒さから「烏城（からすじょう）」と言うものがあるが、昭和時代（30年頃）にバスガイドにより広められた名称とされている。松本城の正式な名称は、地名から「深志城（ふかしじょう）」と言う。

2. 史跡松本城、松本城公園関係

項目		計	史跡松本城	松本城公園			備考	
城主(家)		6	6家23代(石川・小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田)					
城郭の範囲			東西(600m)×南北(700m)					三の丸の範囲
敷地面積	計画(ha)			11.8	昭和29年(1954年)	5月4日	長野県告示第663号	
	開設済(ha)			10.5	平成24年(2012年)	11月1日	松本市告示第527号	
都市計画関係の規制等				風致地区・松本市歴史的風致維持向上計画重点区域・景観重点区域				
史跡関連								
史跡指定面積(m ²)	当初		75,269.68		昭和5年(1930年)	11月19日		
					昭和25年(1950年)	8月29日	文化財保護法により	
			追加(1回目)		昭和45年(1970年)	1月17日	総堀の一部	
			追加(2回目)		平成19年(2007年)	2月6日	西総堀土塁の一部	
			追加(3回目)		平成25年(2013年)	3月27日	南・西外堀の一部	
			追加(4回目)		平成26年(2014年)	3月18日	南・西外堀の一部	
	現在	92,707.88	追加(5回目)		平成27年(2015年)	3月10日	南・西外堀の一部	
郭		3	本丸・二の丸・三の丸					
主要な建物		4	天守(5棟)・黒門一の門二の門・太鼓門一の門二の門・御金蔵					
構成要素			石垣・御殿跡(本丸、二の丸、古山寺)・土塁跡・櫓跡・若宮八幡社跡・井戸・(埋橋)等地下遺構					
堀		3	内堀・外堀・総堀の三重の堀、(その他、捨堀がある)、内堀最大幅約60m					
門		5	(南)大手門・東門・西不明門・北門・北不明門(きたあかずのもん)					
馬出		4	北門馬出・北不明門馬出・西不明門馬出・東門馬出					
御殿(箇所)		6	史跡地内に本丸御殿・二の丸御殿・古山寺御殿(新御殿増築)。他に辰巳御殿・浅間御殿・山辺御殿が別の場所にあった					

参考文献：『国宝松本城 解体・調査編』（昭和29年）及び『国宝松本城』（昭和41年）松本市教育委員会発行

4 松本城管理事務所（特別会計「松本城費」）決算状況

年度	一般会計		(特別会計「松本城費」) ※1					観覧者数 ※2
	決算額 歳出	歳出	歳入の主なもの					
			観覧料	公園使用料	駐車場収入	売店等収入	国庫補助	
33	1,055,411,618	3,472,081	4,234,530			654,098		170,765
34	1,108,159,322	8,807,286	4,141,550	15,500		808,622		166,998
35	848,450,000	10,901,488	5,941,120	15,200		3,748,918		233,922
36	1,006,500,000	12,302,662	6,822,180	52,880		5,302,145		265,809
37	1,272,800,000	13,369,200	7,299,640	20,100		6,366,397		285,295
38	2,217,096,000	20,278,798	11,728,000	20,700		10,381,835		321,706
39	2,464,669,000	30,133,701	13,870,790	31,080		15,281,887		379,899
40	2,956,149,817	34,612,857	14,544,110	37,700		18,139,434		400,208
41	3,824,241,981	38,153,815	14,492,810	39,800		20,880,748	2,340,000	399,436
42	5,144,061,000	46,085,957	22,441,920	22,900		27,468,805		495,081
43	3,907,098,649	55,540,187	25,398,450	39,720		32,178,010		557,371
44	4,572,959,769	63,480,268	25,329,980	63,500		35,964,347	2,403,000	552,329
45	5,628,302,000	73,179,758	26,431,740	30,800		37,770,483		575,395
46	6,405,888,000	95,329,288	59,346,640	231,800		39,596,438	4,537,000	637,243
47	8,519,800,000	102,550,041	63,675,930	759,850	5,194,530	37,516,265		684,196
48	10,621,236,300	114,948,244	69,731,670	531,000	5,321,550	49,114,950		753,895
49	15,791,088,000	144,606,301	70,983,980	166,600	8,616,700	57,693,022		767,056
50	17,019,225,000	168,617,345	112,172,880	266,600	9,784,800	59,792,525		832,439
51	19,765,295,000	141,081,141	103,235,520	9,600	7,648,300	51,027,440		773,446
52	23,331,130,000	187,141,637	138,462,020	9,900	6,363,100	54,678,705		767,577
53	26,641,436,000	493,172,151	147,069,920	42,100	5,918,800	67,480,770		816,716
54	27,917,368,000	224,668,939	141,676,020	45,100	28,233,000	59,208,500	5,000,000	796,399
55	30,246,045,500	269,885,125	139,687,820	43,600	30,451,300	55,747,440	12,000,000	783,054
56	31,844,800,000	267,901,001	139,533,840	47,500	36,772,950	63,442,380	10,000,000	784,207
57	36,298,030,923	305,264,143	147,073,120	53,000	41,100,150	62,312,910	10,000,000	836,460
58	35,429,785,000	283,057,157	141,466,700	61,500	43,969,250	54,498,480	10,000,000	806,653
59	35,781,700,000	320,230,098	196,714,260	64,000	40,888,850	46,757,910	18,340,000	752,075
60	39,676,770,000	339,442,967	191,460,150	58,500	40,479,700	41,600,930		730,478
61	41,784,439,800	287,287,057	205,580,970	96,036	44,081,200	52,205,890		786,068
62	44,305,680,000	356,776,815	208,946,400	136,016	47,476,500	58,493,390		796,304
63	44,257,000,885	407,386,850	245,728,020	134,040	60,270,700	65,597,290		932,604
元	48,981,902,400	527,634,406	262,433,370	131,535	62,946,410	78,995,581		988,730
2	56,660,820,200	423,011,958	270,862,830	126,308	60,970,366	87,549,446	5,000,000	1,014,606
3	63,885,665,423	480,899,957	291,939,060	137,150	64,514,012	95,722,542	3,000,000	1,088,571
4	66,576,637,270	631,977,670	279,461,760	130,197	50,092,330	92,824,973		1,034,962
5	69,834,214,907	989,935,796	186,355,860	118,600	47,831,780	119,832,039		1,220,632
6	65,676,667,248	447,452,589	251,995,230	135,690	42,477,640	98,223,980		927,482
7	76,458,160,848	507,683,297	223,705,020	135,800	39,831,430	82,373,964	60,000,000	824,394
8	77,500,707,517	551,603,253	229,159,650	131,390	41,500,900	86,721,025	62,500,000	838,798
9	83,092,217,939	534,962,977	222,896,350	126,510	43,779,900	77,525,876	62,500,000	788,312
10	87,347,139,157	528,984,301	205,811,260	134,595	42,208,380	70,467,351	62,500,000	727,966
11	81,267,183,594	363,733,032	197,525,710	159,925	45,417,370	70,498,336		726,632
12	81,085,953,798	404,164,041	178,841,020	1,617,332	44,377,560	72,905,557		659,543
13	80,257,799,023	317,774,588	174,409,360	189,455	44,899,040	64,369,924		618,176
14	80,220,538,988	370,812,980	175,961,150	163,790	47,379,410	73,224,701		625,053
15	79,996,488,894	394,381,996	175,893,110	157,620	43,419,120	75,705,705	21,751,000	620,712
16	80,251,107,182	374,586,042	201,677,520	137,380	37,384,250	76,709,129	10,334,000	545,218
17	89,293,722,501	353,852,177	198,083,560	139,780	38,633,300	75,292,322		533,517
18	85,921,965,637	421,860,757	212,968,560	139,480	42,387,000	78,439,197	57,651,000	574,556
19	83,696,197,834	417,585,171	239,740,640	149,680	48,738,100	84,143,765		642,712
20	88,656,564,507	387,946,991	237,566,780	150,280	48,662,800	82,631,440	14,278,000	636,912
21	93,442,191,267	508,107,589	258,542,280	185,180	50,475,250	91,075,690	42,915,000	695,043
22	95,769,086,477	533,987,525	252,583,520	183,980	51,665,750	108,331,015	7,444,000	676,690
23	97,123,322,256	557,630,168	287,745,660	214,680	59,548,600	141,746,735	6,320,000	777,954
24	94,190,673,383	564,543,842	260,181,900	217,680	53,469,500	138,724,345	46,202,000	704,222
25	95,215,660,323	552,746,584	258,155,260	242,280	53,571,500	128,689,662	41,239,000	696,446

※1：各年度の松本市歳入歳出決算書

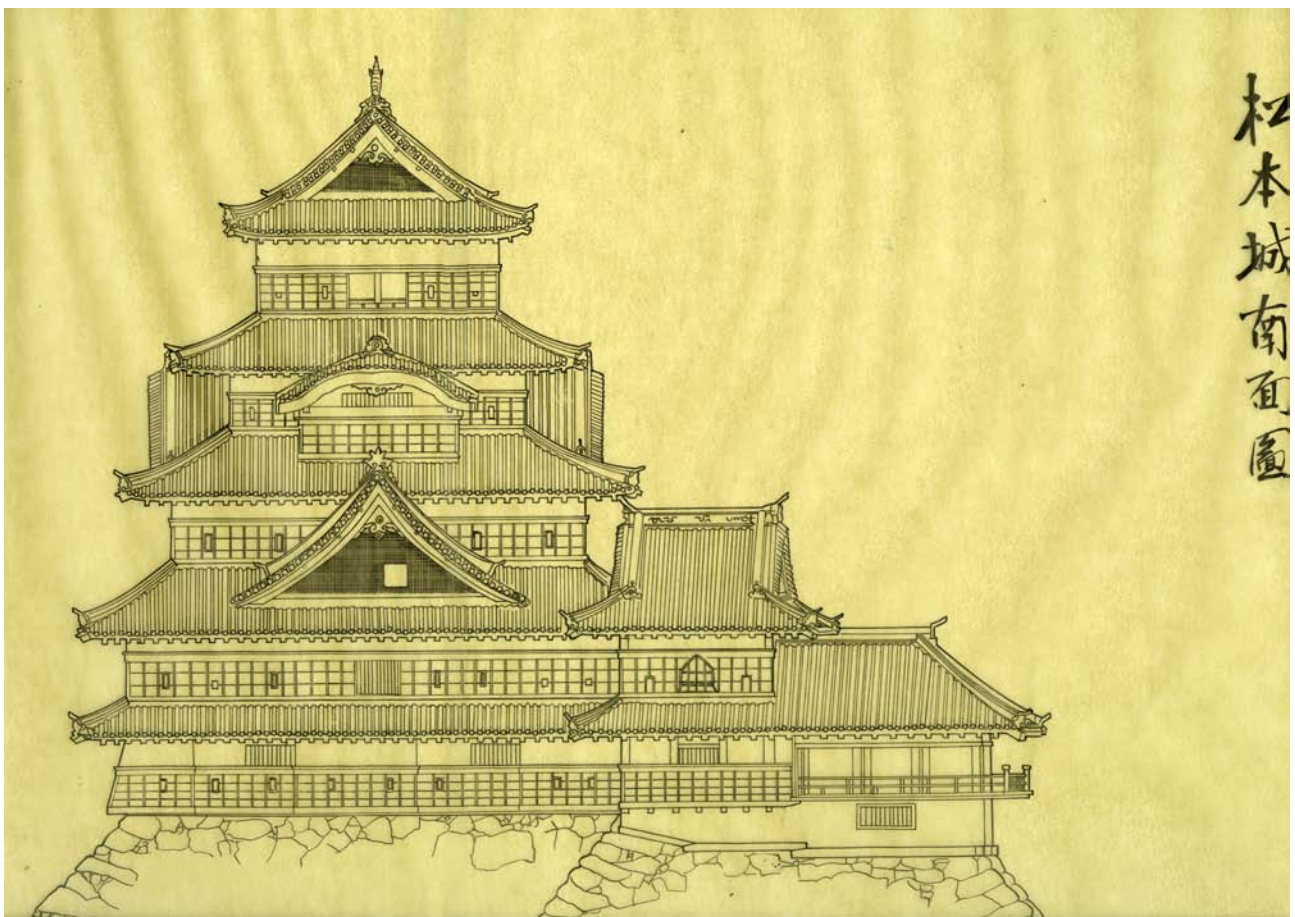
※2：松本城の有料観覧者数

※3：特別会計「松本城費」が設置されるまでは、S24は、史跡保存費を一般会計に計上した。S25特別会計「松本城修理付帯工事費」、S26、27特別会計「松本城史跡保存工事費」、S28～S30特別会計「松本城保存工事費」を設置していた。

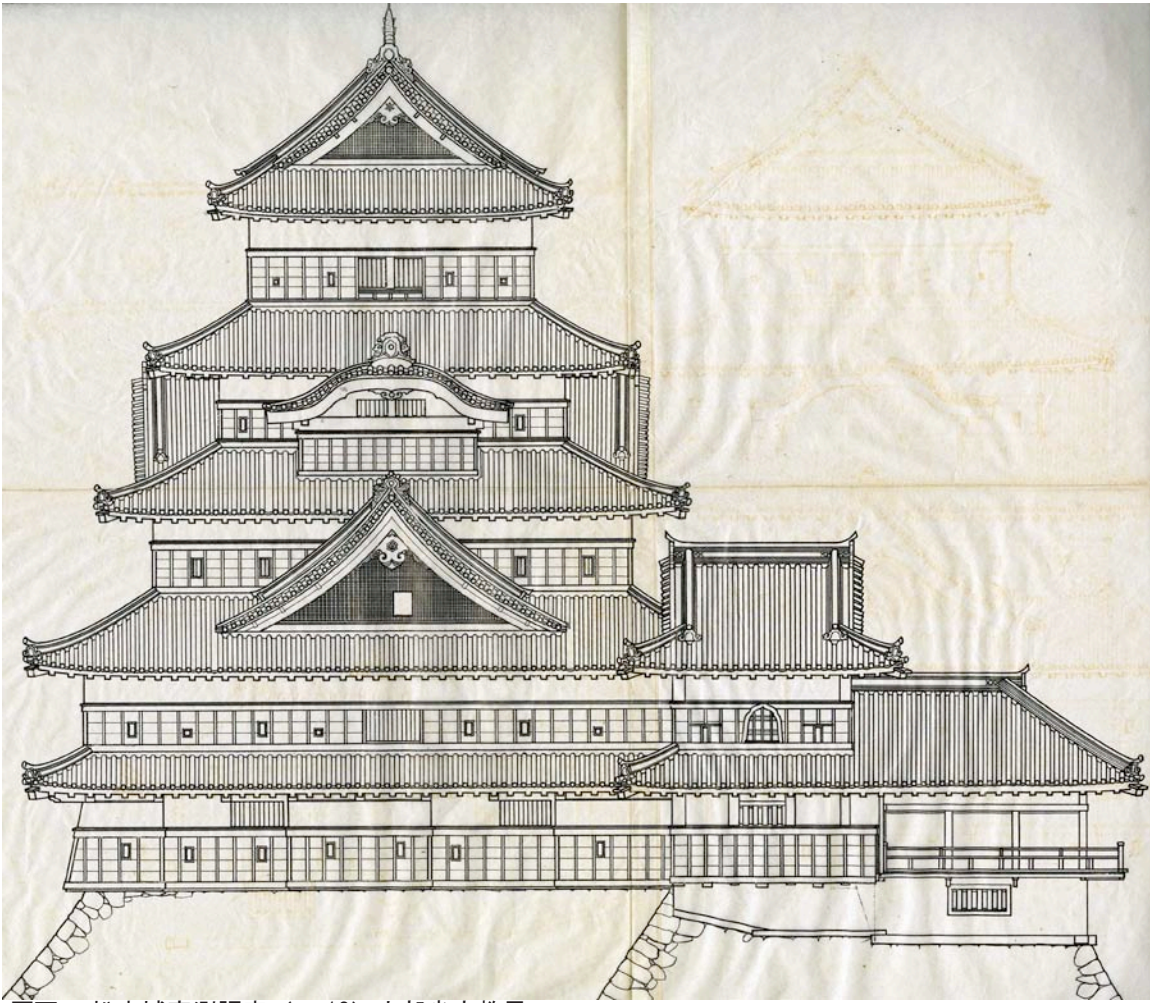
5 その他

ア 松本城に係る実測図面

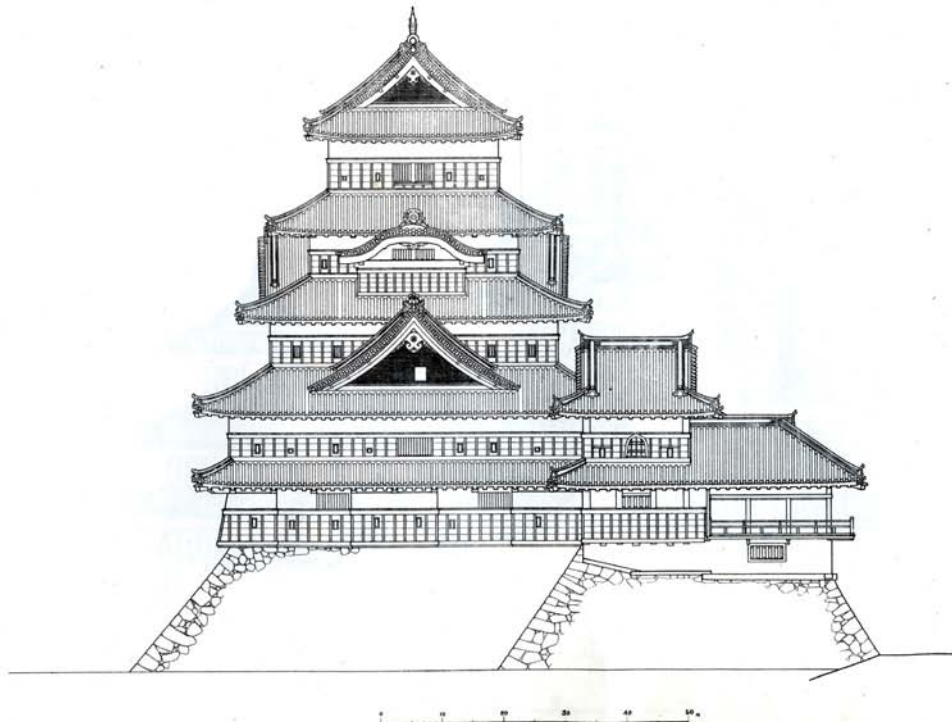
	調査年	実測目的	掲載書籍等	作成者	所蔵
1	明治30年代	松本郷土誌人物伝研究	『重要文化財旧開智学校所蔵資料目録 第2集』	松本沿革史調査会	重要文化財旧開智学校
2	昭和4年	早稲田大学生卒業論文	『建築雑誌』45輯第545号(S6)	早稲田大学生 (河村惇・梶元成・松本吉雄)	松本市立博物館
3	昭和10年	記録保存学界等への研究材料	松本城実測調査(S13)	文部省宗教局	松本城管理事務所
4	昭和11年	国宝指定に伴う顕彰	『国宝松本城(S16)』	松本市役所	松本市立博物館
5	昭和25年	昭和の大修理松本城実測図	『国宝松本城 解体・調査編(S29)』	国宝松本城保存工事事務所 (斎藤昌作・川合栄一・米川忠)	松本城管理事務所
6	昭和30年	昭和修理後松本城竣工図面	『国宝松本城(S41)』	松本市教育委員会 (沢野謙)	松本城管理事務所



図面1 『建築雑誌』45輯第545号(S6年)早稲田大学生(河村惇・梶元成・松本吉雄)作成 松本市立博物館所蔵

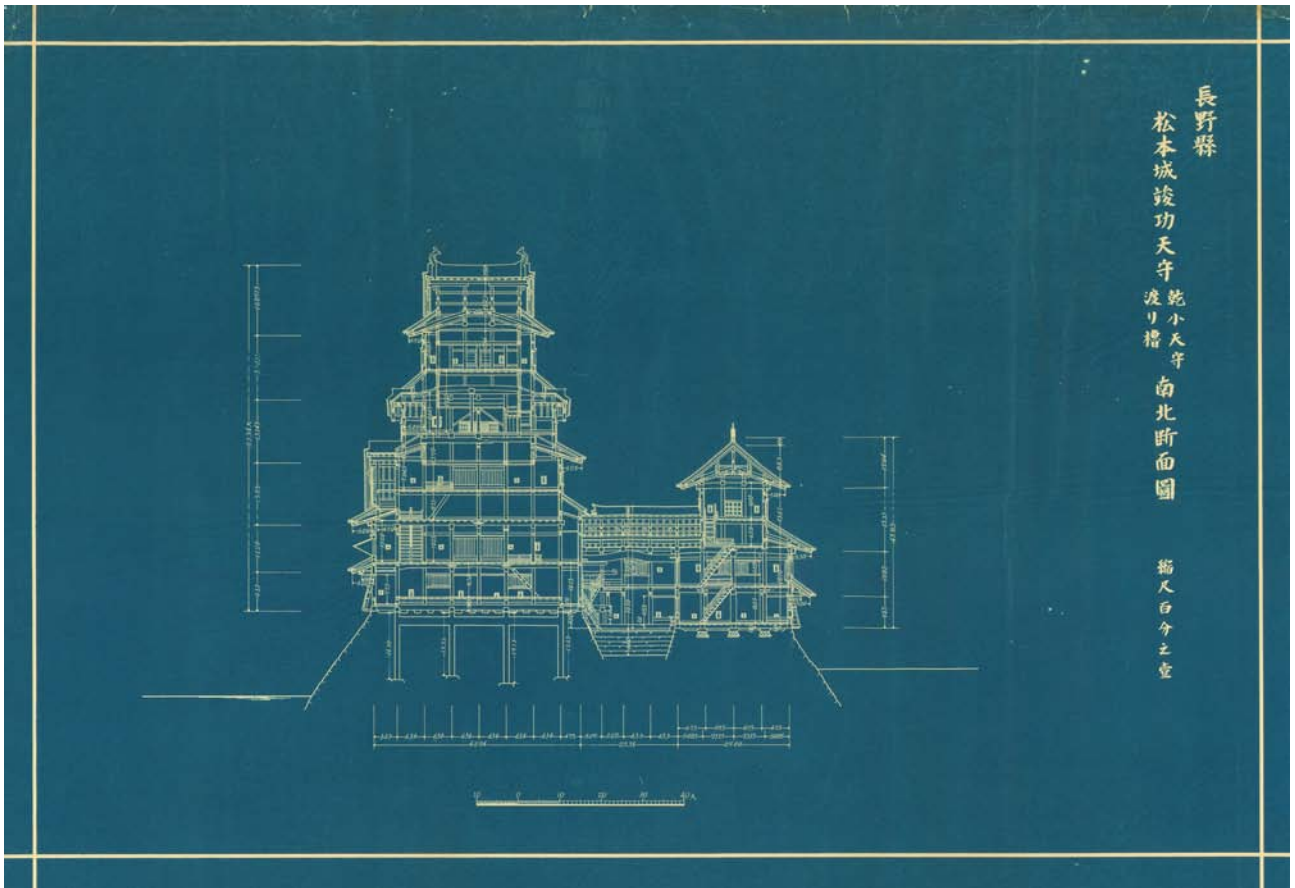


図面 2 松本城実測調査 (S 13) 文部省宗教局

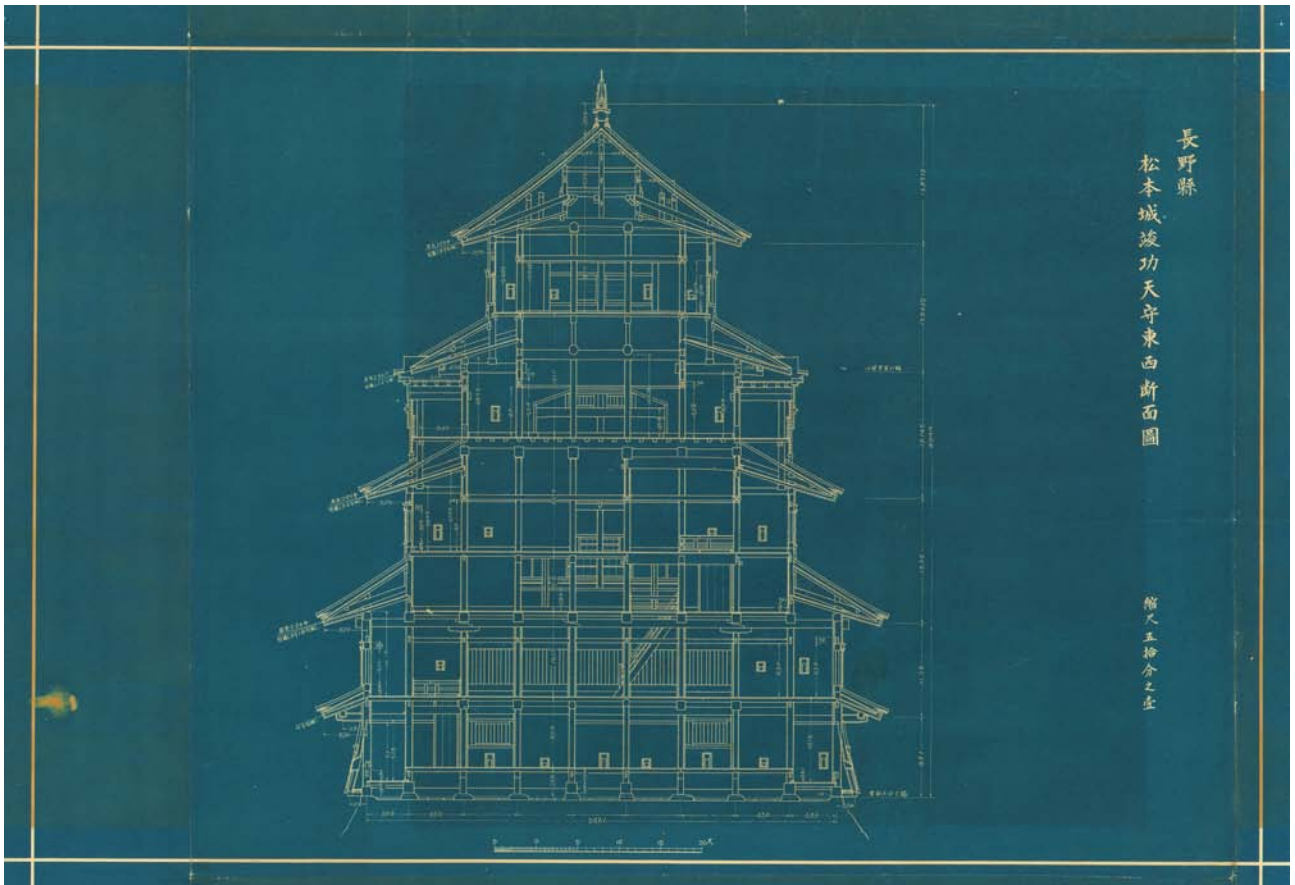


図面 3 『國寶松本城 (S16)』松本市役所作成

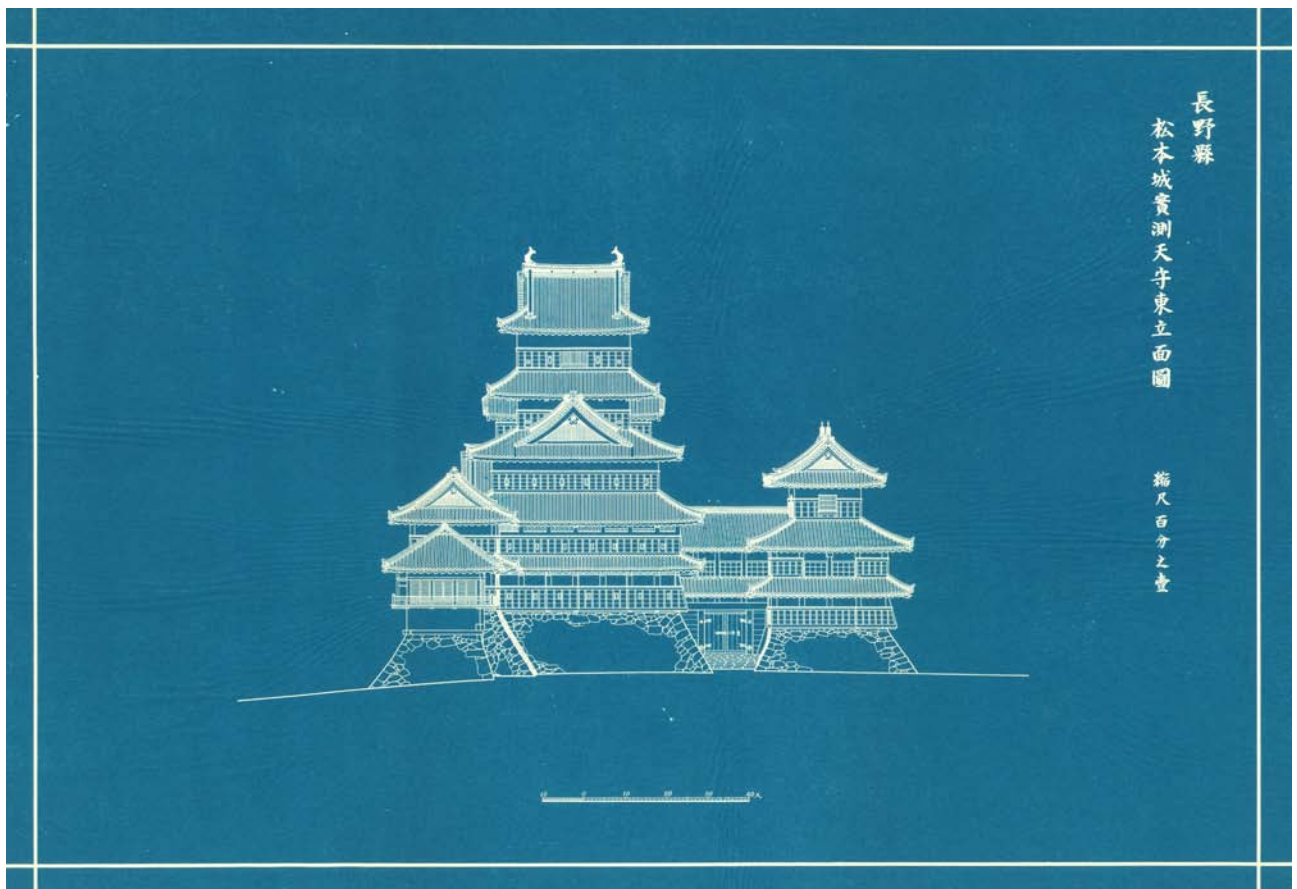
四〇 松本城天守南立面圖



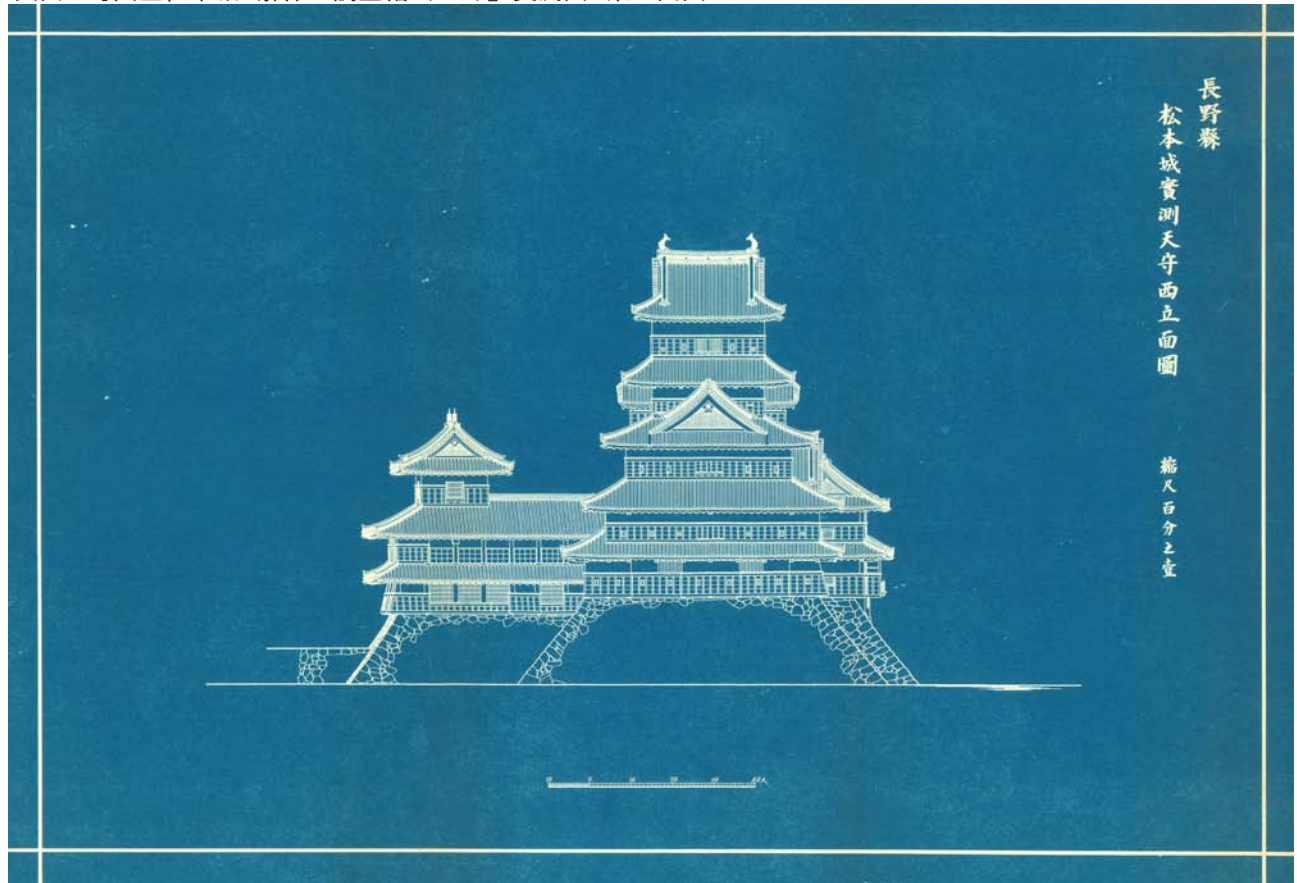
図面 4 昭和修理後松本城竣工図面 (S41) 天守乾小天守渡り檜南北断面図



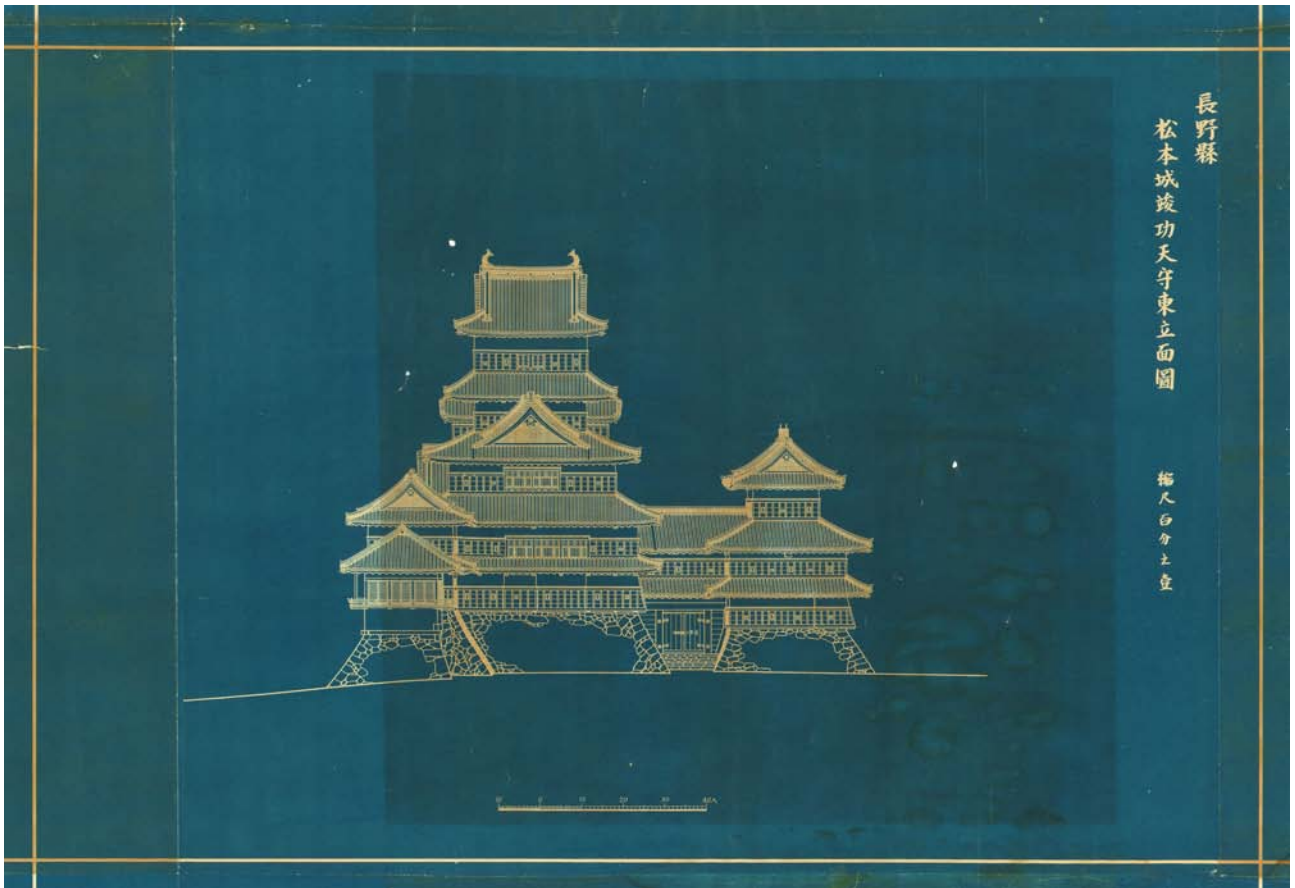
図面 5 昭和修理後松本城竣工図面 (S41) 天守東西断面図



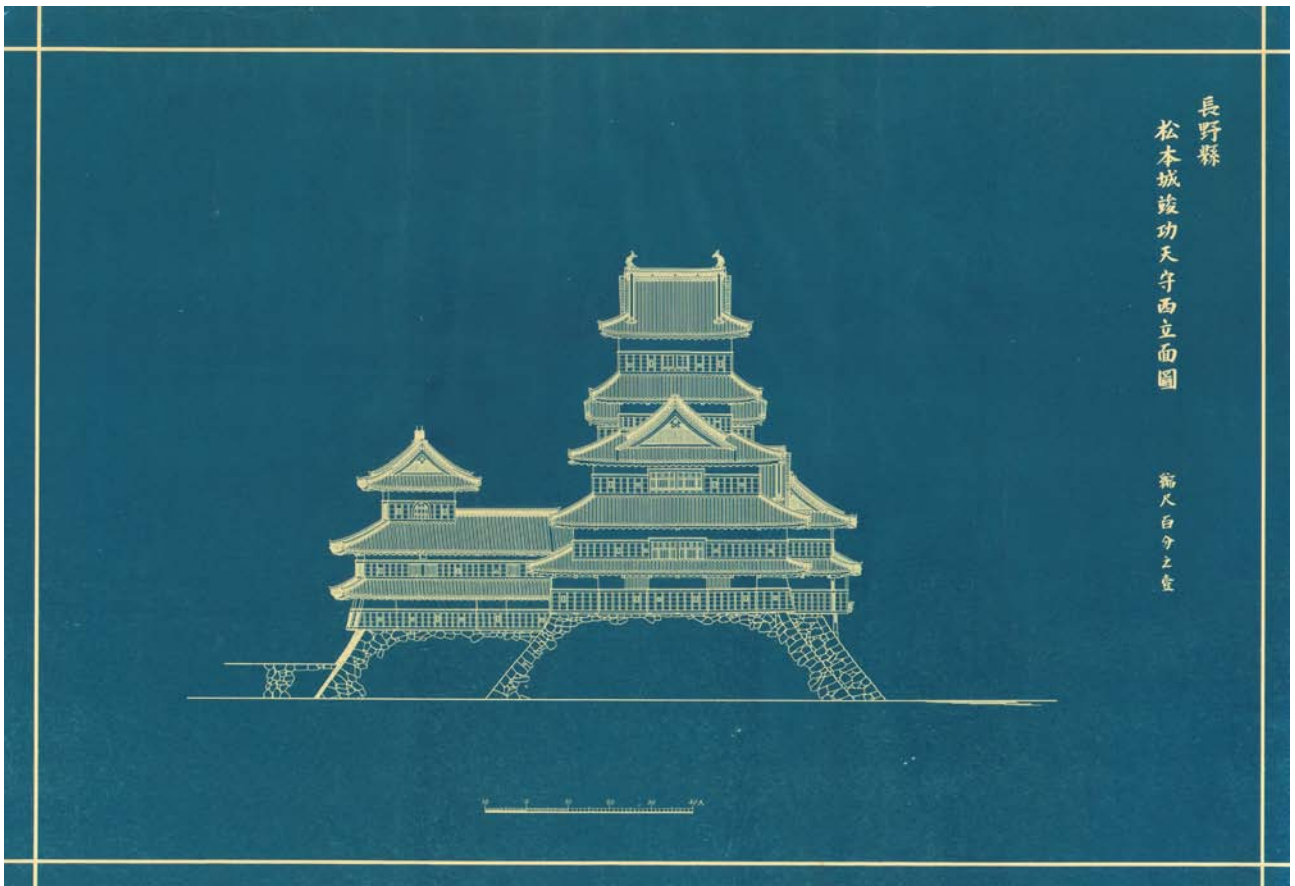
図面6『国宝松本城 解体・調査編 (S29)』実測図 東立面図



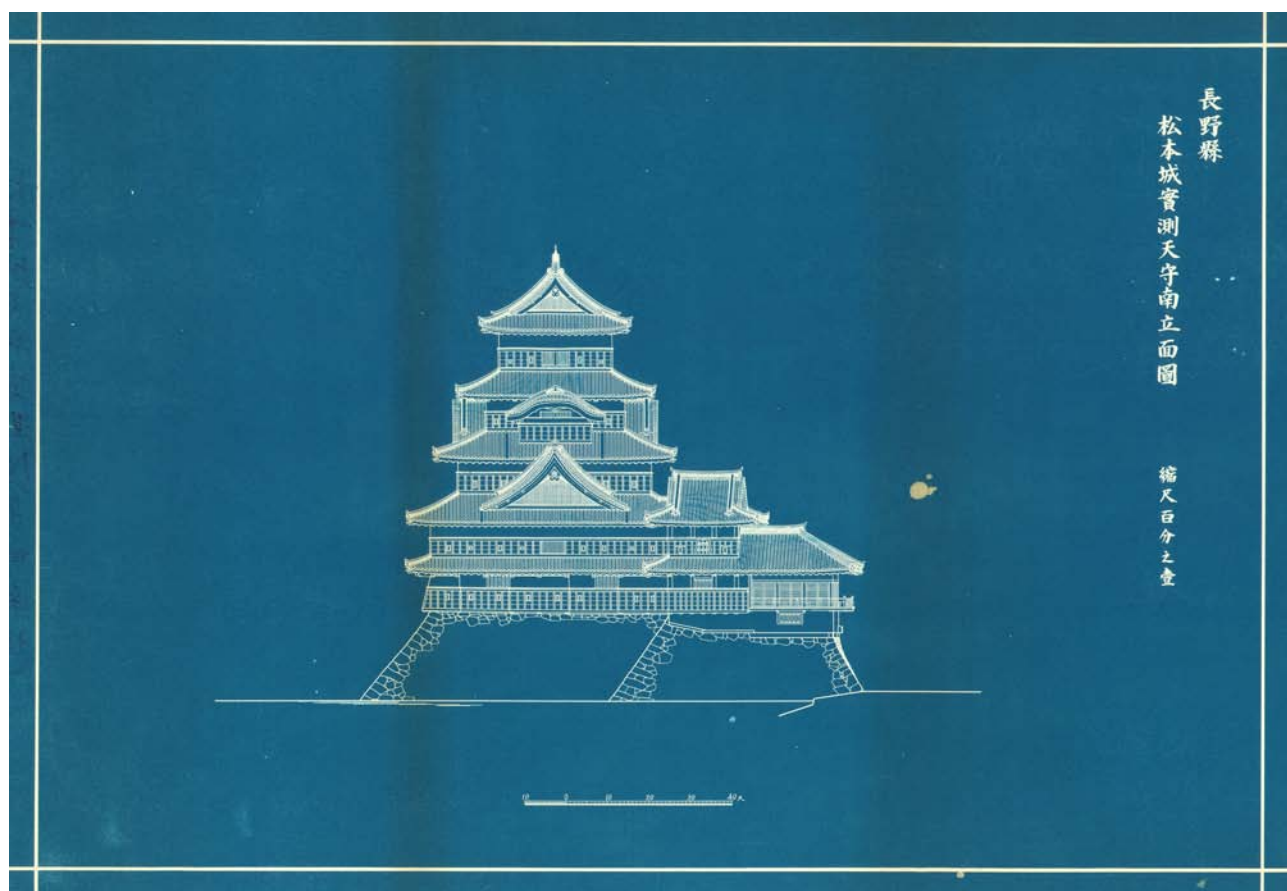
図面7『国宝松本城 解体・調査編 (S29)』実測図 西面立面図



図面8 昭和修理後松本城竣工図面 (S41) 天守東立面図



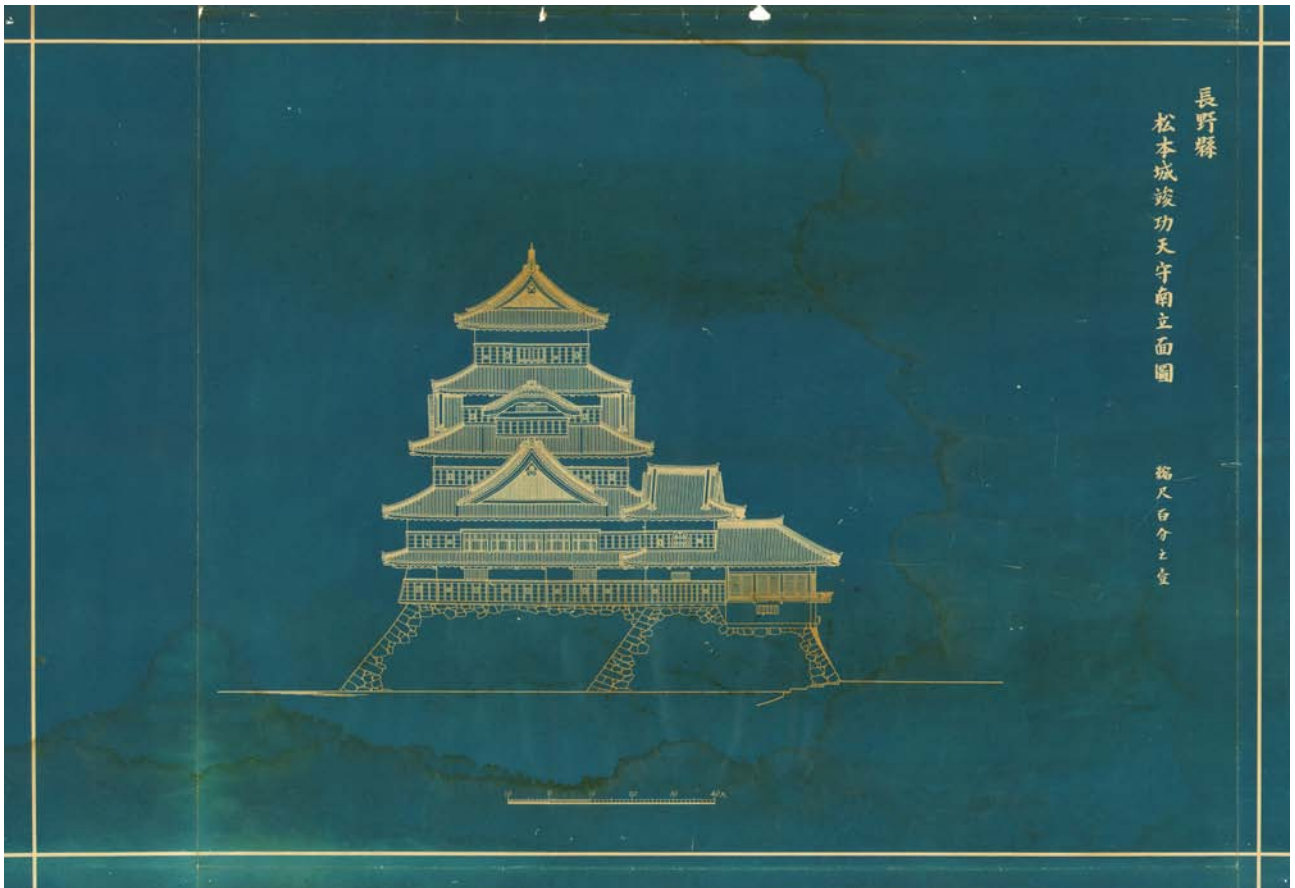
図面9 昭和修理後松本城竣工図面 (S41) 天守西立面図



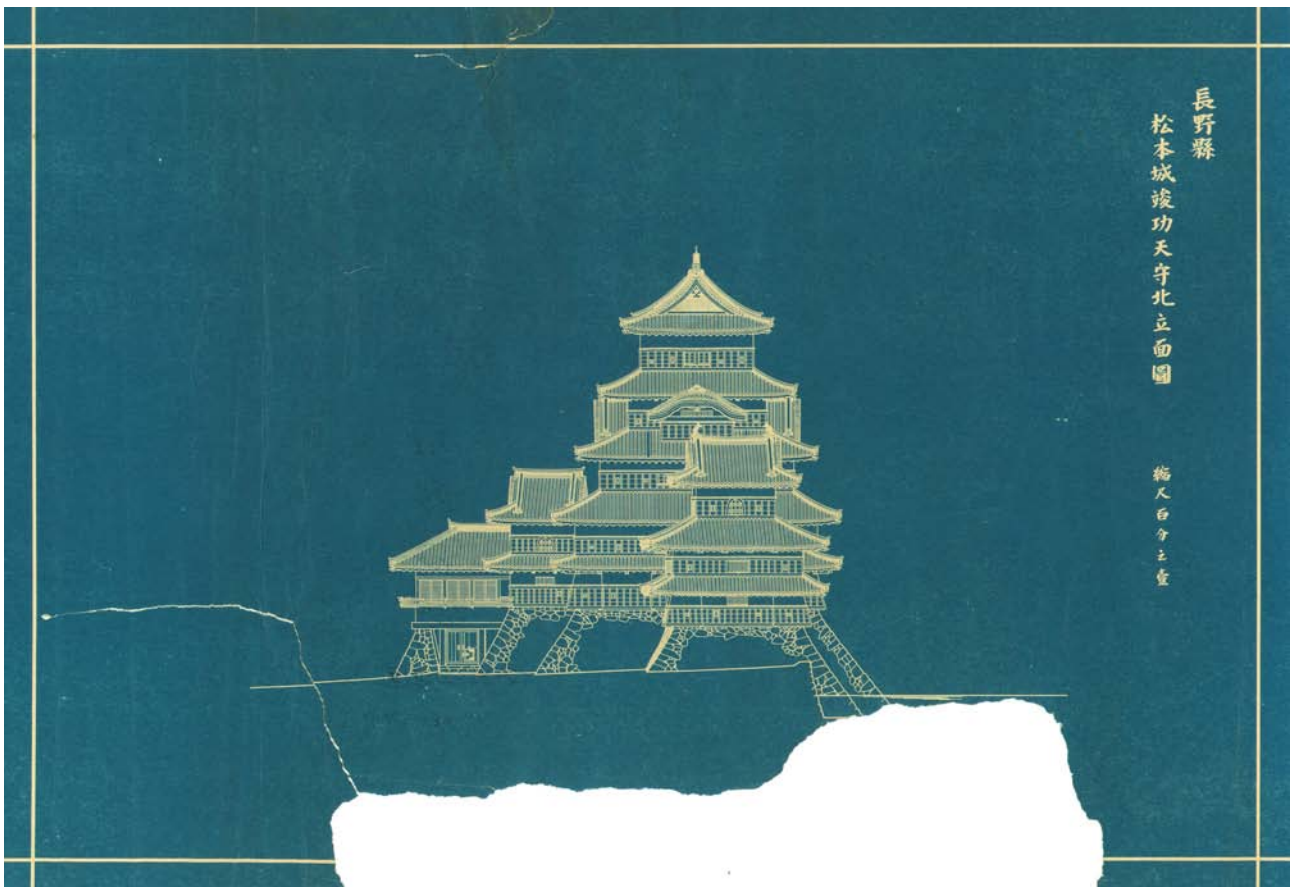
図面 10 『国宝松本城 解体・調査編 (S29)』実測図 南面立面図



図面 11 『国宝松本城 解体・調査編 (S29)』実測図 北面立面図



図面 12 昭和修理後松本城竣工図面 (S41) 天守南立面図



図面 13 昭和修理後松本城竣工図面 (S41) 天守北立面図

イ 松本城に関する絵画

	製作年	タイトル	制作者		備考
1	明治 14 年	不明	不明		『続膝栗毛・8編 従木曾路善光寺道膝栗毛 上』十返舎一九 著の挿絵
2	昭和 9 年夏	信州松本城	笠松紫浪	絵画	
3		国宝松本城	バーナード・リーチ	絵葉書	
4	昭和 20 年代		上地瑛一郎	絵画	松本城復元工事中
5	昭和 30 年代	松本城	石井柏亭	絵画	昭和 30 年第 11 回日展出品
6	年代不詳	松本城	宮坂勝	絵画	
7	年代不詳	松本城	西沢洋	絵画	
8	昭和 51 年春	冬の松本城	高田力蔵	絵画	昭和 52 年サロンナショナル展 (仏)

※資料はすべて松本市立博物館所蔵 (資料 1 を除く)



絵画 1 『続膝栗毛・8編 従木曾路善光寺道膝栗毛 上』十返舎一九 著の挿絵



絵画2 「国宝松本城」バーナード・リーチ (Bernard Howell Leach)



絵画3 石井柏亭 (『松本城』製作光景)

ウ 松本城及び松本藩に関する絵図・錦絵等

	絵図名	サイズ	制作年代	所蔵
1	元禄期松本城下絵図	特大判	水野氏時代	松本城管理事務所
2	松本城下大絵図	大判	水野氏時代	松本城管理事務所
3	松本御城絵図(起こし絵付)	大判	正徳2年頃	松本城管理事務所
4	信州松本城之図	小判	水野氏時代	松本城管理事務所
5	松本城絵図	中判	水野氏時代	松本城管理事務所
6	信濃国松本藩領大絵図	特大判	水野氏時代	松本城管理事務所
7	松本城下町絵図	大判	水野氏時代	松本市立博物館
8	松本城本丸御殿絵図	小判	水野氏時代	松本市立博物館
9	水野家家中屋敷割図	中判	水野氏時代	松本市立博物館
10	水野家城主時代松本城全図	小判	水野氏時代	松本市立博物館
11	享保十三年秋改松本城下絵図	特大判	1728(戸田氏時代)	松本城管理事務所
12	二の丸御殿絵図(寛保2年改)	小判	1742(戸田氏時代)	松本城管理事務所
13	文化5~天保6年頃松本城下絵図	中判	戸田氏時代	松本城管理事務所
14	文化・文政松本藩屋敷割図	大判	戸田氏時代	松本市立博物館
15	天保6年松本城下絵図	特大判	1835(戸田氏時代)	長野県立歴史館
16	安政3~文久元家中屋敷図二幅の1	小判	戸田氏時代	松本城管理事務所
17	安政3~文久元家中屋敷図二幅の2	小判	戸田氏時代	松本城管理事務所
18	二の丸御殿絵図(戸田家寄贈)	小判	戸田氏時代	松本城管理事務所
19	松本城下割図 北深志	特大判	戸田氏時代	長野県立歴史館
20	松本城下割図 南深志	特大判	戸田氏時代	長野県立歴史館
21	崇教館図	小判	戸田氏時代	松本市立博物館
22	新御殿絵図	中判	戸田氏時代	長野県立歴史館
23	浅間御殿絵図	小判	戸田氏時代	長野県立歴史館
24	松本南深志町図(明治5年)	大判	1872(明治時代)	松本市立博物館
25	松本北深志町図(明治5年)	大判	1872(明治時代)	松本市立博物館
26	筑摩県博覧会 錦絵	小判	明治時代	松本市立博物館
27	東筑摩郡南北深志町絵図	中判	1879頃(明治時代)	松本城管理事務所
28	明治十三年六月御巡幸松本御通図	小判	1880(明治時代)	松本市立博物館
29	松本中学校開校式繁栄之図(錦図)	小判	1885(明治時代)	松本市立博物館
30	紙本墨画松本城旧景図(明治30年後藤新門画)	中判	1897(明治時代)	松本城管理事務所
31	維新前松本藩士族屋敷割図(製作明治44年)	大判	1911(明治時代)	松本市立博物館



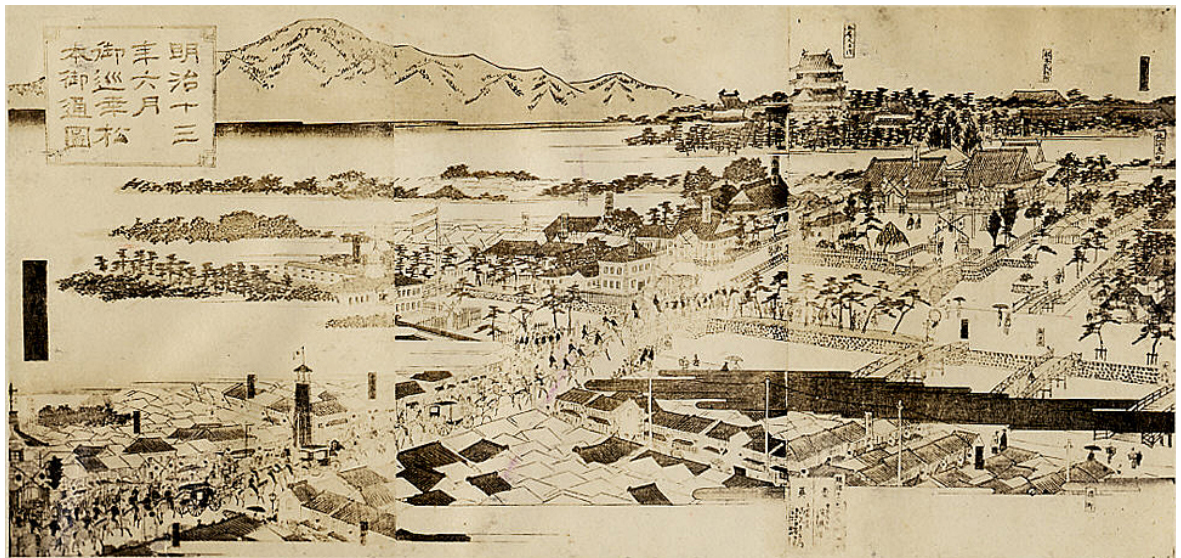
絵図1 「享保十三年秋改松本城下絵図」 松本城管理事務所 所蔵



絵図 2 「紙本墨画松本城旧景図」(明治 30 年後藤新門画)



錦絵 1 「筑摩県博覧会 錦絵」



錦絵 2 「明治十三年六月御巡幸松本御通図」



錦絵 3 「松本中學校開校式繁榮之圖（錦図）」

エ 松本城に関する歌

1 歌

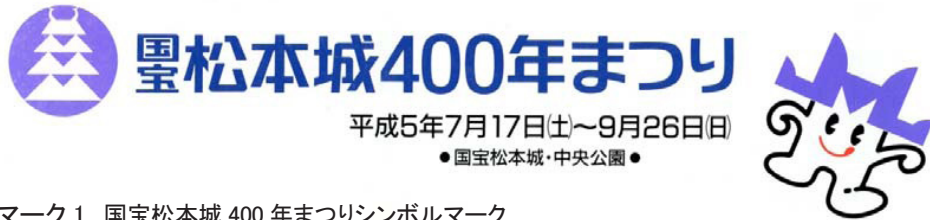
	和暦	タイトル	歌手	作詞	作曲	形態	備考
1	明治 35 年	松本城		太田水穂	奥好義		松本城への哀愁
2	明治 35 年	福島將軍		静雨・美篤	米久保喜雄		「深志の城の片ほとり」
3	明治 40 年	明治 37.8 年戦役記念館唱歌		飯田弟治	北村茂八	唱歌	「松本町に聳えたる 天守に続く記念館」
4	昭和 3 年	松本税務署の歌		K. U	K. M		「深志城頭瑞気満つ」
5	昭和 15 年	松本市歌		高野辰之	信時潔		「五層閣上見渡す限」
6	昭和 40 年頃	月の松本城					「月の松本城」
7	昭和 63 年	信州松本城	大金吾	伴在主計	田島久三	歌謡曲	
8	平成 5 年	城	北島三郎	志賀大介	原譲二	歌謡曲	400 年まつり限定CD
9	平成 9 年	国宝松本城古城太鼓	—	松本英一	三善 晃		高橋明邦（太鼓） 市政 90 周年
10	平成 11 年	松本市制施行 90 周年記念 この街を忘れない		黒岩玲子	黒岩玲子		「両手をつきながら登った天守閣」
11	平成 12 年	松本広域消防局の歌		横山良孝	平賀正巳	消防歌	「誇る国宝松本城」

2 校歌

	和暦	学校名	歌手	作詞	作曲	形態	備考（歌詞）
1	不明	信州大学教育学部附属 幼稚園	—	千原勝美	吉本安秀	園歌	「おしろのまちに」
2	不明	旭町小学校	—	勝承夫	平井康三郎	校歌	「古城のまち」
3	不明	田川小学校	—	藤森秀夫	大木正夫	校歌	「古城の南」
4	昭和 32 年	清水小学校	—	岡本敏明	岡本敏明	校歌	「松本城」
5	昭和 46 年	岡田小学校	—	所三男	松本民之助	校歌	「深志の古城」
6	不明	信州大学教育学部附属 松本小学校	—	臼井吉見	芥川也寸志	校歌	「深志の古城」
7	不明	清水中学校	—	新田実造	清水中学校	校歌	「深志の城をま向かいに」
8	昭和 28 年	丸の内中学校	—	勝承夫	平井康三郎	校歌	「城にゆかりの名もなつかしく」
9	不明	旭町中学校	—	勝承夫	平井康三郎	校歌	「古城の月のとどく庭」
10	不明	松本盲学校	—	勝承夫	平井康三郎	校歌	「古城のまちは夢多き」
11	明治 35 年	松本中学校（旧校歌）	—	勝山勝司	米久保喜雄	校歌	「深志城・残塁破壁年」
12	大正 11 年	松本深志高等学校	—	松原威雄	岡野貞一	校歌	「古城空しく苔古りて」
13	不明	松本深志高等学校応援歌 「敵のヒョーロク玉」	—			応援歌	「天守閣まで」
14	昭和 8 年	松本夜間中学校	—	新家園面	中条彗雄	校歌	「五層楼下」

オ 松本城天守を使ったデザイン（シンボルマーク・ロゴマーク）

	作成年	目的	作成者	内容
1	平成 5 年	国宝松本城 400 年まつりシンボルマーク	国宝松本城 400 年まつり実行委員会	400 年の長い歴史と豊かな自然に囲まれ、人々に親しまれる松本城を表現
2	平成 11 年	国宝松本城太鼓門復元記念まつりシンボルマーク		
3	平成 15 年	「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会シンボルマーク	「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会	戦国時代の面影を保つ、威風堂々とした松本城を、日本的な大胆な筆使いと「和」のシンプルな配色で表現
4	平成 19 年	市政施行 100 周年記念事業ロゴ・シンボルマーク	松本市制施行 100 周年記念事業実行委員会	円の重なる形で、きらめく未来や輝くひとを表現。松本城のシルエットをアレンジ



マーク1 国宝松本城 400 年まつりシンボルマーク



マーク2 国宝松本城太鼓門復元記念まつりシンボルマーク



マーク3 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会シンボルマーク

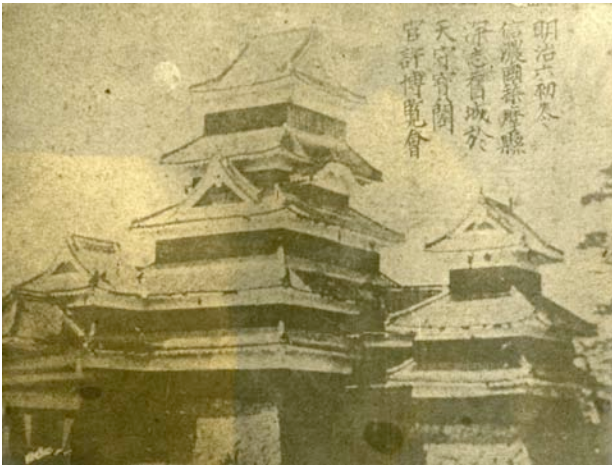


マーク4 市政施行 100 周年記念事業ロゴ・シンボルマーク

カ 松本城天守に係る古写真

番号	資料名	撮影年代	所蔵	分類
1	松本城（明治6年頃）	明治6年頃か	松本市立博物館	写真（印画紙）
2	松本裁判所と松本城	明治11年か	松本市立博物館	写真（印画紙）
3	太鼓門前から天守を望む	明治30年頃か	松本城管理事務所	写真（印画紙）
4	明治30年頃の松本城天守	明治30年頃	松本市立博物館	写真（印画紙）
5	明治三十二年頃の松本城	明治32年頃か	松本市立博物館	写真（印画紙）
6	松本城（明治期）	明治	旧開智学校	写真（印画紙）
7	校舎関係	明治34年8月頃	深志同窓会	写真（印画紙）
8	解体修理前の松本城天守（東南面）	明治40年頃	松本市立博物館	写真（印画紙）
9	松本城	明治41年か	松本市立博物館	写真（印画紙）
10	松本城天守閣	明治40年	松本市立博物館	写真（印画紙）
11	修繕中の天守閣	明治後期	松本市立博物館	写真（印画紙）
12	天守閣保存会により修理中の松本城	明治	松本市立博物館	写真（印画紙）
13	松本城天守閣（明治27年頃）	明治27年頃	旧開智学校	写真（印画紙）
14	松本城と乃木大将	明治後期か	松本市立博物館	絵葉書
15	松本城天守閣卒業記念（明治38年）	明治38年頃	深志同窓会	絵葉書
16	松本城	大正	松本市立博物館	絵葉書
17	松本城第1回校庭運動会（開智部）	大正2年	旧開智学校	写真（印画紙）
18	松本城天守閣	不明	松本市立博物館	写真（印画紙）
19	旧松本城天守閣（『松本市案内』所収）	大正11年か	松本市立博物館	写真（印画紙）
20	松本城 松本市上水道竣工記念 天主閣前消火栓放水	大正13年か	松本市立博物館	絵葉書
21	昭和初年の松本城天守閣（南東面）	大正末期～昭和初期	松本市立博物館	写真（乾板・ポジ・ネガ）
22	昭和初年の松本城天守閣（南西面）	大正末期～昭和初期	松本市立博物館	写真（乾板・ポジ・ネガ）
23	昭和初年の松本城天守閣（西北面）	大正末期～昭和初期	松本市立博物館	写真（乾板・ポジ・ネガ）
24	松本城周辺遠景	大正末期～昭和初期	松本市立博物館	写真（乾板・ポジ・ネガ）
25	天守閣グラウンドでの野球	昭和4年か	松本市立博物館	写真（印画紙）
26	松本城天守閣と野球光景	昭和4年以前	松本市立博物館	写真（印画紙）
27	解体修理前の松本城天守（西北面）	昭和10年頃	松本市立博物館	写真（印画紙）
28	解体修理前の松本城天守（東北面）	昭和25年	松本市立博物館	写真（印画紙）
29	解体修理前の松本城天守（南西面）	昭和25年	松本市立博物館	写真（印画紙）
30	解体修理前の松本城天守（東南面）	昭和25年	松本市立博物館	写真（印画紙）
31	松本城（昭和修理前）	昭和20年代前半か	松本市立博物館	写真（乾板・ポジ・ネガ）
32	解体修理前の松本城天守（西面）	昭和25年	松本市立博物館	写真（印画紙）
33	松本城内堀でのスケート	昭和13年頃か	松本市立博物館	写真（印画紙）
34	松本城本丸御殿跡と天守 （南京陥落を記念した集会に動員された市民と市内小学校生徒）	昭和12年か	松本市立博物館	写真（印画紙）
35	松本城閣下歩兵第五十聯隊（松本市）	昭和	松本市立博物館	絵葉書
36	松本女子青年団松本城庭整列	昭和戦時中か	松本市立博物館	写真（乾板・ポジ・ネガ）
37	解体復元工事中の松本城・南西面（昭和25～30年）	昭和25～30年か	松本市立博物館	写真（印画紙）
38	解体復元工事中の松本城（昭和26年冬解体中）	昭和26年	松本城管理事務所	写真（印画紙）
39	解体復元工事中の松本城	昭和25～30年	松本城管理事務所	写真（印画紙）
40	解体復元工事中の松本城（機材関係）	昭和28年	松本城管理事務所	写真（印画紙）
41	解体工事月見橋東南方石垣修理竣工（昭和29年）	昭和29年	松本城管理事務所	写真（印画紙）
42	解体復元工事中の松本城	昭和25～30年	松本城管理事務所	写真（印画紙）
43	解体復元工事中の松本城	昭和25～30年	松本城管理事務所	写真（印画紙）
44	上棟祭後の記念撮影（昭和28年）	昭和28年	松本城管理事務所	写真（印画紙）
45	松本城修理完成関係者記念撮影	昭和30年か	松本市立博物館	写真（印画紙）
46	松本城と中央公園	昭和43年	旧開智学校	写真（印画紙）

※資料名は、所蔵施設の表記とし、撮影年代は一部加筆した。



古写真1 松本城（明治6年頃）



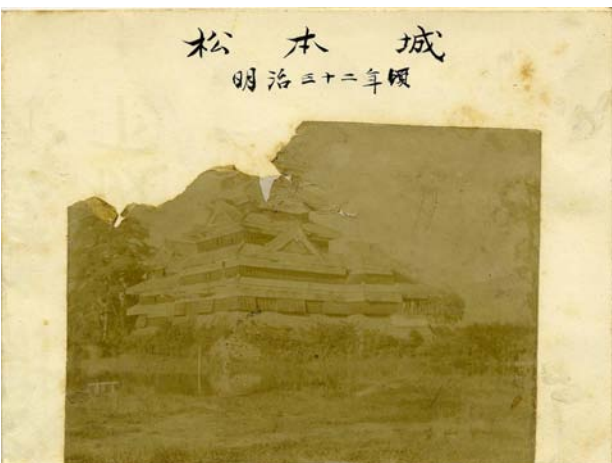
古写真2 松本裁判所と松本城



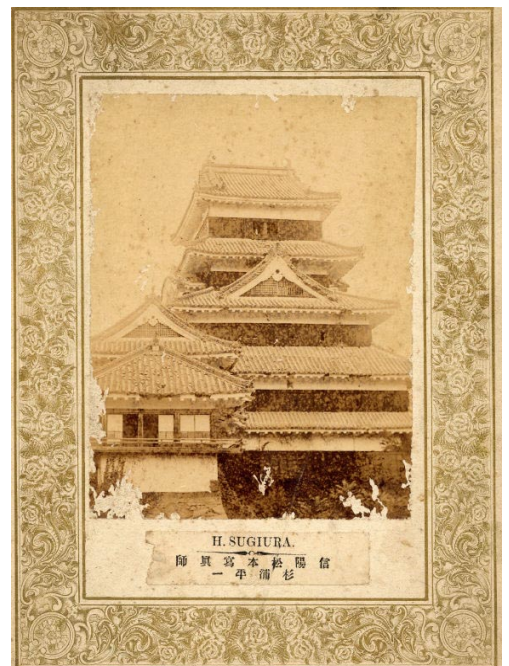
古写真3 太鼓門前から天守を望む



古写真4 明治30年頃の松本城天守



古写真5 明治三十二年頃の松本城



古写真6 松本城（明治期）



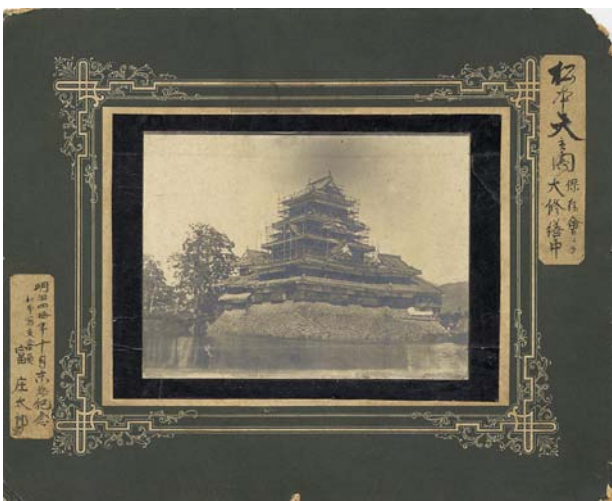
古写真7 校舎関係 (明治34年8月頃)



古写真8 解体修理前の松本城天守 (東南面)



古写真9 松本城



古写真10 松本城天守閣



古写真11 修繕中の天守閣



古写真 12 天守閣保存会により修理中の松本城



古写真 13 松本城天守閣（明治 27 年頃）



古写真 14 松本城と乃木大将



古写真 16 松本城



古写真 15 松本城天守閣卒業記念（明治 38 年）



古写真17 松本城第1回校庭運動会（開智部）



古写真18 松本城天守閣



古写真19 旧松本城天守閣（『松本市案内』所収）

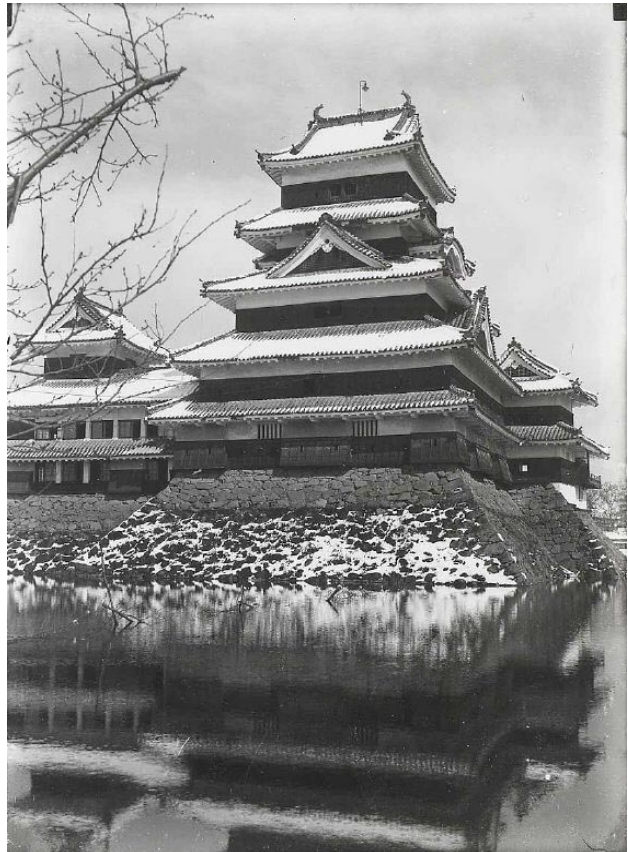


水放栓火消前閣主天 念記功竣道水上市本松

古写真20 松本城 松本市上水道竣工記念
天主閣前消火栓放水



古写真 21 昭和初年の松本城天守閣（南東面）



古写真 22 昭和初年の松本城天守閣（南西面）



古写真 23 昭和初年の松本城天守閣（西北面）



古写真 24 松本城周辺遠景



古写真 25 天守閣グラウンドでの野球（昭和4年）



古写真 26 松本城天守閣と野球光景



古写真 27 解体修理前の松本城天守（西北面）



古写真 28 解体修理前の松本城天守（東北面）



古写真 29 解体修理前の松本城天守（南西面）



古写真 30 解体修理前の松本城天守（東南面）



古写真 31 松本城（昭和修理前）



古写真 32 解体修理前の松本城天守（西面）



古写真 33 松本城内堀でのスケート



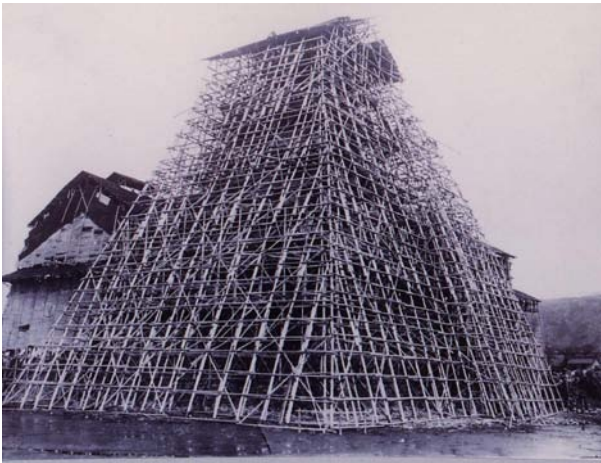
古写真 34 松本城本丸御殿跡と天守
(南京陥落を記念した集会に動員された市民と市内小学校生徒)



THE FIFTIETH INFANTRY REGIMENT & RUINS OF CASTLE MATSUMOTO. (市本松) 隊聯十五第兵歩ト關城本松
古写真 35 松本城閣卜歩兵第五十聯隊 (松本市)



古写真 36 松本女子青年団松本城庭整列



古写真 37 解体復元工事中の松本城・南西面
(昭和 25 ~ 30 年)



古写真 38 解体復元工事中の松本城
(昭和 26 年冬解体中)



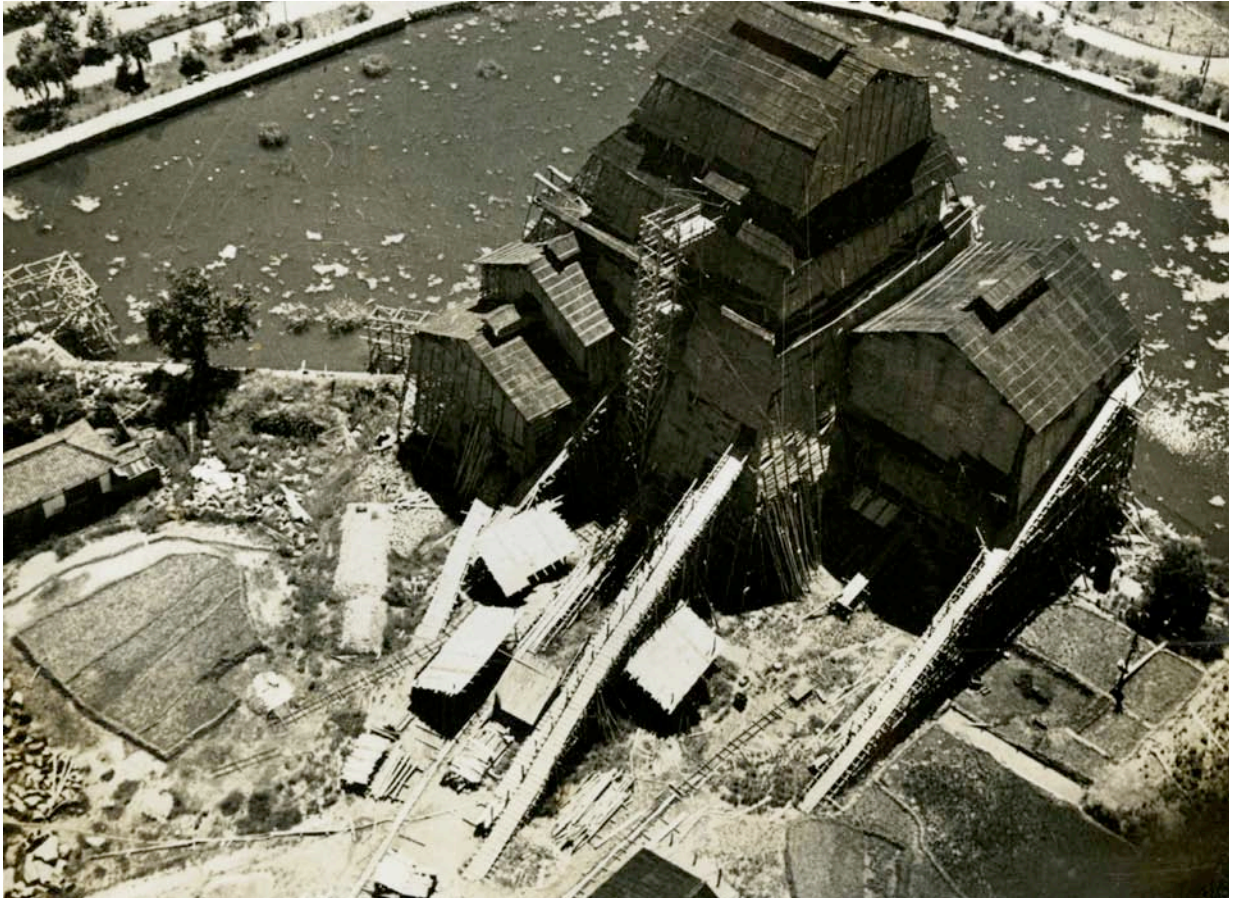
古写真 39 解体復元工事中の松本城



古写真 40 解体復元工事中の松本城 (機材関係)



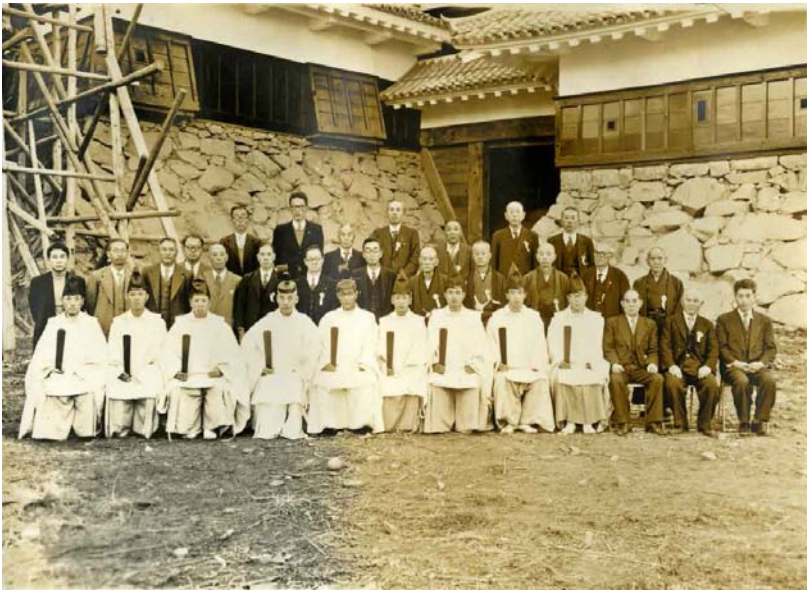
古写真 41 解体工事月見櫓東南方石垣修理竣工(昭和 29 年)



古写真 42 解体復元工事中の松本城



古写真 43 解体復元工事中の松本城



古写真 44
上棟祭後の記念撮影（昭和 28 年）



古写真 45
松本城修理完成関係者記念撮影



古写真 46
松本城と中央公園

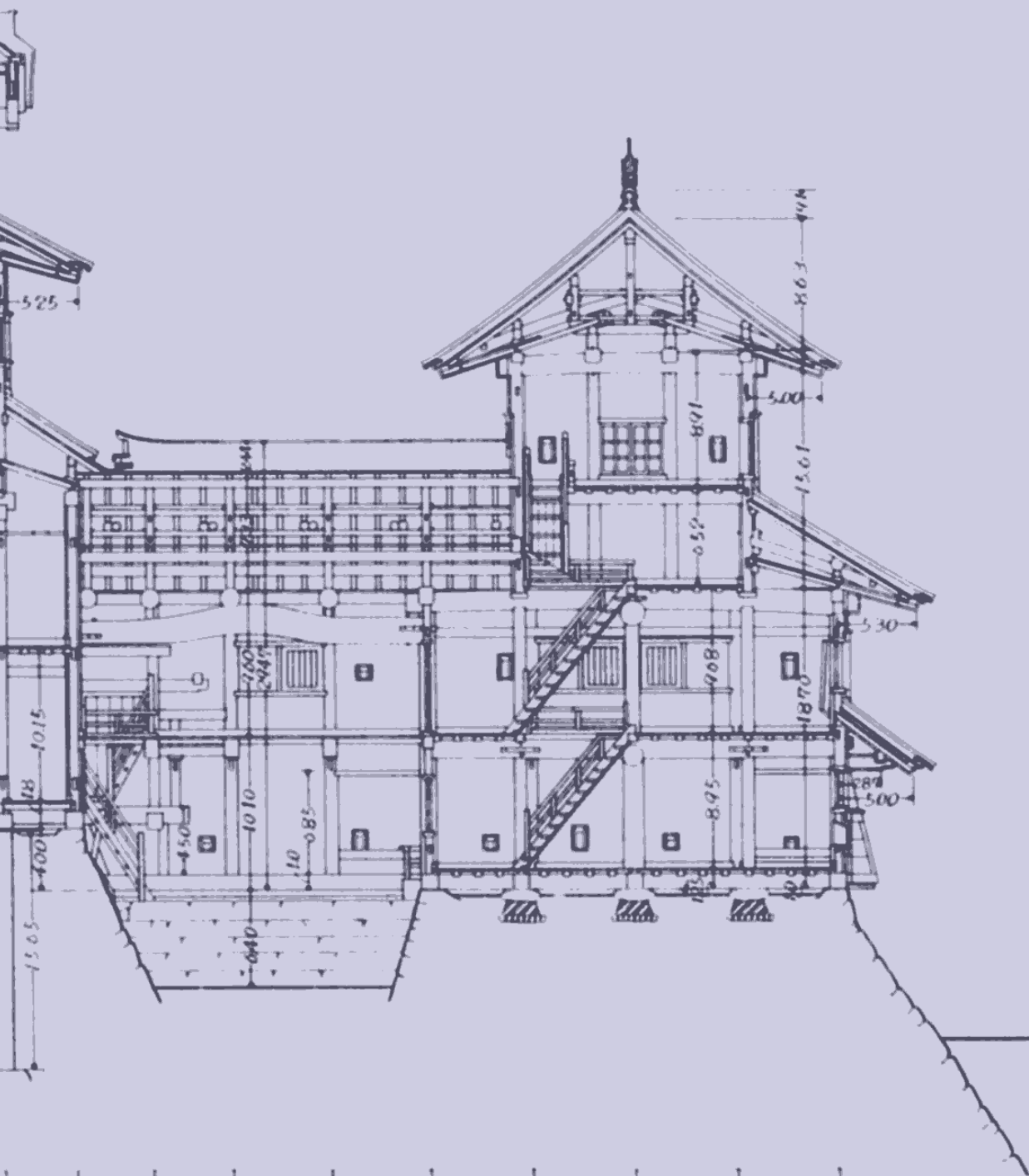
『国宝松本城天守保存活用計画』

発行年月 平成27年（2015）3月25日

指導・助言 国宝松本城天守保存活用計画策定委員会

発行 松本市教育委員会 松本城管理事務所
〒390-0874 長野県松本市丸の内4番1号
電話 0263-34-3000

印刷・編集 株式会社文化財保存計画協会
〒101-0003東京都千代田区一ツ橋2-5-5岩波書店一ツ橋ビル



525
15.65
400
1015
150
1010
10
0.85

444
863
500
13.61
530
1870
500
284

42.04
15.35
15.84
1081
765

415 507 322 653 653 645 675 675 645 675
5985 7515 7515 5985
23.35 27.00

国宝松本城天守保存活用計画

松本市